

会 議 録

第 1 日

(平成4年9月2日)

○議事日程第1号

平成4年9月2日(水) 午前10時開会

第1 議席の一部変更について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 会期の決定について

第4 議案第86号ないし議案第113号 …………… 説明

議案第86号 平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第87号 平成3年度四日市市水道事業決算認定について

議案第88号 平成4年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成4年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 平成4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第91号 平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)

議案第92号 平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第93号 平成4年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第94号 平成4年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

議案第95号 平成4年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)

議案第96号 平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第97号 四日市市の休日を定める条例の一部改正について

- 議案第 98 号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第 99 号 四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について
- 議案第 100号 四日市市消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 議案第 101号 四日市市斎場条例の一部改正について
- 議案第 102号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 103号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について
- 議案第 104号 市道路線の廃止について
- 議案第 105号 市道路線の認定について
- 議案第 106号 工事請負契約の締結について
－三ツ谷污水1号幹線管渠布設工事(第2工区)－
- 議案第 107号 工事請負契約の締結について
－午起ポンプ場築造工事(沈砂池・ゲート室)－
- 議案第 108号 工事請負契約の締結について
－雨池7号幹線水路築造工事－
- 議案第 109号 動産の取得について
－高規格救急自動車－
- 議案第 110号 動産の取得について
－大型高所放水車－
- 議案第 111号 動産の取得について
－パーソナルコンピューター－
- 議案第 112号 字の区域の変更について
- 議案第 113号 字の区域の変更について

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜 多 野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信
瀬 川 憲 生
田 中 武
田 中 俊 行

谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力
 水野和子
 水野幹郎
 森 真寿朗

○欠席議員（1名）

毛利道哉

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
調	整	石川徹夫
市	長	鈴木一美
公	室	
長		

計画推進部長	馬淵則昭
総務部長	鶴飼滋
財政部長	佐々木龍夫
市民部長	小畑廣次
福祉部長	大井一美
商工部長	米津正夫
農林水産部長	鎌田悟
環境部長	須原賢治
都市計画部長	山田稔
建設部長	西田喜大夫
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆一
消防次長	谷口淳一
病院事務長	光本博之
水道事業管理者	栗本春樹
水道局次長	別所弘和

教 育 長	丹羽 武
教 育 次 長	服部 美次

代表監査委員	樋尾 裕
--------	------

○出席事務局職員

事務局 長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士

主 幹 井 上 紀久夫
主 幹 水 谷 正 昭

午前10時1分開会

○議長（水野幹郎君） おはようございます。
ただいまから平成4年9月4日市市議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は39名であります。
今定例会の議事説明者は、市長はじめ25名であります。

○議長（水野幹郎君） これより本日の会議を開きます。
本日の議事についてはお手元に配付いたしました議事日程第1号により
取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 議席の一部変更について

○議長（水野幹郎君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といた
します。
おはかりいたします。所属会派の異動に伴い、小井道夫君の議席をただ
いま着席のとおり変更したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決し
ました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（水野幹郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。
今定例会の会議録署名議員に、伊藤正巳君及び田中武君を指名いたしま
す。

日程第3 会期の決定について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたしま
す。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月17日までの16日
間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期
は、本日から9月17日までの16日間と決定いたしました。

日程第4 議案第86号 平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定 についてないし議案第113号 字の区域の変更について

○議長（水野幹郎君） 日程第4、議案第86号平成3年度四日市市立四日
市病院事業決算認定についてないし議案第113号字の区域の変更について
の28件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申
上げます。

議案第86号は、平成3年度市立四日市病院事業決算認定についてであり
ます。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は104億3,808万6,889円、収
益的支出の決算額は107億4,275万9,469円となりました。

次に、資本的収入につきましては、決算額は7億9,815万3,928円、資
本的支出の決算額は13億9,940万1,116円となり、資本的収入額が資本的
支出額に対して不足する額6億124万7,188円につきましては、過年度分
損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしま

した。

損益計算書につきましては、収益 104億 2,879万 2,208円、費用 107億 3,442万 8,504円となり、差し引き 3億 563万 6,296円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金は当年度純損失 3億 563万 6,296円を繰越利益剰余金年度末残高 3,414万 7,540円で補てんいたしました結果、当年度未処理欠損金は 2億 7,148万 8,756円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高 6億 9,617万 5,244円、当年度発生額 3,738万 4,000円、翌年度繰越資本剰余金 7億 3,355万 9,244円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金 2億 7,148万 8,756円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額 128億 9,791万 6,053円、負債総額 15億 712万 6,971円、資本総額 113億 9,078万 9,082円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。

公的医療機関として常に市民の福祉の増進を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努力してまいりましたが、当年度の収益的収支は、総費用が総収益を上回ったため、純損失を生じました。

今後も医療の高度化、医療需要の多様化等に適切に対応するため、人件費をはじめとする義務的経費の増大、施設の整備並びに高度医療機器の新規導入等により一層経費の増高が考えられ、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

こうした状況のもと、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供し、地域住民の健康を守る中核病院としての機能を十分発揮できるよう一層の努力を傾注していく所存であります。

議案第87号は、平成3年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は68億 409万 8,910円、収益的支出の決算額は66億 6,682万 4,827円となりました。

次に、資本的収入につきましては、決算額は12億 8,208万 7,047円、資本的支出の決算額は23億 8,637万 2,784円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額11億 428万 5,737円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益66億 2,387万 839円、費用65億 4,015万 4,683円となり、差し引き 8,371万 6,156円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高 2億5,658万970円に当年度純利益8,371万6,156円を加算し、3億4,029万7,126円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高47億 8,761万 6,105円、当年度発生高 2億5,886万7,969円、翌年度繰越資本剰余金は50億4,648万4,074円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金 3億 4,029万 7,126円のうち減債積立金 420万円を積み立て、利益剰余金を処分した残額 3億 3,609万 7,126円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額 254億 6,988万 6,229円、負債総額 14億 5,737万 5,899円、資本総額 240億 1,251万 330円となりました。

以上が水道事業の決算の概要であります。

なお、平成3年度料金原価計算では、給水原価が供給単価を上回って損失が生じたものの、給水収益以外の収入によってそれを補てんし、前年度に引き続き純利益を計上することができましたが、今後の水道財政を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。

このような中で、本市水道事業は普及率99.8%に達し、さらに生活水準

の向上や、経済活動の進展に伴い、今後とも引き続き水需要は増大することが予想されます。こうした状況に対応し、将来に向けて安定した水源を確保するため、昨年4月から三重用水の受水を開始し、また、これにあわせて配水池の増強や配水管網の拡充等、第4期拡張事業の着実な推進に努めているところであります。

一方、企業として経営の簡素化、効率化を図るため、電子計算機を利用した水道料金システムを平成3年2月から稼働させるとともに、本年4月からは企業会計システムの運用を開始いたしました。

また、市民の関心の強い水質確保につきましては、現在国において、さらに厳しい水質基準とするべく見直しが進められております。そのため、本市水道事業といたしましても、これまでも万全を期してまいりましたが、なおこれに十分対応し得るよう、施設整備や検査機器の充実等、水質管理体制の強化に取り組んでいるところであります。

今後の水道事業運営につきましては、本市総合計画はもちろんのこと、国が策定した「ふれっしゅ水道10か年計画」に掲げる施設整備の促進、水質管理の強化及び水道技術の高度化など長期的な展望に立った事業運営を推進し、安全でおいしい水を安定的に供給するという水道事業の使命を果たすために、なお一層の努力を傾注してまいり所存であります。

議案第88号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国、県より補助割当のあった公共事業費、去る8月の集中豪雨により被災した公共土木施設等に係る災害復旧事業費、地域の振興発展に資するため、補助事業に単独事業を効果的に組み合わせた地方特定道路整備事業費、地方特定河川等環境整備事業費、急施を要する単独事業費のほか、民間社会福祉施設等の建設費補助金等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は21億 6,114万 7,000円で、補正後の予算額は

872億 3,094万 7,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり、補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、公務災害補償費のほか、交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、医療法人「社団主体会」が設置した老人保健施設建設費補助金の計上のほか、身体障害者通所授産施設整備費の追加計上であります。

第4款衛生費は、本年12月竣工予定の新北大谷斎場の管理運営費のほか、整備事業費の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、県より補助割当のあった園芸特産物ブランド化条件整備事業費補助金、構造改善センター建設事業費補助金、農業公社牧場設置事業費補助金の計上及び農地防災事業費、単独の土地改良事業費、排水対策事業費の追加計上であります。

第7款商工費は、四日市一番街商店街振興組合等に対する中小企業高度化事業費補助金の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示にあわせた道路、橋梁、河川、街路、都市下水路事業費と、公共事業をより促進するため、地方特定道路整備事業費及び地方特定河川等環境整備事業費の計上のほか、単独事業費として、道路、河川、街路、都市下水路整備事業費の追加計上であります。

第10款教育費は、海蔵小学校及び内部小学校の大規模改造費のほか、来年度改築等を予定しております小中学校の調査設計費及び学校5日制推進事業費の計上であります。

第14款災害復旧費は、8月の集中豪雨による農林・土木施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第89号から議案第96号までは、各特別会計の補正予算案であります。

競輪事業特別会計は、選手宿舍新築に伴う実施設計費を予備費との組み替えにより計上しております。

国民健康保険特別会計は、3年度に交付を受けた療養給付費交付金等が医療費等に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

食肉センター食肉市場特別会計は、施設整備費の計上であり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

公共下水道特別会計は、国庫補助内示にあわせた管渠布設費、ポンプ場築造費の増額と浄化センター築造費の減額補正のほか、単独事業費として、各処理区の面的整備を図るための管渠布設費及び管渠維持管理費の追加計上を行いました。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金、繰越金を追加計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、国庫補助割当のあった末永・本郷土地区画整理事業費の追加と地方特定道路整備事業費の計上のほか、債務負担行為の追加を行いました。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

老人保健医療特別会計は、3年度に交付を受けた国庫支出金等が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

公共用地取得事業特別会計は、末永・本郷土地区画整理事業用地取得費の計上であり、歳入につきましては市債を計上いたしました。

農業集落排水事業特別会計は、補助割当及び単独事業費として排水施設整備費を追加計上しており、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。

続きまして、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第97号四日市市の休日を定める条例の一部改正及び議案第98号職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、完全週休2日制を導入するため、土曜日を市の休日とするとともに、職員の勤務時間の割り振り等について関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第99号職員賞じゅつ金条例の一部改正及び議案第100号消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、国の消防表彰規程が本年4月に改正され、賞じゅつ金の基準額が引き上げられたことに伴い、市職員及び消防団員に支給する賞じゅつ金の額を引き上げようとするものであります。

議案第101号斎場条例の一部改正改正につきましては、北大谷斎場の改築に伴い、同斎場の使用料の改定等規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第102号水沢市民広場の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、水沢市民広場の供用を本年10月1日から開始するに当たり、地方自治法に基づき、同広場の位置、使用手続等について条例を制定しようとするものであります。

議案第103号市立四日市高等看護学院条例の一部改正につきましては、同学院の第1看護学科へ男子学生の入学を認めるべく、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第104号及び議案第105号は、道路法に基づく市道路線の廃止及び認定案でありまして、市場28号線を廃止するとともに、桜土地区画整理事業及び永長土地改良事業により設けられた道路等51路線を市道として認定しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第106号から議案第108号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、三ツ谷汚水1号幹線管渠布設工事、午起ポンプ場築造工事

及び雨池7号幹線水路築造工事について、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第109号及び議案第110号は、中消防署に配備いたします高規格救急自動車及び大型高所放水車を、それぞれ金額2,859万6,336円及び8,008万10円をもって取得しようとするものであります。

議案第111号は、中部中学校外5校に配備いたしますパーソナルコンピュータを、金額4,375万4,400円をもって取得しようとするものであります。

議案第112号は、八王子土地改良区による団体営土地改良総合整備事業の施行に伴い、本市八王子町内において関係する字の区域を変更しようとするものであります。

議案第113号は、県営ほ場整備事業八風地区の施行に伴い、本市西村町の字の区域の一部を変更しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（水野幹郎君） この際報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月7日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時28分散会

会 議 録

第 2 日

（平成4年9月7日）

○議 事 日 程 第2号

平成4年9月7日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久

佐野光信
 瀨川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力子
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森 真寿朗

○欠席議員 (0名)

○出席議事説明者

市 長 加藤寛嗣
 助 役 加藤宣雄

助 役 奥山武助
 収 入 役 毛利道夫
 調 整 監 石川徹夫
 市長公室長 鈴木一美
 計画推進部長 馬淵則昭
 総務部長 鷓飼 滋
 財政部長 佐々木龍夫
 市民部長 小畑廣次
 福祉部長 大井一美
 商工部長 米津正夫
 農林水産部長 鎌田 悟
 環境部長 須原賢治
 都市計画部長 山田 稔
 建設部長 西田喜大
 下水道部長 岡田幹夫
 消 防 長 島村 隆
 消 防 次 長 谷口 淳一
 病院事務長 光本博之
 水道事業管理者 栗本春樹
 水道局次長 別所弘和

教 育 長 丹羽 武
 教 育 次 長 服部 美次

代表監査委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主幹	井上 紀久夫
主幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○議長（水野幹郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（水野幹郎君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

市川正徳君。

〔市川正徳君登壇〕

○市川正徳君 皆さんおはようございます。第1番目の一般質問をお許しいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

緊急医療情報システムの概要について。私ども平成会は平成4年7月20日、消防本部の消防課へお伺いいたしまして、勉強会を催しました。コンピューターを使っての医療情報システムを見学いたし、消防当局のご苦勞を目の当たりに見聞し、日夜にかけての心配りなど、ありがたく思って帰ってきた次第であります。そこで、四日市市内の平成3年の医療機関を案内したが、遠隔地等のため、照会者が漸った件数（案内できなかった件数を含む）についてお伺いいたします。

緊急医療システムを利用される四日市市民の1日当たりの最大件数は88件、平均件数は16.4件、科目別では、年間、内科 1,982件、小児科 1,263件、整形外科 1,050件で、合計 5,975件であります。曜日別では、日曜日が一番多くて 1,862件、年齢別では乳幼児 1,831件、少年少女 756件、成人18歳から60歳までの方が 2,998件、以上ようになっておりますが、不案内件数は（遠隔のため照会者が漸った件数を含む）では、小児科 182件、眼科 160件、耳鼻科 301件となっておりますが、四日市市内の医療機関数はどれほどであるのでしょうか。また、交通機関が発達している現在、照会者が漸った件数もあるそうですがなぜか、また、案内できなかった件数はなぜか、お尋ねいたします。

なお、緊急を要する医療機関は市内に何機関ぐらいありますか。この3点とともに、今後の取り組み方はどのようにされますか、重ねてお伺いいたします。

第2番目の質問をさせていただきます。四日市市内の農家の稲作反当たり数量の平均割り当てについて。市内の一般の平均数量割り当てについてお伺いいたします。

私も農家の出身であり、30年以前まで農業に従事しておりまして、農家のことはわからないでもありません。四日市の農家の土地といっても、ピンからキリまであり、1反の収穫が多い地区の土地、すなわちよく肥えた土地、やせた地区の土地がありますのはだれしもご承知のことです。米の反当たり割当数量も毎年のごとく少しずつ上がった数量で割り当ててくる現状でありまして、それに伴い、他用途米、青刈りなどの転作と、政府売渡米の限度数量といった割り当てが農家に来るシステムになっていきます。

そこで、私は、米の収穫平均割当数量を見直していただきたいと市当局にお願いする次第であります。なぜ、このようなことを取り上げるかと思われませんが、農家も人手不足のため、機械化に取り組み、土地区画整理組

合が各地にできて整理された土地、また機械が入る土地などに区画されつつあります。そのため、以前よりの土そのものが移動してつくりにくく、水かかりも悪い現状になっております。収穫の多少にかかわらず、反当たり割り当ては7俵（440kg）と決めてのことです。地方によっては反当たり8俵収穫できる地区もありますが、この反当たり割り当てに問題があるのであって、7俵収穫したいと思っても、それ以上肥料を施したら倒れて収穫が上がらない地区もあり、台風などで収穫がなくても反当たり割り当ては市内農家一戸に440kgと決まっています、それに伴い、他用途米の供出数量が市当局に届けてあれば供出せねばならない現状であります。農家の皆様はその年が不作であっても、割り当てられた数量を完納するについては、1俵60kgを2万円で購入しても、1万円の政府買上他用途米を供出する。なぜ、このような不当な反当たり割り当てをするのか、理解に苦しみます。私は、地区の土地に当てはまる反当たり割り当てに取り組んでいただきたいとお願いするところでもあります。重ねて、農林水産部の良識ある回答をお願いするところでもあります。

第3番目の質問をさせていただきます。南部工業団地周辺の土地の評価価格について。

四日市市内の遺跡を持ってみえる地権者の土地評価価格及び南部工業団地進出後の資産税にかかわる評価、また、向山遺跡土地評価価格はどのように決められているのでしょうか、お尋ねいたします。

向山遺跡は私が一般質問いたしました結果、地元の地権者の方々は組合をつくって、ことしの秋ごろ試掘調査をする段階にまでこぎつきました現状でございます。これも皆々様の協力のたまものと深く感謝をいたしております。

さて、南部工業団地もようやく軌道に乗りまして、一応落ち着きをいたしておりますが、工業団地進出後の土地の評価価格はいかにばかりになっているのでしょうか。私は、言うに及ばず、市当局の活性化に基づき、四日

市市内の工業団地、住宅団地も立派にできつつあり、前進する四日市をよりよくするために、四日市市長も5期目の立候補をするとの心意気を発表され、私たち市民も心より応援する所存でございます。この自治体、四日市の中にもひずみができつつあり、そのひずみとは遺跡でございます。遺跡に指定されますと、土地の売り買いをするにしても、住宅を建てられない、また、試掘調査をしなければ永久に眠ってしまったままになり、宝の持ちぐされになるのが遺跡であります。遺跡は四日市市内に何百カ所もあり、工事をする場合、遺物が出たら工事はストップして1カ月以上も、また1年以上もかかっている試掘調査をすることは言うまでもありません。この試掘調査にかかわる費用はすべて地権者の負担になっております。

以上のように、遺跡を持ってみえる地権者の土地の評価価格は思い切っただげるべきかと私はお願いいたしますが、市当局の考えはいかがでございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（水野幹郎君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） まず第1点目の救急医療情報システムの関係につきましてご答弁を申し上げます。

救急医療情報システムの統計的な数字につきましては、ご指摘のとおりでございますが、私どもとしましては、多くの市民の皆さんにご利用いただいておりますというふうと考えております。

そこで、第1点目として、二つの統計数字についての質問でありますけれども、その1の四日市市内の医療機関の数につきましては、四日市保健所への届け出が必要であります、そういう関係では231施設がございます。その2として、医療情報を照会したけれども、紹介された医療機関が自宅から遠方であるといったような理由によって、「もう結構です」ということで辞退をされた件数、これは平成3年中681件あります。平成3年中の情報件数が6,000件でございますので、約11%ということでございます。

す。

第2点目の案内できなかった件数というご質問でありますけれども、それは0でございます。照会につきましては、医療機関の遠い近いはございますけれども、利用できる施設をすべて案内をしておるという状況でございます。

第3点目の緊急に対応できる市内医療機関の数につきましては、現在、救急告示病院が24施設、さらに、ボランティアで救急医療情報システムにご参加をいただいている医療機関が57施設、合わせて81施設であります。しかし、実際には、これら以外の医療機関においても救急業務については積極的に対応していただいております。

最後に、今後の取り組みについてのご質問でございますけれども、救急医療の情報案内は市民の生命に直接かかわる非常に重要な仕事であるというふうに認識をいたしております。今後とも医師、医療機関の皆さんと連携を密にしながら、さらにご協力を得て、迅速、的確な対応ができるように手当てを講じてまいりたいというふうに考えております。ご支援のほどお願いを申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） ただいまご質問をちょうだいいたしました2番目の生産調整絡みの転作割り当ての問題についてお答えを申し上げます。

国の施策として実施されております米の生産調整につきましては、農家の協力のもとに実施されておるところでございますが、転作等につきましては、水田面積に応じて一律配分をしているところでございます。米の収穫料はおっしゃるとおり、地域あるいは個々の水田、また耕作者によりましてそれぞれ異なっておるところでございますし、それを一律に取り扱うにつきましては、ご指摘のように、確かに不平等と考えられる面もあるわ

けでございます。転作等の配分につきましては、市内全域の農家に公平に配分をするということが基本になっておるわけでございますが、水田の1筆ごとあるいは農家ごと等の個々の要素を加味して配分するというにつきましては、事務处理的にもほとんど不可能な状況にあるわけでございます。この点につきましては、各地区の農家の代表者で構成されます農業生産推進協議会、これは市において構成されておるわけですが、その場で協議、調整をいただたく中で、だれにでも納得のしやすい基準として面積に応じた配分ということで施行されておるのが実情でございます。確かに地域性を加味した配分が理想でございますが、このような状況でございますので、ご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 第3点目の土地の評価価格の問題についてご答弁を申し上げます。

固定資産の評価につきましては、地方税法に規定するところによりまして、国が定める固定資産評価基準に基づいて行うこととなっております。ご質問の山田町向山遺跡の地目につきましては、固定資産課税台帳上では大部分が市街化調整区域内の畑、こういうことになっております。評価基準によりますと、市街化調整区域内の畑を含めた農地につきましては、一般的に地勢それから土質、日照、水利、あるいは利用上の便益等を考慮いたしまして評価することになっておりますけれども、宅地の評価というもののが売買実例価格を参考として評価されるのとは異なりまして、農地の評価というのは農地の収益性に基づいて評価される、こういうことのためでございます。

したがいまして、農地に遺跡が埋蔵されている場合でありまして、農地としての利用とか保全を行うことができる、こういう状態でありますならば、一般的な農地との違いはないと、こういうことで評価がされること

になっております。したがって、ご質問のような、向山遺跡も含めまして、そういった農地につきましては、従来から一般の農地と同じような取り扱いをしてきておるのが実情でございますので、何とぞご理解を賜りたい、こう思う次第でございます。

なお、開発の進行によりまして、農業を行う上で大きな変化が生じ、したがって、それが農業収益へも影響が生じるという場合には、もちろん課税上の評価にも変化は及ぶ、こういうことになりますので、それは基準年度の土地の、いわゆる農地の評価というところに反映がされることとなりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市川正徳君。

○市川正徳君 答弁ありがとうございます。農林水産部長にお願いするわけですが、私はそのような言い逃れはしてもらいたくありません。というのは、多い地区の方は8俵、9俵と取ってみえる地区は、現状長い間そのままにしてありまして、取れない地区のことは地区の協議会の方に任せてあるんじゃないかと言われますが、それは机の上の計算であって、現実、本当に農家のことを考えてみえる農林水産部であれば、現地へ行って、本当に長い間見ていただき、10年間でも5年間でも統計をとっての答弁をしてもらいたいと私は思う次第であります。なぜならば、前も言ったとおり、本当に取れない土地もあります。取れる土地なんかは7俵半というようなことであっても、8俵も9俵もできるような土地がどうしてまたよい方面に理解するというか、考えによっては、何といたしますか、助けていただいている。助ける方の行政になっておると思います。お願いする次第がありますが、本当に少ない、取れない土地の方へ一週、農林水産部の方も調べた上で、反当たり割り当ての数量にさせていただきたいと私は思います。

それから、今言われました固定資産税の評価に基づくことですが、土地の評価価格は、三重県の端々まで一冊の本になっておりますが、それによっての吟味された土地の拠点があります。その拠点によっては、

長年の間、その拠点によって評価価格が決められておるとことは私は遺憾であります。というのは、道もつき、道路もでき、また地区によっては団地もできたときの評価価格と、また私らのように、名古屋の近辺の不動産屋が買いあさって、奥の方まで行けないような現状に荒らされた土地が、小山田地区に、ほかの地区にもまだあると思います。そういう方の土地の評価は、幾らそのように思っても、入り口で網をかぶされて、農家の車も入れないような現状になっておるのが四日市市内にあると思いますが、その土地の評価はこれから見直していただきたいと私は思う次第であります。

また、消防長の言われましたことは当然私も納得いたしましたのでありがたく思っております。

以上でございますが、答弁いただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） 生産調整につきましては、その手法として一般転作、通年施行あるいは他用途利用米、それぞれ区分されておるわけですが、県からはその区分ごとに目標面積が指示されてまいっておりますのでございます。各地区への割り当て配分につきましては、一応国の方から示されております取り扱い要領に基づきまして、先ほど申し上げました面積を基準にする中で、各地区の状況や実情等も踏まえまして、協議会の場におきまして、その区分、方法ごとの地区間の調整もされてきておるといのが実情でございます。ただいま申されましたように、反収の少ない田に市の基準の440kg適用の面積配分では不公平ではなからうか、こういうお言葉でございます。確かに一長一短あるかと思うわけですが、ほとんどといたしますか、基準収量に達しない水田、例えば平均基準反収は四日市の場合は440kgでございますが、仮に反収300kgと認定された水田の場合に、一般転作ということでされた場合、それに伴う国からの転作助成金というのは440kgを基準とした助成金がおりにくるわけで

ございまして、300kgの基準のところを440kgの基準に伴います転作助成金が渡されると、こういう面もあるわけございまして、確かに一長一短がございます。ただいまお話をいただきましたご趣旨につきましては、農業生産推進協議会の場へ十分お伝えをさせていただきたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

○財政部長（佐々木龍夫君） 土地の評価の問題でございますが、ご承知のように、農地も含めまして、この評価というのは3年に1回行われるわけございまして、今回は6年度ということになっております。したがって、評価は一度されますと3年間は一応固定と、こういうことになるわけでございます。この間に、もちろん土地によりましては状況の変化ということが出てくるわけでございますが、ただ、農地というのは先ほども申し上げましたように、あくまで収益性を基準にして評価をすると、こういうことになっておりますし、また、標準地を設けまして、そこから類推をして評価をする、こういうことになっております。もちろん、その過程では、先ほども申し上げました地勢ですとか、あるいは日照の問題とか、利用上の便益性、そういうふうな社会的な状況による変化も含めて評価をするということになっておりますので、今ご提言にありましたようなお話につきましては、次回の6年度の評価には反映できるように心がけてまいりたいと思っておりますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市川正徳君。

○市川正徳君 再質問させていただきます。農林水産部長がただいま言われました、取れなかった場合は440kgということでございますが、それは共済のことでありまして、それ以外に、私も農家組合長をやっておりますが、取れなかったときに、市の方が来て、440kgはもうちょっと補助してやろかということは聞いたこともないし、もらった農家はおるかもしれませんが、その点、いかがでございましょうか。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） 市の440kgという平均につきましては、これは国の方から農業共済組合、市の場合は事務組合でございますが、三泗の共済組合になっておりますけれども、共済組合ごとに基準平均反収というのが示されてくるわけでございます。四日市の場合は、したがって440kgということになっておるわけでございます。もちろん、各地区、各農家の個々の1筆ごとの反収というのは農業共済組合の中で生産高に応じて設定されておりまして、その設定の収量に伴いまして、改善等もなされておるといってございまして、その基準収獲量が、この生産調整の場合には基準にしないで、こういう指示要領になっておるわけでございます。そういうことから、440kgという数字をもとにした転作面積の置きかえをしてきておる、こういうことでございます。先ほど私申し上げました、440kgで1本でいっておりますので、仮に300kgの収獲水田の場合であれば、一般転作をした場合、300kg相当の助成金ということになるわけでございますが、市の場合は440kgの基準に基づいた助成金をいただいておりますので、その差だけは300kg収獲水田の所有者にもプラスになっておるんじゃないだろうか、こういう趣旨で申し上げた次第でございます。

いずれにしても、今まで市1本の基準でやってまいっておりますけれども、おっしゃる趣旨よくわかるわけでございます。協議会の方にお伝えをさせていただきたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 市川正徳君。

○市川正徳君 どうも答弁ありがとうございます。市当局におかれてはいろいろ努力されること、よろしく願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時30分休憩

午前10時42分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 緑水会の田中でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大きな項目の1番目は、潤いのあるまちづくりにつきまして、身近な課題の中から、私なりに最近特に問題意識を持つようになりまして四つの点につきまして質問をさせていただきます。

第1は、街路樹の管理方針についてであります。ことしに入りまして、西浦通りのケヤキの並木が突然、幹の段階でばっさり切断をされまして、大変驚きました。それまですくすく成長を続け、中央通りのクスノキと並びまして、ほかの都市でもそうざらにはない緑の濃い貴重な景観とその成長ぶりを頼もしく見守ってきたのでありますが、余りにも無残な姿に、悪い夢でも見ているような、そんな思いがいたしました。

この7月の前半、ヨーロッパ視察の機会を与えていただきまして、ロンドン、パリ、ローマ、ジュネーブ、ミュンヘンなどの都市を訪問いたしました。貴重な見聞をしてまいりましたが、それらの都市で特に強く印象づけられました事柄の一つは、まちの美しさでございました。そして、その美しさの大きな要素を占めているのが、公園の深い緑と並んで、伸び伸びと枝を張った街路樹の濃い緑であったと思います。申し上げるまでもなく、幹線道路が走り、工業の発達した四日市のまちに潤いを与えるものとして、特に緑は大切でありまして、街路樹は可能な限り伸び伸びと育てる必要があると考えます。しかしながら、他方、道幅との関係、電線ケーブル類、信号機など、道路通行上、あるいは安全上の問題から、制約を受けざるを得ない面もございます。

したがって、これら制約要素やその地域の特性も織り込んで、四日市市内の道路につきましては、ここにはこんな樹種を選び、これぐらいの

大きさに育てる、また、この通りは大きく育てて、電線やケーブルのたぐいは地中に埋設をするといったような、街路樹管理の方針を具体的に明確にしっかりと確立しておく必要があると考えます。それに加えまして、主として落ち葉の処理、害虫の問題などから、植樹あるいは建物建築の段階から、周辺の市民の皆さんの理解と協力を得ておくことが街路樹の育成管理上大変重要でありましょう。西浦通りの残念な出来事については、これらの点において不足するところがあったのではないかと考えられます。このようなことが起きるようでは、潤いのあるまちづくりは到底実現することができないと考えますが、これらの諸点並びに今後どのように取り組んでいられるのか、ご所見をお伺いいたします。

第2は、公衆トイレの整備についてであります。外出先で苦しい思いをしながらトイレを探すという経験はほとんどの人が体験されていると思います。そして、やっと探し当てましたトイレがきれいに管理されたものであれば、すがすがしい解放感にひたることができますが、足元が汚れていたり、悪臭がしたり、壁に心ない落書がありますときには、だからといって使用しないわけにもいきませず、何とも不快なわびしい気分を味わうこととなります。

したがって、公衆トイレが、一つには、しかるべきところにきちんと配置されているかどうか、もう一つには、維持管理が行き届いて行われているかどうかということは、そのまちのイメージに相当大きな影響を与えるものと考えます。

このような観点から、我が四日市市内の公衆トイレの現状について考えてみますと、まず一つ目の配置の状況では、一つは人通り、バス停のともに多い近鉄四日市駅前南口周辺、それからまた、特に花見の時期に大勢人の集まります海蔵川の河畔、こういったところなどには新設が必要なのではないかと考えられます。また、維持管理の面につきましては、市内すべての公衆トイレを拝見したわけではありませんが、諏訪公園、中央緑地、

南部丘陵公園など主だった公園内に設置されました公衆トイレは大変現状では問題があると思います。諏訪公園のトイレは、時間によりましては、足を踏み入れるのをためらわれるということはしばしばでございますし、中央緑地では男の私でも何となく入るのをためらいたくなる、そういった雰囲気がございます。こちらの方は清掃はきちんと行き届きまして、ご担当の皆様のご苦勞のほどがしのばれるのでございますが、これら公衆トイレは施設そのものを新しい視点からつくり変えなければならないのではないかと思います。今後の維持管理の方向といたしましては、一つには、汚すのが恥ずかしくなるぐらいの立派な施設をつくる。そしてもう一つには、現場への掲示、広報などを通じまして、利用される市民に汚さない利用の仕方の徹底を図る。そして次には、清掃、補修を迅速に行いまして、密度の濃い清掃とあわせまして、汚れたあるいは壊れた、そういう状況を最短の時間にとどめる。それから、場所と状況によりましては、有料トイレの設置も検討するといった考え方で取り組んでまいらなければならないと考えます。

さて、もう一つの面、公衆トイレの管理の仕事を進める体制の面では、仕事の対象が汚れやすいものでございまして、また、迅速な処置を頻繁に行う必要が生じることが予想されるということや、利用者の理解と公德心、協力、こういったものを引き出すという忍耐と根気とを必要とする仕事でございます。そういう仕事の性格からいまして、ほかの仕事の片手間にやるというわけにはいかないたぐいの仕事ではないかと考えられます。したがって、この仕事を進める体制といたしましては、一つには、すべての公衆トイレに関する業務を一元化するということ、それからまた、できるだけこの仕事に専念できる担当者を配置する、そういった体制を検討する必要があると考えます。

以上、公衆トイレの整備につきまして、四日市市の現状から、新・改造、維持管理、体制の三つの面からの問題につきまして申し上げます。これらの諸点についてどのようにお考えか、そして、今後どのように取り組ん

でいかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

第3は、中央緑地の整備についてでございます。この問題は5年前、初めて議員にいただいた年の一般質問でも取り上げたものでございまして、この5年の間にも体育館前の噴水、花壇の設置をはじめ、現在工事中の外周を取り巻く水路の改造など、いろんな施設面あるいは維持、清掃作業の充実などを前向きに取り組んできていただいていることに敬意を表するところでありますが、現在の中央緑地の状況と今後の四日市のまちづくりのあるべき姿とを考え合わせますと、この中央緑地の整備の問題は、今一段のアクセルを踏み込んでいただきまして、その動きを加速する必要があると考えまして、今回再度取り上げさせていただいた次第でございます。

まず、その必要性でございますが、街路樹の問題で申し上げましたヨーロッパの各都市には、市民の多くが足を運びやすい町の中心部に深い緑に覆われ、美しい花壇に彩られました大きな公園がございまして、老若男女を問わず大勢の人が集まり、軽い運動をしたり子供を遊ばせたり、あるいは芝生に寝そべったり、ベンチに腰をおろして憩いのときをゆっくり過ごしていきまして、自分も中に入りまして、その雰囲気に浸りますと、本当に心が安らぎ、気持ちか和む思いがいたしました。

外国の都市に限らず、日本におきましても、中以上の都市には大体において城址がございまして、公園としてそれが活かされ、大小程度の差こそございますが、同じような役割を果たしていると思います。我が四日市市には残念ながらこのような城跡の公園もなく、外国型の都市公園もございません。四日市市が国内他都市と比べてみましても、潤いの少ない都市のように感じられますのは、このあたりにも一因があるのではないかと考えられます。

一方、我が四日市市では、中心市街地周辺にも高層住宅が次々に建設をされまして、緑の庭を求むべくもない市民の数が増加しております。今後、我が四日市市を潤いのある町とするためには、ますます、できるだけ町の

中心に近い場所に市民共通の庭といたしまして、緑の豊かな美しい公園を持つことが必要となってまいります。中央緑地は現状では市民の憩いの場としての機能を十分果たしているとは言えませんが、ありがたいことに、その役割を果たし得る素質は十分持っていると思います。したがって、これに緑地としての機能を損なうことなく、質的な変化を与えまして、市民の憩いの場として大いに活用される公園に整備していくことが必要でありまして、それは同時に、四日市市が潤いのあるまちづくりにおいて大きく前進することにつながるものと思います。このような考えから、私は中央緑地の整備を一段と加速する必要があると思います。

次に、整備の方向について申し上げます。抽象的に言えば、大勢の市民の皆さんが集まり、憩いと安らぎを得ることのできる公園となるよう整備するということにはなりますが、もう少し具体的に申し上げますと、まず第1には、現在の施設の補修、改造が必要な主たるものとして、まずジョギングコース、散策用通路、自転車、車いすなどの安全な通行を確保できるように通路を改修、補修する必要があると思います。また、奥の噴水跡周辺のことではございますが、モニュメントや、もと噴水のごいしました池、こういったものを中心とした地区の整備、それから公衆トイレと奥にございます池の改造、こういったものをぜひやる必要があるのではないかと考えられます。

続きまして、二つ目には、従来なかった機能を付加する整備といたしまして、2点ございます。一つは、これは5年前にも申し上げたことではございますが、四季折々の花の咲く美しい公園として整備することではございます。桜、ツツジ、ショウブ、ボタン、シャクヤク、バラなど、幸い日本では四季折々の花を栽培することが可能でございます。こういったものの中から、できる限り、ほかでは余り見られないような特徴のある品種を選ん で栽培をいたしまして、大勢の市民の鑑賞に供することができましたならば、緑地の持っております深い木陰と広い芝生の景観と相まちなして、訪

れる多くの市民に大きな安らぎを与えることになると思います。

また、この花の栽培につきましては、心身に障害を持つ人々への事業あるいは生涯学習関連事業との結びつけもぜひ検討する必要があると考えます。これは一方においては、人手や予算などの面から、より大きな力を結集できるのではないかと考えられることに加えまして、さらに大きな意義といたしまして、行政と市民とが一体となって、潤いのあるまちづくりに努力する機会をつくり出すことにつながるからでもございます。

新しい機能を付加する整備の二つ目は、健康づくりセンターとして、四日市市の重要拠点の一つとして整備することではございます。中央緑地は散歩、ジョギング、自転車の通路や、体育館をはじめ各種の本格的運動施設、それに芝生の広場といったものを備えておりまして、あらゆる種類とレベルの運動を行う環境に恵まれております。したがって、体育館の一角にスペースを設けて、専門の人材を配置いたしまして、やってくる市民の一人一人につきまして体力を測定し、それに見合った健康維持増進のための処方せんをつくる場を設けるならば、市民の成人病予防、健康の維持増進にも大きな力を発揮するものと思われま

以上、中央緑地の整備につきまして、その必要性と方向とにつきまして、いろいろ申し上げましたが、要は、現在行われておりますのと同じ延長上の維持管理では、市の中心に位置するという地の利と深い木陰、濃い緑というせっかく中央緑地の持っている、ほかに求めがたいすばらしい条件が十分に機能を発揮することができないのではないかと。したがって、改造すべきところは大改修を行いまして、新しい機能を付加することによりまして、大勢の市民の集まる公園とし、潤いのあるまちづくりの大きな前進を図るべきではないかということではございます。これらの点につきまして、どのように考え、今後この問題にどう対処していかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

第4は、市民の理解と協力の問題でございます。申し上げるまでもござ

いませんが、潤いのあるまちづくりのためには、市民の理解と協力が不可欠でございます。これまで申しあげました街路樹、公衆トイレ、中央緑地、いずれをとりましても、市民の理解と協力がなければ公共の財産は美しさを保つことができず、その結果、市民の心に安らぎを与えることはできません。また、言い方をかえれば、潤いのあるまちを実現するためには、市民の皆さんが潤いのあるまちをつくろうという気持ちになって行政と一体となって努力が行われるまちとなることが必要条件の一つではないかと思われまます。そして、市民の理解と協力を得るためには、まず第1に、こういうまちづくりをするのだという明確で熟慮の結果の方針を確立し、次いで二つ目には、その中に織り込まれるみんなで利用する公共の施設につきましても、市民それぞれがお互いの共通の大切な財産だから大事に扱いきれいにしようと、そういう感じを持っていただくに足るぐらいの立派なものをつくり、3番目には、市民との密度の濃い対話や熱心な広報活動によりまして、官民一体となって大切に維持していく、そういう状況が実現するような努力をしていく、こういった三つの条件が必要であると考えまます。

これまで申しあげました街路樹、公衆トイレ、中央緑地といった三つの具体的な問題点につきましても、この理解と協力を得るために必要な三つの条件のいずれにも問題があったのではないかと考えまますが、この点につきましてものご所見をお伺いいたします。

大きな項目の2番目は塩浜地区の問題で、近鉄塩浜駅の西口広場の整備について、三つの点について質問と要望とをさせていただきます。

第1は、公衆トイレの問題でございますが、先ほど申しあげましたような観点から、従来の中央緑地、諏訪公園型ではなく、汚してはもったいないと感じられるぐらいのものをつくっていただきたいと考えまますが、この点につきましても、ご所見をお伺いいたします。

第2は、自転車置き場の問題でございます。従来から東口サイドにも多

数の自転車が無秩序に置かれて問題になった経緯もございますので、また一方、広場の用地面積から、余り広いスペースを割くこともできないと思われまますので、できる限り用地を効率的に活用し、駐輪可能台数を多くする工夫、努力を専門的な見地からお願いいたしたいと考えまますが、この点につきましてもご所見をお伺いいたします。

第3は、新しいバス路線の開設に関する要望でございます。塩浜病院移転後の新病院へのバスの便につきましても、既に前々からお願いをしてまいってきておるところでございますが、これに加えまして、さらに将来の問題といたしまして、病院跡地の再開発や、国道1号周辺、追分から采女に至る、そのあたりの開発の進捗の状況にも応じまして、近鉄塩浜駅とこれら新開発地域等を経由して四日市市の南部を東西に結ぶ新しいバス路線の開設につきましても、よろしくご検討をいただき、実現に向かってご努力いただきますよう要望を申し上げる次第でございます。

以上、予定をいたしましたすべての項目につきましても質問をさせていただきました。ご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 潤いのあるまちづくりにつきましてもいろいろご提言をちょうだいいたしました。御質問の内容につきましてもお答えをさせていただきます。

都市化の進展に伴いまして、都市における緑やオープンスペースが年々減少していく中で、公共施設の緑、特に街路樹は公園の緑とともに、都市の緑の重要な位置を占めておるわけでございます。現在、本市には31路線に7万8,000本の街路樹が植えられておりまして、このうち3m以上の高木は約1万1,000本でございます。これらの街路樹は昭和40年代の初めから、幅員2.5m以上の歩道に街路樹として代表的なイチョウ、プラタナス、ポプラ、ソメイヨシノ等が植えられてきました。今日、これらの街路樹に

つきましては、可能な限り伸び伸びと自由に育成しており、最小限の整枝剪定にとどめているところでございますが、歩道の形態や道路沿線の建築物の建築形態によって抜本的な対策を講じなければならない場合もございますので、ご理解をいただきたいと思うわけでございます。

また、電線の地中化につきましては、今後、西町線と近鉄四日市駅から西浦通りに至る間でございますけれども、四日市中央線の計画がございます。これらの路線以外につきましても、今後、基準に適合する路線を計画的に地中化を進めるように努力してまいりたいと考えております。街路樹は都市の緑の貴重な財産でございますので、今後、よりよい街路樹のあり方、道路ごとの幅員、道路構成に適した街路樹についてより一層研究しまして、適切な管理をするとともに、市民の皆様はその大切さを十分説明し、街路樹を守り育てる意識の高揚を図るため、例えば、街路樹愛護会を設けるなどして啓発活動に今後努めてまいりたいと考えております。

次に、公衆トイレの整備並びに管理についてでございますが、現在、公衆トイレ、公園トイレは市内に63カ所ございまして、近鉄四日市駅前、諏訪公園等の3カ所以外は公園緑地課が管理をしております公園のトイレでございます。中央緑地に限らず、屋外の公衆トイレは汚されたりいたずらをされたりして汚くなっているのが現状でございます。今後、新設トイレにつきましては、設計段階から明るく、清潔で、壊しにくい、汚すのが恥ずかしくなるような立派なものを考えてまいります。維持管理につきましても、市民の皆様のご理解と協力は欠かせません。今後の公衆トイレ、公園トイレの利用と管理につきましては、地元の方々と十分協議するとともに、公德心の向上について、理解を得られるように啓発活動に努めてまいります。

なお、既設トイレの改修につきましても、今後計画的に取り組んでまいります。公衆トイレの管理の一元化につきましては、基本的には設置者の管理に属するものでございます。

次に、中央緑地につきましては、昭和43年度に公害防止事業団によりまして緩衝緑地として整備され、本市の公園緑地の顔とも言うべき施設として今日に至っておりますが、運動施設、公園施設とも歳月の経過により一部老朽化しており、可能なところから再整備を手がけておるところでございますが、今後皆様の利用しやすいように、また、障害者にも配慮した施設の見直しを行ってまいりたいと考えております。特に、中央緑地のJR関西線寄りの緑のゾーンにつきましては、植栽されている樹種に加えまして、花の咲く樹木を取り入れるようにするとともに、修景地部分の改良や花壇の充実を行い、四季折々の花が咲き乱れる美しい公園として、また散策や休養に適した憩いの場となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。沿道舗装につきましては、サブ体育館の建設に合わせて整備の予定をしているところでございます。

次に、心身障害者による花壇づくり等の活動の場を中央緑地に設けてはというご意見、ご提言もございました。現在、心身障害者3名が公園の軽作業に従事してもらっております。この人たちも含めまして、中央緑地における心身障害者の活動の場の拡大、例えば花壇づくりとか苗木の育成などにつきましても、中央緑地の維持管理体制の中で考えてまいりたいと思っております。

次に、潤いのあるまちづくりに対する市民のご理解と協力につきましては、以上述べましたすべてのことが市民のご理解と協力がなければできないことであり、立派なもの、美しいものをつくって地域の皆様と一緒に守り育てる気持ちが大切であると思っております。今後とも一つ一つ積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございました潤いのあるまち

づくりの中の中央緑地の運動施設の中に、市民の健康づくりのための相談コーナーの設置とか指導員の配置についてのご指摘がございましたが、最近、次第にその必要性が認識されてまいっておるところでございます。

本市におきましても、最近、健康づくりのために体育施設の利用率が目立って増加してきております。また、中央緑地における周回路をジョギングされる市民も多くなってまいっておるところでございます。これらの健康づくりのための体力診断とか、あるいは個人の体力に合った運動量の指導等につきましては、そのためのスポーツ指導員が必要になってこようかと存じます。この指導員の資格につきましては、財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度といったようなものがございまして、そこで規定されておるところでございます。ご質問の健康センターあるいは相談コーナーの設置とか、あるいは指導員の配置についてでございますが、今体育館の横にサブ体育館を建設する予定をしておるところでございます。したがって、このサブ体育館の整備を進めていく中で、ご指摘の健康相談コーナーの設置とか、あるいはスポーツ指導員の確保等についても配慮をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 塩浜駅西口広場の整備につきましてお答えいたします。この広場は潤いのある駅前広場といたしまして、平成元年度に着手いたしました。平成5年度中には、広場及び付属いたします公衆トイレ、駐輪場といった施設を、また平成6年度には広場全体の完成を予定しておるところでございます。

第1点目の公衆トイレにつきましては、駅前広場に合った明るい建物を予定しておりまして、いつも清潔なトイレが利用できるよう考えております。また、駐輪場につきましては、効率的な利用ができますよう全体配置

を考えながら、スペースを確保してまいりたいと考えております。今後、具体的な内容につきましては、地元で組織されております塩浜駅前開発委員会の皆さんと協議を重ねまして、景観等を含めまして決めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、バス路線でございますが、ご指摘のように、西口から周辺地域への公共交通機関は整備されていないのが現状でございます。バス路線の開設は住民の利便性向上並びに塩浜地区の活性化方策の一助となるものと認識しておるところでございます。また、県立総合病院への路線につきましては、三重交通に対しまして地元の皆さんから要望を出されておまして、今後は三重交通の経営方針にもかかわることでございますが、公共交通機関の重要性にかんがみまして、市といたしましても、三重交通と種々協議をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 田中 武君。

○田中 武君 ご答弁をいただきましてありがとうございます。ご答弁をいただきました中で、若干のポイントにつきまして、少し追加して申し上げさせていただきたいと思います。

まず第1に、公衆トイレの問題でございますが、ちょっとその意味がはっきりわからなかったんですが、維持管理の体制としては設置者の管理に属するものだと、そういうご答弁がございましたけれども、これは公園の中のものであれば公園緑地課、その他のものであればほかのものを所管しておる部の管理のもとで仕事を進めると、そのような趣旨であろうと推測いたしますのでございますけれども、どういったものをつくっていただいて、どういった管理の仕方をやっていただくか、そういうことに一にかかわるわけでございますが、立派なものをつくって、しかも利用者の方では公德心がなかなか育ってこないと、せっかくつくったものが、従来と同じように汚され、壊されると、そういった事態も十分懸念されるわけでございます。

そういったものに対処してまいりますには、先ほどの質問でも申し上げましたように、本当に迅速な対応をその都度その都度打っていく、そういうことが必要になってくるのではないかと思います。ほかの仕事を持ちながら、そういったことも担当するというようなことで、本当に十分、立派なものをつくった、それが生かされるような維持管理ができていくのかどうか、大変懸念を持つところでございます。きょうご質問をいたしまして、すぐその場で結論を出せと申しますのは、これはむちゃな話でございますので、結論を求めるわけではございませんけれども、その状況によりましては、一元的な管理と、その業務に専念できるような人を配置してやっていくということが本当に必要なのではないかと思いますので、こういったやり方につきましても、状況によっては検討すると、そのような柔軟なお考えでもって取り組んでいただきたいと思いますというわけでございます。この点につきまして、金輪際そういうことはやらないということではございしたら、もう一度そのお考えをはっきりしていただきたいと思います。

それから、中央緑地の整備につきましては、障害者関連の都市計画部の所管事項以外の事業も合わせて整備を行っていったらどうかということも申し上げたのでございますが、その点につきましては、中央緑地の維持管理体制の中だと、そういうお話がございまして、どうもそういったことは余り従来と変化は望めないような印象を持ったわけではございますけれども、これは何か一つには中央緑地という性格から、そんなことをやってはいけないと、そういった性格があるのかどうか。もしそういうことがあるのなら、明確に教えていただきたいと思います。そういったものがないのでございましたら、やはりここはもう少し柔軟に考えていただきまして、心身に障害を持つ人のための事業、それからまた、生涯学習関連の事業、こういったものが、その実践の場が中央緑地の美化、適正な維持管理に結びつけた方が、より広範に十分行うことができるといったようなところがあるのではないかと考えられますので、ぜひ何とかそのあたり、各部がお

力を合わせていただきまして、各部の持っておられるそれぞれの力を結集して、大きな成果の上がるようなやり方をぜひともご検討をいただきたいと、そのように思うわけでございます。

いろいろ心身に障害のある方々に、その対応としての事業をやっていたとということにつきましては、しっかりした計画を立て、しっかりした指導、手助けをする、そういったバックアップ体制が大変重要になってくるとわれまして、難しい点もちろん多々あると思いますが、町田市でございましたか、そういった方々の事業といたしまして、本当に立派な花を育てる事業を成功させておられる実例がございまして、詳しくはまだ勉強不足で把握していないところでございますけれども、ぜひそういった例も参考にいただきまして、全く同じことをやれという気は毛頭ございません。四日市に一番ふさわしい四日市流のやり方があるのではないかと思いますので、ぜひともご検討をいただきまして、福祉部、都市計画部、両方のお力を合わせていただきまして、効果の上がる道を探っていただきたいと、強く改めてお願いを申し上げる次第でございますが、これも今ここで結論を求めることは無理ということは重々承知しておりますので、そのようなことをご検討いただけるのかいただけないのか、そのあたりにつきましても、教えていただきたいと思います。

そのほかの諸点につきましては、それぞれいろいろご苦勞をいただきまして、また塩浜地区の広場につきましては、お話のように計画が持ち上がりました時期から大変いろいろな難しい問題をクリアしていただきまして、事業の実施の段階にまでこぎつけていただきまして、その間のご努力に深くお礼を申し上げる次第でございます。どうか最後の仕上げでございますので、できるだけ短い期間のうちに立派にでき上がりますように、最後のご尽力をお願いを申し上げる次第でございます。

以上、2点につきまして、もしございましたら、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 公衆トイレの維持管理につきましてでございますが、基本的には各施設の管理者にやっていただくということには変わりはないと思うわけでございますが、ご提言のございました柔軟な体制につきましては、当然のことでございます。今後、各管理者を一堂にいたしまして、これらの問題について迅速に対応できるような協議会なり場をつくりまして努力していきたい、このように考えております。

それから、中央緑地に関する2点目の問題でございますが、福祉の問題というような1部署にとらわれることなく、教育委員会、福祉部、都市計画部、関係者が一堂に会しまして、これらの問題につきまして円滑に解決できるような協議会等をつくって対応していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 田中 武君。

○田中武君 どうもありがとうございます。今後も私の方もまたいろいろこれらの問題につきまして考えるところを各ご担当の方にも申し上げさせていただきますまして、立派な四日市のまちができるように、微力でございますが、努力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。どうもありがとうございます。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青山弘忠君。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 それでは、順次、桜地区の諸問題につきまして質問をさせていただきます。

8月11日から12日にかけて、本市西部と菰野町を局地的に襲った集中豪雨は、過去に例を見ない強烈な雨量でありました。水沢の青少年野外活動センターのテレメーターでは、時間雨量 120mmを記録し、また、中消防署桜分署では午後11時から11時半の30分の間に、何と80mmの雨が降りまして、まさにバケツをひっくり返したような水が空から落ちてきたというような感じでありました。この結果、桜地区内におきまして、床上浸水3件、床下浸水52件の合計55件、204名の市民が被害を受けまして、市全体の被害者の中の86%を占めるに至ったわけでございます。また、金溪川が増水し、決壊のおそれが出たため、堤防の南側の智積町約70戸余りが大変危険な状況となり、桜小学校へ自主避難をしていただきました。しかしながら、19人は何とか避難場所までたどりつくことができましたが、それ以外の方々は、雨が激しくて外へ出ることさえできないということで、家の中に缶詰になってしまいました。このままもし堤防が決壊していれば、大惨事になっていたところですが、堤防は左岸の菰野町側の田んぼへ先に切れたために、水かさがへり、幸いにも智積町の民家、人命への被害は免れたわけでございます。智積側の堤防も半分以上侵食されておったわけで、もし菰野側の堤防がもう少し頑丈にできておれば、反対側の智積町側へ切れていた可能性も十分あるわけで、まさに危機一髪の出来事でございます。

金溪川は県管理河川であります。堤防が数カ所決壊するというのはまさに非常事態でありまして、反対側の菰野町と共同歩調で県に対し災害箇所への復旧はもちろんのこと、今後計画的な川下からの改修を行うよう、強く市からも要望していただきたいと思っております。

金溪川以外にも、今回、矢合川が数カ所決壊したのをはじめ、道路の陥没、かけ崩れ、中小河川の崩壊等々、数多くの被害が発生いたしました。緊急を要する箇所には予算を巻き変えてでも対応いただいております。現在までの被害の発生状況と復旧工事の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。また、金溪川、そして矢合川、さらには

国道 306号等々の県関係分の災害復旧工事につきましても、既に仮復旧はいただいておりますが、本復旧に向けての取り組みがどの程度進んでいるのか、市としてわかる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、第2点目の鈴鹿山麓研究学園都市構想と流域河川災害についてお尋ねいたします。

平成元年12月27日、桜地区連合自治会長名により、桜財産区73haのうち50haを市へ移管する旨の同意書が出されて以来、とんとん拍子でこの構想は具体化が進んでまいりまして、現在、第1期工事が急ピッチで進められております。しかしながら、今回の集中豪雨によりまして、ここから流れ出ている矢合川が数カ所にわたって決壊し、田畑に多大な被害を与えると同時に、2件の床上浸水をも引き起こす結果をもたらしました。上流部の第1期造成工事によって、山林の保水能力が低下したことがその原因の一つであることは明らかであります。

桜財産区の移管に当たっての地元要望の中に、開発によって地域が被害を受けることのないよう環境整備には十分配慮していただきたいという旨の内容がありまして、加藤市長からも誠心誠意対応していくという旨、文書での回答もいただきました。そして、それ以降、私ども地元議員もこの問題は地域の最重要課題であると位置づけ、機会あるごとに当局に念押しをし、また昨年の内陸部活性化対策特別委員会におきましても、鈴鹿山麓の構想実現のためには、まず矢合川の河川改修が最優先であると伊藤正教議員ともども強く要望いたしたところでございます。

また、同じくこの造成工事の水を受けます隣の足見川につきましては、水沢の森議員から同趣旨の厳しい指摘があったことも事実でございます。これに対し、関係当局も予算を通常より多くつけていただいて熱心に取り組んでいただきましたが、未改修の部分を個別に拾い上げて国補の災害復旧事業にのるものはのせ、のらないものは市の単独事業でやり、それで残ったものは来年に回すと、こういう従来どおりの断片的なやり方そのものに

は変わりはありませんでしたが、それに引きかえ、造成工事の方はどんどん進んでいくわけで、何か起こらなければいいが、そんな不安な気持ちで見ていた矢先に起こったのが今回の災害でありました。

鈴鹿山麓研究学園都市構想は関係部局のご努力により着々と具体化をしております。I C E T Tあるいは三重北勢ソフトウェアセンターの建設も順調に進んでおります。I C E T Tにつきましては、この10月に本部と研修棟が完成し、これから四日市の新しい顔として脚光を浴びようとしております。

しかしながら、その陰で地元桜地区住民が犠牲になっている事実を私は見逃すことはできません。一番大切なはずの治山治水対策が後回しになっているとしか思えないわけであります。当初、この造成工事に当たりまして、調整池をつくるから理論上問題はないという説明を何度も受けましたが、今回の集中豪雨だけでなく、ふだんから大雨が降りますと、この矢合川はふだんは非常に水は少ないのですが、一気に増水をする。そして雨がやむとまた一気に水が減るということで、桜台あるいは桜花台の団地造成というものを通じて、地区の住民はこの調整池というものに疑問を持っている点もございまして、どうも理解できないところがございまして。この調整池の能力というものを当局としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、今回の災害によりまして、桜地区住民の不安は頂点に達しております。少なくとも矢合川の河川改修を完了してからでなければ、来年度から予定されております第2期造成工事を地元としても認めるわけにはいかないと、こういう強い姿勢になってきております。特別な事情による緊急工事ということで思い切って予算をつけていただいて、体系的、抜本的な矢合川の河川改修をぜひとも早急に行っていただきたいと思っております。またあわせて、今回の災害の原因について、市としてはどういう分析をしておられるのか、お聞か

せをいただきたいと思います。

次に、野生ザルの被害の取り組みについてお尋ねをいたします。ここ数年前から、野生のイノシシ、サルが桜の西地域を中心に出没して、田畑の農作物が多大な被害を受けておりますことは、従来から議会等によって指摘をさせていただいておるところでございます。農林当局において、電気柵等の支給をいただきまして、そのかいあってか、イノシシの被害は大いに減らすことができました。しかしながら、野生のサルは大変賢いために、この電気柵を飛び越えたり、あるいは下をくぐったりということで、余り効果が上がっていないというのが実情でございます。

ところで、従来は民家から少し離れたところにある畑が被害を受けておりましたが、ことしの春あたりから、サルが堂々と人里までおりてきて、民家の門先につくってある農作物まで被害を及ぼすようになってまいりました。サルは一般に五、六十匹ぐらいの群れをなしてやってくるため、これは大人でも怖いと感じるものでありまして、ましてや幼児や子供にとりましては大変危険であると思います。このままの状況が続くと、農作物の被害だけにとどまらず、人的被害が起こることも懸念されております。この地域は数年前まではそれほど野生ザルが出没することはありませんでした。それが急に出没するようになったのは、鈴鹿山麓研究学園都市構想のための造成工事や、あるいはゴルフ場の開発等々によって上の方が大分開発をされ、それによって野生ザルの生態系が破壊されたのではないかと思われます。まさにサルは人間の行った開発行為の犠牲者でありまして、人里に出没するからといって鉄砲で射殺したり、あるいはさまざまな手段を使って追い払うだけの対策では根本的な解決にならないことは明らかであります。何らかの形でサルと人間が共生できる方法はないのか、知恵を絞る必要があります。サルと共に生きるためには、サルのことを知らねばなりません。そのためには、やはり専門家に依頼して、サルの生息数、生態、また行動範囲などを調べ、その分析結果に基づいて対策を考える必要

があると考えます。この点についての当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

本年度の当初予算に、サルの森づくりモデル事業として90万円が計上されまして、サルの好きな木の実を植えるということでございますが、この場合でも、ただ何となくサルのいそうなところに植えるということではなくて、専門家の分析を参考にして、今後計画的、長期的に取り組んでいく必要があると考えますが、いかがでございましょうか。

この問題は鈴鹿山麓研究学園都市構想による開発行為から発生した一つの課題ということも言えますので、農林水産部単独で取り組む問題ではないのではないかと思います。今後、農林水産部と、そして関係部局、十分に連携をいただいて、また、調整監にも十分調整をいただいて、総合的な解決策というものを探っていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、質問させていただきました各項目につきまして、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 桜地区の諸問題の中から、まず第1点目の集中豪雨の被害の問題からお答えいたします。

8月11日の集中豪雨につきましては、ただいまご質問の中にもございましたように、水沢、桜、菰野と極めて限られた地域に集中いたしました。水沢の青少年野外活動センターの観測では、20時から23時までの3時間雨量は293mmに達しました。特に21時から22時までの1時間雨量は、120mmを観測しておるところでございます。また、桜地区の消防の西分署では、22時30分から23時30分までの1時間に132mmの激しい降雨量を記録しておるところでございます。このために、三滝川水系の河川が急激に増水いたしまして、各所で道路や河川が損壊するとともに、2級河川金溪川が菰野

町地内を含めまして8カ所で崩壊いたしました。この集中豪雨によりまず被害は本市の公共土木施設災害が61件、被害額の概算は2億5,800万円に及んでおります。また、三重県の四日市土木事務所管内では、県道並びに県管理河川の災害が50件、被害総額約5億7,000万円となっております。このうち緊急度の高い被災箇所につきましては、応急仮復旧で対応しておりますが、今回の補正予算案で公共土木施設災害復旧事業費を計上し、年度内復旧を目指して努力しておりますのでございます。

なお、桜地区におきます本市の被害は、道路、河川災害を合わせまして28件、被害総額約1億2,000万円となっております。また、2級河川金深川の計画的な改修促進につきましても、管理者でございます三重県に強く働きかけておるところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

続きまして、鈴鹿山麓研究学園都市構想と流域河川災害についてでございますが、まず、矢合川につきましては、三滝川の合流点から国道306号の妹橋まで約6kmが県管理河川でございます。その上流部約2.1kmが市管理河川となっております。県管理区間は河川改修事業が完了をしておるところでございます。上流部の市管理区間につきましては、下流部の県管理区間の流域見合いの河積を持っておりますが、部分的には狭少な部分や未整備のところがございます。研究学園都市の開発に伴いまして、優先的に年次計画をもちまして改修に努めておるところでございます。

また、8月11日の集中豪雨によりまず矢合川の市管理区間で5カ所、県管理区間で1カ所の護岸崩壊がございました。過去にも例のない局地的な豪雨に見舞われまして、井堰下流等の脆弱な部分が被災したものと考えておるところでございます。また、この最上流部では、鈴鹿山麓研究学園都市の開発が進んでおりますが、開発地の降雨はすべて研究学園都市の調整池で貯留いたしまして、時間をかけて少量ずつ放流するシステムとなっております。今回の集中豪雨においても、有効に機能したものと考えており

ます。市内並びに県内の大規模開発につきましては、三重県の開発指導要綱に基づき、このような調整池を設置いたしまして、流量抑制を図っておるところでございます。よろしくご理解を賜りたいとお願いいたします。

なお、今後、先線の改修につきましては、先ほども申しましたように、優先的な年次計画をさらに詰めまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） ただいまご質問いただきました3点目、野生ザルの被害に対する取り組みにつきましてお答えを申し上げたいと存じます。

桜地区の野生ザルにつきましては、数年前より、農作物に被害が発生したことから、猟友会あるいは地元関係者のご協力を得ながら駆除に努めるとともに、電気柵の設置をはじめとする被害防止対策を講じてまいったところでございます。しかしながら、ご指摘のように、いまだ被害が絶えないのが実情でございます。そこで、サルの生態系を専門家に調査依頼をして抜本的な対策をとのご提言でございますが、サルの生態は隣接する市町にもまたがる広範囲に及んでおることもございますし、さらに、これの調査につきましては、動植物の生態系に関する高度な知識を要することもございまして、専門家も限定されておる状況でございます。今後、ご提起いただきましたように、環境部も含めた関係部局との連携並びに専門機関の指導をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

また、生態調査につきましては、長期間を必要といたしますので、現在実施しております被害防止対策、5段張りの電気柵等の設置をいたしております。サルがよじのぼる、あるいは飛び越えのできないような対応をいたしてきておるわけでございますが、これにつきましては、相当効果も見られておる状況から、さらに拡充整備をいたしてまいりたいと考えております。

また、対策の一つといたしまして、給餌木の植栽も必要と考えておるわけございまして、本年度とりあえず300本程度でございますが、植栽を予定しておるところでございます。給餌木の植栽につきましては、市有林の中で場所を検討しながら考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。とりあえず、当面といたしましては、これら施策の中で農作物の被害の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 青山弘忠君。

○青山弘忠君 ご答弁ありがとうございます。第1点目の集中豪雨の被害につきましては、市当局のスピーディな対応をいただきまして、桜地区住民としても大変感謝をいたしております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいと思います。しかしながら、まだまだこれから台風シーズンを控えておまして、大雨がいつ降るかもしれない、こういう状況でございますので、現状の仮復旧の状態ではまだまだ不安が残るわけございまして、どうか一日も早く本格的な復旧ができますように、当局のご尽力のほどよろしくお願いしたいと思います。

また、先ほどご答弁の中に、今回の雨量は今までにないすごい雨量であった。これが原因だというようなお話もいただきました。確かに今回の被害については、そのことが原因かと思います。しかし、これから将来どういう対策をとるのかというふうに考えたときには、今回の予想外の雨というのは理由にはならないと思います。これは、滅多にないことでも一つの事実として残り、また、地区の住民の心の中にも残っておりますので、何年に一度しか起こらないから、そこまでの対応はしなくてもいいということではなくて、そういうこともあり得るという前提に立って、今後の取り組み、対策についてぜひとも考えていただきますようお願いをいたします。特に、水沢、雲母峰、桜近辺は雨が多いところで有名でございますので、またいつ同じような局地的な豪雨が起るかもわかりませんので、ひとつ

この点につきまして、十分ご理解をいただいて取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、矢合川の河川改修についてでございますが、先ほどご答弁をいただきまして、調整池については十分に機能していたと、こういうお話でございました。しかしながら、昔こういうような災害が起こったことが余りなかったわけで、やはり鈴鹿山麓の造成工事のみとは言いませんが、ゴルフ場も含めて上の方の山の木が切られたということが少なからず影響しているんじゃないか。今回の被害以外の大きな被害にならないような雨のときでも、矢合川の水がふだん非常に少ない。結局、山が削られたことによって、ふだんの水そのものが極端に減っている。そこへ雨が少しでも降りますと、一気に増えるというのを見ておりますと、いかに調整池があるろうとも、開発による影響というはあるんじゃないかなというふうにも思います。どうかひとつその点もご考慮いただき、調整池が十分機能しておるといふことを信用せずに、今後取り組んでいただきたいと思っております。

また、鈴鹿山麓研究学園都市の構想は1期工事、2期工事合わせて100億円近くの金が投入され、しかもICETT、三重北勢ソフトウェアセンター等々についても数十億単位のお金が投下されて、今、上の方で事業が行われております。にもかかわらず、この流域の河川の改修にはせいぜい数百万程度の予算しか毎年いただいている。どうも、けたが少し少ないのではないかと、そんな感じを覚えるわけでございます。地元住民皆同じ思いだと思います。どうかその辺の心情もご配慮いただきまして、今まで以上に急ピッチで治山治水対策を進めていただきますようお願いしたいと思います。

それと、この研究学園都市構想は市単独の事業ではなくて、田川県政の目玉事業でもあるわけでございます。したがって、そこから派生する川の災害というものは、これは県にも責任があるのではないかと思います。

先ほどもご説明がございましたように、途中までが県管理河川で、そして上の方が市管理河川ということで分かれておりますが、それにこだわらずに、この構想の中で県も市に対して少しは協力してほしいと、こういうような形で取り組んでいただければと思います。市としてはいつも県道とかあるいは国道なんかの先行の用地買収とか、いろんな面で県の事業にいつも協力しておるわけでありまして、この学園都市構想に絡む話につきましては、県もうまく抱き込んだ形で、特に治山治水対策も進めていただいたらいいんじゃないかと思いますが、そういうことが可能かどうか、その点についてご所見があればお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、サル被害についてでございます。先ほどもお話ございましたように、広域化をいたしておるということでございます。桜だけでなく、桜にちょっと出なくなったと思うと水沢の方に出たと、水沢に出ないなと思ったら西菰野の方へ出たということで、同じようなサルがいろんなところへ出没をしておると、こういうようなことでございます。したがって、これを前向きにとらえて、菰野町も大変困っている問題ですので、同じ広域行政の中で、菰野町ともタイアップして、県の方へ、県の施策でも対応いただけるような形というのをひとつ探っていただきたいと思います。ちょうど鈴鹿山系の反対側の滋賀県の方でもサルの被害で困っているところがたくさんあるようでございますが、滋賀県の場合は県がいろんなメニューをつくって、前向きにサルの対策をやっておるようでもございますので、三重県についてもそういう方向で考えていただけるように、ひとつご努力をいただければと思います。

それと、専門家をお願いして調査をするのは非常に難しいと、高度な知識が要ると、こういうようなお話でございました。しかし、最初から完璧なものを目指すということであれば、そういうことになると思いますけれども、とにかく全く相手の状況がわからないまま対策を考えていてもいけないわけで、できることからそういうものを調べていく必要があるのでは

はないかと思えます。先ほども言いましたように、ちょうど反対側の滋賀県日野町というところがございます。ここは熱心に取り組みをしておりますので、私も尋ねてみたんですが、この町では大阪大学の先生に依頼をしまして、サルの生態を調査しておるようであります。先生に依頼をしますと、その先生が同じ研究室の学生あるいはゼミの生徒を何人か引き連れて山に数日間こもってサルとともに行動しながら、サルの動きを追いかけて、生態をつぶさに観察をしてもらえると、こういうような話でございました。その結果がどれだけのものになるかまでは聞いておりませんが、こんな形でそういうふうなことをやる専門家の人も多々おるようでございますので、ひとえに難しいということだけでなく、全国いろんなところでの取り組みというものも一回調べていただいて、四日市で取り入れられるものがないのかどうか、ひとつ考えていただきたいと思います。

観光地で有名な大分の高崎山のサルというのがございますが、こちらの方もそもそもは野生ザルが農作物に被害を及ぼしたと、それで何とかしなきゃいけないということで、最初は猟銃で撃つたりとかしておったらしいですが、えづけというやり方を発見して、それによってうまく観光地化に持っていったというふうなお話も聞きました。えづけそのものはサルの数がふえるとかいろんな問題がありますので、いいか悪いかわかりませんが、それぞれの市でそれなりの対策というのがあるように思いますので、今後その辺のところを十分調べていただいて、ひとつご検討いただきますことをご要望申し上げたいと思います。

先ほどの1点だけ、お答えをいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 鈴鹿山麓研究学園都市の排水の流域にまたがります河川といたしましては、矢合川、足見川、二つの河川があるわけでございます。この両方の河川とも、県管理部分、市管理部分とまたがっておるわけでございます。これら河川を改修いたしますには、多額の費用と

時間を要するわけでございます。私どもといたしましては、少しでも早い機会に、また国、県の負担を多くしていただくようにということで、その手法につきまして県市協議をして現在進めておるところでございます。例えば、砂防区域とか、あるいは局部改良といったいろいろの手法を取り入れながら、早くできますようにという努力を現在重ねておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午後1時33分休憩

午後1時49分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 我が国は、今や平均寿命80歳という世界最長寿国になり、今後は諸外国にも例を見ない速さで高齢化が進むと言われています。21世紀には国民の4人に一人が65歳以上の高齢化社会になることが予想されますが、このような高齢化社会を迎えるに当たって、すべての国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせる世の中にするために、20世紀の最後の8年間に、国と地方公共団体が一丸となって、社会的な基盤整備に取り組む必要をひしひしと感じております。その一環として、さきに政府は高齢者保健福祉推進10か年戦略、いわゆるゴールドプランを策定しました。このゴールドプランは、日本全体で在宅福祉や施設対策がどの程度必要であるかを示したもので、実際に事業を行う地方公共団体が、それぞれの地域で整備を進めていく上でのいわば整備目標の指針となるものであると解しますが、いかがでしょうか。

また、このゴールドプランの実現を図っていく中で、克服すべき大きな課題として、在宅福祉サービスや、施設におけるサービス等を支える保健

医療、福祉マンパワーの確保の問題が残っていることも忘れてはならないことです。ゴールドプランのほかにも、地域の実情に応じた施策の展開を図る目的として、老人福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。これには「社会福祉行政は市町村を中心に行う」旨、法律に明記されています。いずれにしても、市町村が社会福祉行政のかなめとして、今後ますます重要な立場を占めていくものと思われませんが、本市におけるゴールドプランに沿った施策をどのように図られているのか、4点についてお尋ねします。

まず第1点は、在宅福祉の三本柱の一つである高齢者在宅サービスセンターについてであります。このセンターを保育園に併設するか、保育園を活用するという考え方はいかがでしょうか。国のゴールドプランでは、中学校区に1カ所程度と目標を掲げておりますが、幸い本市には、公立保育園が他市に比べて数多く整備されております。保育園には給食設備も整っていますし、地域によっては園児数の減少に伴って空き室等も増えてきています。それよりも大きなメリットは、園児とおじいちゃん、おばあちゃんとのコミュニケーションができることです。老人側にすれば孫の少ない時代で大変かわいがってくれるだろうし、新しい生きがいも生じ、張り合いができると思います。園児にすれば、お年寄りの存在を知らずに育てている子供の多い中、老人がこれまでに蓄積した経験と能力をもって子供に接することにより、園児も多くのことを学ぶことができると考えますが、特におばあちゃんたちは健康差もありますが、保母さんのお手伝いのできる人も結構おられると思います。週休二日制の導入で保母さんの不足が心配されておりますが、デイサービスセンターを保育園に置くことで結構解消されるのではないのでしょうか、当局のお考えをお聞かせください。

第2点目は、地域のボランティアの育成についてであります。

最近核家族化や出生率の低下が進み、三世帯世帯が減少しています。ことしの4月1日付の統計によりますと、65歳以上の方は男女合わせて3

万 2,388人で、そのうち高齢者夫婦のみが 2,686世帯、独居老人、いわゆる一人暮らしの方が 2,119人おられるということです。このような傾向は、長寿社会に向かってますます増加するだろうと思われます。一体老後の面倒はだれが見るのか、また見てくれるのか、悲壮な叫び声が聞こえてくるようです。夫婦そろって健康なうちはよいが、どちらか片方が病気になるか、倒れてから子供夫婦に面倒を見てもらうのは、到底忍びがたいと思います。また、高齢者の多くは、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていくことを望んでおられるのではないのでしょうか。そこで、これを支援する在宅サービスの充実が急務になってきます。現在、本市には48名のホームヘルパーさんが活躍しておられます。さきに申しましたゴールドプランによりますと、平成11年までには 215人のホームヘルパーを必要との試算がなされています。このような人材の確保と養成は並み大抵の努力ではできないと思います。また、財政的にも破綻する心配も生じてまいります。昔は、子供は親の老後の面倒を見るのは当たり前と教えられ、当然そのように過ごしてきました。今日では親の方から、子供のお世話にならない、またなりたくもないと考えておられる人も多くなってきております。ことわざに、「遠い親戚より近くの他人」というのがありますが、これからの福祉は地域で育て、地域の人々が参加するようにしなければならないと思います。それには自治会、婦人会、PTA組織等、地域に根づいた組織を活用して、福祉ボランティアの発掘に努めるべきだと思いますが、いかがでしょう。当局のお考えをお伺いします。

ボランティアの発掘には、いずれ年を取れば自分もお世話にならないのだから、自分の元気なうちにボランティアに参加しようという市民の意識改革、活動の必要性や参加のしやすい呼びかけ等、啓蒙、啓発運動をきめ細かくすることが大切かと考えます。

第3点目は、健康づくりについてお伺いします。

だれしも健康で長生きをしたいと願わない者はいません。しかし、高齢

者になるとちょっとしたことが原因で心身機能の衰弱が加速し、ついには寝たきりになることが多いのです。寝たきりになれば個々の生活が損なわれるだけでなく、家族にも多大の負担を課すことになります。そこで、その予防という意味からも、従来以上に健康教育及び健康相談の充実が必要となってきます。特に、老人に対する健康相談については、いつでも気楽に相談が受けられるように配慮していただきたいと思います。

次は、運動を通じての健康づくりですが、子供に、「老人とはどんな人と言うのかな」と尋ねますと、「ゲートボールをしている人」という答えが返ってくるほど、一時期ゲートボールが普及しました。しかし、最近では、老人のゲートボール離れが起こっているようにも聞きます。私の隣のおばあさんですが、以前は天気の良い日はいつもスティックを持ってゲートボールに出かけておられましたのに、最近は毎日家でぶらぶらされているのでわけをお聞きしました。すると、「私はゲートボールを通じて友だちができ、とても楽しかったのですが、いつまでたっても上達しないので、試合ではいつも私のためにチームが負けるので、とうとう仲間から外れましたの」と、泣くようにおっしゃっておられました。このような話はあちこちで聞かれることです。ゲートボールそのものは大変簡単で、老人に適した運動だと思いますが、運営に少し問題があるように思いますので、老人会等を通じて適正な指導を行えないものか、お尋ねします。

また、ゲートボールのようにチームプレイでなく、最近、スポーツ課で奨励されているグランドゴルフのような個人プレイの運動を普及するよう指導されたらどうかと思います。いずれにしても、健康を維持するには運動が一番よいと思いますが、年老いてから余りにも勝敗にこだわるような競技は、逆に健康を害し、また友だちを失うことにもなりかねないので、当局の適正なご指導を期待します。

第4点目は、教養、学習の充実についてであります。

体の健康とあわせて心の健康も大切な要素であることは、言うまでもあ

りません。今の高齢者の方は、物、金の豊かさから心の豊かさを求めてみえる方が増えています。その心の豊かさを満たすには、人と人との触れ合いの場を提供しなければならない。幸い四日市市は、市長の強い施策に基づき小学校の開放を実現され、地域では大変喜ばれております。特に私が住んでいる笹川団地は、集会施設がありませんので、今後とも保育園、幼稚園、中学校の施設を逐次開放していただくよう強く要望します。

我が国では、仕事を生きがいとする傾向が強くなり、仕事からの引退が老後の生きがいに大きな影響を与えることが多いと思います。現在、地区市民センターを中心に、民謡、囲碁、将棋などの活動や、その他の講座が行われてはおりますが、地域によっては会場が狭くて十分活動ができなかったり、なかなか会場の割り当てがしてもらえず、あきらめて育たなかったりするグループも多いと聞いております。そこで、さきに述べた施設等が開放されれば、健康教育、社会問題等の講座、短歌、俳句、書道、絵画等の生きがい講座、交通安全教育、さらには郷土文化の研究や音楽活動など、幅広い教養講座等を開催して、心の豊かさを満たすような取り組みができると思います。

また、このような多種多様なニーズにこたえるには、その講師や指導者、助言者の人材が必要になってきます。しかし、現在の地区市民センターの機構、組織では、地域社会づくりのニーズに十分対応し切れないと思います。そこで高齢者の中には、過去の経験や技能、特技、資格等を持っておられる方が多くみえると思いますので、その人たちに指導していただくのもよいことだと思います。しかし、今後は学校5日制の実施ともかかわって、その道のプロである先生のOB等をこの社会活動の指導者をお願いするのが一番よいと考えますが、いかがでしょうか。例えば、ちょっとした英語講座を受けるのには、英語の先生を、また社会科の先生には、郷土の歴史等の講座等を、音楽の先生には、コーラスグループのご指導を、また、ちょっとした健康相談には保健の先生をと、先生の持てる高い教養、技能、

技術等を社会に生かしていただけないものかと思います。また、児童数の減少で空き教室もできたことですので、小学校には熟年初級とか、熟年中級課程、また、中学校には熟年上級課程等を設けて生徒を募集するのも一考だと思っておりますが、いかがでしょうか。当局のお考えを聞かせてください。

まず、以上4点についてお尋ねいたします。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 高齢化社会に対する対応についての福祉の問題についてお答えいたします。

老人福祉の分野で取り組むべき課題は数多くあります。老人福祉施設につきましても、特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの入居施設とともに、ご指摘のとおり、在宅福祉の充実のため、デイサービスセンターの整備も重要な課題であります。現在、本市では、施設が持っている介護の機能を在宅福祉にも有効活用するということから、特別養護老人ホーム等にショートステイ及びデイサービスセンターを併設しており、ご提言のデイサービスは、主として寝たきり老人または痴呆性老人を対象とした介護型として4カ所で事業を行っているところであります。今後はこの介護型を、拠点的に入居施設に併設しながら整備してまいりたいと考えております。また、核家族化、女性の社会進出等により、昼間家族による介護が欠ける虚弱老人を対象とした軽介護型につきましては、さらにきめ細かく日常生活圏域に配置してまいりたいと考えております。整備に際しましては、ご提言のとおり、既にある社会的資源の有効活用といったこと、さらに世代間交流及び給食設備の利用といったことから、保育園等の活用を十分考慮してまいりたいと考えております。

なお、世代間交流を図るという観点から、保育園では地域交流事業として平成元年度より、高齢者との交流事業を実施しており、現在、20の園で取り組んでおります。今後とも他の保育園にも広げてまいりたいと考えて

おります。

次に、第2点目のボランティア活動につきましては、今後在宅老人福祉の比重がますます高まる中、大変必要な状況が予想されます。そこで、老人を取り巻く近隣社会の方々が、老人に対するかわりをいかに、またどのように深めていただくかが重要な課題だと考えております。本市社会福祉協議会では、厚生省の指定を受け、地域におけるさまざまな人々が互いに助け合い交流できる「ふれあいのまちづくり事業」を推進しております。この事業は、地域社会における住民の連帯感を高め、地域のニーズに合った創意と工夫を誘因することを目的に、その人材の発掘、育成と相互の助け合いを目指しております。その一環として、既にモデル地区の指定をし、寝たきり老人を抱える在宅介護者懇談会を、民生委員、ヘルパーなどの関係者で町別に実施したり、地域と老人福祉施設との交流事業、子供時代から福祉への関心を高めるため、福祉協力校の指定や、夏休み親子福祉体験学習などの事業、ボランティアスクール等を実施しているところであります。また、これらの事業につきましては、地区社会福祉協議会、地区民生委員協議会等の地域組織に対しPRに努めていますが、今後この事業は全地区に広がるとともに、町別、組別などの小単位にまで広がることに努めてまいりたいと考えております。その中で、健康な老人が寝たきり老人を励まし合うような活動や、仲間の輪が広がるのが、老人の生きがいにもなるよう願っております。今後はボランティア活動の啓発や資質向上の強化を図るとともに、ボランティアにとって活動が本人の生きがいになり、その活動を通じてできた人的ネットワークと既成の地域組織との連携が密になるよう支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） ご質問の3点目でございますが、寝たきり予

防のための健康づくり事業についてご答弁を申し上げたいと思います。

健康づくりにつきましては、現在、老人保健法に基づき、成人病の早期発見を目的とした健康診査や、その予防のための健康教育、健康相談などの事業を実施させていただいております。また、地域の老人クラブの皆さんからの健康教室や健康相談のご要望に対しましても、保健婦等が対応をさせていただいておるところでございます。ご指摘のございましたように、高齢化社会が進む今日、寝たきりを予防することが健康施策の重要な課題となっておりますが、寝たきりの原因の約半分につきましては、脳卒中と骨折が占めておまして、この二つの疾病を減らすことが寝たきりを予防するための第一歩であるというふうに言われております。脳卒中を招きやすい高血圧や骨折の原因となりやすい骨粗しょう症などは、食生活と深くかかわっていると言われておりますことから、今後さらに母子保健事業における食生活指導も含め、生涯を通じた食生活のあり方につきましてはの啓発を強化してまいりたいと考えております。

また、寝たきりのかなりの部分につきましては、適切な訓練と介護によって十分予防できるという観点から、寝たきり予防の意識啓発に重点を置いた保健事業を積極的に推進してまいりたいと存じております。

特に本市におきましては、本年度から高齢者人口の比率が大変高い橋北地区を、「寝たきり老人ゼロ作戦重点事業」地区として、厚生省から示されております「寝たきりゼロへの指針」というものが出ておりますので、これをわかりやすく解説をいたしまして、生活ガイドブックとして全戸に配付するとともに、理学療法士や作業療法士等による介護教室、また医師による成人病の予防教室など、広く寝たきりの予防を啓発する事業を実施してまいりますとともに、一人暮らしや寝たきりなど、特に保健指導等が必要な方への個別的な対応にも努め、その成果を見ながら、今後順次全域にその活動を広げてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま豊田議員からご質問のございました高齢化社会に対する対応の中で、老人にも適する健康づくりのためのスポーツの提供についてでございますが、こういった老人の方々の健康づくりに対応できるスポーツの提供とか普及を図っていくということにつきましては、そういったスポーツプログラムの提供、これは今日的な課題として非常に重要なものであるというふうに認識しております。特に高齢者の方々に対しましては、先ほどのご発言にもございましたが、身近な場所で、しかも簡単なルールで、人との交流を図る中で健康づくりに役立つ、そういったスポーツの提供が大事かと考えております。現在、私ども教育委員会といたしましても、振興を図っておりますこのグランドゴルフ等が一番適しておるのではないかとといったようなふうに考え、現在も普及に努めているところでございます。

また、本年度から高齢者を対象とした健康テニス教室といったようなものも新しく開講することといたしております。また、この7月には、四日市ラジオ体操連盟といったようなものも設立いたしまして、簡単な運動、基本的な運動であるラジオ体操の普及にも、今後組織を通じて努めてまいりたいというふうにも思っているところでございます。いずれにいたしましても、今後とも高齢者の方々に楽しんでいただけるスポーツの提供につきましては、努力をしまいたいと存じておるところでございます。

次に、高齢者社会に対応する地域社会づくりについてでございます。ただいまご指摘のございましたように、現在、地区市民センターを拠点といたしまして、それぞれの地域の実情に即した特色のある地域社会づくりに向けて取り組んでおるところでございます。教育委員会といたしましても、特に高齢化社会を迎え、その問題解決に向けた施策の推進につきましては、地域社会づくりの重要な課題であるというふうに受けとめているところで

ございまして、地区市民センターを中心といたしまして、地域との連携のもとで各種の事業を推進しているところでございます。

まず、地区市民センター事業におきましては、高齢者の方々に豊かで生きがいのある生活を送っていただくための高齢者教室を開催したり、また地域社会の中で高齢化問題を考えていただく学習の場として、介護教室とか福祉講座、あるいはボランティア講座等を開催していただいております。

また一方で、高齢者の方々の地域社会への参加を促進いたすために、高齢者の方々を講師にお願いしたふるさと教室とか、あるいは郷土を知る講座等が各地区で開催されております。例えば、川島地区におきましては、「川島のたけのこ今昔」といったことをテーマにした講座を開催され、地元の高齢者から川島のたけのこの特質とか歴史、あるいはおいしいたけのこの見分け方や料理講習等を教えていただき、大変好評であったと聞いておるところでございます。

また、塩浜地区をはじめとした各地におきましては、高齢者を含めた世代間交流を目指しましたグランドゴルフ大会等のスポーツなども実施されております。さらに多くの地域におきましては、寝たきり老人訪問とか、一人暮らし老人の集い、あるいはふれあい広場といったような高齢化社会に目を向けたいろいろな事業も実施されております。四郷地区におかれましても、「四郷の知恵袋」といった高齢者の知恵や技能を、地域社会づくりに活用したユニークな活動がなされているのをはじめといたしまして、地域社会づくり推進委員会や地区社会福祉協議会、あるいは婦人会等の各団体が、地区市民センターと一体となった取り組みがなされているところでございます。今後におきましても、こうした高齢化社会に対応した地域社会づくりを進めていくために、地区市民センター事業の一層の充実を図るとともに、これらの活動を支援してまいりたいというふうに存じているところでございます。

なお、学校施設の地域活動への開放についてでございますが、ご発言にもございましたように小学校における余裕教室につきましては、現在、水沢小学校を除いて、全小学校において一応本年度をもって開放事業を完了することとなりました。ついてはご指摘の中学校における余裕教室の開放につきましては、来年度以降において実施いたすべく目下検討中でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

また、先生のOBの方々の地域社会づくり事業の推進の中での講師等へのお願いの件についてでございますが、現在も各地区市民センターにおける事業におきまして、随分とこれらの先生にお願いをいたし、ご活躍をいたしておるところでございますが、これにつきましても今後一層のご活躍を積極的にお願いしていく所存でございますし、またそういった方々の特技等も含めた名簿といえますか、を作成することによって、各地域でご利用の便を図っていききたいというふうにも思っているところでございます。

また、開放施設を利用しての、いわば地域版の熟年クラスの開催といったようなことについてのご提言でございますが、先ほども申し上げましたように各地区市民センター活動の中で、こうした趣旨の講座も既に各地で開催していただいているところでございますけれども、今後なお一層こういった講座の充実につきましても、地区市民センターと連携を図っていく中で、その推進について積極的に努力していきたいというふうにも存じておりますので、何とぞご理解のほどを賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

まあ、何分とも福祉のことですので、そう一朝一夕にできない。ただ、計画を持っておらないといつまでたってもできないということを私は思うわけでございます。学校には家庭科教室とか技術教室、それと音楽教室、保健室等、本当に立派な設備の整った施設が完備しております。このような国民的財産を、今までのように学校という聖域意識があって、ちょっ

と踏み込めないというような考えも私も持っておるわけでございますが、これからは広く地域に開放して、住民とともにの学びやだと、そういうような形でひとつ地域の文化の殿堂として、生徒だけでなく、ほかの住民の方も気楽に使えるような状況に、今後開放していただくようお願いしておきます。

また、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動を行っていただけるようにするため、行政はその基盤整備を推進することが急務であると。今日における高齢者対策は、日本経済の好調に助けられ、何とか維持しておるような状況じゃないかな。しかし、日本は資源の乏しい国でありますし、いつまでも今日のような豊かさがこれからも続くのか、本当に素朴な疑問がわいてきます。その一つに、出生率が低下する一方で、今後は生産人口が減るから、お年寄りを養う経済力は次第に落ちていくのではなからうかとも考えられます。今までのように親と子、親戚縁者、それにプロヘルパーに頼るような福祉介護では、とても対応できなくなってくるんじゃないかなと思います。これからは高齢者本人も含む地域社会全体で福祉事業に参加する心構えがなければ、厚生省の唱えておるゴールドプランは決して達成できないのではないかと懸念するところでございます。今後とも行政の一層の努力と住民の理解と協力を得られるよう、啓蒙と啓発に力を注がれることを強く要望いたします。

最後に一つ、高齢化社会に向かって四日市はどうなるのかな、年老いて安心して四日市に住んでおられるのか等々を心配して、きょうは大勢の方が傍聴に来ておられます。そこで、21世紀の高齢化対策について、今一言、行政の最高責任者である加藤市長のビジョンをご披露していただきたいとお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 今日、高齢化社会というのはもう常識になっておりますが、四日市市におきます現状を申し上げますと、80歳以上の方が

6,600人以上いらっしゃる。その中に85歳以上の方が2,400人、90歳以上の方でも六百十数人おみえになるという現状でございまして、やがて私は超高齢化社会が本市にもやってくるのではないだろうかというふうを考えております。こういった社会を迎えるに当たりまして、高齢者の方々にどう美しく老いていただけるか、楽しく老いていただけるかということは、極めて重要な社会問題であろうというふうに認識をいたしております。国の方では既にゴールドプランが高齢者の健康、福祉に関連をいたしまして策定をされました。平成2年にはそれに基づいて、老人保健法、あるいは老人福祉法の改正が行われまして、現実には高齢者の介護等を中心にした対策というのは、地方自治体はその主役にならねばならないということございまして、私どもは平成4年度に実は調査に着手をいたしました。大体この調査が今年度いっぱいまでまとまるだろうということから、平成5年度に新たに国のゴールドプランに対応できるような四日市ゴールドプランというものを策定をいたして、事業を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございまして、その中の一部について先ほど各部から答弁がございましたが、平成6年度から新しい基本計画がスタートをするわけでありまして、この基本計画の中において全体像を明らかにしてまいりたいというふうに思っておる次第でございまして、なお、これは平成5年度中に行われるものというふうに思っておりますので、平成5年度にはその中の幾つかの事業が具体的なものとして取り上げることが可能ではないかと、かように考えて、今、一生懸命進めている段階でございまして、どうぞさようご承知おきをいただきまして、今後とも格段のご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとところでございまして。

○議長（水野幹郎君） 豊田忠正君。

○豊田忠正君 ありがとうございます。

それでは、市長のますますのリーダーシップを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時48分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日置記平君。

〔日置記平君登壇〕

○日置記平君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

いつになく残暑の厳しい年を迎えておりますが、二、三日前からめっきり秋めいてまいりました。残暑の厳しいこういう時期には、省エネ型の仕事をするのが最適と言われております。省エネ型の質問をさせていただきたいと存じます。

はじめにちょっとお断りでございますが、私の質問は4点ございまして、第一番目の休日の行政サービスについてであります。この休日の行政サービスについては、週休二日制に向かう行政における休日の行政サービスについてというふうによろしく願います。

それから、4点目の磯津海浜公園建設についてでありますけれども、この点も3番目に磯津漁港の問題についてがありますので、3番目の問題と含めてやらせていただきたいと存じます。4番目の方を割愛させていただきますことを初めにお断りを申し上げます。

さて、休日の行政サービスについてであります。週休二日制、週40時間対応は時の流れであり、大企業は早くから積極的に導入を図られ、中小企業に至っても既に60%を超える数字になっております。企業の経営体質改善の中においても、週40時間対応は求人難をクリアする上においても最重要テーマになっております。加えてこの時期、思いのほか厳しい不況の波が到来して、各企業とも操業率が低下し、今後さらに厳しさが増し、回復が来春からさらに長くなるかもしれないと言われるように不透明さが深

刻な状況となってきております。過去もそうでありましたが、オイルショックのときもこのような状況を迎え、労働時間短縮に拍車がかかることになったことを思い出すわけでございますけれども、そのような環境を迎えている現状でありまして、本市の完全土曜閉庁につきましても市民の理解が得られるものと判断をいたすところであります。ただ、一部にはまだ役所のイメージとして、窓口の対応に冷たい、あるいは威張ってるんじゃないか、または不親切だといった、そういう感情を持たれておることも若干ございますので、こういったものを取り除いていただく努力もこの際必要かと思えます。海外から日本の働き過ぎがとかく批判されて貿易摩擦の一つとなっていることから見ましても、行政の週40時間を一日も早く実現されることを要望いたすとともに、職員の皆さん方に休日の窓口サービスについて理解をいただきたいと思うわけであります。

民間企業について若干触れさせていただきますに、中部近鉄百貨店が、三重県内最大規模の店舗面積をもって9月25日にオープンいたしますが、この百貨店の中に設けられます施設といたしまして、現在、既に近鉄百貨店の中にはありますけれども、三重県の旅券センターがあるのはご承知のとおりであります。さらにこの新しい近鉄百貨店の中には、旅券センターに加えて、銀行、郵便局、献血ルーム、アートホールなどが置かれるとのでございます。民間企業においてはこのような経営努力を積極的にされておられるわけでありまして、今やニューメディアの時代であり、一般家庭につきましてもほとんど電話が普及しております。既に家庭におきましても、ファクシミリの時代となっております。平日に用件を連絡し、休日ショッピングのときに臨時窓口に行きサービスを受けられるという、時代を先取りすることのできる市民サービスを前向きに取り組んでいただきたいと存じます。現在、市において週休二日制推進検討委員会が設置され、広い角度からいろいろと検討されて進行中とお聞きしております。委員会がどのように経過がされておられるのか、休日の窓口サービスとあわ

せてご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

2番目に、平成不況に対する中小企業経済特別対策についてでございます。

昨年、いざなぎ景気を超えるかと言われた経済状況にありながら、突然バブルがはじけ、昨年の春過ぎから市況に変化が出始め、ことしになりまして正月を迎えたころには、ことしの春には景気が回復されるのではないかとわれてきておりましたが、4月になりますとこれがまた延びて、夏過ぎになるだろうと。夏を迎えた今現在、おそらくこの不況の厳しさは、年内はおろか来年に持ち越して、先行きまことに不透明な状況を迎えているというふうな現況でございます。8月の中盤から後半にかけて総合経済対策が打ち出され、補正予算も組まれたわけでございますが、株価については、確かに秋口に1万8,000円になれば回復の方向に向かうだろうと思われるというふうな経済評論家の言葉でもありましたが、いずれにしましても、生産高、売上高におきましては、昨年度月平均マイナス30%という数字まで低下しております。大変残念な新聞の記事ではありましたが、8月の後半に発表されたのは、おそらく皆さんもご承知だと思います。大手自動車メーカー、さらには弱電メーカー、半導体等、大手企業が2,000人から4,000人の人員削減案を発表し、こういったことになりますと下請等々の企業のトップの方々、あるいはサラリーマンの方々に至るまで、経済情勢の厳しさを肌で感じられるところまで来たわけでございます。家庭経済についても、この夏休みの家庭サービスなどを見ますと、安上がりな場所を選んで対応したというふうな新聞報道もございます。8月27日、93年度予算概算要求に対前年度比7.2%増、77兆4,400億円を発表、さらに景気浮揚策として総合経済対策を決定、公共事業の追加や中小企業対策など従来型の措置に加え、株式市場活性化策など、経営安定化のための措置が盛り込まれ、事業規模は12兆円の経済対策を発表したのであります。また、政府系金融機関の中小企業向け融資と住宅金融公庫の融資枠を1兆円

に拡大いたしました。通産省の景気動向調査によりますと、地域経済動向、中小企業動向等調査で、この20日現在で景気の先行きについて30%の企業が悪化、60%の企業が全く不透明と答えております。回復の見通しがついていないことを示しておるわけですが、そこで本市の融資制度についてお尋ねをいたします。融資制度枠の拡大と諸融資制度諸条件の緩和、さらに不況対策特別融資の設定ができないかどうか、以上についてお尋ねをいたします。

第3番目でございますが、磯津漁港問題についてお尋ねをいたします。

先般、私ども政友クラブにおきまして四日市港の視察を行いました。その折、磯津漁港並びに磯津の海岸に立ちましていろいろと政友クラブで話題になったことでございますが、その中で、磯津漁港の南の方に樋門がございます。この樋門の上の堤防に段差についておりますが、江川から港に入る水路、五隻樋門があり、この樋門は開港当時からそのままの樋門と考えられます。堤防は伊勢湾台風後に築造されたと聞いておりますが、住民の財産を守る海岸保全施設にしてはその老朽化が懸念されるところでございます。そこで、お尋ねいたしますことは、これらの樋門を含めた堤防の管理とその改修計画があるのかということでございます。

次に、磯津漁港内でございますが、漁港は市の唯一の漁港として、また伊勢湾でも屈指の漁港として、防波堤、泊地、航路等の整備が着々となされ、本年度につきましても物揚げ場の改良がなされると聞いております。バッチ網、小型底びき網等、漁船漁業の発展のために不可欠な漁港施設の機能が逐次整備されることは、円滑な漁業活動するには非常に重要なことでありますので、今後の整備計画についてもお示しを願います。

さらに、改修計画の中で、漁港内のしゅんせつ土で海浜公園ができないかということですが、漁港があり、公園があり、海辺があるすばらしいという景観になると思います。

最後に、港の中で漁業者から聞いた話でございますが、せっかくとって

きた魚を港内で生かしておくと、水質汚濁か何かの水質の変化によりまして、魚が死んでしまうという苦情をお持ちのようでございます。死んだ魚と生きのいい魚では市場価格も当然のことながら異なり、水産振興を図る上においても蓄養場等を設置し、こういった問題を解決する方法がないかどうかをお尋ねいたします。

以上をもちまして、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） ただいまご質問の第1点目の、休日の行政サービスについてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。特に、窓口サービスの問題でございますので、私の方からお答えをいたしたいと思っております。

週休二日制の完全実施に伴います窓口サービスをどうするのかというご質問でございますが、ご指摘のように、全国の各都市でもそれぞれの状況に応じた窓口事務のサービスを行っているところでありますが、本市のような人口規模あるいは都市形態、さらにまた市内22カ所で地区市民センターでの窓口業務を行っている関係上、休日窓口を開設するというについては非常に困難性があるわけでございます。むしろ先ほどご提言のように、平日における行政サービスをどう向上させるかということの方針から、種々検討をしましてまいりました。その一つは、やはり電話予約による住民票あるいは市税関係の諸証明を交付するというところでございます。そういうことで現在、実施の方向で検討をしております。その内容は、平日の開庁時間帯に、市民課あるいは市民税課へ電話をいただき、住民票などの発行ができるか否かを確認をいたしまして、土曜日、日曜日の閉庁時に宿直室でそれを交付する、こういう考え方を持っているところでございます。

二つ目は、従来からも行っているところでございますが、郵送による住民票、戸籍抄本等の交付がございまして、この2点について実施することに

よりまして、一定の住民サービスに努めていきたいと考えているところでございます。この2点につきましては、先ほど申し上げました週休二日制の完全実施をいつ行うかということが現在決まっておりますが、その段階でこれらの方針につきましては、広報、地区市民センターの窓口などで、あらゆる機会を通じまして、市民の皆さんへ啓発をいたしたい、かように考えているところでございます。

最後になりましたが、職員の住民に対する対応に厳しいご指摘があったわけですが、私たちもふだんから窓口事務は市民に親しまれる窓口でなければならない、こういう観点から、絶えず職員研修を強化する中でいろいろ工夫をしているわけですが、今後とも窓口職員に限らず全職員が、住民に親しまれる職員になるよう努力をいたしていきたい、かように考えておりますのでご理解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の平成不況に対する中小企業経済特別対策についてご答弁を申し上げます。

本地域におきます最近の景気動向につきましては、先ほど来、いろいろとご説明もちょうだいしたわけですが、四日市商工会議所とか、あるいは三重県中小企業団体中央会、また金融機関の行った調査結果、さらに本市が業界に対して行ったヒアリング調査等によりますと、生産活動につきましては一部の業種では在庫調整が進展しておりますものの、需要の停滞により依然として在庫水準は高く、在庫調整の完了、あるいは生産の回復までには時間がかかるとの見込みでございます。したがって、製品需給につきましても全般的に緩和をいたしてございまして、製品価格の下落が売上不振とともに収益を圧迫しており、設備投資意欲も減退をいたしておるところでございます。また、労働需給につきましても緩和傾向にあるわけございまして、自社の労働力に過剰感を持つ企業もかなりあり、

残業の削減とか、あるいはパートの削減等による対応が進んでおりますことから、個人消費が低迷をいたしておるところでございます。こうしたことからほとんどの業種で需要の停滞、生産の減少、収益の悪化等を背景に、3カ月前と比較してもさらに悪化しているという意向でございまして、今後の傾向につきましては、先行きに対する不透明感から、需要減退による売り上げの減少、採算性の悪化、在庫調整の鈍化等、景気後退感を強めてございまして、総じて慎重な見方が強いようでございます。こうした状況の中でご承知のとおり、8月28日に政府は、公共投資の拡大、公共用地の先行取得、あるいは住宅建設の促進等を柱といたします総事業規模10兆7,000億円の過去最大の総合経済対策を決定をいたしまして、低迷を続ける景気を下期から回復軌道に乗せようとしているところでございます。そこで、本市といたしましては、本年度に入り制度融資の利用が前年比、件数で42%、金額で62%の伸びを示しておるわけございまして、また貸付利率につきましても本年7月に0.2%、この9月1日から0.4%の2回にわたって引き下げを実施したところでございます。このように地域の中小企業の金融の円滑化を図るため、いろいろ努力をいたしておるところでございますが、さらに不況対策の一環といたしまして、本年10月から1年間の期限を設けまして、売上高5億円以下の企業としておりました貸付対象企業の制限を10億円以下までとする制限の緩和、さらに全制度の8割を占めております中小企業振興資金の保証料補給限度額が運転資金700万円、設備資金1,000万円としていたわけでございますが、それぞれ融資限度額でございます1,000万円、2,000万円への引き上げなど、一層の地域中小企業対策を講じてまいる所存でございます。

また、融資枠につきましては、年度当初から今回の不況を踏まえ、貸付金の予算化をいたしておったわけでございますが、今後の動向いかんによりましては、さらなる資金手当てが必要になる事態も予想されますことから、状況を注意深く見守り、柔軟な対応を講じてまいる所存でございます。

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） 3点目の磯津漁港の問題につきましてお答え申し上げます。

磯津漁港は、昭和26年7月漁港法による二種漁港として指定を受けておるところでございます。その後、漁港整備長期計画を立てまして、外郭施設の整備を行ってまいっております。ご質問の堤防と樋門でございますが、漁港内の海岸保全施設として位置づけられておりまして、その管理は四日市市が行っておるところでございます。ご指摘のように堤体の老朽化も一部で見受けられます。このため平成7年度までの第5次漁港海岸事業の中で、樋門上の堤体の改修を考えておるところでございます。これにつきましては、樋門からの排水は大部分が樋町管内の排水でもございますので、実施に当たりましては、県の指導も受けまして、樋町と十分協議をしましてまいりたいと考えております。

次に、漁港の改修計画でございますが、現在、第8次漁港計画に基づきまして、毎年継続的に物揚げ場の改良を行ってきておるところでございます。引き続きまして第9次漁港計画を立てまして、漁協関係者の意向も尊重しながら、物揚げ場の改良、港内の静穏対策等を行いまして、漁船漁業の振興を図ってまいりたいと考えておるわけでございます。また、漁港内には現在、蓄養施設といたしまして、水槽が10カ所設けられております。これにつきましては、クルマエビの中間育成施設として現在、利用しておるわけでございますが、出荷調整施設として、また活魚水槽等として、さらなる有効利用についても関係者と協議をいたし、また指導もいたしてまいりまして、一層の水産振興につなげてまいりたいと考えております。

また、漁港内のしゅんせつ土を利用して海浜公園をとのご提言でございますが、本年度実施いたします磯津漁港区域活性化構想策定事業の中で地

元の意向も十分尊重いたしました。また、農林水産省との調整等も踏まえながら、これについての研究、検討をさせていただいてまいりたい、こう考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 日置記平君。

○日置記平君 1番目の休日の行政サービスについて、大変前向きにご答弁をいただいたところでありますが、大変省エネ型のご答弁でございまして、もう少し色をつけていただきたかったなというふうに思うんですが、他都市の研究をさらに熟っぽく進めていただいて、土曜日でございましたか、川越町がこの問題を取り上げて実践に移してるといふ、毎日新聞の発表が実はあったばかりでございます。三重県として市がスタートしたところがあるのかどうか、まだ調査はしておりませんでわかりませんが、全国的に先駆けて出雲市がいろいろな話題をまいておられるところでありませうけれども、ご答弁によりますと、市の方で臨時出勤をしておやりになるというふうなご回答であったかと思っております。この辺のところも多彩なことを講じていただきたいなというふうに思います。

ただ、私の質問の中で週休二日制の問題を若干触れさせていただきましたが、誤解があるといけませんけれども、週休二日制について積極的に導入の意見を申し上げたんですが、その中で土曜日の窓口サービスということになりますと、あるいは逆行をしてるじゃないかと、少し考え方が違ってないかというふうに誤解を持たれるかもしれませんが、あくまでも週40時間という枠の中での対応でございますので、その点を誤解のないようお願いをいたしたいと存じます。今後前向きにご検討いただくというふうなことでございまして、具体的にもいただきましたので、どうか一つ前向きに取り組んでいただきたいと存じます。

それから、週休二日制推進検討委員会がどういうふうにあったのかちょっとお聞きしたかったんですが、ちょっとその辺のところはなかったように思います。

それから、二つ目の中小企業向けの経済特別融資政策につきましては、非常に深い内容でご答弁をいただきました。毎月毎月経済の変化が出ておりまして、各製造業につきましては、非常に資金圧迫がこれから秋に向けて出てくるのではないかとといった不安材料が多い中で、ご答弁がありました貸し付けの拡大、あるいは貸付制限の緩和という点については、十分触れていただきましたので、この点については今後各企業間、あるいは四日市管内における各組合へのPRを含めてお願いをしたいと存じます。

それから、三つ目の磯津漁港の問題ですが、考えてみますと、私たち視察をしたときに、これはすばらしいなごさがあるなというふうに、初めてあの磯津海岸から吉崎海岸に向けて見たわけですが、市長も大変海を愛しておられるというふうに承っております。四日市における海は工場でほとんど埋まっておりますが、唯一あの海岸を目の当たり見ますと、白砂青松がかなり長い距離にわたって見えます。ただ、残念なことに四日市管内における磯津漁港と鈴鹿川との間だけを見ますと、非常に南北の距離が短いわけですね。ところが、それから南へ見ますとさらに長く続いていくわけです。吉崎海岸というのは楠町だそうですが、楠のところに至るまであの距離を総合的に見ますと、非常に自然を残すのにいい場所だと思うんですが、その辺のところは楠町ということになりますので、いよいよもって市長、ひとつ楠と四日市との熱い握手がこの辺で必要ではなかろうかというように思いますが、その辺のところではひとつ市長のお考えをあわせてお聞かせいただければ幸いです。

それから、磯津漁港の魚が死ぬという問題ですが、この辺のところは今も計画の中に、蓄養施設についてクルマエビ、あるいは活魚等の蓄養施設をこれからも積極的に展開されるわけですが、こういうふうになりますと、あの漁港がやはり水質汚染が生まれるということがわかっておりながらこういう施設を投資するということの、いろんな問題の因果関係があらうかと思いますが、この因果関係につきましては、魚が弱った、活魚

が市場に出せないというふうな状況で問題が提起されてるのか、あるいは公害といいますか、環境部の方にそういった問題の解決の要望が出されているのかどうか、環境部の方からもちょっとその辺のところのご答弁いただきたいと思えますし、同時にこれが現実にあったわけですから、環境対策として、これは楠町の生活污水と楠町にあります工場排水との因果関係について、やはり楠町と連携プレーをとりながら、この磯津漁港の水質問題の改善に施策として打ち出していたか否かならない、こういうふうに思うんですが、この点もあわせてご答弁を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

○総務部長（鶴飼 滋君） 完全週休二日制の導入に関しましてお尋ねがございましたので、私からお答え申し上げたいと存じます。

まず、私ども今回の完全週休二日制の導入に当たりまして、基本的な考え方が三つあるわけでございます。一つは、完全週休二日制の導入に際しまして、基本的には人は増やさない。2点目には、経費の負担増にはつながっていかない。三つ目には、住民サービスの低下をきたさない。そういったことを基本的な方針として決めているわけでございます。しかしながら、そうは申しましても、この完全週休二日制が導入をされてまいりますと、閉庁困難な職場もあるわけでございます。そうなるまいりますと、現在の執務の体制が確立できないという問題が当然出てくるわけでございます。同時にまた、住民サービスが低下をすると、そういった問題が当然出てくるわけでございます。そこで、今お話がございましたように、私どもといたしましては、週休二日制推進検討委員会というものを内部で設置をいたしておるわけでございまして、その中で今申し上げた執務の体制、あるいはまた住民サービス等々の点について具体的な検討を進めているわけでございますが、特に私どもとして考えていかなきゃならない職場が幾つかあるわけでございます。その一つが今お話がございましたように、窓口のサービスの問題であるわけでございますけれども、同時にまた病院で

ございますか、あるいはまた保育所、さらにまた消防、そういったところについては、現状のままでは大変完全週休二日制を導入することが難しいという、そういう実態もございますので、検討委員会の中でその辺をポイントにしながら具体的な検討を現在進めておるわけでございまして、できるだけ早くまとめさせていただこう、こういうことでございます。今議会に週休二日制の導入についての条例の一部改正についてご提案をさせていただいておるわけでございますが、いずれにいたしましても、私どもといたしましては、今後執務の体制の確立の問題と、もう一つは、住民に対する理解と協力、そのための啓発というものが極めて重要でございますので、そこら辺の二つについて十分見きわめながら、できるだけ早い時期に実施をする努力をしていきたい、こう考えておるわけでございますので了解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） さきのご答弁で若干ご理解しにくい点があったかもわかりませんので補足をさせていただきたいと思いますが、中小企業振興資金の保証料の補給限度額が、現在、運転資金が700万円、設備資金が1,000万円、こういうことで取り扱っておるわけでございますが、これを現在の中小企業振興資金の貸付限度額100%、いわゆる運転資金が1,000万円、設備資金が2,000万円と100%補給をさせていただくということでございます。

なお、再質問で、この不況対策の一環といたしましての融資制度につきましては、今後広くPRに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） ただいま磯津漁港へ流入しております江川の排水問題についてお尋ねがあったわけでございますが、ご承知のように江川につきましては、樋門までのところ楠町の地内になっておりまして、今

まで苦情があったかということにつきましては、楠町当局に対しまして、江川周辺に立地しておる企業から流出される水について多少水質が悪いということで苦情は聞いており、その対策に苦慮しておるということは伺っております。そこで、この江川の流域には、中小を含めた数多くの工場の排水と住民からの生活排水も流入をしておりまして、現在まで県並びに楠町では、主要工場の排水を定期的に採水をし、検査をしておるということでございます。ただし、樋門から排水される水そのものは、すべて磯津漁港の方へ流入をしておりますので、漁港の水質の向上というのは、大変大切なことだというふうに私も認識をいたしております。したがって、我々としましては、本市と楠町を含む4町で構成されております四日市地区広域市町村圏環境保全協議会というものが過去から設立されておられて、いろいろ環境問題、水質問題について4町と協力をし合って相談をいたしておりますので、早速この問題につきまして協議会を通じましてご提案を申し上げ、県並びに楠町における監視、指導をより充実させていただくようお願いをしまいたい、こういうふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 磯津漁港の改修計画は、先ほど農林水産部長からお答えをしたとおりであります。実は、今、四日市港の第8次港湾整備5カ年計画が平成7年度で終わることになっておりましたが、実はこれを8月に改正いたしまして、平成12年まで延期をいたしました。その中で四日市港湾計画は、実は楠町まで入ってるわけでございますので、一応楠町の埋め立て後の活用方法というのが想定をされているわけでありまして、楠町の意向と若干管理組合の今度の港湾計画では沿わないようなところがございまして。同時に、磯津の漁港というのは、漁港そのものの管理監督官庁は農林水産省でございますので、農林水産省の漁村地域活性化構造改善事業というのがございまして、それを活用して磯津漁港

区域活性化構想というのを策定しようとしているわけでございます。これがまとまりますと、四日市港湾区域の部分に入るところは管理組合の方で計画に入れているようでございますが、これとの整合性を図ってまいらねばならない。あるいは鈴鹿川が河口に当たるわけでございますから、河口を變形するということになりまますと建設省の認可が必要である。こういうような複雑な状況になっておりますので、今、これらの問題に取り組みながら今後の対応を図っていかなければならないという状況にあるわけでございます。そこで、楠町と四日市市とはまさに一体となった考え方で進まないことには、これらの問題の解決はかなり難しくなってくることだろうというふうに思いますので、楠町の方とは行政的には私どもは十分な連絡をとっておりますし、双方の事業を進めていく上において、双方で納得した線で関係官庁に当たらなければならないということは、既に楠町、四日市市ともに十分認識をいたしておりますので、行政区域別に握手ということとはともかくといたしまして、両者が一体となってこの問題に関係官庁に取り組もうという姿勢で、今、連絡調整を図りながら進めている段階でございますので、さようご承知おきをいただきまして、またご支援をちょうだいいたしたいというふうに思っております。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） ご質問の中で、蓄養水槽は水質の悪化ということの一つの含みにした設置であったのかというようなご質問の趣旨かと存じましたのでお答えさせていただきますが、これにつきましてはちょっとはっきり年数は覚えておりませんが、十年ほど前だったと思いますが、赤潮対策といたしまして、海面で弱って浮いておる幼魚を、生き返らせると申しますか、そういう復活施設として利用するという目的で設置されたものでございまして、たまたま現在はクルマエビの育成施設、あるいはほかに多目的にも利用したいと、こう考えておる施設でございます。

○議長（水野幹郎君） 日置記平君。

○日置記平君 いろいろとありがとうございます。

まず、窓口サービスの件ですが、総務部長の方からご答弁ありました、週休二日制推進検討委員会の方で検討を続けていただくということでございます。お話の中にいろんな問題、難しい問題が山積する点も私も理解できないわけではございません。ただ、週休二日制推進検討委員会の中で常識的に検討していただきますと、常識ではできないということになりますので、この辺のところは発想の転換もしていただく必要があるかというふうに思います。できないではなくて、できるという点も考えて前向きにご検討をいただきたいと存じます。

それから、磯津漁港の問題につきましては、環境部の方も、県あるいは楠町を含めた上で検討していただくということでございますので、これもあわせてご検討いただきたいというふうに思います。

いろいろとご回答をいただきましてありがとうございました。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 要望でよろしいですか。

○日置記平君 要望で結構です。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時33分散会

会 議 録

第 3 日

(平成4年9月8日)

○議 事 日 程 第3号

平成4年9月8日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久

佐野光信
 瀨川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森 真寿朗

○欠席議員 (0名)

○出席議事説明者

市 長 加藤寛嗣
 助 役 加藤宣雄

助 役 奥山武助
 収 入 役 毛利道男
 調 整 監 石川徹夫
 市長公室長 鈴木一美
 計画推進部長 馬淵則昭
 総務部長 鶴飼 滋
 財政部長 佐々木龍夫
 市民部長 小畑廣次
 福祉部長 大井一美
 商工部長 米津正夫
 農林水産部長 鎌田 悟
 環境部長 須原賢治
 都市計画部長 山田 稔
 建設部長 西田喜大
 下水道部長 岡田幹夫
 消 防 長 島村 隆
 消 防 次 長 谷口 淳一
 病院事務長 光本博之
 水道事業管理者 栗本春樹
 水道局次長 別所弘和

教 育 長 丹羽 武
 教 育 次 長 服部 美次

代表監査委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主 幹	井上 紀久夫
主 幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○副議長（堀内弘士君） おはようございます。水野議長に代わりまして議長職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（堀内弘士君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 どうも皆さんおはようございます。

それでは通告に従いまして順次ご質問をさせていただきます。

1点目は、公園づくりと緑化に関連してお尋ねしたいと思います。

日本の公園は明治時代に初めてつくられたわけですが、このころの公園は、子供の遊び場とか市民の憩いの場としてつくられたものではなく、ヨーロッパにならいました都市景観づくりとしてつくられたそうです。その後はその時々々の社会背景の中で必要性や要求を受けて、制度的、計画的、及

び質的にも量的にも発展推移してきたわけですが、今もなお多くの問題を抱えていると考えます。子供の生活空間から見ましても、かつてはどの地域にも空き地や原っぱ、あるいは川や神社の境内など、至るところに遊び場がありましたが、今の子供の行動範囲内には、以前の垂坂山、松本山、あるいは泊山などの地域に自然に親しめる山や森がどんどん減ってきております。特に住居やビルが立て込み、自然はつぶされて、車はもう生活の場の中まで入り込んできておりまして、さまざまな管理が強化される中で、変化に富んだ自然の遊び場はほとんどなくなってしまっております。ですから市民が緑や自然により季節感を感じたり、安らぎと潤いが得られる場として、また子供たちには自然の遊び場としてなど、今後の公園への依存度はますます高まっていくことと考えます。本市におきましても他都市と同じように、近年の急速な都市化の波をまともに受けまして、近代都市への発展と引きかえに、美しい緑で象徴される自然環境の多くを失っております。しかし、ここ数年来の都市基幹公園の整備につきましては、特に積極的に取り組んでいただきまして、また8月下旬号の「広報よっかいち」を見ていただきましても、自然林に囲まれた垂坂山の整備の紹介なども出ておりまして、公園や樹木などへの愛護意識の啓発にも随分力を入れていただき感謝しております。本市の都市公園の整備状況は、平成2年度末におきましては、市民一人当たり7㎡と全国平均を上回ってはおりますが、このうちの50%、半分以上が緑地の面積が占めております。児童公園や近隣公園などの不足が少し指摘されているのが現状のようです。そこで、今後の児童公園や近隣公園などの整備についての目標及び具体的な計画内容があればお聞かせいただきたいと思います。

また、総合公園なども含めました大小新しい公園を整備していただくことももちろん大切なことですが、既存の児童公園や近隣公園については、どの公園も同じような顔をしております。個性のないものが非常に多いような気がしております。そこで、今一度地域全体を見直していただき、公

園の必要性和今後のあり方を地元の方と十分に話し合い、子供たちの要望も取り入れた、地域住民の視点に立った公園の再整備も必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

また、その際もう一つ大切なことは、特に児童公園等を整備していただきました後の管理運営についてでございますが、特に住民組織の方に主体的にかかわっていただき、行政が指導、協力することはもちろんですが、地域住民の方による公園づくりが不可欠になってきたのではないかと思います。この点についてもご答弁をいただきたいと思ひます。

さて、この7月に福島市に視察に行つてまいりました際に、小鳥の森という都市公園を視察してまいつたわけですが、この公園は子供たちに本物の自然を触れさせてやりたいという目的で整備されまして、できるだけ市街地から近いところ、子供たちが自転車や歩きで遊びに行けるところという設定で整備されたそうです。ですからもともとある山をそのまま生かしまして、小鳥や動物たちに好かれるようにと、施設の外装もカラマツの焼き丸太を使つたり、あるいはごみ箱にいたしましても、木やつるを編んだものを使つておりました。そうしましてここの管理、運営は、日本野鳥の会に委託をいたしまして、レンジャーと呼ばれます常駐の方が、子供たちにここのすばらしい自然を紹介しておりました。

また、先日は市民クラブの皆様と埼玉県熊谷市に視察にまいりましたところ、市街地の中心部に森がありまして、その中に子供が水遊びできるような深さ10cmぐらゐの清流と噴水が整備されている公園がございました。この公園は四方を道路に囲まれているのですが、公園の周りにフェンスや囲いは全くなく、歩道が設けてございまして、どこからでも公園内に入力できるようになっておりました、通り抜けが自由で開放的な公園でございました。買い物帰りの人や水遊びの子供、あるいはオフィス街の人たちが、それぞれの利用の仕方を楽しんでいるようでした。本市におきましても中央緑地や南部丘陵公園などの都市基幹公園におきましては、年度ごと

に整備をしていただいておりますし、小鳥や小動物の生息においても引き続き調査していただいております。児童公園や地区公園などにおきましても、若干不足はしていますものの、今後も計画的に整備していただくものと考えます。しかし、前段でも申し上げましたが、どの公園も個性や特色が随分弱い感じがしております。福島市の小鳥の森公園や東京大井の野鳥公園、少しおもしろいところなんですけれども、東京世田谷区の羽根木公園内のプレイパークという公園では、子供たちが自由に小屋をつくつたり、たき火をしたり、普通の公園では規制されてるような遊びを行つていまして、全国的にも注目をされております。もちろん前者には先ほどの自然に詳しい常駐のレンジャーたちがおりますし、羽根木公園の方にはプレイリーダーがそういった遊びを教え、指導に当たつております。ですから今後の総合公園整備に当たりましては、レンジャーやプレイリーダーのような常駐のそれぞれの専門の指導員による管理、運営が新しい公園づくりの特色となるように思ひますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

また、本市の児童公園や近隣公園を見てまいりますと、必ずと言っていいほど四角くフェンスや囲いがしてございます。また、周囲の歩道や道路よりもどういふわけか高くしてあり、出入口が2、3カ所、あるいは1カ所というところもございまして、なおかつチェーンがしてある、こういう公園もございまして。こんな点も利用しにくくしている原因の一つではないかと思ひます。また、利用者の多い公園はきれいに管理され、利用者の少ない公園は管理が行き届かない、こういった悪循環も見受けられるように思ひます。それから、公園の周囲がごみの収集場所になっているところも多く、ごみ箱自体も公園には余りそぐわないものが多いようです。特に公園に除草剤を使用することは、美観的にもいかなものかと考えております。利用頻度の少ない公園には、大小にかかわらず、今言いましたようなそれなりの理由や原因があるはずで、今後新しい公園を整備するにしま

しても、既存の公園を再整備するにしましても、ぜひそういった点も見直していく必要があると考えますが、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

ところで、熊谷市の小鳥の森公園では、空き缶によります污水处理が行われておりまして、水田地帯周辺の施設や公園内の河川などの浄化に使われておりました。これは従来の污水处理場が好気性のバクテリアや細菌類の働きだけを頼りにしてきたものに、酸素を嫌う、いわゆる嫌気性の生物、こういった力も借りようというもので、円筒形は表面積が非常に広いので、表側には好気性のバクテリアや生物が付き、内側には嫌気性の生物がつくと。ですから両方の力で浄化、分解処理する方法だそうなんです。これはセラミックや陶器の筒の素焼きのものでも同様の効果があるというふうに説明を受けてまいりました。熊谷市では、中学校や老人センターなど市内十数カ所の施設で大規模浄化システムを、1カ所約2万から3万個の空き缶を利用しまして抜群の効果を示しておりました。また、静岡県富士吉田市の場合においても、同様のシステムで同じような効果を上げているそうです。

小鳥の森の方は、レンジャーたちが公園内から出る空き缶を集めてまいりまして、数十個から数百個を網のような袋に入れまして、それをそのまま公園内の水辺や小川に沈める簡単な方法で河川浄化を行っておりまして、これもかなり効果があるというふうにレンジャーの方が言っておりました。また、愛知県瀬戸市では瀬戸焼で、岡山県の方では備前焼なども同様に河川の浄化に活用しまして、排水処理に非常に効果を上げておるようです。これは公園づくりに直接関係はございませんが、総合公園などから出る空き缶利用で、公園内に流れ込む小川や地域の河川などへ利用方法を考えれば、BODやCODを低める効果はもちろんでございますが、それにもまして空き缶や地場の萬古焼などによる河川の浄化となりましたら、市民への環境問題の啓発にも大きな効果が期待できるのではないかと思います。

空き缶や萬古焼によります排水処理や河川浄化への利用と、市民的な運動にまで発展していくようご指導いただければと考えますが、ご答弁をお願いいたします。

さて、もう1点は緑化に関連しましてお伺いいたします。

緑の効果はいまさら申し上げるまでもなく、人間にとりましては本当に貴重な資源でありますし、もちろん動物や昆虫たちにとりましてもなくはないものです。先ほどの小鳥の森や野鳥公園などでは、鳥や昆虫や動物たちを身近に呼び寄せようと、サンクチュアリ、いわゆる聖域といいますか、生き物たちにとって住みよいのはどんなものかを考えまして、水場をつくったり、樹木につきましては、その立地環境に応じた植生を生かしながら、えさや巣になる木などを選んでおりました。ですから本市におきましても、今後の緑化や植樹をする際には、その立地環境を十分に考慮しながら樹種を選んでいかなければならないと考えます。特に街路樹などはその都市の顔と言われております。そのまちのイメージを特徴づける非常に重要な存在でありますから、単に本数を増やすだけでなく、1本1本のボリュームを考え、量だけでなく、質を考えた樹種選びも必要だと思えます。さきの新聞等で報道されました西浦通りやその後の三滝通り、北浜田地区内のケヤキの剪定に見えますように、今見ましてもひどく痛々しく感じられるわけでございます。もちろんさまざまな事情や理由があるのはわかりますが、この件にいたしましても慎重な樹種の選択が行われていれば避けられたように思います。

特に、先日徳島市へ視察にまいりました際には、「天まで伸ばそう」というキャッチフレーズで、街路樹は基本的に無剪定を貫いておりましたが、もちろん住民の合意と協力を得て管理していましたが、言うまでもございません。それでもう一つ注目すべきことは、徳島市内にある国道や県道の街路樹も、市の方で一元的に管理する体制を整えていたことです。これは四国国道建設事務所と交渉しまして、市と国の間で委託契約を結び、街

路樹の緑化と管理は市がすることとしまして、その経費は国の方から受け取る、こういった内容の契約だそうです。県道につきましても、市と県の間で同様の契約が結ばれておりました。本市におきましては、市内を通過しております国道や県道が数あると思いますが、それらにつきましても同様な対策をとっていただければ、市内の街路樹景観も非常にバランスよく整備されるのではないかと考えます。特に、この70メートル道路と交差いたします国道1号の部分につきましては、予定されております地下駐車場整備の際に、中央通りのクスノキにマッチして、つながりのあるような街路樹整備ができないものか、この点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

もう一つは、児童公園や近隣公園の植樹についてですが、どの公園もほとんど周囲だけ植樹してあるところが多いわけですが、そういう植え方ではなく、公園の一部分は森のように固めて植えたり、あるいは公園全部を森にしてしまう、そういう植え方も考えてみてはいかがかかと思えます。既成の遊具を幾ら整備いたしましても、子供たちはしばらくすると飽きてしまいますし、使われない遊具はどんどん傷んでまいります。修理や整備が行き届きませんと危険でもありますし、また場所をとるだけのものになっている箇所も見受けられます。しかし、樹木をはじめとする自然のものは、想像しだいで無限の遊び道具になったり憩いの材料になったりしております。今の公園で隠れんぼうができたり、木登りができる公園がはたして幾つあるでしょうか。そういったところからも、前段で申しましたように個々の公園の事業を調査、研究していただきまして、公園への小さな森づくりといえますか、そういうような植樹をお願いしたいと思います。お考えをお聞かせください。

2点目の障害児対策についてお尋ねします。

先日来、津市内の全盲の小学生の女の子が盲学校から普通小学校への転校を、県と津市に働きかけていることは、皆さんよくご存じのことと思

ます。この子は、「たくさんの友達に毎日会いたいから」、こういった理由で普通学校への転校を訴えておりました。この問題は他市のことだからということだけでなく、今後の障害児問題にはいろいろなケースが出てくるのだ、そんなことを感じさせるニュースでございました。国連障害者の10年の最終年でもあり、ノーマライゼーションの考え方が広がりつつある今、事、教育に関して申し上げれば、障害児をすべて隔離して特別の施設で教育を受けさせるのではなく、障害のある子もほかの子供たちと一緒に遊んだり、学んだりしてほしいと思うわけです。それが統合教育、いわゆるインテグレーション、みんな一緒にという考え方と思うわけです。本市におきましても、障害児保育におきましては他都市に誇れるような実践を行っていただき、特に健全児との触れ合いを大切にされた保育は、その子ばかりではなく周りの子も、そして親もまた保母も育つという大切な場所となっております。学校教育におきましても、普通学校内に特殊学級を設置していただくなど、障害児対策につきましては特にご配慮をいただき評価しております。しかし、先ほどの津市の例でもありますように、今後は障害児にかかわりますいろいろなケースがこの四日市でも出てくるのが考えられます。一つは、この2学期からスタートします学校5日制におきましても、「広報よっかいち」の8月上旬号で、「土曜日子供の世話ができない、共稼ぎやその他の事情で子供たちだけになると心配される児童は、市内の小学生2万人のうち約1,400人、そして低学年の児童が約600人ある」、そんなふうにご書いてございました。そこで伺うわけですが、もちろんその対策としまして、学校施設の一部開放や管理員の配置などを考えていただいておりますが、その管理員の方とはどういった方を予定しているのかを、まずお聞かせいただきたいと思います。

また、子供たちだけになると心配される小学生約1,400人の中には、障害のある子供たちも含まれているのでしょうか。もし含まれているのであれば、その子供たちの対応はどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

います。

もう一つは、障害のある子供はもちろんですし、その1,400人のうちの低学年の児童約600人は、学校5日制でもそうですけども、もう既に放課後や春、夏、冬休みなどは、非常に心配なことが起こっているわけです。もちろん本市におきましては、市内4館の児童館をはじめ、放課後児童対策といたしまして、学童保育補助事業の実施におきましてその対応を図っていただいているわけですが、学校5日制も含めて、そういった放課後や長期休暇の際、学校の施設開放とあわせて、障害のある子供たちの児童館利用について積極的に呼びかけていただきたいと思うわけですが、現状の人員や施設面で十分対応できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

そして、学童保育補助事業におきましても、心身に著しい障害のある者は除外する、そういうふうになっております。そうしましたら軽度の障害の子であれば受け入れられるかと申しますと、現状の市内の学童保育所の体制では、とても受け入れられる体制ではございません。これは日永の学童保育所からの報告ですが、この夏休み前に母子家庭で、兄弟二人とも発達遅滞の障害のある子供がみえまして、下の子は3歳児で公立の保育園で預かっていただいているそうなんですけど、上の子は小学校5年生ですからもうどこも見てもらうところがなく、市の方へ相談いたしましたところ、現在、そういう体制を市の方ではとってないということで学童保育所を紹介されたそうです。最初は学童保育所が責任を持てるようなケースではございませんのでお断りをしたそうですが、そのお母さんは1カ月以上も仕事を休まなくてはならないので、すぐ生活が大変ということが起こってまいりますので、指導員の先生が元養護学校の先生だったこともありまして、今回は引き受けたということです。しかし、こういったケースは何も珍しいことではなく、笹川の学童保育所にしましても、日永の学童保育所にしましても、この2年間で笹川が2件、日永の方で3件こういった問い合わせ

せがあったそうですが、日永の3件、そして笹川の2件とも多動の子供ということで、現在の体制ではとても無理というケースでお断りをしたそうです。ですから今後はこういった障害のある児童はもちろん、母子家庭や父子家庭などの児童に対する放課後や、春、夏、冬休み等の長期休暇に対する対応が今まで以上に必要ではないかと考えますが、この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（堀内弘士君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 一点目の公園づくりと緑化に関連してご質問をちょうだいいたしました。お答えさせていただきます。

四日市における公園整備は、明治39年に諏訪公園の前身の保光園が諏訪神社に隣接して設けられたのを初めとしまして、昭和3年4月に鶴の森公園が開設されて以来、逐次整備を進めてまいりました。現在、公園緑地課所管の公園緑地は249カ所、面積は約194haとなっております。ところで、本市の公園緑地の整備状況につきましては、南部丘陵公園、中央緑地、霞ヶ浦緑地等の大規模公園の面積が約76haと、本市の公園緑地の約40%を占めておりまして、児童公園につきましては、市街化区域内での戦災復興事業や区画整理事業、あるいは開発事業でできた住宅地に集中しておるわけでございます。現在、児童公園、近隣公園の新設には、場所の確定から用地の取得、施設の整備で3年から、場合によっては6年の歳月を要しているのが現状でございます。今日、市民の皆様こそって都市的な生活水準に対する要求は高まっております、スポーツ活動、生涯学習活動を行うことができる空間を確保することが必要となっております。今後は、老いも若きもだれにでも利用できる公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、既設の公園につきましても、長寿に伴う高齢化社会への移行が進

んでおりまして、人口構成は著しく変化をしており、児童数の減少とともに、学習塾通いによる子供の遊び場や生活の変化が起きており、このような現状の中で国におきましては、都市公園法の見直しを進めているところでございます。去る7月24日、経済社会の変化を踏まえた都市公園制度をはじめとする、都市の緑とオープンスペースの整備と管理の方策はいかにあるべきかにつきまして、都市計画中央審議会・公園緑地部会から中間報告が出されたところであります。したがって、都市公園法の改正も予定されているところでございます。本市の公園につきましては、特に中心部の戦災復興事業で整備された公園につきましては、ブランコ、滑り台や砂場等の遊具の配置や公園周囲への植栽等、公園形態が定型化しておりますので、今後個々の公園の地域的特性を十分考慮するとともに、地元の皆様の要望等を聴取して見直しを行っていきたいと考えております。

また、完成されました公園の維持管理につきましても、公園愛護会等の活動を充実させまして、真に地域の公園として住民の皆様から親しまれ、愛される、自分たちのまちの公園、まちの庭となるような公園整備をするよう、理解と協力を求めなければならないと考えております。

自然観察や余暇活動の手助けをする指導員を公園に配置してはとのご提案でございますが、南部丘陵公園や泊山公園等の総合公園や中央緑地、霞ヶ浦緑地等の大規模な公園緑地につきましては、今後その管理とあわせて、来園者に自然観察や遊びの指導を行える人員の配置も必要となってくるものと思われまふ。これについては今後施設の整備に合わせて調査、研究してまいりたいと考えております。

また、児童公園等の利用状況に関するご質問についてでございますけれども、現在、個々の公園利用状況については正確には把握しておりませんが、先に述べましたとおり、公園によりましては児童の利用が非常に少ない公園もあります。公園内のブランコ等の遊具やベンチや水飲み場等の施設や植樹も含めて、それぞれの地域の方々に利用しやすい公園づくりにつ

いて、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、緑化に関連したご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、南部丘陵公園等の樹林につきましては、市民の休養の場であるとともに、野生動物や鳥類、昆虫の生息の場でもあり、本市におきましても公園等への植樹につきましては、可能な限り多種類の花の咲く木、実のなる木を植樹するように心がけております。また、民有地の緑化につきましても、緑化基金の果実の運用の中で実施をしてみたいと考えております。

街路樹の植樹や仕立ての方法につきましても、既に各方面から貴重なご意見を賜っておりますが、街路に適した樹種の選択や植栽時から将来を見通した計画を立てるとともに、今後適正な管理を行ってまいります。

また、国道や県道の街路樹の管理につきましては、それぞれの道路管理者に対し、本市のイメージアップにつながるような植樹や管理を要請してまいりたいと考えております。中央通りと国道1号の交差点付近の街路樹整備につきましては、現状のクスノキの並木とマッチしたものになるように、国道1号地下駐車場の整備の中で要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（堀内弘士君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 公園づくりと緑化に関連しまして、空き缶等を利用した河川浄化の方法について検討してはどうかというご質問に対してお答え申し上げます。

空き缶や木炭、あるいは陶器くず等を利用いたしました河川浄化につきましては、他市において一部取り組んでおられるところがあるわけですが、これらの市では河川を浄化する目的以外に、市民の皆さんに廃品の有効利用でありますとか、水質保全の啓発という点で効果を上げているとされているところでございます。この方法につきましては、河川の状態といたしますか、水量、流速、水深、水質の中でも特に溶存酸素などに

よって浄化効率に変化することが考えられるというふうに思っております。したがって、市内において実施可能なところにつきましては、関係部局とよく連携をとりながら、地域の状況に合った方法を啓発、指導してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま土井議員からは、障害児を受け入れられました学童保育のお話も承り、ありがとうございました。ご承知のように放課後児童対策につきましては、学童保育所で対応をしておるところでございますが、障害を持つ児童の受け入れにつきましては、放課後児童対策事業が行われております地域で組織されております学童保育所運営委員会というのがございますが、そこでご協議いただきまして、皆様で保育可能と判断され、またそうした障害児をお世話する指導員が確保されるという見通しの場合には、受け入れ可能になってこようかと思っているわけでございます。ただ、受け入れることにつきましては、個々の障害の程度であるとか、種別が異なっており、また先ほども申しましたように指導員の確保とか、あるいは施設設備等、いろいろと難しい問題もございまして、一概には申し上げにくい点がございまして、しかしながら、こうした障害を持つ児童の放課後保育のあり方につきましては、ただいま申し上げましたとおり多くの問題はありますが、今後とも検討課題として研究してまいりたいというふうに存じております。いずれにいたしましても、放課後児童対策につきましては、重要な今日的課題であるという認識のもとに、ご指摘のございました母子家庭あるいは父子家庭等の問題も含め、実態調査を進める中で、今後とも前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に学校週5日制で休業となる土曜日における、家庭で面倒が不安な子

供に対する学校開放に障害児が参加した場合の対処についてのご質問でございます。教育委員会におきまして、この学校週5日制の実施に向けましての実態調査を去る6月に行ったところでございますが、そのときの調査によりますと、休業となる土曜日の午前中に世話する者がいなかったり、あるいは両親がいても心配と思われる児童の数は、全市約2万人の児童のうち、7%に当たる約1,400名でございました。そのうち1年生から3年生までの低学年の児童の数は約600名であり、その中で障害を持つ児童の数は9名でございます。学校週5日制によります休業となる第二土曜日に、そうした家庭の事情等で一人で家に置いておくのが心配な低学年の児童につきましては、各小学校の施設の一部を開放いたしまして、指導員を配置して対応していく予定でございまして、この事業を行うための予算につきましては、本議会におきまして補正計上をお願いいたしておるところでございます。

なお、その中に障害を持った児童がおりました場合には、平素からお世話を願っております特殊学級の介助員の方にお願ひをして対応していく所存でございます。障害を持った子供たちにも十分配慮する中で、学校週5日制の円滑な実施に向けて今後とも努めてまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（堀内弘士君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 学校5日制に伴う児童館の障害児対応についてのご質問にお答えします。

現在、障害児の児童館利用は、中・軽度の児童の利用が若干見られる程度でございますが、今後学校5日制による障害児に対する取り組みを教育委員会で検討しておりますので、その推移を見ながら対応を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

○副議長（堀内弘士君） 土井数馬君。

○土井数馬君 どうもご答弁ありがとうございました。

第1点目の公園づくりと緑化についてですが、新たに公園を整備していただくには土地取得に3年から6年という時間がかかる、難しい問題もあるかと思いますが、単に公園の数を増やすだけではなく、先ほども言いましたが、適切な場所に住民の方の意向を十分に反映していただき、老いも若きも利用できるという部長の答弁でございましたが、できるだけそういった方が利用できる大き目の公園の整備を進めていただくようお願いをしておきます。

また、既設の公園の見直しにつきましては、国の方の見直しもあわせてにらんでいながら、例えば、子供や年寄りが混在している地域がございますけれども、特にお年寄りが多い地域であれば、遊具や砂場よりも木陰の多いベンチとか、工業地帯の利用度の少ない公園でありましたら、先ほども申し上げましたが、公園全体に植樹して森にするなど、もちろんその際は防犯上の問題がございますので、高木類で幹の太くなるようなものにして、外からも中が見通せるような樹木にするなど、そういったことは当然のことだと考えます。ですから四角くフェンスで囲まれた公園でなく、個性のある公園づくりへの見直しを改めてお願いもしておきます。

また、ご答弁にありましたが、市内の幾つかの地域では、公園の愛護会という形で、市民の方に簡単に除草などを協力いただいておりますが、部長がおっしゃったまちの庭、そんな意味においてもできる限りの管理、運営を地域の方に委嘱していただいて、公園を育ててもらうモデルといたしますか、そういった公園を指定してみたいかと思いますが、この点について再度ご答弁をいただきたいと思っております。

レンジャーやプレイリーダーによる専門の指導員による管理運営につきましては、部長の方から必要になってくるということですので、小鳥の森のような委託管理も含めまして考えていただきますように、これはご要望申し上げます。

緑化につきましては、市民の緑の愛護意識の点からも、特に樹木の選定等に対しては十分配慮をお願いしたいわけですが、場所に合わない木でありましたら、場所に合う樹種に思い切って植えかえていくことも必要じゃないかと考えます。もちろんその際、抜きました木は、緑地等でゆっくり管理をしていただきまして、また適切な場所があれば植えかえてもらう、こんな方法も考えてはいいかかと思いますが、この点もお答えをいただきたいと思っております。

県道や国道の街路樹につきましては、国あるいは県への要請を今後していただくということですので、ただ、徳島市だけでなく、この間行きました高松市におきましても、メインストリートの国道はやはりクスノキやほかの立派な木で埋まっております。また、前橋市でも、国道にケヤキの並木を造成する際に、同じように国の方へ要請をして一括管理をしておりました。ですから今後街路樹整備はもちろんでございますけれども、緑化を進めていく際にも、市内の国道や県道の部分だけが市の景観に合わなくなるということも今後十分考えられますので、市民から見れば国道も県道も四日市の街路樹で同じように考えておりますから、とりえず中央通りと国道1号の交差点付近の街路樹整備は、ぜひ実現をしていただきますように強くご要望しておきます。

さて、空き缶利用によります汚水処理につきましては、今後さらに研究いただくとの前向きなご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。さて、モデルケースで実施をいただくということですが、具体的な場所はどこを予定してみえるのか、もしありましたらお答えをいただきたいと思っております。瀬戸市や岡山市にいたしましても、地場の焼き物利用による河川浄化ということで、官民が一体となって取り組んでおりました。ですから本市の萬古焼利用を積極的に取り組めば、一段と市民ぐるみの運動に発展するのではないかと考えます。こういった点もあわせてお考えいただきたいと思っておりますが、これはご要望にとどめておきます。

次に、2点目の障害児対策についてご答弁をいただきましたが、学校5日制の導入で子供たちだけになると心配な障害のある子供や低学年児童に、学校の施設の一部開放や管理員の配置、あるいは学童保育所での対応を考えていただいているわけですが、何分初めての試みでございますので、試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいってもらうことになると思います。その中で特に障害のある子には、休みとなる土曜日に学校で特に特殊学級の介護員の方を予定していくということですので、非常にいい考えではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

児童館につきましては、教育委員会の方と検討を重ねながら改善を図っていただくというご答弁でございましたので、これからもよろしくお願ひしたいと思うのですが、学校5日制の対応も含めまして、今後児童館の役割もますます重要になってくると考えられます。そこで、これまでの地域児童の健全育成活動の拠点として蓄積していただきました経験やノウハウをまとめていただきまして、この機会にぜひ各地域で活用していただきたいと思っておりますけれども、この点についてのご答弁だけお願ひしたいと思います。

障害のある子供9名を含みます低学年児童約600名については、放課後や長期休暇などは既に心配な生活を送っているわけですから、特に障害のある児童については、児童館や学童保育所補助事業などを再整備していただく、あるいは新たに対応をしていくか、どちらかにしましても、明確な受け皿の整備を特にこれからはお願ひしていきたいと思っておりますので、強くご要望申しておきます。

2回目の質問を終わります。

○副議長（堀内弘士君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 公園の管理、運営を地元へ委託して、よりきめの細かい管理をしてもらったらどうか、こういったご質問でございます。現在、市内の175公園におきまして公園愛護会をつくっていただい

ております。清掃や除草などの簡単な管理作業の協力をいただいておりますのでございます。今後の課題としまして、やはりまちづくり、地域社会づくりの一環として、そういった観点からもモデル公園を設けまして、公園管理のあり方等につきまして公園愛護会と協議をしてみたい、このように考えております。

二つ目の街路樹の場所に合った樹種への転換につきましてでございますが、道路の形態あるいは歩道の幅員、それから景観上からも町並みに合うように植えかえをしております。昭和62年から市内7地区で実施しております。例えば、朝明団地におきましては、ポプラからサルスベリへ、また坂部団地ではシンジュからコブシへ転換を図っておりますのでございます。今後とも調査、研究を行いまして、樹種の転換計画を一層推進していきたいと考えております。

○副議長（堀内弘士君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 河川浄化をモデル的にやるところは具体的にあるのかということですが、内部で検討いたしまして、一、二カ所ここでやったらいいな、おもしろそうだなというところはありますけれども、いずれにいたしましても、管理者であります河川課等ともこれは協議をしなければなりませんし、また啓発で地元の方々にも協力いただいてやっていくという方法をとりたいたいと思っておりますから、地元の方ともまだその辺の具体的な相談は申し上げておりませんので、具体的な場所については差し控えたいと思っておりますが、今後決まり次第またご報告をさせていただきます。こういうふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○副議長（堀内弘士君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 児童館におきます児童の健全育成につきましては、これまでの取り組みの成果、ノウハウを早速取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（堀内弘士君） 土井数馬君。

○土井数馬君 どうもご答弁ありがとうございました。

第1点目の公園づくりと緑化につきましてですけれども、学校5日制ではさまざまな体験をして、自分で学び、自分でやっていく姿勢を身につけることも、生きる力を含めての学力ではないかと、これも広報の方で問いかけておりました。自然を感じる場所が少なくなってきました今、子供たちに自然を体験させるのに、休みの日に海や山に連れていかれるのももちろん結構だと思いますが、しかし、今、一番必要なのは、子供たちが自由気ままに触れられる生活空間と、子供の行動範囲内での身近な体験ができる自然と考えます。ですからできるだけ本物の自然を残した公園づくり、また地域の特色を生かした公園づくりが学校5日制にとっても重要になるかと思しますので、この辺からもよりよい公園づくりをお願いしておきます。

また、街路樹を含みましての緑化につきましては、市長の依頼によりまして、四日市市自然環境保全現況調査グループという研究グループですが、市内全域の植物界の調査結果をまとめていただきまして、四日市市の植生と植物相など、快適な環境づくりの基礎資料となるものもつくっていただいておりますので、そういったものを十分生かしての適材適所の樹種選びをお願いいたしますとともに、本市が質量ともに緑あふれるまちになりますように、重ねてご要望しておきます。

空き缶、萬古焼等の汚水処理の件でございますが、モデルケースをご予定していただいておりますということでございますので、部長おっしゃいましたように、地域住民の方とよくご相談をいただきながら、いい結果あるいは問題も出てくるかもしれませんが、そういった検討を重ねていただきながら、いい方向に持って行っていただきますように、ご要望申し上げます。

2点目の障害児対策についてですが、東京の町田市では、全盲の子を幼稚園から普通学校へ入学させた際に、こんな報告をしております。「遊び

時間に1年生がドッジボールをやっているときに、5年生の1グループがドッジボールができないその全盲の子を見たわけです。そしてみんなで相談をして、家に帰ってから工夫をしまして、ボールに鈴をつけて、次の日1年生のドッジボールをしている仲間に入って、その全盲の子に投げたそうです。そうしたところ、その全盲の子がさっと受けたそうです。それからその子はドッジボールも普通の子と同じように遊べるようになり、大人では思いもつかない発想に、子供たちから学ぶことができました。、このような報告をそのときの教師の方がしております。本市の障害児保育によってもたらす効果は、先ほどもお話いたしましたように、単なる施設整備ではなく、障害のある子を通してクラスが変わり、学校や家が変われば地域も変わってくる、そういったことが最も大切であると考えますので、見せかけの理解ではない、心からの触れ合いの輪を広げていくことだと思いますので、今後の障害児対策につきましても、物心両面の整備、拡充を強くお願いいたしまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（堀内弘士君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時54分休憩

午前11時8分再開

○副議長（堀内弘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川悦子君。

〔市川悦子君登壇〕

○市川悦子君 それでは、通告に従いまして3項目について質問させていただきます。

最初に、訪問看護ステーションの設置についてお伺いいたします。

先般の厚生省のまとめによりますと、我が国の平均寿命はさらに延び、男性は76.11歳、女性は82.11歳と史上最高となりました。また、とりわ

け75歳以上の後期高齢者が急増しています。高齢化率の将来推計を見ますと、8年後の平成12年には全国では現在の12%から17%へ、本市では若干低い水準にとどまりますが、10.6から14.8%へと上昇すると推計されます。このような高齢化に伴い、要援護老人はさらに増加すると予想され、本市でも平成12年には2,100人になると見られています。このような高齢化に対応するため、この4月1日から老人保健法が一部改正になり、指定老人訪問看護事業がスタートすることになりました。これはますます高まる在宅ケアへのニーズに対して、施設外医療の充実でこたえるという新しく取り組まれた医療供給体制です。寝たきりの要援護老人の生活の質を確保することを重視し、家庭において日常生活活動能力を維持、回復させるように援助するのです。そしてさらに住みなれた地域社会や家庭で療養できるよう、家族をも含めてサポートしていきます。このサービスを受けられる人は、老人医療受給対象の寝たきりまたはそれに準ずる状態の人で、かかりつけの医師の指示に基づいて看護婦が訪問し、在宅で看護に重点を置いた訪問サービスが提供されます。全国の訪問看護ステーションの開設状況は、7月末で36カ所、設置主体の内訳は、市町村が5、医療法人が22、社会福祉法人が3、医師会が4、看護協会が1、大臣指定が1となっています。ステーションの必要数を見ますと、平成12年には全国では5,000カ所が必要となります。その対象者は約15万、また県では90カ所必要で、そのうち市では2～4カ所、町村では1カ所は必要と考えられています。

そこでお伺いいたします。本市でも既に設置に向けての調査がされると伺いましたが、現在の取り組みの状況と市の試案をお聞かせください。この事業の推進は、既に2年ほど前から医師会で積極的に検討されており、この4月には実態調査がされました。それによりますと、四日市医師会の医師148名中約半数以上の医師が、訪問看護は必要と思われる患者さんを診療しています。その数は約300名、その中でみずからサービスを希望する人約200名余りと報告されました。実に多くの方がサービスを希望して

いることがわかります。医師会も、できる限り早急に実現させたいと願っているようです。しかし、ステーションの設置、運営には、市町村、医師会、保健、福祉の密接な連携が不可欠です。スタートに向けて軌道に乗るまでのリーダーシップは、当然市がとるべきと考えますが、この点についてのご所見をお伺いいたします。もしとれないというのであれば、その理由を明確にしてください。

また、実施に向けて円滑かつスピーディな協議をするためには、準備委員会を早急に設ける必要があると考えますが、この点についてもお伺いいたします。

保健予防課と医師会、看護協会等で話し合いが既に2回ほど持たれたと伺いましたが、今後より一層の責任のある協議の場とするためにも、きちんとした形の委員会での協議が必要と考えます。ご所見をお聞かせください。

この問題の最後は、人材の件についてお伺いいたします。

一つのステーションの設置に必要な看護職や保健婦等の人員は、最低2.5人とされています。既に県の看護協会では昭和60年より、老人訪問看護講習会を開き、育成が図られています。しかし、県の企画のためきめ細かな広報は期待できず、講習会場や実習病院等が津、松阪、伊勢など遠隔地になり、本市の過去の受講者もわずかしかおりません。理学療法士をはじめ、医療、看護職の掘り起こし、登録、研修については、議会でも再三提案させていただきましたが、このような法の改正や制度化に伴い、加速度的にその必要性が増してきています。いつまでも県にゆだねているわけにはまいりません。本市独自の取り組みが必要と考えます。先回の質問でのご答弁は、検討していきたいとのことでしたが、現在、どの程度進んでいるのでしょうか。以上、5点についてお伺いいたします。

次に、道路行政における通学路の点検、整備についてお伺いいたします。その前にお断りとお願いを申し上げます。この問題は過去に諸先輩議員の

方々が、さまざまな視点から既に質問されていますし、重複するやもしれません。また、私は今、教育民生委員会に所属しており、本会議での質問は申し合わせに反しますが、道路行政に深くかかわりますことと、子供の命を守るという観点から、どうかお許しいたしますようお願いいたします。

さて、車社会の進展とともに、子供たちを取り巻く道路環境は急速に変わりつつあります。リゾート開発、都市化の名のもとに、歩行者優先であった道路や、子供たちにとっては遊びの大地でもあった道路が大きく変わってきました。多発する交通事故を見ますと、人口の多少の関係もありますが、県内で本市が一番多く、その特徴は交通弱者である高齢者と子供が増加していることです。この3月の報告では、本市は全国の209市の中でワースト9位にランクされ、昭和47年以降19年ぶりの多発事故の記録となりました。また、人身事故の約半数が市町村道の生活道路で発生しており、時間的には朝夕の通勤、通学時間帯に多発しています。また、子供の死傷者のうちその約半数が小学生で、特徴は歩行中に自動車と衝突することが多いことです。これはこれまでの道路づくりが経済活動という面を中心に整備され、こういった車社会中心の道路づくりが子供の安全確保という視点を著しく欠き、今日のような事故多発の状況を生み出してしまったのです。そこで今回、私たち数人の母親たちで、子供たちを守ろうと実態調査をしました。調査に当たっては、子供の視点でと、新1年生を含め、子供たちと一緒に通学路を歩いてみました。その結果、道路の幅や歩道の設置などの抜本的な対策は別として、道路の陥没や障害物、ふたのない危険な側溝やガードレールのない河川など、子供たちの毎日通る通学路が極めて危険な状態にあることが浮き彫りになりました。そこでお願いいたします。市が行う道路行政の中で通学路をどう考え位置づけてみえるのでしょうか、お聞かせください。

本市では、63年に教育総務課の企画調整係が通学路問題に対処する窓口

となり、道路課、交通安全対策室等の関係機関とその解決に向けての努力がなされてきました。限られたスタッフで、市内40校にまたがる通学路の改修、整備等に日夜現場に奔走されていることを知り、子供を持つ母親の一人として深く感謝しております。しかし、多岐にわたる道路行政の中で通学路対策を明確に位置づけていない限り、最優先して問題解決に当たることは難しいと思われれます。過去の例を見ますと、生命に危険な事故が発生し、初めて予算的措置が講じられることが常でしたが、今、子供たちを取り巻く環境は、明らかな事故が発生しないまでも、まさに現状は事故予備状態なのです。通学路は生活道路の中でも最も優先されるものであり、当然のことながら、明確な予算的措置が講じられてしかるべきと思われれますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、通学路についても1点ご意見をお伺いいたします。

企画調整係が窓口になって4年間の経過がたつと伺いました。旧集落に新しい住宅が多く建設され、居住環境の変化とともに生活道路事情も大きく変わってきました。昭和63年から現在までの4年間の地区別の住宅の戸数の変化を見ますと、橋北地区を除きすべて二桁から三桁の数に上る新しい住宅が建てられています。本市全体では6,689戸の増加になり、学童を持つニューファミリーが多く増えています。このことから通学路に対する新しい問題や要望が急増している理由が明らかです。そこで重点危険箇所の点検を、各関係機関の専門的な視点から実施する必要があると考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

最後は、女性施策の推進についてでございます。

昨年3月に、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施のペースを早めること」という国連の勧告で、具体的推進期間が平成7年までの5年間で定められました。そして男女共同参加から参画へと改められ、あらゆる分野へ男女が平等に共同し、参画することが社会の基本とされました。そして新しく政策方針決定への女性の参画を促進する基本目標と対

策が策定されました。そこでお伺いいたします。国では審議会等委員の女性の登用率の目標を15%とし、県のアイリスプランでは20%と定められ、積極的に推進することが示されています。本市では登用率はどうか。また、目標はどのくらいと定めているのか、登用推進への取り組みをお聞かせください。目標を設定し、具体策を策定し、到達に向かって努力し、結果を評価するというのは、ものの基本原則であります。もし目標を設定していないならば、なぜなのか、その理由をお聞かせください。

また、本市でも女性のいない審議会等が多いようですが、登用の難しい審議会等への女性の登用をどう進めるのか。重複や長期にわたる登用を避けるため、新しい人材の発掘、育成等をどう進めるのか、お聞かせください。市内にも医師、大学教授、会計士、建築関係等にそれぞれの専門分野で活躍している女性は多くみえるはずですが、人材の発掘や育成は、行政側の責務と考えます。また、市内における女性管理職の登用についてであります。病院総婦長や保育園園長など、昔から女性の職場として広く開かれているところは別として、現在、部長、次長級はゼロ、課長級でやっと4名という状況です。今、社会では生産優先から生活優先へと転換が強く求められています。そんな中ではぐくみ守るという女性の視点や感性が、企業を変える原動力となってきています。本市でも職員研修等、女性管理職登用へ取り組んでみえるようですが、今後の施策についてお聞かせください。

次に、情報コーナーの設置についてお伺いいたします。

本市でも女性のライフスタイルの変化から、自分の能力を研さんし、社会の発展に貢献したいという意欲を持つ女性が増加し、その活動は趣味から地域、ボランティア、さらには就労と社会参加の動きは著しいものがあります。こうした人たちのニーズにこたえるよう、書籍をも含め、他市の先進地域の女性の活動や内容などの情報を提供し、皆さんが集まりやすい、またゆっくりと手にとって見ることができるコーナーがあればと考えます。

この12月には、本市で県主催の女性文化祭が開かれます。多くの女性が集まることでしょう。そこで勝手ながらご提案させていただきます。総合会館は女性が使用する機会も多く、ロビーは明るく広く、ゆっくりとくつろいでみえる方も多いように見受けられますが、このコーナーに設置をしていただければと考えます。いかがなものでしょうか。近い将来、女性センターが生涯学習センターに併設されると伺いましたが、それまでの模擬設備として設けていただきたく、ご所見をお伺いいたします。

最後に、先ほども少し触れましたが、生涯学習センターについてお伺いいたします。

委員会からの生涯学習推進基本構想の提言の中に、女性センターの機能が一つの柱として位置づけられています。多くの女性が一日も早い建設の実現を心待ちにしています。そこで、この構想の中の学習センターの建設について、進行状況をお伺いいたします。

また、これは要望ですが、今進められている近鉄四日市駅東側地区の再開発計画の中で、D地区をセンターの候補地としてぜひ検討を進めていただきたいということです。生活者の主役である女性が多く集まり、活発な交流が展開されるであろう女性センターができれば、必ず大きな活性化への起爆剤となることでしょう。即答は無理でしょうが、今後の検討に加えるというご答弁はいただきたく、よろしくお伺いいたします。以上で私の第1回目の質問を終わります。

○副議長（堀内弘士君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 第1点目の訪問看護ステーションの設置についてのご答弁を申し上げたいと思います。

お話の中にもございましたように、老人保健法の一部改正に伴いまして、在宅の寝たきり老人等が保健婦や看護婦等の訪問により看護サービスを受けることができる老人訪問看護制度が創設され、本年の4月から施行に

なったわけでございます。ご指摘ございましたように、この7月20日現在、全国で36カ所と、4月1日から施行されたわけでございますが、既に36カ所が開設をされておりますけれども、このほとんどの開設主体は医療法人となっております。三重県においては、先ほどお話ししたように、12年度に目標数90カ所ということですが、資料によりますと80～90程度とされておるわけでございます。本市におきましては、去る3月に四日市の医師会から、同医師会が実施主体として、訪問看護ステーションを開設することについての意思表示がなされたわけございまして、市としましてはこの5月に寝たきり者のうち550名の方に対しまして、訪問看護サービスの希望の有無についてのアンケート調査を実施したところでございます。その結果、訪問看護サービスを希望する方は、550名のうち回答者350名でございまして、そのうち175名、約50%の方が訪問看護サービスを希望されておるということがわかったわけでございます。開設に当たりましては、地方公共団体が訪問看護ステーションの実施者となることはできるわけでございますが、本市といたしましては、当面は四日市医師会の意思表示を受けておりますことから、同医師会による開設を基本に検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。法に規定いたします老人訪問看護療養費だけでは、訪問看護ステーションの安定的な運営というのは困難であると見られておりますけれども、市といたしましては、高齢化社会に向け、寝たきり老人対策は極めて重要であるとの認識のもとに、関係部局において十分検討をしてまいり、開設に向けて医師会と協議を進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 道路行政におきます通学道路の点検、整備につきましてお答えいたします。

通学路につきましては、現在ある道路の中で、P T Aや学校関係者の皆

様によりまして、学童の通学に対し安全性を考慮して路線が定められているところでございます。しかしながら、既存の道路ということで中には未改良の部分もあることから、地域の实情に詳しいP T Aあるいは地元自治会の皆様のご協力を得まして、危険箇所に対するご指摘、あるいは整備箇所に対する要望をいただき、随時整備を進めておるところでございます。また、春、秋の交通安全期間中に公安委員会、建設省、三重県、市とかが歩道の設置、カーブミラー、防護さく、信号機、交通規制等につきまして点検を実施しておるところでございますが、今後ともこういった機会を一層充実させていきたいと考えておるところでございます。

また、幹線道路におきます交通安全対策事業等によります歩道整備を計画的かつ積極的に進めますとともに、よりよい都市のための道づくりの中で、人にやさしい道づくりにつきまして一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 私の方から第3点目のご質問にお答えを申し上げます。なお、教育委員会関係につきましては、後ほど教育長から答弁がございまして、その他のご質問について私からお答えを申し上げたいと思います。

まず、審議会等への女性の登用についてのナイロビでの国連の勧告なりあるいはまた三重県のアイリスプラン、そういったことについての目標設定についてのお尋ねがございました。そこで若干本市の状況についてまず申し上げたいと思います。ご承知だと存じますが、本市におきましては行政委員会、あるいは審議会等につきましては、全体で71の機関があるわけございまして、委員の数は全体で1,125名、そういうふうな状況になっておるわけでございます。その中で女性委員の方々がいらっしゃるのは31の機関でございまして、委員の数は115名、そういった数字になっておる

わけでございます、パーセンテージで申し上げますと機関数で47.9%、委員の数では10.2%、こうなっているわけでございます。そういった数字から申しますと、決して多いというふうには思っておりません。ちなみに三重県の実態を見ますと、三重県におきましては、平成3年6月現在で8.6%、そういう数字になっておるわけでございます。なお、行政委員会あるいはまた審議会等以外に本市におきましては、懇話会等もたくさんあるわけございまして、それを含めてまいりますと全体で104機関あるわけございまして、委員の数が1,541人、そういう数字になっておるわけでございます。そういった面から申し上げますと、女性の委員の参画は50の委員会になるわけございまして、パーセンテージでいきますと48.1%、人員にいたしまして198人、12.8%、そういう数字になっておるわけでございます。そこで市といたしましてでございますが、ご承知のとおり、市の人口の50%を占める女性の意見を行政の上に反映をしていくということにつきましては、当然審議会等にそういった女性が積極的に参画いただくということは、極めて重要なことであろう、そういうふうに私どもとしては認識をいたしておるわけございまして、従来から女性の審議会等への委員への登用につきましては、女性の持つ能力でございまして、あるいはまたきめ細やかな感性など、女性特有のそういったものを積極的に生かしていくと、そういう立場から今日まで、その登用について努力をいたしておるところでございます。

そこで、ご提言がございました国におきましては、平成3年度から平成7年度の5年間に、審議会あるいは行政委員会におきまして女性の登用を15%までしようと、こういった目標値が設定をされておりますし、三重県では今お話がございましたように、アイリスプランの中で20%、そうなおるわけでございます。そこで本市といたしましては、平成4年度から平成8年度までの5年間で今後国の目標として掲げております15%を、当面本市もその目標として掲げてまいりたい、こう考えておるわけござ

いまして、当面そういった目標を掲げてその実現を図っていききたい、こう考えておるわけでございますので、その点についてのご理解をいただきたいと思うわけでございます。

なお、同一の人が複数の委員を兼ねると、そういった問題も実はあるわけございまして、こういった問題につきましては昨年の9月の議会において、谷口議員の方からもご質問がございましたが、その人が関係団体の代表であることによって審議会の委員等を重複すると、そういった場合が多いわけでございますので、特に団体の長にこだわることなく、その審議会等にふさわしい人を幅広く推薦していただくという、そういったことについて、現在、私どもの担当部でその調整をいたしておるわけでございます。そういったことでございますので、その点についてのご理解もあわせてお願いを申し上げたいわけでございます。

次に、女性における弁護士さんであるとか、あるいはまた医者等の資格取得者の審議会等への委員への参加についての登録制度の問題についてお触れになったわけでございますが、ご承知のとおり、現在各種委員等に、委嘱をする委員につきましては、必ずしも市民に限定されるものではないわけでございますが、各種団体、組織、国、県等、さらには専門家からの推薦、あるいは各方面における活動の中から、その職に適任、そういったふうに思われる人を任命しておるというのが今日の本市の実態であるわけでございます。仮に、ご提案がございました登録制度をとる場合、対象資格をどの範囲にしていくのかなというそういった問題もございまして、資格のない、あるいはまた資格の要らない専門家についての把握をどうしていくのか、そういった問題。あるいはまた具体的な委員会名等が決まらない段階で、はたして登録者が要るのかどうかという、そういった等々の幾つか検討を重ねていかなきゃならない問題があるわけでございますので、ご提言のことにつきましては大変恐縮でございますが、私どもといたしましては、今後の課題としてひとつ十分研究させていただこうと、こう考え

ておるわけでございます。

最後に、市における女性の管理職等への登用の問題についてお触れになったわけでございますが、女性の方々の能力の活用、さらに女性の持つ特性を行政に生かすため、積極的に登用に今日まで本市も努めてまいりました。現状について若干申し上げますと、現在部長級で1名、次長級で1名、課長級で8名、課長補佐級で70名、そういった数字になっておまして、比率から申し上げますと13.6%と、そういう数字になっておるわけでございます。しかしながら、今申し上げましたように、管理職等における男女の比率については、13.6%でございますから大変低いわけでございますので、したがって、私どもといたしましては、今後、職員研修を通して、女性の資質の向上、あるいはまた能力の開発、そういったことが極めて重要でございますので、そこら辺にポイントを置きながら、適材適所への配置を基本といたしまして、さらに積極的に女性の登用についてなお一層の努力を進めてまいりたい、こう考えておるわけでございますので、その点についてもご理解をいただきたいと思うわけでございます。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま市川悦子議員からのご質問の第3番目の最初の女性情報コーナーの設置についてでございます。

女性の方の積極的な社会参加を促進していく中で、女性問題の学習をはじめ、社会生活全般にわたる学習活動を推進するための情報を、身近な場所で手軽に提供していくことは大切なことかと存じております。ご指摘の女性情報コーナーの設置についてでございますが、気軽に立ち寄りいただき、自由に活用していただける女性情報提供の場の設置について、総合会館ロビーを活用してはとのご発言でございましたが、現在、同ロビーはご発言の中にもございましたように、福祉、保健、教育に関係する多くの市民の方が来館をされまして、その場合の憩いの場となっておるわけで

ございますが、現状においてどれほどの活用が可能かにつきまして、それら関係各部局とも協議、検討をいたしてまいりたいと、こういうふうにご考えておりますのでご理解のほどをお願いしたいと思います。

続いて、生涯学習センターの中に女性活動センターの機能を含んだそういった構想について、その後どうなっておるのかといったご質問でございますが、本市ではご承知のように、本年の3月末に女性委員さんも含めた、参加を得た生涯学習検討委員会というものがございまして、そこから生涯学習推進基本構想に関する提言というものを受けました。この提言を基礎といたしまして、本年度から2カ年の予定で本市の基本構想、基本計画といった生涯学習プランの策定に着手を、現在、いたしておるところでございます。そのプラン策定の作業を進めてまいります中で、女性活動センター機能を含む生涯学習センターの構想をさらに具体的に検討してまいる予定でございます。女性センターの必要性につきましては、先ほど申しました生涯学習推進基本構想に関する提言の中でも、まず1番目には女性の学習活動、文化活動、交流活動を支援する場の設定、2番目として、女性の社会参加を支援する場の設定、3番目といたしまして、女性問題を考え解決していくための情報提供とか、相談を行う場の確保といったようなことを期待するというふうにご提言を受けております。今後、先ほどご発言のありました諏訪町第1地区の市街地再開発事業計画をも含めまして、市全体の構想の中で、生涯学習センターのあり方はどうあるべきかについて、今後十分検討をしてまいりたいというふうにご存じておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ご答弁ありがとうございます。

ご答弁が得られなかった部分が二、三ありますし、少し明確にしておきたい点がありますので、再度質問させていただきます。

まず、訪問看護ステーションの設置についてでございますが、この中で人

材の問題のご回答が得られなかったように思います。後でご答弁いただきたいと思います。リーダーシップを市がとるようというふうなことですが、医師会の様子を見ながらということをおっしゃいました。医師会の様子を見るということは、もう少し具体的にどういうふうにして見るのかというようにことごと説明していただきたいと思います。現在、医師会中心に、医療保健福祉連絡調整会議で、医療、保健、福祉の共通理解を求める場を持っていますが、そういうふうな場に新しく設置へ向けての準備委員会のような、そういうふうな検討事項が入ってくるということは、とても大変なことだと思います。ですので先ほどもご提案させていただきましたが、何かこういうふうな準備に対する体制、機構をつくりまして、それでもって準備に向けてスタートしていくというふうにしていくことが大切だと思います。それに関するリーダーシップをとるというのが、やっぱり行政がリーダーシップをとっていくというふうなことになっていくのではないかな、そんなふうに思います。その辺でもう少し行政側の姿勢、そういうふうなものを聞かせていただきたいな、そんなふうに思います。

それから、通学路問題ですが、これは抽象的なご回答をいただいたように思います。個別案件について私は質問してのではありません。生活道路の中でも、未来の使用者である子供の生命を守るという観点から、通学路をどれだけ重要視するかというようなことなんです。ですので予算的なそういうふうな位置づけをするということが、結局はどれだけ重要視をしているかというふうな判断基準になるのではないかな、そんなふうに思います。道路管理者としての市の責任を質問しているわけですから、明確な姿勢をそういうふうなご回答で示していただきたいなと思います。

ここに四日市の羽津小学校の5年生の女の子が書いた作文なんです、「今、私は集団登校の副班長をやっています。私たちの通学班には1年生が多いのでとても大変です。ふと見ると道の真ん中をちょこちょこ歩いていたり、車のことを考えずに列をずらしていたり、大丈夫だろうと思って

いる場所に車が突然来ることもあります」と。年長の者が年下の者の面倒を見ていくという教育的な効果は大切ですが、やはり行政の責任として子供たちの安全を最大限に確保することは当然の義務ではないかな、そんなふうに思います。この辺もお聞き置きいただきまして、もう一度ご回答いただきたいなと思います。

で、総点検を実施するというようなこと提案させていただきましたが、今までの現状をさらに充実したいというお答えでしたが、どのように充実するかということをもう少し具体的にお聞きしたいなと思いますので、その点も含めてお願いいたします。

それから次に女性施策ですが、登用の問題で1点、先ほど総務部長が登用率13.6%とおっしゃいましたが、これは重複もいろいろ兼ねて、延べのところでのパーセンテージじゃないかなと思います。重複している部分がありますから、当然もう少し低くなってくのではないかなと思います。でも全体にいたしまして目標15%と定めていただきましたし、前向きにこれからなお検討していただくということでうれしいなと思います。これからは登用を高める努力をしているかということが、努力をしている努力をしていると言うのは簡単でございます。いかにどういうふうな形で努力してるかという、具体的なことをお示しいただきたいなと思います。

それから、情報コーナーですが、具体的なお答えがいただけなくて本当に残念です。でも今、多くの女性が多くの情報求めています。そういったニーズがあるのは事実なんですから、それにこたえて提供するのは行政としての努めです。ですので具体的な情報コーナーの設置の場所を一日も早く示していただきまして、取り組んでくださいますようによろしく願いいたします。

女性は地球最大の少数民族だと言われています。だからこそ女性の意識改革が社会を大きく動かしていくと思います。そしてこれまでのような男対女、そういうふうな対立的な構図ではなくて、男女が共生して、ともに

生きていく社会にならなければいけないと思います。女性の視点が生かされた社会のシステムは、男性も人間らしくゆとりと豊かさの持てる社会になるということを頭に入れていただきまして、その辺の推進をよろしく願いたいと思います。

それではすみませんが、今、再度ご質問させていただきました点につきましては、ご答弁よろしく願いたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 訪問看護ステーションの設置に関して市のリーダーシップはいかにあるのかということですが、私ども一応医師会から開設者になる意思表示があったということは、先ほど申し上げたとおりでございまして、当然のことながら開設に向けての市のリーダーシップというのは、当然とるべきだということに考えておりました、その中で申し上げましたのは、関係部局において十分検討しということをお願いしておりますけれども、開設に向かってはまず場所の問題とか、あるいは看護婦確保の問題とか、具体的な問題がたくさんあるわけでございますので、これらについて環境部といたしまして積極的に取り組んでまいりたい。当然場所等につきましては、医師会とも相談しながら、市の方でその場所についても検討してまいりたいし、また看護婦確保の問題につきましては、医師会並びに看護協会のご協力をいただきながら、その確保に努めていきたいというふうに考えております。

議員の方からその設置に向けて検討委員会をというご提言がございました。我々もその必要もあるかなというふうに思っておるわけでございますが、とりあえず開設に向けましては、市内の関係部局と実施主体の医師会、並びに看護協会のご協力をいただければ、開設にはこぎつけられるのではないかと我々は思っておるところでございます。むしろ開設後の運営について、いかにあるべきかということが問題になってこようというふうに思っておりますので、その辺につきましては、またその運営委員

会なるものを検討していきたいというふうに思っております。しかし、我々そのようにリーダーシップをとっていくつもりでございますが、時間の経過の中でどうしてもそういう市民の方々といいですか、検討委員会が必要であるということであれば柔軟に対応してまいりたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

なお、最初の質問でございますが、人材の問題について大変恐縮でございますが、私は訪問看護ステーションの人材の確保というふうに狭義な形で聞いておりましたものですから、少し内容を聞き落とした点がございまして、ご質問に的確にお答えできなかったことをまことに申しわけございませんでした。もしよければもう一度内容についてお聞かせいただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、人材の問題と申しますか、特にそういうこれからの高齢化社会に向かっての看護婦等、そういう技術者の確保ということは大変大切なことだというふうに思っておりますので、答弁になるかわかりませんが、今後努力をしていきたいという程度にとどめたいというふうに思います。

○副議長（堀内弘士君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 通学道路の問題でございますが、単に通学児童だけの問題じゃなくして、交通弱者をいかに守るかという立場から、これら事業につきましては、交通安全事業で取り組んでおるところでございます。今後ともこれら事業につきましてより一層その充実に努力してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

また、点検の問題でございますが、専門的な点検といたしまして、現在、公安委員会とか建設省、並びに三重県、市との専門的な立場からの点検が春、秋の年2回というようなことでございます。こういうことでこれらにつきましては、もっと回数を増やしながら安全確保に努めてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○副議長（堀内弘士君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ありがとうございます。

訪問看護ステーションですが、準備委員会の設置についてであります、委員会が上がるまでの委員会、でき上がってからは今の調整会議で医師会中心に運営していてもいいのではないかと思います。これは委員会でき上がるまでと、それからでき上がってから、設置後、次元の異なる問題でして、この辺を明確にしないと設置に向けての前進はちょっと難しいのではないかなって、そんなふうに思いますので、その辺もう少しよく考えおいていただきたいなと思います。

それから、人材の問題ですが、平成5年度中に老人福祉計画の中にマンパワーの確保計画を盛り込んで策定しなければなりません。ぜひこれはもう本腰に大きな問題として取り組んでいただきたいなと思います。質の確保を含めまして、研修を四日市で開催してもらうなど、出前講座も積極的に考えていただければ、もっと本市内の受講者が増えるはずではないかなと、そんなふうに思います。

通学路問題ですが、私の期待いたします予算的な措置というので具体的なご回答いただけなかったのは残念ですが、これからこういうふうなことを頭に入れていただきまして、予算委員会検討していただきたいなと思います。交通弱者、弱者の中でも高齢者、子供は当然違うんですから、今、私は高齢者というよりもむしろ、子供に焦点を当てて、未来の使者の子供に焦点を当てて質問させていただきましたので、その辺のことをたてかけていただきまして、よろしく願いいたします。

来年度からは第11次道路整備5カ年計画が策定されますので、大きな道路をつくるばかりではなくて、小さな道路を補修、改善すれば、これは大きな景気低迷の中で、小、零細土木事業者の方たちにも仕事を提供することになる、そういうふうに思いますし、ぜひ力を入れていただきたいなとそんなふうに思います。

これで私の質問終わらせていただきます。どうもありがとうございます

た。

○副議長（堀内弘士君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時54分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 まぶたの上下が最も仲よくなる時間帯でございますけれども、しばらくの間ご辛抱いただきたいと思っております。

それでは、通告の順に従いまして、4点につき質問をいたします。

まず第1点目、環境問題についてでございますが、まず、ごみ問題についてお尋ねをいたします。

ごみ、廃棄物問題は、今や全国的に爆発寸前の状況にあります。昨年、全国の家や事務所などから出された一般廃棄物の量は、東京ドームの134杯分、約5,000万tに上るそうでございまして、それぞれの自治体の埋立処分場もあと数年で限界などと言われております。

あるエチオピア通信の記者が、「日本にはテレビやステレオを捨てる日があるそうですね」と日本の記者に皮肉たっぷり話しかけてきたそうでございます。テレビやステレオを捨てる日は聞いたことがない。よくよく考えてみると、粗大ごみの日だったわけでございます。粗大ごみの日は、テレビや冷蔵庫等山積みされまして、中には新品としか思えないものもございまして、もったいないと思わずにはおれません。

粗大ごみに限らず、レストランなどでよく見かける風景でございますが、特に女性の食べ残しが目につきますし、また、学校給食の調査によりますと、全国の小中学校の給食で毎日食べ残されているパンが88t、牛乳が44t、米飯の残りも1回62tになるそうでございます。ちなみに、1回の給

食で出るパンの残量を飢餓に苦しむアフリカの人たちに配るとしますと、1万人の約1カ月分に当たり、1日量で30万人が救える計算になると発表されております。物を大切にす、もったいないという古い日本の心を取り戻す必要性を痛感するこのごろでございます。

さて、本市におきましても、このごみ問題に対しましていろいろとご努力をいただいておりますが、平成4年度版の清掃事業の概要を見ますと、ごみ収集焼却処理実績では、昭和62年度から平成3年度までの5年間増加の一途をたどっておりまして、62年度の指数を100としますと、平成3年度では138と数値が上がっております。本市におきますごみ減量対策について、どのような取り組みをなされてこられましたか、また、今後の取り組みについてお答えをいただきたいと存じます。

また、学校教育において、もったいない精神、物を大切にするという気持ちについて、どのようにご指導なさってこられたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、ごみの不法投棄の件でございますが、特に、一見して目につきにくい箇所にごみの不法投棄が見られますが、その防止対策はどうしておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、1点ご提案をいたします。リサイクルハンドブックの作成についてでございます。

環境問題やリサイクルに関心が高まってまいりましたが、どうすればいいのか、何から始めたらいいのかという困惑から、行動が伴わないのが現状でございます。イラストをふんだんに使って、地球環境の現状から身近なリサイクルの方法などを盛り込み、個人や家庭でもすぐに環境を守る行動ができるようなハンドブックをぜひとも作成していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

次の件は、大変申しわけないんですが、3月の定例会の代表質問で、質問が多岐にわたりまして時間がなく、市長の答弁をちょうだい

きなかったところがございますので、再度お伺いをいたします。

1点目として、今後の環境保全対策の進め方として、市民総参加の市民会議を結成していただきたい。

2点目として、その活動資金として、行政も加わった募金による環境保全基金の創設をお願いしたい。

3点目としまして、環境保全都市宣言を行ってほしい。

この3点でございます。詳細につきましてはご理解をいただいておりますので、省略をいたしますが、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

第2点目は、障害児対策についてであります。今回は、障害乳幼児に対する療育訓練の機会の確保といった視点に絞りお伺いをいたします。

本市におきましては、従来の精神薄弱児通園施設のみはと学園と、心身障害児通園事業のあけぼの療育センターを併合して、昭和54年4月に現在のあけぼの学園が新設されました。この学園は、障害乳幼児の早期発見、早期療育の場として、主に保育園、幼稚園への前段階保育を母子ともに経験し、園児の発達過程と障害の部位を的確に把握し、適切な指導援助を行っているわけでございますが、近年、早期発見体制の充実とともに、入園希望者が年々増加していると伺っております。

現在、精神薄弱児通園施設30名、心身障害児通園事業施設20名の定員でございますが、ともに年度初めから定員をオーバーしている状況でございますし、今後の増加も見込み、どのように対応なされようとしておられるのか、まずお尋ねをいたします。

次に、保育指導体制の強化についてであります。昭和62年度から理学療法士1名、言語訓練士1名等専門指導員を配置して療育訓練を行い、その充実にも努められておりますが、増員等含め、今後のお取り組みについてもお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、あけぼの学園卒園後の対応についてお尋ねをいたします。あけぼ

の学園でせっかく専門的な療育訓練を受けながら、卒園後は、残念ながら本市においては障害児専門施設がないために、療育訓練の機会がなくなり、障害児を持つ親たちは、自分が死んだら、また亡くならずとも、自分が介護できなくなってからは、だれがこの子の面倒を見てくれるのか、この子はどうなるのかという不安から、遠方の京都や大津などへ訓練に通う親子さんが多くおります。四日市はなぜこのような施設をつくってくれないのかと、涙ながらに訴えられました。

このような実情を踏まえ、心の通う福祉のまちづくりの観点からも、この問題をどう考えておられるのか、前向きのご答弁を賜りたいと存じます。

第3点目は、学校5日制の導入についてでございます。

この問題につきましては、3月の定例会で質問いたしておりまして、5日制に対する考え方等につきましては省略いたしますけれども、その点も踏まえ、ご答弁をお願いいたします。

いよいよ公立の幼稚園、小学校、中学校、高校で9月から毎月第2土曜日を休日にする月1回の学校5日制がスタートすることとなりました。5日制は、戦後一時期導入されたものの、日本の土壤に適していないとして旧に復した経緯がございます。そのころに比べますと、今回はほとんど論議らしい論議もなく、猛スピードで実現の運びとなりました。

子供たちの差し迫っている内面の状況、教師の実情、明治以来変わることのない教育方法の実態、学校外教育の不毛性、塾の設立根拠とそれに寄せる父母の願いの根拠など、一つ一つが重要な緊急問題であるにもかかわらず、何ら解決提案もされておられません。学校5日制初日の9月12日が数日後に迫ってまいりました。この12日に向け、文部省をはじめ約170の官庁、教育機関、民間団体などが野外活動や見学会など多彩なサタデープランを用意しているようでございますが、文部省は、学校にかわる受け皿については、5日制の基本はあくまでも各家庭での対応であり、こんなメニューもあるので、気が向いたらどうぞと控え目なPRのみで、責任を回

避しているとしか言いようがございません。

前置きはこの辺にいたしまして、この5日制導入に先駆けて、本市において本年5月より、国、県、市が指定した幼稚園並びに各学校の現状についてお尋ねをいたします。休日となった土曜日の過ごし方はどうであったのか。受け皿はどうであったか。学校行事の圧縮や課外活動の減少はなかったのか等問題点につきましてもお示しをいただきたいと存じます。

次に、本市の学校5日制検討委員会の中学校部会が、7月上旬に、公立中学校21校中19校の生徒とその親を対象にしてアンケート調査を実施されました。親8,491人、これは回収率88.6%でございますが、中学生徒9,234人、同96.4%から回答があったと伺っております。全市的規模でこうしたアンケート調査がなされたのは県下では初めてだそうございまして、そのご努力に対して深く敬意を表するものであります。

その調査結果によりますと、「新たな休日に子供にどのように過ごしてほしいか」という質問に対し、「子供のしたいことをさせたい」とする親は34%、しかし、「家で勉強してほしい」22%、「家で仕事を手伝ってほしい」が17%、「家族で過ごす時間に」が15%と続いており、親の4割が、家で勉強を、手伝いをしてほしいとの結果が出ております。また、「実施後、子供の生活で気がかりや不安はないのか」との問いに対しては、「特に心配していない」のが39%で4割近く占めるものの、「不規則な生活になりリズムが乱れるのではないか」29%、「事故や非行が増加しないか」14%、「学力が低下しないか」8%など、トータルで51%と、子供のことを心配する親の方が数値を上回っております。

生徒の調査結果では、「家でのおんびりしたい」が40%、「友達と遊びたい」が34%と続いております。また、生徒にこの5日制に対してどう思うか自由に意見を書かせたところ、「勉強しなさいと言わないでほしい」との意見が最も多く19人、「部活動をさせないでほしい」が18人と続いております。

この調査結果を教育委員会としてどのように受けとめられ、今後どのように対応なされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

第4点目、非核平和都市宣言啓発事業についてお尋ねをいたします。

戦後47年がたった今日、毎年8月が近づいてまいりますと、日本が負けた戦争についての多くの話題が繰り返され、また、新しく出てきた事実がマスコミを騒がせております。そのほとんどがマスコミを騒がせることで終わってしまい、終戦記念日の8月15日が過ぎると話題がすっと消えて、何だか反戦が8月の風物詩になったように思えてなりません。

悲惨な戦争を二度と起こしてはならないという願いを込め、本市におきましても非核平和都市宣言がなされてから7年が過ぎましたが、宣言都市にふさわしい都市づくりにご努力を賜っておりますが、どのように取り組んでこられたのか。また、今後の取り組みについて、学校教育を含めてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、四日市市民公園整備についてお尋ねをいたします。

申すまでもなく、この公園は本市の中心市街地に位置し、大変重要な位置を占める公園であるわけですが、この件につきましては、私ども会派の毛利議員が61年3月定例会で、また62年6月、平成元年12月の議会で私が、それぞれ質問をいたしてまいりました。その趣旨は十分ご理解をいただいておりますので、省略をいたしますが、それぞれのご答弁では、市民公園を平和公園として位置づけ、平和の願いを込め、モニュメントを建立したい。市民の意識高揚を図るためにも、このモニュメントの製作に市民にも参加してもらおう方向で考えていきたいとのご答弁をいただいておりますが、その後どのようにご検討なされたのか、現状につき、わかる範囲で結構でございますので、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、市民グループによる平和運動の一環として、大変話題を呼びました「残像四日市空襲絵画展」をご紹介したいと思います。

皆さんもご存じと思いますが、四日市大空襲は、昭和20年6月18日未明、

大型爆撃機B29が3万発もの焼夷弾を投下し、1,000人にも上る市民の生命が奪われ、人口の半数以上が被災いたしました。これほどの大惨事でありながら、当時の記録はほとんど残っておりません。

そこで、「市民フォーラム四日市を語る会」のメンバーは、風化が進む四日市空襲の体験を絵画で語り継ごうと提案し、作品を一般公募した結果空襲体験者みずからが描いた作品、高齢のため、当時の状況を語りながら子供さんやお孫さんなどが代筆した作品を合わせると、188点に及ぶ作品が寄せられました。終戦記念日の8月15日と前後して、8月13日から18日までの6日間、四日市市教育委員会の後援を得、松坂屋四日市店1階のひかりの広場で開催されました。延べ2万人にも及ぶ参加者があり、焼夷弾から逃げ惑う住民、黒こげになって横たう犠牲者、死んだ息子を抱える母親などの作品を食い入るように見詰め、1枚1枚の絵についている説明書を読みながら、当時を思い出すかのように涙する人、残像のように頭に残る空襲の風景に足を止め眺める人、戦争はいけないことと子供に話す親など、写真とは違った戦争の恐怖、悲惨さが生々しく表現されており、参加者それぞれに、改めて平和のありがたさ、戦争は二度と起こしてはならないという決意が感じられ、反戦平和運動に大きく貢献したと報じられております。参加者にアンケートの協力もお願いし、このアンケートの項目に、「これからもこのような絵画展を見にいきたいか」との問いに、95%以上の人が「参加したい」と答えております。

主催者側から、この作品を今回の絵画展のみに終わらせることなく、機会あるごとに活用してほしい、本庁1階ロビー、各地区市民センター等広く公共施設に展示していただき、1人でも多くの市民に見ていただき、平和運動のお役に立ってほしいとの申し出がございました。この点いかがなものでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

最後に、この絵画展を後援された教育長のご感想も、ぜひともお願いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 第1点目のごみ問題でございますが、質問の要旨といたしましては、ごみ減量化対策に対する取り組み並びにリサイクルハンドブックの作成をしてはどうか。2点目として、不法投棄の現状とその対策について。3点目としましては、環境保全のための市民会議の結成、環境保全基金並びに環境保全都市宣言についてのご質問にお答えを申し上げます。

ごみ問題は、単にごみの処理にとどまらず、地球環境や自然保護の観点からも、本市の重要な課題だと認識をしており、従来より、ごみ減量、資源リサイクル、環境教育を中心として施策を推進してまいっているところでございます。

ごみ減量につきましては、従来より、再生可能物の分別収集でありますとか、ごみ出しの説明会の開催等々各種の施策を実施してまいりましたが、特に、本年度新たな事業といたしまして、事業系の廃棄物の減量化を促進するための事業所ごみスリムアクション計画事業や、あるいは過剰包装の自粛を推進するエコパッケージ運動、ごみ減量啓発回覧板の配布及び正しいごみの出し方を盛り込んだ外国人向けの生活ガイドブックの作成などを行っているところでございます。

次に、資源リサイクルにつきましては、平成3年度の再生可能物の回収量が市民1人当たり36.7kgとなっております、これは全国662市の中で22位となっております。これは市民の皆さんのご理解とご協力のたまものであり、さらに今後積極的に推進をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、環境教育につきましても、教育委員会と連携をしまして、夏休み親子ごみセミナーの開催でありますとか、小学校の教師を対象としたリサ

イクル追跡研修の実施並びに小学校4年生の副読本「暮らしとごみ」の改訂などの取り組みを行っているところでございます。

以上のように、ごみ減量対策につきましては、さまざまな方法で努力を続けておりました、今後も積極的な取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続いて、ご提言をいただきましたリサイクルハンドブックの作成、配布についてでございますが、今後さらにリサイクルの推進を図っていくためには、啓発冊子等は効果的であると存じますので、ごみの広報、啓発冊子の中で一番よく読まれております「収集日程表」というものがございしますが、これにリサイクルに関する最新情報などを掲載していきたいと思っております。

さらに、ごみの啓発冊子としまして、「暮らしとごみ」というのがございますが、これの改訂版を発行する際には、リサイクルの方法を十分にわかりやすく記載したものとし、一層の資源リサイクルの啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の不法投棄対策についてでございますが、本市周辺の山間部20カ所程度に不法投棄がなされておるのが現状でございます。ごみをみだりに投棄することは違法行為であり、司法当局における捜査、投棄者の特定が行われますが、年々不法投棄の方法が悪質化してきており、投棄者の判明は困難となってきております。

市といたしましては、不法投棄をされました土地の所有者に対しまして、さくや看板の設置などの不法投棄予防対策を講ずるようお願いをいたしておるところでございます。

なお、昨年度より、県におきまして、廃棄物適正処理民間監視員という制度が設けられまして、四日市市でも覆面の監視員が委嘱されまして、不法投棄の早期発見のための活動を行っていただいております。

3点目の環境保全市民会議、環境保全基金と環境保全都市宣言についてでございますが、四日市市のよりよい環境保全を創出するためには、長期的な視点に立った総合的な環境保全に対する取り組みが重要であると考えておりまして、本年度、地域環境管理計画の策定に入っておりますのでございます。

環境問題につきましては、とりわけ、行動は足元からのとおり、市民の方々と一体となつての取り組みが必要であると考えておりますので、これらの計画の策定作業に当たりまして、市民アンケートを実施するとともに、市議会や環境保全審議会でのご議論とともに、環境問題の市民会議の結成を図り、ご意見をいただいております。

これらの作業を着実に進めてまいります中で、市民の環境保全意識の高揚を図り、全市民的な盛り上がりの中で、時期を見て環境保全都市宣言に向かってまいりたいと考えております。

なお、これらの活動を進めるための財政的基盤の確立につきましては、環境保全基金のご提言をいただいたわけでございますが、基金につきましては、その趣旨、運用方法、他の基金との関係等を調査した上で、先ほど申し上げました環境管理計画の策定作業の中で十分に検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問の第1点の環境問題の中での学校での教育の部分について、まずお答えをさせていただきます。

ただいまご指摘がございましたように、物を大切にすることが態度を養うことにつきましては、今日のように物があふれるほどたくさんある豊かな社会に生活しております現代っ子にとりましては、最も欠けておる点の一つであろうかと考えているところでございます。

子供たちの姿を見ておりますと、学用品など自分の持ち物とか、あるいは

は学校の設備や備品などの扱い方が乱暴であるとか、まだ使えるものであっても使わないで、新しいものを欲しがるとか、あるいは学用品や傘などの落とし物も非常に多く、しかもそれを取りにこないといったような日常生活の中で、物を大切にしない姿につきまして、さまざまな行動となつてあらわれている、そういった実態は、やはり子供が物の価値を正しく理解していないこととか、あるいは資源というものは限りがあるといったようなことに対する認識が乏しいことによると考えられます。

そこで、学校におきましては、物の価値を知らせ、大切に使用しようとする気持ちや、あるいは限りある地球資源を有効に活用する態度の大切さにつきましては、道徳をはじめとした各教科や特別活動など、あらゆる機会をとらえまして指導をしております。

例えば、学級指導の中におきましては、持ち物に記名する指導とか、落とし物をなくすることを、家庭との連携も含めて繰り返し行っております。また、生活科や図工科では、空き缶とか空き箱、あるいは牛乳パックなどの廃品を利用して、生活に役立つものを製作したり、あるいは社会科や家庭科では、ごみ問題を学習する中で、資源を大切にすることを養い、自分たちでもできるリサイクル活動に取り組んだりしております。また、児童会とか生徒会が中心になりまして、プルトップとか、あるいは空き缶、新聞紙、あるいは段ボールなどの回収や堆肥づくりなどの活動も行っている学校や、あるいは内部川、あるいは海蔵川でのクリーン作戦など、地域活動と一体となった体験活動を行っている学校も次第に多くなつてまいりました。

いずれにいたしましても、物の価値を教え、大事に使う精神を養うことは、地球環境を守り、資源を大切にすることの一番の基盤になることであると考えておりますので、地域、家庭との連携も含めて、その充実に今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校5日制の導入のご質問についてお答えをいたしたいと存じま

す。

ご指摘のように、この12日から全国一斉に実施されることになりました学校週5日制の導入につきましては、3月議会においてもお答え申し上げましたように、我が国にとっても歴史的な大改革であるというふうに認識しております。したがって、本市におきましては、スムーズな移行に向けまして、昨年12月から学校5日制検討委員会を設置するとともに、文部省の調査研究協力校と県のモデル校だけでなく、市独自に研究推進校を指定して、実証的な研究を進めてきたところでございます。

これまで5月から7月にかけて行ってまいりました試行でございますが、試行前におきましては、不安や戸惑いといったようなものを見せておられました保護者も、実施後におきましては、例えば、ゆとりのある生活で心身の休養の機会になったとか、あるいは計画どおりの行動で自主性が育つといったような意見で、5日制の意義を実感した感想や意見も多く寄せられております。

また、子供たちも、先般の「広報よっかいち」でご紹介申しましたように、家の人と一緒に遊べて楽しかったとか、あるいは土曜の休みに友達と公園の掃除をしたといったようなことなど、有意義な休日の過ごし方をした姿をうかがうことのできる意見も寄せられておりました。

しかしその反面、中にはせっかくの休みではあっても、仕事の関係で、子供と十分触れ合うことができなかったといったような悩みをお持ちのご父兄もございましたし、子供が家で時間をむだにしてしまう、とかといったようなご意見。さらに、逆に子供たちの方からいたしますと、親から勉強しなさいとせかされるといったような、いろいろな問題点があったようでございます。

また、5日制検討委員会の中学校部会が、この9月に行われる学校週5日制につきまして、中学校の保護者と生徒とに対しまして行いました事前のアンケートによりますと、保護者の約4割が、家で勉強してほしい、家

で仕事を手伝ってほしいといったような意見が多かったのに対し、生徒の方は、家でのんびりしたいとか、友達と遊びたいといったような考えが7割を超すというようなずれもございました。

この結果には、保護者と生徒の、ある意味ではそれぞれの本音があらわれておるのではないかというふうにも考えるわけでございますが、こうしたずれにつきましても、そのずれそのものを親子の話題としていただくなどして、有意義な過ごし方を親子で見つけていただく、そういったような指導を今後も根気よく続けてまいりたいというふうに存じております。

なお、ご指摘がございましたように、過度の学習塾通い等の心配につきましても、この点につきまして本市といたしましても、市内の主な塾に向けまして、既にそういったことのないような要請を済ませておるところでございます。

なお、授業時間の補充等でございますが、これにつきましても、先ほど申し上げました検討委員会のワーキンググループの中での一つの大きな課題として研究に取り組んできて、いろいろなタイプの時間割をかねてから示してきたわけでございまして、これらにつきましては、各学校でそれぞれの実情を勘案する中で、4月当初、新学期開始の当時から、この9月の実施を見越しての時間割を制定してきておりますので、この9月実施が行われましても、急に変更する必要のない体制が四日市ではでき上がっておようかと思えます。

いよいよ12日からこの5日制がスタートするわけでございますが、実施に際しましては、今後もさまざまな新しい問題点が幾つかあらわれてこようかと思えます。そういった実情を今後も的確に把握していく中で、成果あるいは課題等を真剣に受けとめまして、5日制の円滑な実施に向けて今後も取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

それから最後に、平和教育についてのご質問でございます。

学校における平和教育につきましては、一番大もとである教育基本法の

前文の中でも、平和を希求する人間の育成という目標が掲げられております。平和教育は教育の最重要課題の一つであると認識しておるわけですが、それを受けまして、平和の大切さを自覚し、あるいは平和を守り抜く人間の育成を目指して、教科の学習では、小中学校ともに社会科を中心といたしまして、国語科、道徳などで平和教育を行っておるところでございます。

例えば、社会科におきましては、6年生で、平和を願う日本人として、世界の人々と協調していくことの大切さの自覚とか、あるいはさらに中学校3年生では、核兵器の脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てること等がねらいとなっております。また、道徳におきましては、小学校では、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するといった目標とか、あるいは中学校におきましては、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に貢献するように努めるといったようなねらいのもとで指導をしておるところでございます。

さらに、こうした教科や道徳の学習だけではなく、各種の学校行事を通して、平和教育を行っておるところでございます。本年度におきまして、8月6日の広島平和祈念日を登校日としておる学校は、小中学校合わせまして四日市で24校ございます。そしてその日には、原爆記録映画の鑑賞会とか、戦争体験者の講話などの活動も行い、平和の大切さを学習しているところでございます。

特に、中学校におきましては、後ほど詳しくは市民部の方からもお話があるかと思いますが、広島平和祈念式典に平和使節団として参加した生徒の感想とか体験を発表させたり、あるいは感想文を活用したりなどして、平和への思いを高めるような行事を実施しているところでございます。また、平和資料館とか、あの原爆ドームなどの見学とか、あるいは被爆体験者の話などの活動を取り入れて、広島方面へ修学旅行を実施している中学

校も、現在5校あるのでございます。

いずれにいたしましても、次代を担う子供たちへの平和教育といったようなものはまことに重要であると考えておりますので、今後ともその充実には努力を十分に尽くしてまいりたいと存じておる次第でございます。

最後に、先ほどご発言のございました「四日市フォーラム四日市を語る会」が主催した「残像四日市空襲絵画展」の感想をぜひ述べよということでもございました。

四日市市民にとりましては、人生の中で最も悲惨な経験をしたあの四日市空襲であったかと思えます。そうした状況も、当時はああいった戦争中の貧乏な時代でございましたので、写真機とかそういうのもございませんでしたでしょうし、ああいった状況の時代でしたので、今日それを我々に見せてくれる、絵画を含めてのそういった映像的なものは何もございません。そうして戦後50年近くたってきたわけでもございまして、戦争のそういった悲惨さに対する感情といったようなものもだんだん風化してきた今日、そういったフォーラムの方々が残像を中心としたそういう絵画を催されましたということは、やはり戦争が悲惨であるということ、私も見にいかせていただきまして、見ている市民の顔からも受け取れた感じがするわけで、そういったことを企画された市民フォーラムの方には深く敬意を表する次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 2点目の福祉問題について、障害児対策についてお答え申し上げます。

本市における障害児保育は、ゼロ歳から就学前までの障害児を対象にして、あけぼの学園、保育園、幼稚園におきまして、全市的に一貫した取り組みを進めているところでございます。

特に、あけぼの学園におきましては、四日市市の障害児保育の拠点とし

て、母子通園を基本に保育、指導を実施するとともに、専門指導員を配置し、療育訓練を行っております。

現在のあけぼの学園の状況であります。近年、早期発見、早期療育が徹底し、乳幼児からの相談等が多くなっていることはご発言のとおりであります。これに対しまして、あけぼの学園では、年齢的なこと、体力的なことを勘案いたしまして、1日保育、1日療育で対応いたしておるところであります。今後も施設機能等の有効活用を図りながら対応してまいりますので、よろしくご理解賜りたく存じます。

また、あけぼの学園の卒園児につきましては、現在、保育園、幼稚園において統合保育を行い、発達の促進に努めているところであります。もとより障害児保育には高い専門的知識と深い経験が必要であり、かつ障害児を持つ親たちにとっては、励まし合い、支え合う仲間が存在が不可欠であります。あけぼの学園卒園後は療育、訓練の機会が少なく、また、相談の場が少なくなっているのが現状であります。これの対応として、今後、保健センター、教育委員会、医療機関等との連携を図りながら、あけぼの学園、保健センター等において実施できるように、また、理学療法士、言語療法士の確保についても積極的に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたく存ずる次第であります。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第4点目のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど来、教育長の方からいろいろと答弁があったわけですが、先ほど益田議員の方からもお話がございましたように、本市におきましては、昭和60年の3月に核兵器の廃絶と世界の永遠の平和を願って、非核平和都市となることを宣言をいたしましたわけでございます。

それ以降、8月を平和を考える月間、そういった位置づけをいたしまして、戦争の悲惨さ、あるいはまた平和の大切さを訴えるための講演会でご

ざいますとか、あるいはまた、親子での映画鑑賞会がございますとか、パネル展示、さらにまた、先ほども教育長からお話ございましたように、中学生の平和使節団の派遣、そういった事業を今日まで積極的に展開をしまいたったわけでございます。

特に、広島への中学生の平和使節団の派遣についてでございますが、宣言5周年事業といたしまして、平成2年度にこれを実施をいたしてまいりました。翌3年度からは、8月6日の日におきまして、広島市において開催をされます平和祈念式典に出席をいたしておるわけでございます。この式典におきまして世界の人たちとともに平和を考える機会を持つと、こういうことにつきまして、次代を担う中学生たちにとって非常に意義の深いものであろう、そういうふうに確信をいたしておるわけでございます。

特に、本年度におきましては、中学生の平和使節団の派遣事業を、単に中学生のみを対象にした事業に終わらせると、そういうことではなくて、幅広く市民の皆さん方に参加をいただく事業、そういうことが極めて重要なことでございますので、この平和使節団に託する1羽の折りツルという、そういった事業を本年度新しく企画をいたしました。ご承知のとおり、市役所の1階のロビーに来庁者の方々、市民の皆さん方に1羽の折りツルを折っていただきました。その結果、その数は2,000羽を超えたわけでございます。このようにいたしまして、多くの参加をいただいたことは、市民の皆様方の平和に関する関心の強さを示すものであろうと、そんなふうに思っておるわけございまして、今後とも各種事業にさらに積極的に推進をしてまいりたいと、こう考えておるわけでございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

次に、平和モニュメントについてのお尋ねがあったわけですが、私どもといたしましては、非核平和の一つのシンボルといたしまして、平和の大切さを訴え、平和の心を次代に引き継いでいくという、そういったことから意味があるものというふうに考えているわけございまして、

過去にもご答弁を申し上げたわけでございますけれども、近鉄四日市駅西の市民公園の中に設置をする予定で、現在種々検討をいたしておるところでございます。市民公園の整備が今後実施設計に入る、そういう予定になっておるわけでございますので、公園の整備を進める中でこの計画について考えてまいりたいと、そう思っておるわけでございます。

具体的なことについてでございますけれども、平和をイメージすると同時に、市民公園の象徴としての位置づけもあわせて考えてまいりたい。同時に、市民の皆さん方にも親しまれるような、そういったものを心がけてまいりたいと考えておりますので、その点についてもひとつご理解を賜りたいと思うわけでございます。

最後に、先ほど来、絵画についてのご提言があったわけでございますが、この作品に描かれている方々の実際の体験をもとにしたものでございまして、平和を訴えていく一つの資料ということになるだろうというふうに考えておるわけでございます。

もし関係者の方々のご了解がいただけるならば、私どもといたしましては、毎年実施をいたしております原爆パネル展の中でこれを展示をさせていただきたい、そんなふうに考えておるわけございまして、啓発資料の一つとして活用をしていきたいと考えておるわけでございます。

また、各地区市民センターなどで行われる各種の行事につきましても、市の所有する資料とともに展示をしていただけるように、主催者の方々に今後働きかけてまいりたい、こう考えておるわけでございますので、その点についてもあわせてご理解を賜りたいと思うわけでございます。

○議長（水野幹郎君） 益田 力君。

○益田 力君 ご答弁大変ありがとうございました。

第1点目のごみ問題でございますけれども、このごみ問題は、最も古くして、最も新しい地球規模の問題でございます。東京都では、ごみ問題に100億円を投じておるということでございます。そういう状況でござい

すけれども、出雲市とか伊達市などでは、有料制を導入して大きな成果を上げているようでございます。公共サービスの受益者負担を、私は決して奨励するわけではございませんけれども、このような新しい視点に立って今後大いに知恵を結集していただきまして、時代を先取りした施策を心から願うものでございます。

リサイクルハンドブックにつきましては、前向きのご答弁をいただきましたので、了といたしますけれども、どうかわかりやすく、手軽に利用していただけるように、最善の工夫をこらしていただきたいことを重ねてご要望申し上げます。

再質問の問題につきましては、期待しておりました答弁に近いご答弁をいただきましたので、どうか一日も早く環境保全都市宣言ができますように頑張ってくださいと思います。

あけぼの学園の卒園後の対応につきましては、場所の確保、人的確保等積極的に取り組んでいくと、このような前向きのご答弁をいただきました。どうか一日も早く通園ができますように、心より願っておる一人でございます。

先日、大阪府の大東市の方へ視察に行っていましたけれども、大東市では、昭和60年に理学療法課が設置されまして、乳幼児、小学生、中学生から成人、老人に至るまで、継続性のある一環した地域リハビリテーションを実施しております。どうか一度関係部局におかれましても現地視察をしていただきまして、今後の本市の福祉施策の参考にできますようにぜひとも努力していただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、時間がございませんので、漏れた部分につきましては、今後関係部局とも、私の考えを訴えながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後1時49分休憩

午後2時8分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 それでは、通告を申し上げます4点につきまして、順次ご質問を申し上げたいと思います。

まず第1点は、違法駐車防止条例の制定についてでございます。

免許取得者の増加、車両保有台数の増加、それに対して駐車場の慢性的な不足、これが現在のモータリゼーション発達下の一般的な社会情勢であり、都市問題であると思われまます。この状況が今、各都市における違法駐車の実態につながり、地域住民の悩み、善意の通行者の迷惑になっているところでもございます。

当市にありましても、中心市街地をはじめ、多くの箇所違法駐車が著しいと認めざるを得ないところがたくさんございます。違法駐車を取り扱いは、本来法律に違反しているものでございまして、警察の権限の範疇に属するものでありますし、それは警察の問題として、市当局としては積極的に取り上げてこなかったのではないかと思います。

違法駐車は当市だけの問題ではありませんが、当市にありましても、それらに対する苦情が大変多くございまして、違法駐車防止は市の行政指導においてもやらなければならない部分も多くあるように考えますが、いかがでございましょう。

もちろん、市当局におきましても、現在該当地区自治会等との情報交換などを行っていただいておりますし、違法駐車対策に苦慮されていることも承知いたしておりますが、苦情の多い目に余る地域につきましては、強固な防

止策として条例化を打ち出すことに効果と意義があると考えます。進めるに当たりましては、行政だけで進めるのではなく、民意と一体となって取り組む必要があることや、権力の発動でありますので、議会の理解と了解を得ることも必要であると思っております。行政指導では暫定的になりがちであります。条例であれば継続的になるものと考えますし、より効果的になることと思っております。違法駐車を防止するという積極的な姿勢を示すことによって、大きなPRになること、こういったことを考えながらのご提案でございます。

条例制定についての考え方の基本は、重点地域の指定を行い、事前の指導啓発に力点を置き、また、地元の組織づくり及び育成、それに対する助成など盛り込んで考えていただくことができるならば、必ずや評価される条例制定になるものと確信をしております。

このように申し上げますものの、条例制定が行われるだけで違法駐車問題がすべて解決されるものではございません。駐車場の絡みも大きな要素の一つと考えられるところございまして、効果的な駐車場の利用ができるか否か、大きな問題でございます。

この点につきましては、昨年9月議会におきまして、公明党益田議員が、既存駐車場の有効利用の観点に立ち、駐車場誘導システムの導入について、他都市の導入の例を挙げられながら質問をされました。それに対し理事者側は積極的にご検討いただきまして、今議会に調査費を補正予算として計上提案されているところでございます。方向づけをいただきました以上、より早い時期での実現を期待するものであります。今後の推進計画についてお聞かせいただければと思います。

次に、老人問題についてお尋ねをいたします。

老人福祉問題は、過去、議会におきまして大変多く質問を出されていることございまして、3月議会におきましては、私ども会派の谷口代表が広範な見地に立ってのご質問も行わせていただいております。極力これま

での質問との重複を避け、具体的な二つの質問を申し上げたいと思います。

当市における老人福祉も、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ショートステイ、在宅介護支援センターとこの四つを柱といたしまして、大変なご努力をいただいているところでございます。それらすべてのご努力に心から敬意を表するところでもございます。

しかしながら、私は、現行の福祉に対して少なからずの不安を抱いているところでもございます。その一つは在宅福祉をより奨励することへの不安と疑問、二つはマンパワー不足に対する不安、三つは施設不足に対する不安でございます。

私も、若い若いと思いながら、既に50歳を超えておりますけれども、学生時代の同期生をはじめ、同世代の人たちと話し合う機会の中で、必ずと言っていいような話題が出てまいります。その一つは子供の問題であり、もう一つは自分たちの健康維持に関することであり、そして70代、80代となっている親たちのことでございます。

今申し上げました三つが我々ジェネレーションの話題ベストスリーと言ってもよいと感じておりますが、その中で、年老いた親たちに関連した意見として、一つに、長寿社会は喜ばしいことだが、高齢者を抱え、何らかの悩みを持っているのが現実だということ。二つ目には、子供が少なく、やがて高齢者の仲間入りをする自分たちに将来の不安を感じていること。三つ目には、それなりの老後対策を考え、預貯金に励んでも、個人の力の少なさに限界を感じ、不安がつきまわっていること。四つ目には、長期療養者を家庭で抱えたとき、家庭の崩壊にもなりかねないことへの心配のあること。五つ目には、長寿社会が今後一層進み中、みずからが年老いたとき、安心して生活できる施設に入れるだろうかという心配、このような発言がたくさんあるわけでございます。

長寿社会、高齢化が進む中、我々世代の考え方、不安は、今申し上げたことに要約できるのではないかと思いますし、世間一般の共通認識と考え

ても大きな間違いはないだろうというふうに思っております。

そんな現実的な話の中、これまで市の施設をはじめ、民間施設等少しではありますが、勉強させていただくことができたと思っております。唯一の市直営の老人施設寿楽園も見させていただいております。寿楽園訪問の際、お年寄りの方々の表情を拝見しておりますと、比較的元気な方、明るくあいさつを交わしてくださる方なども多くおられ、うれしく思いました反面、このお年寄りたちも、近い将来必ずや体の自由、元気が損なわれていくときが来るわけであり、そのときはどうするのだろうかという心配になったところでございます。

そこで、職員の方にとってみますと、市内にある特養にお世話になるということでございました。現在、市内には、小山田特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム陽光園、特別養護老人ホーム萌の里等3カ所を設備されており、それらの施設にお世話になることは十分予測ができるわけですが、何か割り切れない気持ちになったところでございます。

決してさきに申し上げました三つの施設に対しての不満があって申し上げているわけではありません。また、ある程度の年齢に達している方々の言葉に、「年とってから知り合いのいない、見ず知らずの土地に行くのは真っ平御免だ」というような言葉を、これまで何人かの人たちから伺ったことがございます。何年間か寿楽園で過ごされたお年寄りの方々も、口に出して言われないまでも、恐らく同じような気持ちでおられるのではないかと思うわけであります。

そこで、ぜひ寿楽園に併設の特別養護施設の建設をお願いしたい。ここに提案を申し上げるところでございます。

今後の四日市市の人口推計から見ますと、平成12年には30万人を超え、65歳以上の人口は4万5,000人近くになることが予測されております。これは高齢化率14.8%にもなるわけでございまして、年々増加傾向にあることは明確なところであります。先ほど申し上げました、同世代の不安な気

持ちの話を申し上げておりますが、先々の数字に見合ったベッド数の増加をどう考えていくかということでございます。

寿楽園に併設の特養、これは寿楽園に入っておられるお年寄りの方々のみを対象に申し上げているつもりはありません。恐らく、将来は民間の力をこれまで以上に求めなければならないと思いますが、当面、市直営の特養の新設についてどう考えておられるのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

福祉問題の第2点目は、冒頭私自身が不安材料の一つとして申し上げましたマンパワー不足に関連してでございます。

さきに労働省が発表いたしました資料によりますと、8年後、西暦2000年には老人介護に従事する労働者のうち、施設介護職員とホームヘルパーが5万1,000人不足するとの見解が出されておりました。このことは、福祉充実を阻害する憂慮すべきことであり、当市にありましても、当然同様の状況下に置かれることであると思います。

ある会合でご婦人の意見の一つに、こんなことがありました。今現在、子供の養育にも手が離れ、自分自身は健康体であり、働くこともできる。ただ、働くだけではなくて、今この時期に老人介護の仕事に携わり、労働量をプールして、将来自分たちが年老いたときそれを還元してもらおう制度は考えられないか、ということでもございました。現在のボランティアによる老人介護も大変喜ばれ、感謝されていることではございますが、ある一定の規定に基づき制度化することが、より安定し、協力を得られる策だと考えられます。20年後には若者2人で1人のお年寄りを支えなければならない、そんな時期が来るわけであり、一歩踏み込んだボランティア切符制への考え方をお尋ねしたいと思います。

次に、学校教育に関したお尋ねを申し上げたいと思います。

小学校40校、中学校21校、これが本市におきます現在の小中学校の現状であります。その中で、平成3年5月の資料によりますと、川島小学校で

は、児童数943人27クラス。それに対し納屋小学校では、154人6クラスとなっております。最大規模の川島小と最小規模の納屋小であり、その格差は想像以上のものでありますが、それぞれ明治8年、明治10年に創立という大変歴史ある学校でもございます。

本市の人口動向が東地区から西地区への移行は今に始まったことではございませんが、川島小、納屋小の例は、まさに本市の人口動向の特性を如実にあらわしてのものと思われまふ。それは、この両地区の高齢化率にもあらわれておまして、最低の川島地区でありますし、最高に近い、納屋も含めた東地区でございます。人口配置のこの傾向は今後さらに進展するものと考えられるところでございまして、減少地区の子供たちの教育環境はこのままでよいのかと、真剣に考えなければいけないのではないかと申すところでございます。

規模の大小によるそれぞれの特性もあるでしょうし、メリット、デメリットのあることもわかりますが、学年1クラス平均児童数25人の小規模校などは、子供たちの教育環境としては決してよいとは思えない、それは私の率直な感想であります。適正規模が、果たして児童数何人で何クラスか、明言する知識は私には持ち合わせておりませんが、全校6クラスないし8クラスという東地区五つの学校に対しては、地域の住民感情等することも十分予測され、理解するところでありますが、本市の学校教育基本方針にある豊かな心を持ち、健やかにたくましく生きる子供を育てるという大きな目標のためにもご検討をいただきたいと思うところでございます。発想を柔軟に、かつダイナミックに展開するならば、マンモス化することに対する分離であり、減少化に対しての統合であると思いますが、いかがでしょうか、教育長のご所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

また、減少傾向にある東地区のそれぞれの学校は、歴史も古く、それだけ老朽化も進んでおります。学校の全面改装、あるいは建て替えも順次行わなければならないものと思ひます。先ほど申し上げました統合を前提と

いたしました学校建設、それとは関係なく単体での建て替え、いずれの場合におきましても、近い将来取り組まなければならないものと思っております。

新しい学校づくりについては、最近の新增築校を拝見いたしておりますが、大変すばらしいものになっておりますし、感謝申し上げますが、文部省の学校施設整備指針の改正内容も見ておりますと、これまで以上に思い切った施設整備が必要のようにも思います。昭和30年代に建設をされ、老朽化が進んで建て替え等大規模な手だてを必要とするそれぞれの学校の今後の計画について、基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。中でも、地域住民にとりまして身近な公共施設として、地域社会の核となる整備指針については、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

4番目に、地方拠点都市地域の指定についてお尋ねをいたします。

都市機能や産業基盤の東京一極集中の是正を目標とした拠点都市法が本年5月に制定をされ、国土庁をはじめ関係6省庁では、9月末を目途に基本方針を策定中と伺っております。そして、この拠点都市法におきましては、各都道府県知事が都市指定の権限を移譲されており、当市をはじめ、県下5地域が名のりを上げる中、指定獲得に向け、それぞれが努力を行ってきているところであろうかと思っております。

そんな中、去る8月25日、定例記者会見におきまして田川知事は、津、松阪など県中南勢地域を有力とする発表を行い、翌26日の新聞各紙に大きく取り上げられたところでございます。私も、その報道を驚きの念を抱きながら見た1人でございます。

知事発表は、21世紀初頭を目標とした中南勢地域の活性化、調査報告書「三重ハイライフフロンティア構想」に基づいてのものでございますが、その構想の中でさらに、中部新国際空港へのアクセス拠点につきましても、津・松阪港を有力候補としている旨の発言もしておられます。新空港への

アクセスにつきましては、以前、四日市港が有力候補地であるとの知事発言もありまして、大きな期待を持って今日も見守っているところでありますが、中南勢地域活性化構想発表から大きな不安を抱いているところでもございます。

拠点都市法の制定施行後、県知事が地域指定を行うまでの間、説明を受け、要望をし、折衝を行うなど、名のりを上げた各市、各地域が行っていることと思っておりますが、私自身勉強不足で十分理解できておりません。今回の新聞報道に対し、本市としての受けとめ方、今後の対応策などをお伺いをいたしたいと思います。第1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 第1点目の違法駐車防止条例の制定についてお答えをいたしたいと思います。交通安全につきましては、本市におきましても昭和37年の3月に交通安全都市宣言を行い、市民の皆さんのご協力を得ながら、全力を挙げて取り組んできたところでございます。

ご指摘のように、路上における駐車問題につきましては、大量交通時代を反映をいたしまして、都市部や幹線道路沿いに違法駐車車両が年々増加をし、国民生活に重大な支障を及ぼしている社会問題となっております。この趨勢は、四日市市内におきましても同様でありまして、違法駐車車両が交通事故の原因や、緊急自動車等の通行障害になっていることはご承知のとおりであります。

このような現状の中で、市におきましても、特に市民の要望の強い違法駐車問題につきましては、四季の交通安全運動等あらゆる機会を通じまして、交通安全協会や警察等のご協力を得ながら、啓発活動に日夜努力をしておるところでございます。

特に、昨年からは、関係機関や市民の皆さんの協力によりまして、路上駐車の日立つ繁華街、あるいはまた団地等を中心に、旬間等を決めまして、

違法駐車追放キャンペーンを強化してきたところでございます。

一方、警察当局におかれましても、違法駐車追放に努力をいただいておりますし、6月から8月の3カ月間の取り締まり回数を見てみましても、延べ150回に達しておりますところでございまして、さらに市民の皆さんの要望にこたえるために、一層の努力を警察当局にお願いをしておりますところでございます。

したがいまして、ご指摘の違法駐車防止条例の制定につきましては、関係当局の行う駐車違反の取り締まりを側面から補完するという意味で、行政の実施可能な範囲内において重点的に取り組んでいくべきだと考えておるところでございます。本年からは、総務庁が中心になりまして、この違法駐車対策が全国的に進められている中で、ご質問の違法駐車防止条例も全国で既に6市が制定をし、広報活動、啓発活動を中心に成果を上げていくと聞き及んでいるところでございます。

したがいまして、市といたしましても、既に四日市南警察署長からも、駐車場附置義務条例の改正と同時に、この条例の制定につきまして要望をいただいております。市民の日常生活に重大な支障を及ぼすおそれのある違法駐車等を防止し、市民の安全で快適な生活環境を保持するため、広報活動を中心とした内容で、先ほどもご指摘がありましたように、いろいろな皆様のご協力活動から、条件整備を行う中で、早い機会に制定する方向で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

次に、駐車場案内システムの導入につきましては、先ほども申されたように、本年度の国庫補助対象事業として基本調査費が認められております。したがいまして、本年度中に都市計画部におきまして対象区域、案内方法、導入時期等につきまして基本計画を策定をする予定にしておりますので、この点についてもよろしくご理解をお願いをいたしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 第2点目の老人福祉の充実に関してにお答えさせていただきます。

高齢化社会に対する一般の共通認識も含めてご提言をいただき、ありがとうございました。

老人福祉では、在宅福祉及び施設福祉とも、全体にバランスのとれた施策の展開が重要であると考えております。将来、入所施設が不足するのではないかと考えておりますが、入所施設の中心となります特別養護老人ホームにつきましては、現在、本市の整備状況は、平成4年7月現在で430床で、65歳以上人口の1.32%でございます。国が目標としております1%強という整備率を確保しているところでございます。今後につきましても、民間事業者の方々と協議しているものもあり、かなり整備ができていくものと考えております。

また、寿楽園につきましては、これまで入所者の処遇向上といったことから、エレベーター、デイルーム等を整備してまいりました。

ご提言のとおり、入所者が介護を要する状態になった場合につきましては、特別養護老人ホームに移っていただいております。住みなれたところで生活が維持できることは大変望ましいことですので、特別養護老人ホーム併設につきましては、現在具体的な計画はございませんが、他の整備状況を勘案しながら、今後検討させていただきたいと存じます。

次に、ボランティア切符の動向と考え方についてお答えいたします。

この制度は、従来の公的サービスやシルバー産業とは性格を異にし、在宅介護などのサービスに対して直接金銭で取り扱われるのではなく、サービス提供者の活動に応じて時間や点数の預託などのシステムで実施されているものであります。このような点数制を採用している団体では、会員制をとり、全市民が対象となっていないのが現状であります。相互が助け合うという利点を持つ反面、一定の地域の中でしかサービスが受けられない

点などの欠点も多いため、現在、全国社会福祉協議会等がこれらについて研究会を持ち、全国的に通用するシステムに向け、検討している状況であります。

今後、これら制度が確立されスタートすれば、市としてもその動向を踏まえ、社会福祉協議会等との連携を密にして対応してまいりたいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまの学校教育関係のご質問についてご答弁を申し上げたいと存じます。

まず第1点目の、小規模校の統廃合問題についてでございますが、本市の小学校児童数の推移を見ますと、いわゆる第2次ベビーブームの昭和56年をピークといたしまして、以後減少に転じております。本市の人口構成から見ましても、再び児童数がピークを迎えるのは西暦2005年から2010年ごろと推測をいたしております。近年の結婚年齢の高齢化とか、出生率の低下といった背景もございますので、過去のような顕著な児童数の増加には至らないのではないかというふうにも思っております。したがって、本市全体から見ますと、社会的要因による急激な人口増がない限り、児童数は21世紀まで比較的安定した状態で推移するものと考えられております。

しかしながら、これらを地域的に見ますと、大規模開発、区画整理、あるいは人口のドーナツ化現象等の社会的要因によりまして、一方においては25クラスを超えるような大規模校が、他方では1学年1クラスという極めて小規模な、いわゆる単学級学校が出現してくるなど、地域的なひずみが生じてきております。

特に、旧市街地における小学校におきましては、昭和33年の第1次ベビーブーム以降、現実のドーナツ化現象や出生率の減少によりまして、加速度的に児童数が減少していったわけでございまして、マンション等の建設に

よる人口増を見ている浜田小学校を除きましては、この傾向は現在も続いておりまして、ちなみに向こう5年間の推計をとってみましても、横ばいなし微減といった状況にございます。

ご指摘のございました小規模校における教育上の問題点についてでございますが、学校規模が教育の効果にどう影響するかということにつきましては、極めて難しい問題でございまして、慎重に対処してまいらねばならないと考えております。

しかしながら、一般論といたしましては、小規模校においては、教師と生徒の触れ合いという点から、あるいは個別的な学習や生活指導の面では、大規模校にないメリットはあるものの、反面、小人数のために、子供同士の刺激が乏しいことから来る問題、あるいはクラスメートが固定化しているといったことから生ずる幅広い人間関係や社会性が育ちにくい問題など、デメリットもあることは否めないところでございます。教育委員会といたしましては、子供が減少していくという時代にありましては、ある程度の小規模化についてはやむを得ないものと考えておりますが、極端に小規模化した学校につきましては、こういった状況がさらに長期化するということにつきまして、教育水準維持の面から見ても問題があると考えております。

しかしながら、学校というのは、地域住民の方にとりましては何物にもかえがたい財産でもありますし、また、自分が育てられた場であるという愛着のある施設でございまして、したがって、私ども行政が統廃合といった形で一方的に問題解決を図るべきものではないと考えております。

現在、いろいろな角度から、中部管内の小学校の将来のあるべき姿につきまして、全庁的に検討をいたしているところでございます。年度内を目途にして行政としての一応の指針を出したいと考えておりますので、最終的にはこの指針をもって、地域の住民の方ともども十分に話し合いを持つ中で、双方が納得のいく形で結論を出してまいりたいと、こういうふうに

考えております。この間のご事情をお察しいただきたいと存じます。

次に、建築についてでございますが、昭和30年代の老朽校舎の建て替えについてでございますが、第5次の総合計画におきまして、30年代前半のものにつきましては改築を、後半のものにつきましては改造といったような基本的なスタンスで実施をまいりました。

しかしながら、ここ数年、大規模改造の補助基準が相当に厳しくなってきたこともあり、それと、改築をした学校と改造をした学校との間には、多様化した学校教育への対応するいろんな機能面で相当な格差が生じてきておると、そういったような問題点もございますので、今後こういった問題点を慎重に検討する中で、第6次の総合計画に向けて、現在鋭意検討中でございます。

いずれにいたしましても、今後の学校施設の整備につきましては、新しい時代の学校施設のあり方といったようなものにつきまして、さきに文部省が改正を行いました学校施設整備指針といったようなものが出されておりますが、そういったものを十分に踏まえる中で検討をしていきたいと思っております。

そうしました指針の主な点二、三を申し上げますと、まず第1には、教育内容、教育方法の多様化とか情報化に対応した施設づくりを進めなさいということでございまして、そのために、多様な学習形態及びコンピューター、その他の高度な教育機器の導入を可能とする学習環境づくりについて十分考慮すること。

第2番目には、ゆとりと潤いのある環境整備についてでありまして、すなわち、学校施設というのは単に学習の場としてとらえるだけでなく、児童生徒にとりましては1日の大半を過ごす生活の場であり、児童生徒相互、あるいは教師との交流の場でもあるので、快適で豊かな環境づくりにも十分留意なさいということでございます。

さらに第3番目としては、生涯学習の基盤整備としての施設づくりでござ

います。すなわち、地域住民にとって身近な公共施設として、また地域社会の核となるように、高度化、多様化しつつある地域住民の学習需要に対応する生涯学習の場として活用するなど、積極的に学校開放を進めるとともに、必要な機能については改築にあわせて整備をなさいと、そういったようなことでございます。

以上ご説明申し上げましたように、今後新しい時代に対応した、しかも地域社会の核となる学校施設づくりに向けて今後とも努力をまいりたいと存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） ご質問の第4点目の地方拠点都市地域の指定に関連してお答えを申し上げます。

地方拠点都市地域の指定は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律、俗に拠点都市法と言われるものでございますが、非常に長い法案がこの5月に成立をいたしました。

この法律は、通産省、建設省、自治省、国土庁、農林省、郵政省、この六つの省庁が共同で策定をいたしてものでございまして、現時点におきましては、まだこれに関する基本方針が出されていないところでございます。また、政省令につきましても、あと1カ月ぐらいの間には出るのかなというふうなタイミングになっておるものでございます。

今回この法律の趣旨でございますが、二つございまして、地方拠点都市地域の整備というのが一つございまして、もう一つは産業業務施設の再配置に関するものということの二つが大きな眼目でございます。

従来の国土開発における地域指定につきましては、主に一つの行政区域、例えば四日市市なら市という形での範囲を指定すると、そういった形の指定があったわけでございますが、この法律の目指すところは、一つの核になる市域、それに周辺を取り巻く地域を含めた、いわゆる都市地域という

指定をもくろんでおるところであるわけでありまして、これらの統合的な開発をいかにするかという、計画的な開発計画を持つというのが一つでありまして、もう1点は、いわゆる産業業務施設の過度な集中、東京一極集中を是正するという意味合いで、それを地方に分散するその受け皿づくりというふうな、二つの面があるわけでありまして。

この法律の中身でございますが、従来の開発地域指定、一昨年、本市も指定の中に入っております多極分散法等によります指定につきましては、その開発手法、あるいはその手段におきましては、すべて民活ということでございまして、この法律の場合には、この整備の中身におきまして、一部公共施設、いわゆる建設省の若干のインフラ整備についての支援が受けられるというふうなものが入っております。従来のものと大きく違いますのは、地域に見合った自主的な開発計画を促進していくという意味合いで、この地域指定の権限が知事にゆだねられたということでございます。

それで、先ほどご質問の中にご指摘がございましたように、当三重県におきましては、先般知事のコメントといたしまして、津、松阪地域が有力だというふうなことが新聞記事として出てきたわけでありまして、本市といたしましては、これまでの経緯を若干ご報告をしておきたいと思っておりますが、この法律が成案となりまして可決する以前の3月24日に、県内の他地域に先駆けまして、知事に対しましては地域指定についての陳情を行ったところでございます。5月には、法律策定の中心となっております通産省、あるいは自治省にも事務的に意見交換等を行い、地域指定についての国からのバックアップというふうなことも期待して協議をしてきたところでございますが、あわせて法律の趣旨でありますとか、基本方針の概要等に関する情報収集も行ってきたところでございます。また、7月には、例年でございますが、重点陳情を行っておるわけでありまして、この際にも三重県、関係省庁に対しまして、あるいは国会議員等の支援も受けて、地域指定がなるようにという陳情を強力に行ってきたところでございます。

また、この地域指定の権限が知事にございまして、先ほど申し上げましたように、この地域といいますのは周辺4町も含めた形で考えるべきものでございまして、四日市地区の広域市町村協議会としても決議し、知事に対して陳情を行った経緯もあるわけでありまして。

が、先般、この知事のコメントになって出てきたのは事実でありまして、ただ、拠点都市法の骨格をなしております業務機能の再配置の受け皿でありますとか、都市基盤の整備をともに実現できる地域は四日市地域が一番であろうというふうな私どもは自負をしておったわけでありまして、また、そのための努力もしてきたわけでありまして、いかんせんもう一方の見方といたしましては、一つには、地方の発展の拠点となるべき地域でありまして、人口、行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域は除くと。これは基本的には3大都市及び東京都23区を指すわけでありまして、県内でのナンバーワンの地域については、やはり第2次以降に回るというふうな基本的な考え方もあるようでありまして、県内バランスというのも一つの大きな判断材料になったというふうな同っておるところでございます。

先般の新聞報道におきます「三重ハイライフフロンティア構想」、これはこの法律のできる以前から、県が中南勢の開発に向けての一つの調査を行って見えた、その報告が成果としてでき上がった、そのタイミングとたまたま合致して、これをもって一番適当ではないかと言われたことに関しましては、我々も若干事務の流れとして同意しかねるということで、事務レベルではそういった申し入れもしたところでありまして、まだ決定をした段階ではございませんが、おおむねそういう方向になるのではないかというふうなことはうかがい知れるところでございます。

いずれにいたしましても、今回、この拠点都市法におきます都市地域の指定が本市におりなかった場合におきましても、21世紀に向かいます、この圏域の将来的な総合交通体系網の整備でありますとか、充実に即応い

たしまして、インフラ整備や産業構造の変革に積極的に対応できるような環境づくり、さらには住民が心から安心して住みたいまちづくりを推進していかなければならないというふうに考えております。そのためにも、こういったものの指定とは別個に、地域の今後あるべき開発の計画を十分なものを設定をいたしまして、従来からの諸制度を十分に活用することによりまして、この地域の発展に向けての計画を実現していくことが肝要であろうというふうに考えておるところでございまして、周辺4町も含めまして、さらなる発展に今後とも積極的な取り組みをしてみたいと考えておるところでございます。

あわせて、海上アクセス拠点に関しましてご質問がございました。

中部新国際空港へのアクセス拠点につきましては、一般の新聞記事等にも、若干津・松阪に矢印があるような形にも見えたわけでございますが、この空港アクセスと申しますのは、従来も申し上げておりますように、人と物との両面のアクセスが必要でありますし、単なる渡し船的なものであってはならない。いわゆる既に空港の島に至る以前の出入国の諸手続が完了できるような、そういった施設が当然備わっていなければならないというふうに我々は考えておるわけでございまして、そういった意味合いでの海上アクセス拠点としては、当四日市地域が最適であろうというふうにも思っておるわけでございますが、ただ、そのことのみをもって最終的に取り入れられるというふうな甘いものではないということも十分承知をいたしております。この問題につきましては、現時点におきましては、当市議会の中でも中部新国際空港対策特別委員会等もおつくりをいただき、ご調査もいただいておりますので、今後とも地域を挙げて積極的に、県あるいは関係機関に対しまして、この四日市地域でのアクセス拠点の実現に向けて運動を展開してみたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力、ご支援のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 ご答弁ありがとうございました。

まず第1点目の防止条例の制定についてでありますけれども、早い時期に方向づけをしていきたいというようなご答弁で、大変ありがたく思いますし、より早い実現をお願いを申し上げたい。

この駐車違反の問題につきましては、多くの皆さんもご質問をこれまでされておりますが、平成2年12月議会で、坂口議員が繁華街を取り上げて、またその議会で豊田議員が、笹川団地でしょうか、そこらを取り上げてのご質問を申し上げておりますが、その後はしばらくはよかったかなというような気がするわけですが、いずれにせよ、市民の駐車違反に対する啓蒙活動をより一層行っていかなければならないというふうに思います。熊本市は全然ないんだというような坂口議員のご報告もあったように覚えております。一層のご努力をお願い申し上げたいというふうに思います。

2点目の老人福祉問題につきましては、再質問といえますよりも、その前に、ちょっと私が今感じました感想から申し上げたいんですけれども、今のご答弁を聞いておりましたら、何か寂しくなったというのが私の気持ちであります。福祉部門というのは、本当に温かみがあって、それこそ行政としての事業が推進されるだろうというふうに思うわけですが、大変役所的な報告といえますか、答弁であって、むしろ冷ややかさを感じたというのが私の感じであります。

何も私は、特養施設の整備率が、国の目標が1%で、それを超えているというような答えを聞きたくて質問をしたつもりはありません。と同時に、私自身は、個人の感情で申し上げたということでもないわけです。各議会で大変多い質問が出るということは、それだけこの老人問題、福祉問題というものについては、市民が老後のことを心配しているからこそ、我々議員は代弁をしておるわけでありまして、そういったことを十分に踏まえたご答弁をいただきたい。

今議会におきましても、昨日市長のご答弁の中に、超高齢化社会、楽し

く老いていただくにはどうするかというようなご発言もありましたし、介護については地方自治体が中心になっていかなければならないということも市長はおっしゃっておられるわけでありまして。そういったことを、大変私は残念な気持ちで聞いたということをもまず申し上げて、再質問をさせていただきます。

ご答弁の中に、在宅福祉、施設福祉とも全体のバランスのとれたと、施策展開をしていきたいというふうにおっしゃっておられますけれども、バランスある施策というのは、やはり目標がなければならぬだろうと、私は思います。これから年々歳々高齢化が進んでお年寄りが増えていく。それに対して、年次的にはどういった、ベッド数を増やしていくのかというようなことがあればお答えをいただきたいとします。

それともう1点、昨年3月に「ふるさと21健康長寿のまちづくり基本計画」、こんな立派な本が出されております。この中に、寿楽園につきましてもいろいろ今後の考え方が触れられておるわけでございますが、それを見ても、寿楽園については、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの併設をするということを明言されておると同時に、特別養護老人ホームの併設を検討するということまでこの中にうたわれているわけでありまして。またそのほかには、個室への転換について考慮するというようなことを言っておられるわけですが、この基本計画というものは、果たしてどういう位置づけでつくられているのかというものをひとつお尋ねをしてみたいというふうに思います。

それから、ボランティアの切符制についての考え方もお尋ねしたわけでございますが、これについても、本当に中身の無い答弁だなというふうに思います。

私は、全社協の研究していることぐらいは知っているつもりです。何もそんなことを聞こうと思って私は言ったんではありませんが、全社協の方向づけがなされてから考えるというんでは、市の福祉部として何を考えて

いるんかということをお感じはありますが、市として何も考えていないんなら、何も考えてないとおっしゃっていただきたいと思ひますし、制度が確立されてスタートすれば市も考えようというようなことについては、私は答弁になってないというふうに思ひますので、再度お答えをいただきたい。

私は、これらの問題については、やはり我々議員が申し上げることと理事者側の考えることに食い違ひがあったら当然だと思ひています。ここで言っていることは100%必ず実現してもらいたい、もらいたい気持ちはあっても、できないことは十分わかっています。ですから、食い違ひは食い違ひとして堂々とおっしゃっていただきたい。他の組織の検討にすりかえるような発言だけは、今後していただきたくないということを強く申し上げておきたいと思ひます。

三つ目の学校問題についてであります。児童の減少地区対策ということ、大変これは難しい問題であろうと思ひますし、ただ、やはり小さな学校の子供たち、例えば運動会とか文化行事を見ましても、盛り上がりのない、大勢の子供さんのいるところとは随分違ひだろうと思ひます。教育環境というものが原因で教育格差が出ないように、いろいろとご検討もいただいていると思ひますけれども、どうかこういった面について、全庁的に年度内をめぐりというお言葉もありましたので、そのお言葉に期待を申し上げたいと思ひます。

次の校舎の建て替えにつきましても、改築校と改造校の違ひというものも、正確なご判断をいただいているやに伺いました。どうぞそういった面、これからの学校づくり、あくまでも地域の拠点、核ともなるわけでございますので、どうぞそういった面でもさらにご努力をちょうだいしたいということをお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それから、四つ目の地方拠点都市指定についてでありますけれども、早い時期から知事に陳情いただいたり、あるいは関係省庁にも協議をいた

いたということですが、ただ、私がわからないのは、この拠点都市法は6省庁で共同で策定をされたものであって、9月中に基本方針や政省令が出されるという予定だということを知っているわけですが、そして、知事指定は12月というようなことを知っておられるわけなんです。何で8月の下旬にこういったものがあつたのかということが、もうひとつわからないわけですが、この知事発言があつたそのベースは、いわゆる中勢地区の「三重ハイライフフロンティア構想」というものの中でされたということですが、これはいわゆる北勢地区でいえば「ハイテクプラネット21構想」であり、南部であれば「サンベルトゾーン構想」と同じレベルの構想ではないのかなというふうに思っているわけがありません。

そんなようなことをいろいろ考えて、津市とか松阪市がこの知事発言に対して出されているコメントも、ちょっと読んでみましたところ、例えば津市は、将来的に交通網体系が整備されることを前提とすれば、津、松阪圏は現実的と言えるが、中南勢活性化問題とダブっているような感じがありますよというような津市のコメントがあるやにも聞いていますし、また、松阪の方のコメントとしては、ハイライフフロンティア構想とは別のものだ、拠点都市指定に向けてはこれまでどおり作業を進めていきたいというようなことも言っておられるわけですが、先ほど市長公室長からいろいろご説明いただきましたが、どうぞ他地区にこの構想がすんなり持っていられることのないように、ひとつ最善のご努力を重ねていただきたいということを要望として申し上げておきたいと思っております。

福祉問題についてのご答弁をお願いします。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） まず、1点目のボランティア切符ですが、実際のところ、現在取り組んでいないというのが現状でございます。いろいろ検討を重ねているところでございます。

それから、高齢化社会への移行に対しまして、厚生省が平成2年に福祉ゴールドプラン、高齢者保健福祉10か年戦略というのを策定してきたわけです。それにつきましては、21世紀までに攻略すべき七つの重点目標を掲げているわけです。21世紀の明るい長寿福祉社会を目指してということで、在宅福祉、寝たきり老人ゼロ作戦等7項目を提示しているわけです。その中の4点目で、福祉施設の対策として項目が挙げられておりますので、今後の老人福祉計画と並行して検討してまいりたいと、そういうふう考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 先般、出雲市の岩國市長の話を聞く機会があつたわけですが、その中で、行政は最大のサービス産業だというお話がありました。特に、福祉問題については、弱者対策ということにもなるわけですが、この弱者対策につきましては、いわゆる後追い行政ということではなくて、先取りした形での行政であつてほしいと心から念願をしているところでありますので、どうぞそういった意味から、ぜひこの弱者対策である福祉問題、これについては本当に温かみのある考え方を持つ中でご検討をいただきたいということを申し上げて、終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後3時7分休憩

午後3時25分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 通告に従いまして質問をさせていただきますが、また今回も最後と、こういうことになりましたので、朝からの一般質問で大変皆

さんお疲れでございますが、いましばらくご辛抱願ひ、私は要点のみ質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、教育委員会の会議録についてでございますが、教育委員会では、委員会の会議録を一般住民に閲覧できるように整備されているか、以下についてお尋ねをします。

議会の会議録については、議事公開の原則により、会議録を印刷し、議員はもちろん、関係者にも配付をし、広く住民の閲覧にも供されているところであります。

さて、教育委員会の会議録についてでございますが、教育委員会の会議録についても、会議規則で会議の公開を規定していると思ひますが、会議録の閲覧、謄写請求について、その実態についてどうなっておるか、ご説明を願ひたいと思ひます。

また、情報公開制度を本市も実施し、それと同時に教育委員会の方でも公開制度が実施されております。この実態についてもお伺いをいたします。

最近、学校教育に関する問題、特に、登校拒否、非行問題、本日もいろいろ問題になっております学校5日制、生涯学習、地域社会づくり等々、社会教育まで幅広い問題で住民からの教育委員会活動の実態に関心を持ち、この実態がもうひとつ知り得にくい、こういった声を聞くわけでございます。この点についてどう理解されているのか、できるならば、議会の会議録のように印刷して、関係者はじめ議員にも配付されてはと考へますが、不都合な問題もあればお聞かせ願ひたいと思ひますし、また、今後はそういった点についても改善をしていきたく、こういうことがございましたらお答えをいただきたいと、こう考へる次第でございます。

次に、投票率の向上対策についてお尋ねをいたします。

本市の選挙の際の投票率の問題でございますが、過去の選挙の統計を見ますと、投票率の一番高いのは市議会議員、県議会議員選挙で、次いで市長、知事選挙で、特に、過日施行されました参議院選挙は極端に低い

投票率になっております。

市民に身近な選挙ほど投票率が高くなるということは理解できますが、選挙管理委員会では棄権防止ための啓蒙活動活動をしているのに、これとは反比例しているように感じるわけです。つまり、我々市議会議員の選挙の場合は、そんなに棄権防止のPRをしなくとも投票率が高い。今回の参議院選挙では、早くから広報車の上に看板をつけて、そして繰り出していたわけでございます。そこへ投票日の当日も、空からヘリコプターで私どもの田舎まで来ていただいても、投票率が低いのが実態であります。

この原因について、選挙管理委員会では、身近な選挙とそうでない選挙による差であると、それ以外に原因はないとお考へかどうか、分析しているものがあれば、その原因と今後の対策についてお示しを願ひたいのであります。

また、身近な選挙でありながら、市長選挙の投票率が低い過去の実態であります。本年秋には市長選挙、知事選挙が予定をされておりますが、投票率の向上策についてもお示しを願ひたいと思ひます。

次に、本市投票率の平均は、常に県平均の下位に低迷しているのではないかとと思ひますが、これは市民の政治意識が低いことにあるものか、棄権の自由もあるとする主張の表現であるのか、選挙管理委員会はどのように把握されているか。また、投票率を向上させる妙案をお持ちであればお示しを願ひたい。以上、3点についてお尋ねをします。

次に、余暇行政について、基本的な考へ方についてお伺いをいたします。

本市も今議会に条例が提案されておりますが、民間でも週休2日制の定着化が進み、それに伴う余暇の増大と関連する行政対策について、2点ほど質問をいたします。

豊かさやゆとりが時代のキーワードとなっておりますが、地方行政の分野でも住民の余暇や自由時間の活用を支援する施策が、生活に密着した行政テーマとして各地でさまざまな形で展開されるようになってまいりまし

た。

自治省の外部団体である財団法人地方自治総合センターが、都道府県、都市を対象に、余暇関連行政施策に関する調査を行っております。詳しい内容は承知しておりませんが、多くの団体では、生涯学習施策として余暇関連行政を整備しておりますが、余暇、ゆとり、自由時間の活用として関連施策を独立した体系で取り組んでいる団体もあり、聞くとところによりますと、新潟県の柏崎市では、余暇社会の到来に対応した、そういった町づくりをこの中でも考えておると。また、大阪府の藤井寺市では、余暇環境の整備をして、この施策の充実をするための柱としているそうであります。

余暇にまで行政が関与するのかといったこともありましようが、そういう時代なのだといった認識に立ち、市長はいち早く本市も生涯学習構想を出し、推進しておりますが、一般市民にはいま一步理解しにくく、今後の取り組みを見守りたいと思います。そんなことから、余暇関連施策を独立した体系で、市民に身近な親しまれる施策が必要ではないかと思うわけですが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、婦人行政担当部署の整備についてでございますが、午前中の一般質問の中で市川悦子議員の方からいろいろ細かく質問が出されておりましたので、私は、重複しないように、観点を変えて一部質問をさせていただきます。

以前から各種委員会等の婦人の起用の問題、あるいは私ども本市の職員の登用、この問題を取り上げてまいりましたけれども、午前中の答弁で詳しく答弁をいただきましたので、割愛をさせていただき、ただ、生涯学習センター構想についても答弁がなされておりました。これの1点だけお聞かせ願いたいと思います。この生涯学習センター構想の中で、三つの部門の一つとして女性センター部門、こういった構想があると、さきの議会でもお伺いいたし、本日もお伺いしたわけでございますけれども、これもいわゆる計画のみで、具体的な完成の目安といえますか、日時については明

確にならなかったわけでございます。この点について、大変難しい点もあるかと思っておりますけれども、大体の時期だけでもお聞かせを願いたいと思います。

次に、国の指導と市行政の対応についてもお尋ねをいたします。

平成2年5月に、総理の私的諮問機関である婦人問題企画推進有識者会議が、地方公共団体における婦人行政の推進についてと題する報告が出されたようであります。その結果、47都道府県と政令都市のすべてには婦人行政の担当課が置かれているそうであります。

しかし、市町村では、形の上では婦人行政の窓口を設置しているのが99%あると、こういうことでございます。これは形の上だけであって、本市もどこかがあると聞いてはおりますが、私どもがこの認識であれば、これだけ私どもの認識不足であるとするならば、一般市民はもっと不便を感じているのではないかと思います。いかがでございますか。形だけでなく、住民本位の行政として、だれでもがすぐにわかる窓口を設置するとか、専任職員を配置するとかを考えてはと思いますが、こうしたことから政府は、関係自治体に対して婦人問題担当部局の整備や、婦人行動計画の策定の推進等々改善を求めていくと新聞に報道されたことがありました。

そこで3点目としてお伺いしたいのは、婦人問題担当部署を整備するようといった通達なりが、国なり県から来ているかどうか。来ているとすれば、どのように対応されるのかについてお尋ねをします。

以上4点について、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問の第1点につきましてお答えを申し上げます。

教育委員会の会議録についてでございますが、教育委員会は、ご存じのとおり毎月と、臨時的に開いておるわけでございますが、昨年度におきま

しては、議会に付すべき条例の一部改正、教育委員会規則の一部改正、要綱の一部改正等、それからその他文化財指定などを含めまして27件の案件を審議いたしたところでございます。そうした案件につきましての議決されたものにつきましては、すべて告示をしておるところでございますが、さらにこの四日市市公報にも掲載をしておるところでございます。

ご質問のございました会議録の閲覧についてでございますが、情報公開制度にのっとりまして、会議録は現在も公開といたしておるところでございます。しかし、案件によりましては、例えば個人のプライバシー等にかかわるものとか、人事案件など公開について配慮すべき必要のあるものについては、一部非公開としている部分もあるわけでございます。

また、教育委員会の傍聴につきましても、請求があれば、それを許可しておるところでございます。

次に、ご指摘のございました教育委員会の活動、さらに学校教育の内容等について、非常にわかりにくい点があると、そういった広報活動についてどういった考えがあるかという点についてでございます。

こうした教育委員会の活動、あるいは教育内容等につきまして、確かに今日的な考えといたしましては、教育というのは、ただ単に学校で教育をしておればよいという時代ではなくっているわけでございまして、先ほども申し上げましたように、5日制につきましても「広報よっかいち」をおかりして特集を組んだりし、その反響も多くあったわけでございます。したがって、今後、そういった保護者の方々、あるいは地域社会の方々に、教育についてよくご理解を願ひ、またご協力を願うためにも、そういった広報活動は非常に必要なことかと存じます。

ただいまご指摘をいただきましたことにつきましては、三重県におきましても、教育委員会の広報紙の「教育時報」というのを発行しておりますので、それらを参考にしながら、広く教育全般にわたる活動内容をお知らせすることにつきまして、今後早急に検討をしてみたいと存じますの

で、何とぞご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

次に、余暇の利用につきましては、また後ほどご答弁があるかと思いますが、若干私どもが進めている教育の方での生涯教育との関連もありますので、その点だけについてお答えを申し上げたいと存じます。

今日では、余暇を単なる息抜きであるということから、さらに積極的にそれを活用して、意義ある時間として位置づけていくこと。それからまた、こういった余暇を利用して、学習や活動に参加することによって、自分の暮らしをより豊かなものにし、生きがいを求めていくためにとらえていくということが非常に大切なことになってまいりました。

こういった考え方につきましては、先ほど申されました余暇行政の中における、私どもが推進をしておる生涯学習の目的とも全く合致することかと存じております。今後も、私どもの方でも検討を進めております生涯学習における検討と関連いたしまして、そういった労働関係、その他の関連する部局とも十分に連携をとる中で、そういった余暇の活用につきましても十分検討をしてみたいというふうと考えております。

それから、第3番目にご質問のございました女性センターの機能のことでございますが、いつごろそれが具体化してくるのかといったような点でのご質問でございますが、市川悦子議員さんのご質問にもお答えいたしましたように、現在、生涯学習推進基本構想に関する提言を受けまして、市長部局の方で、それをもとにした本市の基本計画というものを2カ年計画で立てよう、今作業を進めているところでございます。

そういった基本計画を具体化していくことによって、今言いました女性センターにおける内容、どういったものを具体的にその構想の中へ、計画の中へ入れていくかは、この中で具体化してこようかと思っております。できれば、第6次計画の中へこれを入れていきたいということで作業を進めておりますので、よろしくご理解を願いたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第2点目の投票率の低下に対する原因と対策についてお答えを申し上げます。ご承知のとおり、近年の投票率の低落傾向というのは、単に四日市だけではないわけございまして、全国的な傾向として、そういった低落傾向があらわれているわけございまして。特に、都市化の著しいところ、あるいはまた、若年層ほどその低落傾向がきわめて顕著になっているという、そういう実態にはあるわけございまして。

先ほどもお話がございましたけれども、さきに行われました参議院選挙の結果におきまして、全国平均 50.71%に対しまして、本市におきましては 45.64%、そういう結果になりまして、全国平均をさらに下回る結果になったわけございまして、選挙管理委員会の事務局を預かる者として、深刻な問題として認識をいたしておるわけございまして。

ただ、今申し上げたように、都市化しているほど投票率が低いわけございまして、ちなみに、さきの参議院選挙におきまして同格都市の投票率の結果を見てまいりますと、一番高いところで、豊田市でございますが、豊田市が54.58%、また、同格都市で一番低いところでは、沼津市が39.17%、そういったことございまして、そういう意味で申し上げますと、必ずしも四日市市が著しく低いと、こういうことにはならないわけございましてけれども、いずれにいたしましても、全国平均が 50.71%に対しまして 45.64%でございますから、大変低いわけございまして、大変私どもといたしましては憂慮をいたしておるところでございます。

そこで、この投票率の低下の原因についてでございますけれども、これにつきましては、そのときどきの有権者の政治意識でございますとか、あるいは選挙自体の争点があるかないか、そういったさまざまな原因が考えられるわけございましてけれども、今日の社会経済の発展に伴う価値観の多様化などの社会現象が投票行動にも影響を与えていると、そういったことも原因の一つではないか、そんなふうに推測をいたしておるところでござ

います。

本市におきましては、これまで各種の選挙の執行に際しましては、ご承知のとおり、住民ボランティアの組織でございます「四日市市明るい選挙推進協議会」、そういったものが実は昭和38年に設置をされているわけございまして、そういったところの協議会とも協力をしながら、従来から積極的な啓発を進めているところでございまして、街頭啓発をはじめといたしまして、広報車による巡回でございますとか、先ほどお話がございましたように、飛行機での啓発、電光掲示啓発、キャプテンの利用、さらにまた、啓発物品の設置、配備、それに加えてCTYを活用すると、そういったさまざまな手段、方法を尽くしまして、棄権防止に努めてまいったわけございまして。

また同時に、単に選挙の期間中だけではなくて、平常時におきましても、各地域におきまして対象別の政治教養講座を開催をしますとか、あるいは新成人への啓発、児童生徒からの啓発ポスターの募集など、有権者の政治や選挙への関心を高める一助となるような啓発事業にも工夫を凝らして進めているところでございます。

しかしながら、率直に申し上げて、選挙啓発につきましては、即効性、あるいは具体性を持った効果がなかなか目に見えてこない、そういうのが事実でございまして、私どもといたしましては、地道な活動が極めて大事なことであらうと、そんなふうに考えておるわけございまして。

そこで、今後の啓発のポイントについて二、三申し上げたいと思うわけございまして、先日ちょっとある新聞を拝見をいたしますと、棄権防止のために「あめ玉作戦」という、そんなことをやっているところもあるようでございます。東京の足立区に、区長選挙におきまして、景品つきのアンケートと1万2,000袋のあめ玉を配布をいたしまして、棄権防止に努めるという、そんな作戦をとっているところもあるようでございますが、私は、いささかどうかなという、そんなような感じを持っておるわけござ

ざいますが、私どもといたしましては、今後の啓発の重点といたしまして、一つは、だれでもが関心を持ち、参加ができる啓発事業をどう工夫していくかと、そのことが一つだと思いますし、二つ目には、マスメディアの効果的な活用。さらにまた三つ目には、学校教育や社会教育の場での政治、選挙に関する教育、このことが私は今後の啓発の最も大事な部分であるのではないかと、そんなふうには実は考えておるわけでございます。

先ほどもお話がございましたように、この秋にも予定をされております知事、市長選挙の際には、少しでも投票率の向上につながるよう、積極的な選挙啓発に努めてまいりたいと、こう思っておるわけでございますので、何分のご理解を賜りたい、そう思うわけでございます。

それから続きまして、第4点目の婦人行政担当部署の整備についての質問がございましたので、その点についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、婦人問題の窓口は、現在、教育委員会の社会教育課が担当をいたしておるわけでございます。これは、婦人問題を単に女性だけの問題としてとらえることではなくて、広く生涯学習を推進する中で、男性も含めた全体の問題として取り組みを進めていくことが必要でございます。学校教育はもとより、家庭教育、または社会教育の場におけるさまざまな啓発活動が肝要である、そういうふうには考えているからでございます。

また、施策の実施の面についてでございますけれども、より実効の上がるものとしていくために、関係の部局が連携をとりながら推進をしておるわけでございます。しかしながら、先ほど来お話がございましたように、最近の婦人問題を取り巻く環境が複雑、多様化をしているわけでございまして、行政の対応も、各分野における横断的な連携がなお一層不可欠になってきておる、このことは確かでございます。

先ほど、国あるいはまた県から通達があったのかどうか、そういった点についてのお尋ねがあったわけでございますが、平成3年の1月に、県側

からそういった文書が参っておるわけでございます。これにつきまして、県からも、担当課、担当分掌事務の明確化について、今申し上げように、文書が平成3年の1月に参っているわけでございます。

市といたしましては、こういったことにつきまして、今申し上げたようなことをいろいろと総合的に勘案をいたしまして、また、先ほど来森議員の方からもご指摘がありましたようなことも踏まえまして、市民にもその担当部門がわかりにくいのではないかと、そういうこともございますので、平成4年度、つまり本年度におきまして、私どもといたしましては組織機構、さらに担当部門のあり方、また、専任職員の配置等々について具体的に検討を進めてまいりたいと思っておるわけでございますので、その点についてご理解を賜りたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 余暇についての私の考え方を申し上げておきたいと思っております。

実は、人間というのはいろんな活動を、生きておる間じゅうやっているわけでございます。かつては、仕事さえやっておればいいということが、一つの何と申しますか、人間としての生活の中心であるというような考え方があったわけでございますが、そうではなくて、人間というものは、やはりいろいろな活動があるわけでございます。生まれて、勉強して、学校を卒業して、社会に出て、そして家庭を持って、子供を教育をする。あるいはまた、友人とおつき合いをする。さらには、みずからの健康維持のための努力もするし、自然とも触れ合いたい。あるいはまた、趣味というものも十分満足させたい。そういったいろんな活動ができるような状況を都市の中で作り出していくということは、人間らしい生活を営むことができるということでございますので、当市のまちづくりの中にそういった意味の市民が親しめるような場をつくっていくということは、極めて重

要な課題ではないかというふうに思うのですが、さて、その中には、そうは申せ、行政がどの程度関与できるか、行政として用意をすべきものはどの程度なのか。市民1人1人が負担をし、1人1人が自分の世界を、十分生涯を人間らしく生きたというようになってもらうために、市民自身が負担すべきものはどういうことなのか。あるいは、行政ではなくて、よそのものが、一般的に人々、他人が負担をしてもらうのはどういうことかというようなことは、やはりときどきの状況によって違うというふうに思っておりますが、今日価値観が非常に多様化しておりますので、全体で考えてみて、今の行政の力の範囲内であれば、ここまでのものは整備をしていくべきであろうかとうようなものをきちっと踏まえておく必要があるというふうに私は考えておりますので、第6次の基本計画以降において、そういうような点も明確にしていきたいなというふうに感じておるところでございますので、またこの上もご指導を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 ご答弁ありがとうございます。

簡単に要望なりを申し上げておきたいと思えます。

まず、教育委員会の会議録につきましては、早急に市民の皆さん方にわかりよように、何らかの方法で出していきたいという、こういう前向きなご答弁をいただきましたので、了解をしたいと思えますので、今後申し上げていただきましたように、早急にそういった点についての作業をしていただきたいと、こういうことでお願いをしておきたいと思えます。

次に、投票率の向上対策でございますけれども、これは私ども簡単に、選挙管理委員会で投票率の向上といっても、非常に難しいと思えます。そこで、妙案ということで何かと、こういうことで申し上げたら、あめ玉作戦と、こういうのもございまして、私も実は、素人考えですけれども、そういった点についても、いろいろ問題はあろうと思えますけれども、何ら

かの方法で、問題のない方法でやってはどうかと、こういうことが日ごろから頭にあったんで、お尋ねをしたわけでございます。これも検討をしていただいて、少なくとも投票率の向上をし、そして市民ともども政治への参加の向上のために、行政としてもご努力を願いたいと、こう考えております。

また、先ほどもお答えをいただきましたように、この秋の知事選挙、市長選挙については、全力でこの向上のために努力をすると、こういうことで答弁をいただきました。最悪でも50%以上の目標を掲げて、ひとつこの対策に講じていただきたいと、こう考える次第でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、余暇の問題で、私が申し上げたいのは、基本的には生涯学習ということで、老いも若きもそういった活動の拠点をづくり、実績を上げていくと、こういうことはございますけれども、一般市民にしてみますと、これがなかなか難しいと、こういう理解しかしませんので、この辺についても、身近な余暇活用というか、そういった点についていろいろとご検討願ひ、先ほども市長が、みずから第6次の基本計画の中で考えていきたいと、こういうことでございますので、私の意のある、市民が身近な、こういった施策を取り入れていただきますようお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから、女性の担当部局の問題でございますけれども、平成4年から組織の改正をしてそういった点について取り組むと、こういうことで、私は、女性センターが将来、建設まで時間がかかると、こういうことであれば、どうせ今からそういった組織もつくりながら実施すれば、そういった組織に乗りかえていけばいいんじゃないかと、こういう考え方が一つ。

それから、女性問題をこういったことで申し上げますと、その反面、男性もおるではないかと、こういうお話があちこちで出てまいりますけれども、今日まで女性問題、女性の地位、こういった問題が立ちおくれとお

たと、これはいわゆる今日、同和対策で力を入れていかなきゃならぬ。これについては、そういった地域の立ちおくれがあったわけでございますから、女性問題もそういう意味で、今日までの立ちおくれを挽回するために取り組んでいかなきゃならぬ問題だと、こういうことでご理解を賜り、先ほどご答弁いただきましたような組織の改革、あるいは職員の強化、こういった点についてご努力をいただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時5分散会

会 議 録

第 4 日

(平成4年9月9日)

○議事日程第4号

平成4年9月9日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第86号ないし議案第113号 …………… 質疑・委員会付託

第3 議案第114号及び議案第115号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第114号 工事請負契約の締結について

—雨池2号幹線水路築造工事—

議案第115号 工事請負契約の締結について

—羽津汚水1号幹線下水管渠布設工事

(第1工区)—

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生

小川政人
川村幸善
喜多野等
久保博正
桑原勇
坂口正次
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋
野呂平和
橋本茂
橋本増蔵
長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治
古市元一
堀内弘士
益田力子
水野和子
水野幹郎

毛利道哉
森真寿朗

○欠席議員（1名）

小林博次

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	加藤宣雄
助役	奥山武助
収入役	毛利道男
調整監	石川徹夫
市長公室長	鈴木一美
計画推進部長	馬淵則昭
総務部長	鷓飼滋
財政部長	佐々木龍夫
市民部長	小畑廣次
福祉部長	大井一美
商工部長	米津正夫
農林水産部長	鎌田悟
環境部長	須原賢治
都市計画部長	山田稔
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
消防次長	谷口淳一
病院事務長	光本博之
水道事業管理者	栗本春樹

水道局次長 別所弘和

教育長 丹羽武
教育次長 服部美次

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦
参事兼議事課長 伊藤千秋
議事課長補佐 福島和幸
主幹兼議事係長 玉田耕士
主幹 井上紀久夫
主幹 水谷正昭

午前10時1分開議

○議長（水野幹郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（水野幹郎君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 おはようございます。通告に従いまして質問をいたしますが、持ち時間40分という短い時間でございますので、端的にお尋ねをし、再質問はしないというつもりでおりますので、要領よく親切なご答弁をお願いいたします。

最初に、景気低迷の対応についてであります。バブル経済の崩壊後、景気の低迷は長期に及んでおります。地価や株価の低落は一般庶民には歓迎すべき事象であります。他面では、金融なり、あるいは証券業界へ深刻な打撃を与えまして、これが景気低迷の根源ともなっております。景気低迷の長期化は、経済の全般に影響が及んでおりますし、設備投資や消費者能力の低下によりまして、小売販売額の伸び悩み、企業倒産の増加や雇用不安さえ生まれるような深刻な状況となっております。

こうした中で、国は公共事業の前倒しや5次にわたる公定歩合の引き下げ等の処置で対応をしてみましたが、一向にその効果は上がらなかったわけでございます。ようやく、ご案内のように、8月28日の新聞発表にありましたように、政府は総合経済対策を決定いたしました。その内容を見ますに、一つには、内需拡大に向けまして国の一般公共事業を3兆円以上上積みをする。二つには、地方単独事業を1兆8,000億円追加する。三つには、国、自治体による公共用地の先行取得に財政投融资資金を中心といたしまして、1兆5,000億円を投入する等が主な内容の5つの柱から成っております。事業規模10兆円を超え、景気でこ入れ対策といたしましては、過去最大のものとなっております。この総合経済対策によりまして、ここ数日間、ご承知のように株価もやや上昇傾向をたどっておりますが、まだまだ不安定要素を多く持っております。このような景気沈滞の影響は当然、本市においても経済界を中心といたしまして、各般に及んでいるものと思っておりますが、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、現在、地元経済界の状況はどうなっておるのか。2点目は、こうした景気動向による税収の見通しはどうか。3点目は、国の総合経済対策のうち、公共事業の追加や公共用地の取得促進等が含まれておりますが、本市といたしまして十分にこれに対応できるのかどうか。以上、3点についてご所見をお尋ねいたしますが、ご承知のように、経済は生き物でございます。まして、昨今のように変動の激しいときでありますので、的確な予測なり、あるいは見通しは不可能なことは十分に理解をいたしております。経済通で大変評判の高い加藤市長の久々ぶりのご所見をお願いいたします。

次に、四日市市北部地区の下水道計画についてであります。

昭和49年の集中豪雨によりまして、四日市市の北部地区をはじめ、市の全域に未曾有の浸水被害を受けたことから、昭和51年の9月議会におきまして、常時浸水地域の早期解消に関する決議をいたしましてから16年を経過いたしました。この間、治水事業を市の重要施策の一つと取り上げまして取り組んでいただきまして、常習浸水地区解消へ大きな効果を上げつつございます。理事者のご努力に対しまして感謝を申し上げます。

さて、伊勢湾岸道路なり、あるいは北勢バイパス道路もコースの杭打ち段階まで進み、地元地権者への説明会に入っております。また、四日市東インター周辺整備による開発事業も、最近の諸情勢の動向もあり、スローテンポながらも前進をいたしております。

このような大きな事業に対しまして、関係住民の関心事は何と云っても治排水問題に集中をいたします。富田、富洲原、大矢知地区の治排水の整備は、朝明都市下水路のほか、6本の幹線によって整備が進められております。このうち、朝明都市下水路は昭和53年度に、2号幹線は平成3年度に、3号幹線は昭和53年度に、5号幹線は今年度末に、6号幹線は平成3年度、四日市市の行政区画までそれぞれ完成をいたしております。残る幹線と富田山城線以北の茂福用水系統の雨水を受ける羽津茂福都市下水路1

号幹線について、3点お尋ねをいたします。

1点目は、あさけプラザ付近まで完成をいたしております1号幹線の茂福用水路までの延長はいつごろ行うのか。2点目は、4号幹線は現在、大矢知地区の西富田町まで工事中であるが、この幹線の延長と支派線整備はどのようにお考えか。3点目は、羽津茂福都市下水路1号幹線の矢知小学校までの延長はいつごろになるのか。以上の3点は、さきに申しました新設道路なり、あるいは開発事業に密接な関係がありますので、はっきりとしたご答弁をお願いいたします。

また、集中降雨時に一番困ることは、田んぼに細かく切られた稲のわらが流れだし、せっかく整備をいたしました用水路をふさぎ、それによる被害が大きくなっております。地元の自治会では、耕作者に十分注意はいたしておりますが、関係理事者は農協なりあるいはその他の関係者、関係機関にどのような対応なり対策をしているのか、この点につきましてもあわせてご答弁をお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第1点について、私からお答えを申し上げます。

今日の経済不況はかなり深刻なものがあるかと思えます。今日、平成2年の半ばごろまで大変景気がよかったわけでありましたが、その景気のもとには輸出産業が非常に盛んであった。当時、日本の輸出入の収支が900億ドルとか800億ドルとかいうふうに言われておったわけですが、そのお金が実は、土地神話をまずつくっていった。そして、さらに財テク関係で証券業界に回った。その結果、金融資本あるいは証券の占める、GNPの中で20%というような、たしかそうだったと思えますが、大変大きなGNP向上率に寄与しておったということでございます。土地神話が崩れ、財テク

関係も金融証券界の不祥事件などがありまして崩れさっていったわけでございます。今日では、不況というのは、縮小再生産過程に入っているのではないかと。経済用語で言うならリセッションということですが、学者先生はリセッションということはおっしゃられませんが、私は完全にリセッションになっておる、縮小再生産に入ったというふうに思っております。それが回り回って、最終的に消費経済の分野にまで至っておるということでございますから、今日、地元の経済をずっと各界聞いて歩きましたが、ほとんどの業種が対前年度比大きなマイナス売り上げになっておるといふ実態でございます。

したがって、四日市市におきまする税収入もその影響を強く受けて、法人市民税がだんだん対前年度比マイナスになってきてしまっておる。辛うじて一般市民のお納めをいただいております市民税の増大等によって、対前年度比マイナスにはなっておりませんが、このままいきますと、四日市市の有効求人倍率は今日1.33ぐらいでございますから、労働需要というものも随分落ち込んでおる。そこへ持ってきて、労働時間の短縮という影響がありまして、それが直ちに消費経済に大きな影響を与えておるといふような状況でございます。したがって、先行きどうなるかということについては、全く不透明であります。いずれの場合でも、景気の振興を図っていく機関車というものがあつたと思います。かつては輸出産業であり、だんだんにそれが絞られていって、自動車、機械、工作機械等々ということになっていったわけですが、今日それらがすべてだめである。いわゆる生産台数を減らす、あるいは生産量を落とすといふような状況が今日出ている。ひどい業界では、対前年度比マイナス30%といふような受注状況であるということも聞いております。もう少し大きなところもあろうかといふふうに思っております。

したがって、景気を回復する最初のきっかけは、やはり公共事業に頼らざるを得ないであろう、国の方では当初、経済対策の中に占めます公

共投資を6兆円というふうに考えておったようではありますが、それでは不十分だということから、公共投資を8兆6,000億円にしよう。8兆6,000億円のうち、三つあるわけですが、一般的な公共投資と、あるいは金融機関に対します不良資産対策としての対策費、あるいは株式の活性化を図っていくということで、公的資産の株式運用枠の拡大等々が見込まれておまして、8兆6,000億円が公共投資に回されていくであろう。このうち、地方単独に回ってまいりますのは1兆8,000億円ということございまして、その中の細かい内訳がございまして、それは省略をさせていただきます、これだけの事業を地方がやりなさいということになります。

したがって、私どもは、地元の経済界も今申し上げたような状況でありますので、あえて政府の要請を受けて、できるだけ対応してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。もちろん、今日、税収入がだんだん落ち込んでおりますので、大変苦しいわけでございますが、これは特別の融資枠を認めようということでございます。したがって、私どもは今普通の財政状況のときに考えます公債残高というものを考えますと若干心配があるわけですが、私はでき得る限りこれにいろいろな知恵を絞って対応してまいりたいと思っております。

以上、ざっとした地元の対策、ただ、ここで問題になりますのは、融資枠を広げるが、その特別融資については交付税で処置をするということになっております。したがって、その処置の仕方がどういう形になるのかということはまだ不明でございますので、今後よく調査をする必要があるといふふうに考えておるわけでございますが、いろんな財源があるわけでございますから、私どもは知恵を絞って、できるだけこの地域における景気の浮揚策について貢献できるような努力を今後してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

以上、大変大ざっぱで簡単でございますが、地元の経済あるいは税収入等の状況、細かい数字は財政部長から答弁を申し上げますといたしまして、

私から、そのような考えであるということを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 古市議員のご質問に対する答弁でございますが、今市長が申し上げたことが当然にすべてでございますけれども、多少詳細なことについてご説明をいたしますと、特に地元の経済の状況でございますが、景気が悪いと一般的に言われておりますその内容でございますけれども、傾向といたしましては、全国的な傾向と同様な状況で、かなり深刻な様相を示しております。

具体的にそれはどうなっておるかということを申し上げますと、先般、商工会議所がことしの1月から6月の半年を対象といたしまして、会員企業の景気動向調査を行いました。それを例にとりますと、各企業の景気後退感というのは非常に強まっております。業種別では、製造業では化学ですとか機械金属、萬古窯業、そういったところが特に著しい。それから、非製造業でも、建設、卸小売、運輸通信、そういったところが続くわけでございますが、大部分の業種で業況が非常に悪くなっておるといのが実態でございます。特に収益状況を見ますと、減益企業というのがその過半を占めるに至っております。増収増益というような一番好ましい姿を示している企業はわずか11%で、前期に比べると半減をしておる、こういうふうな数字になっております。したがって、設備投資もはかばかしくなくて、雇用環境も一時は大変人手不足ということが言われておりましたけれども、今では先ほど市長の説明にもありましたように、有効求人倍率も非常に低くなって、むしろ、その緩和し過ぎが懸念されておる、こういうふうな状況になっておるようでございます。

それから、税収見通しでございますけれども、いろいろ各税目あるわけでございますが、一番懸念されるのは法人市民税でございます。これに

つきましては、企業の業績が低迷すれば当然の結果になるわけでございますが、国税、県税と同様に大幅な減収が見込まれておりました。当初計上いたしました予算額を下回るというのは確実な見通しになっております。こういった状況がなお続くとなれば、かなり厳しい状況を迎えざるを得ない、そういうふうと考えております。

税総額ではどうかということ申し上げますと、若干昨年度を上回る程度でございます。当初予算に比較いたしますと20億円程度の収入増が出るかなということですが、これは当初では、当初以降の補正財源というのを当然に見込んで計上いたしますから、余裕財源は始めから蓄え込んでいることとなりますので、それがあからゆるぎがあるというわけではございません。これは年度中の補正に当然充てなきゃならぬという財源でございますので、そういったことから、昨年度と比較して非常に辛い立場にある、こういうのが実態でございます。

古市議員のお話の中にもありました、先月の28日に出されました総合経済対策でございますが、非常に大規模なもので10兆7,000億円ということでございますけれども、これの地方公共団体への依存度というのはかなり期待をされておるところでございます。したがって、これにつきましては、私ども積極的に受けていかなければならない、こういうふうに思っております。今申し上げましたような財源の今後の見通しというものもございまして、その辺のことについては国の方もいろいろ手だてを考えておられて、地方債での当面の活用を図って、その後、地方交付税でそれを手当てを翌年度以降していく、こういうふうなことが基本的なスタンスの一つということになっておるわけでございます。そういった今後の財政収支も見きわめながら、また、地元の経済の実態等も併せて考えながら、積極的に対応していきたいと考えている次第でございます。よろしくお願いたします。

○議長（水野幹郎君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいま古市議員の方からご質問ございました四日市北部地域の下水道の計画についてお答え申し上げます。

先ほどのご質問にもございましたところでございますが、北部地域におきましては、北勢バイパスの計画とか、あるいは四日市東インター周辺の開発構想など、大きなプロジェクトが計画、構想されているところでございます。これらの計画、構想を進めるに当たりましては、当然のことながら、周辺の方々に被害を及ぼさない治排水対策などを十分に考慮に入れたものでなければならないことはご指摘のとおりでございます。

つきましては、これらの治排水計画でございますが、先ほどの計画あるいは構想を立てられている区域につきましては、河川の受け持つ区域とか、あるいは下水道で対処すべき区域に分かれているところでございまして、河川の改修、下水道の整備に当たりましては、排水区域を変えることなく、それを基本にいたしまして、総合的な治排水計画を立てて整備を行っていくものでございます。また、市街地を流れる河川や大きな排水路は地理的な条件などから改修が困難なもの、あるいは時間のかかるものなどがございまして、このような場合には、降雨時の流出量を小さくするために、大規模な開発に当たりましては雨水調整池の設置等流出抑制を指導いたしておりまして、市におきましては、雨水調整池の建設、浸透式の舗装等、流出抑制策を行いつつあるところでございます。

本市の下水道につきましては、現在、国の第7次下水道整備5カ年計画、市の第5次の基本計画に基づきまして、都市下水路、公共下水道、それぞれの事業を行っているところでございます。これらの計画の策定に当たりましては、いろいろと諸元があるわけでございますが、その中心となります降雨強度につきましては、国が当面の目標として定めております市街地では5年に1度、人口や都市活動の特に集中した区域では10年に1度の降雨を基準といたしまして、それに耐えられる施設、すなわちポンプ場とか

下水管、下水路でございますが、これを建設いたしておるところでございます。四日市市の北部、特に大矢知地区におきましても、田畑の宅地化などによりまして、遊水池が減少しつつある状況もございます。このために、地区内の各所で道路とか田畑の冠水はもとより、さらには家屋への浸水が顕著になりつつある状況でございます。加えまして、先ほども述べましたとおり、北勢バイパスの計画あるいは丘陵地での開発構想などから、より一層、地区住民の方々の治排水に対する関心も強いことが当然ながら予想されるところでございます。

ところで、四日市の北部の下水道計画でございますが、市街地が進んだとの想定によりまして、充実いたしておるところでございますが、北の方面の朝明都市下水路につきましては、前田町の西、JR関西線の横断箇所まで幹線工事が完成いたしており、また、南の羽津茂福都市下水路につきましては、第1期工事といたしまして下流、白須賀ポンプ場の半系列とそれから富田山城線への幹線布設工事、すなわち富田山城線の南の区域でございますが、この工事が完成いたしておるところでございます。これらの都市下水路に囲まれた区域の内側は、北勢沿岸流域下水道(北部処理区)でございますが、この関連公共下水道で整備するものとして、1号から6号の6本の幹線を計画いたしておりまして、それぞれの進捗状況につきましては、ご質問で述べられたとおりでございます。

そこで、ご質問いただきました3点、すなわち流域関連公共下水道の1号幹線、それから4号幹線、羽津茂福都市下水路の1号幹線の工事についてお答え申し上げます。

まず1点目の公共下水道の富田富洲原雨水1号幹線につきましては、流末の新富洲原合同ポンプ場より塩役運河を経まして、富田の中央通りを西へあさけプラザまで平成2年度に完成し、平成3年度には市道大矢知富田線、通称あさけ通りでございますが、これ沿いの既設の排水路との接続工事を完成させまして、一応の治水効果を発揮させているところでござい

ます。この道路は北勢バイパスとの関連によりまして、拡張も予想されておりますところから、それに整合した工法、例えば推進工法等でござい
ますが、これにより茂福用水までの延長を予定いたしているところでござ
います。工事時期につきましては、現在、同地区で延長工事を行っており
ます雨水4号幹線の完了後に着手する予定でござい

次に、2点目の富田富洲原雨水4号幹線についてでございますが、この
幹線につきましては、八風街道の近鉄名古屋線上流部までが完成いたして
おりまして、昨年度、すなわち平成3年度でござい
ますが、平成5年度ま
での3カ年の工期でもって、シールド工法によりまして西富田までの延長
約1,100mの工事を鋭意施工中でござい
まして、その工事の進捗と整合を
図りながら、支派線の水路の取り込みも合わせまして、整備を行って
いく
予定でござい

なお、本工事の上流とその南側の大きな水路との接続でござい
ますが、
これにつきましては、本工事の完了年度に合わせて、同時に整備を
予定
いたして
おるところでござい

3点目の羽津茂福都市下水路1号幹線の延長工事についてござい
ますが、この上流部では、先ほどご質問にもござい
ましたとおり、大規模な開
発が構想されているところでござい
まして、この開発予想区域の大部分は
十四川とか、あるいは大矢知新川等、河川の排水区域になって
おるところ
でござい
ますが、その一部は羽津茂福都市下水路の1号幹線で排水する計
画でござい
まして、現在、これらを予定して、下流の白須賀ポンプ場の増
設工事を
施工いたして
おるところでござい
ます。幹線につきましては、上
流部の羽津用水の改良だけでは能力不足を来すおそれもござい
ますので、
併用、すなわち、さらにもう1本の新しい水路の築造でござい
ますが、こ
れを含めた工法の検討をいたしている段階でござい
ますが、何
とか本年度
内に事業認可を得て、早期に幹線の延長工事ができるよう国庫補助金の確
保を含め
まして努力
してまいり
たいと考
えてお
り

また、支派線水路の整備の関連で懸案になっております朝明都市下水路
の上流の川北町の排水についてでございますが、先ほどもご説明いたしま
したように、朝明都市下水路の幹線水路がJR関西線の横断したところで
ござい
ますが、そ
こまで整備
されて
おります
ので、この幹線水路をさらに
上流部の川北町に向けて延長することが浸水解消には必要であると思っ
て
おるところ
でござい
ます。今後とも公共下水道事業により、整備ができる
よう、早期に事業認可を受けまして、地区の皆様方の協力を得ながら、事
業の実施
に向けて
努力を
してまい
りたいと
考
えて
お
り
ま
す
ので、よろ
しく
ご理
解の
ほど
お願
い申
し上
げ
ま
す。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鵜飼 滋君） 第2点目の問題に関連をいたしまして、集中
豪雨によって発生をいたしました切りわらの流出についての対策について
お尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど来お話がございましたように、昨年9月21日に発生をいたしま
した集中豪雨につきましては、本市の北東部を中心にいたしまして、時間
雨量100mmを超えるという非常に激しい豪雨になったわけ
でござい
まして、
ご質問が
ござい
ました
ように、
大量の
切り
わら
が流
出を
いた
しま
して、
付
近の
住
民の
皆
さん
方
に
大
変
ご
迷
惑
を
お
か
け
を
い
た
し
た
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。
そ
う
い
っ
た
状
況
を
踏
ま
え
ま
し
て、
今
日
ま
で
私
ど
も
関
係
部
局
に
よ
り
ま
し
て、
こ
れ
ら
の
対
策
に
つ
い
て
種
々
検
討、
協
議
を
重
ね
て
ま
い
っ
た
と
こ
ろ
で
ご
ざ
い
ま
す
け
れ
ど
も、
問
題
の、
一
番
大
事
な
ポ
イ
ン
ト
は、
特
に
防
災
上
の
観
点
か
ら、
農
家
の
方
々
に
対
し
ま
し
て、
切
り
取
っ
た
わ
ら
を
で
き
る
だ
け
早
く
す
き
込
み
を
し
て
い
た
だ
く、
あ
る
い
は
ま
た、
焼
却
を
し
て
い
た
だ
く
と
い
う、
そ
う
い
っ
た
こ
と
が
非
常
に
重
要
な
こ
と
で
あ
る
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す
の
で、
こ
と
し
の
6
月
22
日
か
ら
7
月
14
日
ま
で
の
期
間
に
お
き
ま
し
て、
私

たところでございます。さらにまた、農協に対しましてもこの趣旨を徹底されるようお願いをいたしてまいりました。同時にまた、「農協だより」、あるいはまた「農業委員会だより」、さらに市の広報、あるいはまた市民センターの発行する「地区だより」、そういったあらゆる機会を通して啓発に今日まで努めてまいりましたけれども、今後ともさらに農協とも連携を密にしながら、その対応になお一層の努力をしてまいりたい、こう考えておるわけでございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（水野幹郎君） 古市元一君。

○古市元一君 再質問はしないということを申しましたので、再質問はいたしません。若干時間があるようでございますので、要望ということでお聞きを願いたいと思います。

経済対策につきましては、市長なり財政部長からお話があったわけでございますが、その内容によりますと、公共事業なり、あるいは公共用地のいろんな受け皿については、起債その他で対応と、そして政府はこの起債に対しては交付税なり、あるいは特別融資枠というものをつくって面倒を見るというようなお話でございましたけれども、ご承知のように、交付税は不交付団体には交付はされていない。交付団体にはされておるといような点もございまして、ここへ来ると、果たして交付団体がいいのか、不交付団体がいいのかという論議も出てくるのではなからうかと思っております。特別融資枠というものも今おっしゃられました。不交付団体に対して、交付団体との関係は私は私なりに考えを持っておりまして、今の市長のやり方に対して、それでいいんだという考えは持っておりますけれども、一般市民なりその他からは、どちらがいいんだという議論が沸いてくるのではなからうかと思っております。どうかその点、賢明な財政部長なり市長、お見えになりますので、その対応については四日市市がいいような方向に向くような対応で進んでいっていただきたいと思っております。

さらに、治排水の問題につきましては、今部長が答弁をなさった問題を基礎といたしまして、今後私は無理なお願いをするかわかりませんが、どんどん積極的にお願いに上がりますので、その点をひとつよろしくをお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時39分休憩

午前10時52分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私はまず第1に、本市の不況対策について、市民の暮らしと中小零細企業や地場産業の経営を守る立場からただしたいと思っております。

先日、富田に住む知人の自営業者の方から、「不況がこたえる。去年に比べ売り上げが4割減って、もう先行きに光が見えない。今の仕事をやめて働きに出ようかと真剣に悩んでいる」と悲痛な訴えを聞きました。今、市内の中小零細企業とそこで働く人々に仕事の激減が押し寄せてきています。県内、市内の自動車、電気、機械関係の大企業では、下請け発注を一方的に減らすとともに、パート、臨時工などの人員削減が行われています。働く市民の雇用、生活不安が深刻化しつつあり、消費も低迷するなどの事態が広く進行しているのが現状だと思います。

政府自民党は8月28日に10兆円を超す総合経済対策を発表しましたが、その中心は大銀行、大企業本位の土地と株の救済策であり、公共事業であるといっても過言ではなく、中小企業の経営危機打開や国民購買力の向上に寄与する政策がほとんどないと言えるものであります。地方自治体にとっては、土地の括弧つきの先行取得という名のもとに、銀行が担保に持つ土地を引き取らされたり、単独事業を押しつけられたり、補助事業の裏

負担が増大したりなどで、自治体財政を大きく圧迫をし、住民生活への新たな負担を招くことにつながると懸念をされています。何よりも重大なのは、6兆円を超す公共事業が収不足の中で大規模な国債増発に頼らざるを得ない、ひいては消費税率の引き上げをはじめ、大増税につながっていくことは必至だとされていることでもあります。

8月下旬に、小沢自民党元幹事長が、国際貢献の財源を消費税の税率アップで対応する考えを表明し、財界からは相次いで歓迎の声が出されていると聞きました。消費税が実施されてから3年、この間、四日市市民は大蔵省の資料から試算をしてみますと、1世帯当たり30万円以上も負担を強いられてきており、多くの市民が日々、この悪税への怒りを新たにしております。私ども日本共産党は、さきの参議院選挙でも、消費税はあくまで廃止せねばならないと公約に掲げて戦ったところであります。まして、私はその消費税の税率を引き上げるなどというたくらみは、働く市民の生活実態に照らして断じて許されないと判断をいたしておりますが、加藤市長は税率引き上げの動きにどのような態度をとっておられるのか、明らかにしていただきたい。

あわせて、食料品の非課税措置は政府自民党の公約であり、実行が義務であります。市民の負担を軽減し、内需を拡大する景気対策として重要だと考えますが、市長には政府に対してこの実行を改めて強く申し入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さて、本市の実効ある不況対策が今切実に緊急に求められております。一昨日の議会答弁で商工部長から、対策の一環として従来の融資制度の一部改善策が示されました。私はそれも当然の措置として歓迎するものでありますし、先ほども市長から、知恵を絞って景気の浮揚策に貢献したいと答弁がございました。私はさらに、従来の延長線上ではなく、特に不況が一番深刻に影響している中小零細業者や地場産業の不況業種への救済策で、「仕事を、低利融資を」の切実な願いにこたえることを核とした不況対策

が講じられねばならぬと思いますが、市当局はどうか対処されようとしておられるのでしょうか。私は対策の中に、ぜひ次の3点を打ち出していきたいと思います。と提言をいたします。

まず第1点は、緊急の金融対策として、無担保、無保証人の融資制度を確立すること。さらに、現行の融資制度での利子補給を強めること。既に借りている分の返済猶予を行うことが取り組まれてしかるべきであります。2点目に、国保料は最高限度額の引き上げがございましたし、前年度の所得を基本に決められるために、不況に苦しむ零細業者には大変な負担になっております。国保料の減免措置の対象を拡大していただきたい。3点目は、市の公共事業、物品購入などの発注を市内の中小企業中心に移していただきたい。中小企業が受注しやすいように、優先品目の思い切った拡大、公共事業の分割発注、一定金額以下の発注は中小企業に限定するという逆ランク性の導入などが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

不況対策の最後に、四日市の地場産業である漁網を中心とする製網業の不況対策についてお尋ねをいたします。

私が住む富田地区はもとより、市内北部地域は県内一の漁網の産地であります。近年の漁業不振とかかわり、また昨年、公海での流し網漁の全面禁止が国連で決議され、実行される中で、ことしの秋ごろまでには流し網の生産ストップを余儀なくされて大きな打撃を受けています。私は、富田の何件かの業者、企業を訪問し、実情を伺いましたが、この質問の冒頭に紹介しました業者の声は、実はこの漁網の下請けの方であります。また、十数人の従業員を抱えるある中堅企業の経営者の方は、「3年前は流し網はうちの生産の8割を占めていたが、全面ストップの中で、この1年、機械設備も入れかえ、近海の網の生産に切りかえたが、売り上げは3分の1に激減して大変苦しい」と訴えてみえました。今の不況の中で二重にあえぐ製網業界に市はどのような対策を立てて臨んでみるのか、お聞きをするものであります。

次に、2番目の質問、保健予防事業の一層の充実を図る問題についてです。私はここでは、特に成人の各種検診制度の抜本的改善の問題を中心にただしたいと思います。

日本人の死亡原因は、戦後間もなくは結核が第1位、次が脳卒中でありました。しかし今日、1990年の統計では、10万人中がんは177人、心疾患は134.7人、脳卒中は99.3人となっています。同じく、同年の本市の死因別死亡者数の統計では、総数1,842人中、がんが459人、心疾患412人、脳卒中266人というぐあいに示されております。3大死亡原因であるこれらの病の早期発見、早期治療は市民の健康管理に欠かせない課題となっております。市内に住む私の友人は、昨年のことですが、40歳の胃がん検診を受けた際に、初期のがんが発見され、すぐさま手術を受けました。幸いにも、早期発見、早期治療となり、今は完治して元気に働いてみえます。この一例をとりましても、いかに年1回のがん検診受診が大事か、働き盛りの一市民の命を救う結果になったかを雄弁に物語っていると痛感する次第であります。

第5次基本計画の中でも、この分野の目標は壮年期からの健康管理に重点を置き、健康診査の拡充と受診率の向上を目指したきめ細かい施策の推進を図るとありますが、現状を見てみますと、各種がん検診の受診率は2年度実績で、肺がんで2.3%、乳がんで5.3%、子宮がん、胃がんで9.7%と示しておりますように、極めて低いままです。対象市民がこぞって受診をして、がんなど成人病の早期発見と健康管理に寄与していくことからしても、国の当面の目標であるがん検診率30%以上という点からいたしましても、抜本的な対策を講じることが必要だと考えます。

そこで、以下3点にわたってお聞きいたします。1点目は、各種検診の市が医療機関に委託をして行っている対象年齢を思い切って拡大することです。基本検診は40歳以上では、40歳、45歳、50歳、55歳のポイント年齢と55歳以上が対象であり、胃がん検診の場合は、40歳以上では48歳

と49歳が対象から外れていることを見ますと、40歳以上すべて対象年齢とする思い切った措置にすれば、それこそ40歳からは毎年基本検診と胃がん検診がセットで受診できることになり、対象市民が受診しやすい条件を整えることになるのではないのでしょうか。女性の方の場合は子宮がん検診も合わせて受診できることとなります。ぜひこの方向で制度改善を求めるものであります。

2点目は、現状は検診期間がおおむね夏から秋にかけての三、四カ月間に限定されています。これを通年に変えて、年じゅう受診の機会があるように改めていただけたらいかがでしょうか。お隣の名古屋市を調べてみましたら、各種検診の主なもの通年で受診できるようになっておりまして、保健所、医療機関で受け入れを整え、効果も上がっているやに聞いております。本市の場合、医師会、医療機関との折衝、了解を得る関係もありましようが、受診する市民の立場から、やはり受けやすい条件を広げることになると思います。

3点目は、地域での保健予防活動をきめ細かく進める上での組織的保障を強化する問題であります。私はこの点では、本市に新しく保健委員制度を導入、創設したらどうかと提言するものであります。市が住民の方に委嘱をし、保健予防活動で積極的役割を果たしていただく、そういう方を各町に配置していくわけです。従来も、そして昨年3月議会の一一般質問の中でも触れましたが、地域での保健福祉活動を連携してきめ細かく推進することが求められている今日でありますので、各地区に保健婦さん1人配置、これにはもう10人の増員が必要でございますが、それに家庭奉仕員と地区市民センターの担当職員、そこに新しく保健委員の方を加えて、これら専門家チームと申しますか、そういうチームをつくって、絶えず地区住民の健康管理、予防、検診への参加などでリーダーシップを発揮していただく。それが実現をしますと、地区の健康づくり推進協議会の活動などがもっと活性化をいたしますし、地域でのきめ細かな活動が大きく進む

ものだと確信をいたします。新たな保健委員制度の導入と専門家チームによる保健福祉活動の提起をぜひ進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（水野幹郎君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 経済環境への対応策に関連いたしまして、消費税についてのお話がありましたので、その部分につきましてご答弁申し上げます。

ご承知のように、消費税といえますのは元年度に創設をされたわけでございますけれども、この創設された目的といえますのは、直間比率の是正というような国の税体系の抜本的な改正の一環ということもございすけれども、何よりも、進行する高齢化社会を迎えるに当たりまして、その社会的な負担をどのように求めるか、それを国民が広く薄く負担をすべきではないか、こういうことで設けられた税制度でございます。したがって、平成元年度に創設はされましたけれども、その後、実態に若干不都合な部分もございましたので、それは昨年度、その不都合な部分の改正法案が国の方へ提出をされまして、大方の野党の賛同を得て施行されました。現在は市民生活の中に定着をしてきておる。こういうことはご承知のとおりであろうかと思えます。そうした中で、税率の引き上げの話がいろいろあるようでございますが、これは現行の3%を5%に引き上げるべきであるとか、あるいは外国に比べるとかなり安過ぎるとか、そういったお話のようでございますが、これは国会議員の中枢の方の発言ではございすけれども、あくまでそれは個人的な発言が一部の新聞に報道されたものであろう、そのように理解をしております。といえますのは、そういった発言がございすしても、公的な動きというものは私どもの方へは全く届いておりませんし、何らそういう気配もないからでございます。この税率の問題につきましては、租税負担率でございますとか、やはり全税体系の中で

いろいろ検討がなされまして、その結果、まず国のレベルで議論が提起されてくるような性格のものではないかな、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、食料品のお話でございますけれども、確かにこれの非課税化については、昨年度の改正法案の審議の中でもいろいろ議論がございまして、そのときに設けられました税制問題等に関する衆参両院の合同協議会というところで、引き続き協議を行うことが決められまして、いってみれば継続審議のような格好になっておるわけでございますが、具体的にそこでその後どのような検討がなされたかということは伺っておらないわけでございます。これは実態として、食品も飲食品も含めまして、消費税の対象品目ということが定着をした、こういうことが全般的にといいますか、両院議員の関係者の方々にそれが認められたことによりまして、その後の審議がされていないのではないかなと、そういうふうにご考えておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目の市民の暮らしと中小企業、地場産業の経営を守る不況対策についてのご質問のうち、零細業者に対処いたしました無担保、無保証人の融資制度の創設について考えられないかというご質問でございますが、まずこの無担保、無保証人での融資制度の創設につきましては、債権保全の面から三重県信用保証協会あるいは上級官庁でございます大蔵省との調整が大変難しいという状況にあるわけでございます。

したがって、既に県市協調制度でございます三重県小規模事業資金の中の無担保、無保証人制度の活用とか、あるいは国民金融公庫のマル経制度の活用等をお願いしたいというふうにご考えておるわけでございまして、参考にこの制度を若干ご披露申し上げますと、無担保、無保証人制

度のうち、まず県市協調の小規模事業資金でございますが、対象が商業、サービス業につきましては、従業員2人以下、また製造業、その他の業種につきましては、5人以下、これらを対象にいたしておるわけでございまして、貸付限度につきましては350万円、また利率が4.7%、そして返済期間につきましては、運転資金が3年、設備資金が5年、こういうような制度があるわけでございます。また、国民金融公庫のマル経制度につきましては、商業、サービス業につきましては、従業員が5人以下、また製造業、その他の業種につきましては、20人以下を対象にいたしておるわけでございまして、貸付限度につきましては500万円以下、利率が5.6%、運転資金が3年、設備資金が5年と、こういう制度があるわけでございます。

なお、国民金融公庫のマル経制度につきましては、今回の政府の総合経済対策の中で、貸付限度を引き上げられることになっておるわけでございまして、なお活用しやすい制度となることから、今後この制度の一層のPR等、普及に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、一方、本市の融資制度におきましても、融資額1,500万円までは原則無担保で、また400万円までは無担保で保証人1人という運用を行ってきたところでございまして、零細企業者にとりましても、実質的には使いやすい制度であると考えておるところでございます。

また、不況対策の一環といたしまして、利子補給とか、あるいは既に融資されております返済猶予等のご指摘もいただいたわけでございますが、本市におきます中小企業の不況対策といたしましては、先般、日置議員のご質問にお答えいたしましたとおり、新制度の創設ということではなくて、当面、既存制度の融資対象企業の拡大とか、あるいは貸付利率の引き下げ、さらに、一番多く利用されております中小企業振興資金の保証料補給限度額の引き上げなどによりまして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、流し網漁業禁止に伴います対応についてでございますが、製網業界におきます流し網漁業禁止に係る影響は、ご指摘のとおり、大きな問題であると認識をいたしておるところでございます。これは国際的な資源保護の流れに端を発したものでございまして、北洋サケ・マス用の漁網市場の縮小に加え、本年12月末日から公海流し網漁業が全面禁止になるものでございまして、当地域はこれらの漁網の産地でありますことから、事態は深刻であろうと思っておるところでございます。このことから、組合におきましては、組合員の実態調査を行っているところでございまして、その結果がまとまった段階で、県とも連携しながら、国への働きかけも含めて、養殖業分野とか、あるいは陸上分野への進出等の事業転換に係る相談とか指導及び金融上の支援などについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、これまでも製網協同組合におきましての行政の支援といたしましては、他産地や海外との競争に打ちかつために、編網加工工程の合理化のための編網機の技術開発事業を地域産業育成支援事業の一環といたしまして、地場産業振興センターで実施をいたしておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 国民健康保険料の減免措置についてお答えいたします。

国民健康保険は低所得の方に対しまして、年間保険料の6割ないし4割を減額しております。これは前年の所得が対象となっておるわけでございますが、前年に比べて著しく所得が減じ、生活困窮に陥った方を救済するために、市では独自の減免措置をしております。保険料納付困難な方に対しましては、現在の市の減免制度の中で十分に対応できるものであると考えておるところでございます。今後も保険料を納付することが困難となられた方につきましては、個々のケースについて十分相談に応じ、対応して

まいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） ご質問の中で公共事業に対する地元の中小企業の方々に対する優先発注等についてのお尋ねがございましたが、ご承知のとおり、本市におきましては、従来から中小企業の方々で対応ができません工事等につきましては、可能な限り中小企業の方々に受注の機会を配慮してまいったわけでございます。また、ご承知だと思いますが、特殊な工事でございますとか、あるいは大規模工事につきましても、共同企業体の結成等を通しまして、地元の中小企業の方々の育成と受注の機会の確保、そういったことに努めてまいったわけでございます。さらに、工事の分離発注につきましても、建築工事においては、本体工事のほか、500万円以上の設備工事につきましては、別途の発注を行いまして、地元の中小企業の方々に受注の機会が得られるように配慮してまいったわけでございます。したがって、今後とも私どもといたしましては、市内の業者、特に地元の中小企業の方々につきましては、可能な限り発注の機会が得られるように、さらに一層配慮してまいりたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 保健予防事業の2点目のご質問に対してお答えをさせていただきます。

本市におきましては、ご承知のとおり、基本構想の第1の柱といたしまして、健康で心のかよう福祉のまちづくりを掲げております。老人保健法等に基づく各種の保健予防事業を推進するとともに、基本計画に基づき、保健センターの整備等を図ってまいったところでございます。中でも健康診査事業につきましては、疾病を早期に発見し、早期に治療に結びつける

ことを目的としておりまして、重要な施策としてその推進に努めておるところでございます。

ご指摘のございました健康診査等の受診率の向上を図るために、その年齢対象者を広げたらどうかというご質問がございましたが、現在、医療機関で実施をいたしております健康診査につきましては、年々対象者の年齢層を広げておるところでございます。これもご指摘がございましたが、例えば胃がん検診におきましては、当初、昭和59年度には満40歳から42歳ということでスタートしたわけでございますが、平成4年度には満40歳から47歳、並びに50歳から62歳まで対象を広げております。また、子宮がん検診につきましても、当初は31歳から33歳までを対象といたしましたが、本年度は31歳から35歳及び40歳から52歳まで徐々に拡充を図ってきておるところでございます。その他、受診の啓発とともに、地区市民センターや保健センターで行う集団検診につきましても、各種の健康診査を組み合わせるなど、受診率の向上に努めてきておるところでございます。今後とも対象年齢層の拡充につきましては、一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の年間を通じていつでも受診できる、いわゆる通年制につきましては、ご指摘のございましたように、事業を委託しておりますのが医療機関でございまして、その医療機関の受け入れ態勢の問題もありますことから、今後医師会との協議課題とさせていただきたいというふうに考えております。

3点目の地域におけるきめの細かい保健事業の推進についてでございますが、保健婦を各地区市民センターにということでございますが、保健婦につきましては、厚生省の保健婦設置基準であります人口1万8,000人に1人の割合の配置を目標として現在まで増員に努めてまいり、現在、保健センターに15名を配置をしておるところでございます。今後の配置、増員につきましては、国の高齢者保健福祉10か年戦略、いわゆるゴールドプラ

ンというものを具体的に推進するために、市町村では老人保健福祉計画を策定することになっておりまして、本市も平成5年度に策定作業をすることになっておりますので、その中で十分に検討をしてみたいというふうに考えております。地域における保健活動につきましては、民生委員やホームヘルパー、または地区市民センターの職員と連携を図りながら、現在推進をしておりますところでございますが、今後におきましては、各地区に設置をされております健康づくり推進協議会の組織の見直しを行い、その活動の充実に努めながら、保健推進委員というご提言もございましたので、ご提言の趣旨も踏まえて、地域における福祉の施策と連携した保健事業の推進策を検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 答弁いただきましたが、1点目の不況対策ですが、制度解説をしていただきたいということで指摘したわけではなくて、やはり小企業、零細業者に照準を合わせた融資の金融の問題というのは緊急で切実だという観点から提言、お伺いしたわけです。

ですから、都市規模は違いますけれども、東京都や神奈川県では、無担保、無保証人制度を創設しているわけです。あるいは、利子補給も二、三％行っている自治体も多いわけです。答弁の中にございました市の融資制度で、中小企業振興資金ですが、400万円、無担保、保証人1人、奥さんでもいいと聞いていますけれども、使いやすい制度だと、即決できるような形で利用できるというふうに、説明がありましたマル経制度や県、市の小規模資金と同じような、それに近い形で使ってもらえるということになります。

私は、これは大いに結構なことで、それならば、その制度でも4.7%の利子が要るわけです。利子補給されていません。市の中で利子補給をされているよく似た資金を見ますと、同和関係小規模事業資金は市が利子補給

をして3%まで引き下げられているんです。ですから、4.7%の中小企業振興資金で400万円まで保証人1人、1.7%利子補給したら、3%で緊急に借りていただくというように便宜を計らったらどうでしょうか。私が提起している趣旨は、そういう制度も押し出す。さらに、国保の減免も、相談があればできますよという制度も紹介をする。経営相談にも乗る。そういうものを、一昨日も提起された新しい制度の枠を確立すると言った内容も踏まえて、特に零細業者向けのパンフレットも特別につくって、どどんPRしたらどうですか。そういう積極策をとっていただきたいという点など、ぜひ改めて強く申し上げておきますが、いかがでしょうか。

それから、地場産業、特に漁網の問題、業界がそういう状態にあるということはよく承知をしています。調査をして、市にはいずれ対策を陳情にお見えになるということもよく承知しています。ところが、私聞かせてもらった経営者や業者の方の声は、萬古や製茶などに比べて施策がほとんどないという点が、光が見えない、先に不安だと業者の方を言わせているわけです。そういう意味で、後継者対策をはじめ、将来の姿が見えるような地場産業としての市の施策がございましたら、改めてお聞きをしておきたい。また、ぜひこれはきちんと業界と相談して打ち出していただきたい。

それから、健診の問題、一層の努力とか、提言について協議事項としたという点はぜひお願ひをしたいと思います。徐々に拡充ではなくて、一気にやはり40歳以上の方の便宜を計らっていくという点で、12月補正とか来年度の予算措置をしていただけるのかどうか。特に、制度では、新しい制度、福祉の問題も含めて提案をいたしましたので、ぜひ担当助役の加藤助役の方から、そういう面で総合的にもう一度答弁をいただきたい。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） 利子補給の関係で再質問をちょうだいいたしたわけでございますが、私どもといたしましては、さきにご答弁申し上げ

ましたとおり、特に利用が80%以上を占めております中小企業振興資金の保証料の限度額の引き上げということと、もう一つは、本市の制度の貸付利率の引き下げ等も実施をいたしておりますので、これに対応いたしてまいりたいという考え方でございます。

なお、ご提言のPR等については、今後積極的に図ってまいりたいと思っております。また、融資制度につきましても、私ども商工会議所と協調いたしまして、市内10カ所、地区市民センターを使うわけでございますが、こちらから出張していろいろと相談にも乗らせていただいておりますというような現状でございます。

また、漁網の関係でございますが、先ほども若干触れたわけでございますが、これまでも振興策の一つといたしまして、例えば、中小企業の技術開発事業の助成ということで、三重県の補助金を受けまして、三重県製網協同組合が実施をしたわけでございますが、これはもう既に61年度から平成2年度までの5カ年事業であったわけでございまして、これに対しても市が助成をさせていただいております。事業の中身につきましては、他産地とか外国との競争が非常に強化されているための生産方式の省力化を図ることを目的としたものでございまして、漁網機器の横糸がなくなったり、あるいは糸切れが発生した場合に、その発生と糸切れの位置の発見に非常に手間がかかるということで、そういう関係で機械の停止時間が長いということがございまして、こういうことを解消するために、編網ロボットシステムの開発により、機械の稼働率の上昇、あるいは人件費の削減を図ろう、というような事業で実施されておるわけでございまして、本市も助成をさせていただいたということと、さきにも若干触れましたが、地場産業育成支援事業についても、現在、実施しておるわけでございます。事業内容につきましては、編網工場において仕上げ工程が非常に多くの時間と労力が必要になるわけでございまして、そこで現在、熟練作業者が行っております口付け作業、いわゆる網に口糸を手作業で結束する作業でござ

いますが、これを自動化する装置を開発をいたしたいということで、技術アドバイスとしては三重県工業技術センターのご指導をいただきながら実施をしておるわけでございまして、本年度は昨年度の概念設計準備に基づきまして設計書を作成し、数種類の自動結束装置を試作し、その性能を評価することになっておると、このような状況でございまして、この事業につきましては、平成3年度から平成12年度の10カ年間にわたっております。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ご質問ございました健康診査対象年齢の拡大でございますが、先ほど部長が答弁申し上げましたように、現在、胃がんにつきましては、48歳と49歳が、子宮がんにつきましては、36歳から39歳の方があいておるわけでございます。ご指摘のとおりでございますが、これにつきましては、今後一層、年齢拡張について努力をいたしたいというふうに思っております。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 提言も含めて申し上げることを、ぜひ予算、施策に反映させていただきたいと思っております。今後も暮らしと命の二つの問題、私ども今議会から残念ながら4人から3人の市議団になってしまいましたけれども、3人力を合わせて全力を挙げてその実現に向けて頑張りたい、そのことを表明して質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、アジア平和女性連合、イコール統一協会主催のチャリティフェアの市行政の対応についてであります。

去る9月1日に文化会館で「音楽とメッセージの夕べ」ということで教

育委員会が後援したチャリティフェアが行われました。ある方から私どもに対して、このチャリティフェアの主催者団体であるアジア平和女性連合というのは靈感商法やインチキ募金をやっている、また、この8月25日、韓国で集団結婚式を挙げた統一協会と関係があるのではないかと指摘がございました。早速、調査をいたしましたところ、統一協会の偽装組織であること、しかも、比較的資金力のある人を対象にして金集めを行っていること、中央や地方の組織の役員にそれぞれ有名人夫人などを据え、アジア留学生奨学金名目の募金やチャリティショーを活発に行っている団体であり、カウサセミナーと称する講演会などで巧みに統一協会を売り込んでいることが明らかになりました。私どもも一般的なチャリティショーまで否定するつもりはありませんが、このような反社会的活動を行う統一協会の偽装組織が行っているチャリティフェアの後援を教育委員会が行うことは、統一協会に市民権を与えるものであり、後援の取り消しを強く求めたところでもあります。教育委員会としても独自に調査をしていただき、後援の取り消しをされたとのことですが、この団体への教育委員会の調査内容と後援の取り消しの経過についてお尋ねをしたいと思います。

それと同時に、市長には、先日行われた集団結婚式についてどのように感じられているのか、所感をお尋ねしたいと思います。

第2点は、明るい選挙推進協議会の活動についてであります。

昨日も参院選の投票率の低下に伴い、質問が行われ、答弁もされましたけれども、私は角度を変えて質問いたします。明るい選挙推進協議会委員の皆さん方がボランティア活動で大変努力をされていることに敬意をあらわすものであり、また友の会の皆さんのご協力にも敬意をあらわしたいと思います。投票率の向上について、いろいろ答弁をされましたけれども、この三つの項目、まだまだ具体性が不足をしているのではないかと思うわけでございます。私は明るい選挙推進協議会の皆さんの協力を得て、もっと市民の政治意識を高めていくべきだと思います。そのためには、一つに

は、推進協議会委員の人員が今全体で50名、1地区2名でございますが、この人員を最低1地区5名程度に増やし、各地区でその人たちが相談をしながら、地域での各種団体や活動の中へ参加をして日常ふだんに目に見える活動としていくことが必要ではないでしょうか。昔から、「三人寄れば文殊の知恵」と言われておりますので、ぜひ増員を実現していただきたいと思うわけでございます。お尋ねをしたいと思います。

二つ目は、各地区における各種団体への選挙管理委員会からの積極的な働きかけを行うべきであります。後援会等も各種団体から言ってくるのを待つだけでなく、積極的に働きかけていくなどして、日常的に政治意識の高揚を図ることです。いかがお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、推進協議会委員や友の会の皆さん方が活動を地域でやりやすくしている原因に、自治会推薦という問題があるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご発言のございましたアジア平和女性連合のチャリティフェアにつきましてのお答えを申し上げます。

このアジア平和女性連合の方から、アジアから三重大学に留学中の学生に奨学金を送るためのチャリティコンサートを行いたい。そのコンサートは地元出身のピアニストによるコンサートであると、そういったようなことでの後援申請が私の方に6月5日に出されたわけでございます。そういった内容そのものにつきましては、教育委員会がメイン後援をする上で決めております内規に照らしまして、問題はないものと判断をいたし、後援の許可を出したところでございます。

しかし、会の方でつくられたチラシ等を見ましたところ、「音楽とメッセージの夕べ」というふうになっておりましたので、私どもの方としても、

そのメッセージ部分というのはどういうものか、これは申請のときにも聞いておりませんでしたので、その内容について聴取をいたしたわけでございます。主催者の方からは、この会の東京の方からだれかが見えて、そういった平和連合の活動等についての説明等をするのだと、そういったお話がございました。ただ、私どもも、そういった点につきましては、純粋なチャリティコンサートの趣旨から外れるものではないかと、そういった懸念もございましたので、当日の看板等への教育委員会の名称は使用しないよう、さらに、開催趣旨以外の活動も一切行わないよう主催者に申し入れをいたしたところでございます。その結果として、入り口とかステージに掲げられておる看板といえますか、掲示でございますが、そこからは教育委員会後援という文字は一切使われないようにしていただいたわけでございます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後とも純粋な芸術、文化の催しにつきましては、市民の皆さんの文化向上に資するためにも、今後も積極的な援助をしてみたいというふうに存じますが、なお一層、提供していただきますプログラム等も厳しく選択し、メイン後援での対応を慎重にいたしていきたいと存じておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 集団結婚をどう思うかということでございますが、私どもの常識で結婚というものを考えた場合に、随分異様だなという感覚を持っておるということでございます。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第2点目の明るい選挙推進協議会についてお尋ねがあったわけでございますが、ご承知のとおり、明るい選挙推進協議

会と申しますのは、言うまでもなく、不正、腐敗、そういったものをなくして、きれいな選挙を目指すということと同時に、有権者に投票を積極的に呼びかけていくという、そういう一つの住民の自主的な運動団体と申しますか、運動組織であるわけでございます。これにつきましては、ご承知のとおり、都道府県あるいはまた市町村単位で、今申し上げた明るい選挙推進協議会、そういったものが設置をされているわけございまして、昨日も申し上げたわけでございますけれども、本市におきましては昭和38年にこの協議会が設置されまして、今お話のとおり、50名以内と、こういうことで組織がされているわけでございます。

ただ、先ほど来ご指摘がございましたけれども、いろんな活動をしていただいておりますけれども、今日全国的な傾向といたしましては、活動自体が停滞をしておる、あるいはまた、組織が形骸化をしているという、そういった指摘も一部にはあるわけでございます。しかしながら、いずれにいたしましても、こういった活動というものは、なかなか目に見えて効果を上げていくということは大変難しいわけございまして、地道な活動を積み重ねていくと、こういうことによって、組織を活性化していく、あるいは所期の目的を達成する、そういうことになっていかなきゃならぬだろう、こういうふうを考えているわけでございます。

そこで、お尋ねがございましたけれども、現在の50名を少なくとも1地区5名程度に増やしたらどうだと、そういったご意見がございましたけれども、申し上げるまでもなく、この組織そのものが住民の自主的な団体でございますから、選挙管理委員会がそれを決めるというわけには、手続上いかないわけございまして、あくまで住民の自主的な組織である協議会そのものがお決めになるというのが原則であるわけでございますが、そういったご指摘もございますので、よくそういったことについて協議会にもお話を申し上げ、今後よく検討をいただくように、私の方からお願いをしていこう、そんなふう考えておるわけでございますので、その点につい

てのご理解を得たい、こう思っているわけでございます。

先ほど来申し上げておりますように、いずれにいたしましても、実効が上がる運動となるように、今後さらに研究を積極的に進めていかなければならないというふうに考えておるわけでございまして、選挙管理委員会の事務局を預かる立場といたしまして、あくまでも自主的な活動がなお一層促進がされるように、積極的に支援を今後とも続けてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

なお、最後になりましたが、自治会が推薦をしたから、明るい選挙推進協議会の活動がやりにくいのではないか、そんなようなお話がございましたけれども、私どもといたしましては、そういうことはないというふうに確信をいたしておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁をいただきましたけれども、教育長から、その実態についてお話がなかったので、私の方から少し、統一協会についてお知らせしたいと思っております。

統一協会というのは正式名称を世界基督教統一神霊協会と言いまして、創始者は文鮮明師であります。旧約、新約聖書を教典に「原理講論」を教理解説書として、1954年5月1日、ソウルで創立されて、日本では1959年10月2日に創立され、1964年に宗教法人の認証を受けた団体であります。

統一協会の宣伝誌によりますと、「文鮮明師の40年と統一運動」、この中から、みずからの活動について、「統一協会は宗教的統一運動を担う部分になります。青少年にビジョンを与え、未来性を与えるためにできたのが学生組織である原理研究会です。また、学生を教育する教授の組織が世界平和教授アカデミーになります。共産主義を克服していく運動が勝共連合であり、カウサ運動です。つまり、理想世界実現のために文師が提唱し、現在世界の各地、各分野で展開されている運動の総称を統一運動と呼びま

す」、こういうふう述べております。

このように、宗教、政治、経済、思想などすべての分野を原理の教えで統一するのが目的で、教義書「原理講論」が徹底した韓国中心主義と反共、戦争待望論に貫かれていることもよく知られております。

「原理講論」によりますと、日本は悪魔の国で、韓国はイエスの国である。全世界の文明は韓国が中心であるとか、あらゆる民族に韓国語を使わせろといったぐあいです。そのことから、日本はエバの国家だから、韓国と文鮮明のために奉仕し、貢ぐのを任務とする国である。言いかえれば、金と人との供給源だということでございます。

副島元統一協会広報局長が、84年7月号の「文芸春秋」でも述べていますが、「毎月20億円送金するよう昭和50年7月の命令が出されて以来、合計2,000億円余も送ってきた」と証言しております。韓国誌であります「新東亜」の86年12月号でも、「日本統一教は、純利益70億円を毎月アメリカの統一協会本部に送金していると伝えられる」と報道がなされております。集金活動の主力が霊感商法とインチキ募金でございます。副島元広報局長の告発文によれば、原価5,000円のつぼが200万円、10万円の多宝塔が5,000万円というぐあいだそうです。

弁護士の有志でつくっている全国霊感商法対策弁護士連絡会がまとめた霊感商法の被害相談は1989年に20億円、1990年に31億円、91年には92億円と急増していること、しかも、この数が全国の消費者センターと弁護士に持ち込まれたものの合計で、実際の被害の氷山の一角に過ぎないと言われております。

文鮮明師は46年から55年までの間に3回、セックスキャンダルによる逮捕、投獄を経験しております。80年、アメリカで脱税などにより有罪判決を受け、1年余り刑務所に服役をしていたそうでございます。

1978年のアメリカの下院外交委員会国際機構小委員会報告書（フレーザー委員会）では、この組織を多国籍企業や準軍事組織、国際政党などの

機能を持った「文鮮明機関」だと規定をしているわけでございます。偽装集団としての統一協会は多くの分野にわたって数多くの顔を持っております。天地正教でありますとか、国際勝共連合、またこのチャリティを行いましたアジア平和女性連合、あるいは日本人妻自由往来実現運動、こういったいろいろな活動を全国で進めています。あるいは、インチキ商法として活動をしています。最近では、ボランティアを名のり、世界復興援助協力委員会ということで、ユニセフ募金などと称して「チェルノブイリの被害者に医薬品を送ろう」、「旧ソ連の子供たちに粉ミルクを」と戸別訪問をしています。これが統一協会の実態であります。

○議長（水野幹郎君） 時間が参りましたので、佐野光信君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩をいたします。

午前11時52分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野長好君。

〔宇野長好君登壇〕

○宇野長好君 一般質問も最終日で、また、ラスト前ということでお昼の一番眠たいとき、適当にくつろぎながら聞いていただければ幸いです。

通告に従いまして、4点ほどお伺いいたします。

まず最初に、富田、富洲原斎場についてお伺いいたしますが、質問に入ります前に、一言お断りを申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。と申しますのは、既に皆様ご存じのことと存じますが、現在、北大谷斎場の改築が総額約40億円の巨費を投入し、工事が着々と進められており、間もなく第1期工事が完成し、12月には東海地方でも指折りの設備、機能を

誇る斎場としてオープンする運びとお聞きいたしております。このように北大谷斎場が立派に整備されることは、市民の一人としても誠に喜ばしい限りであります。一方、私の住む北部地区の住民にとりましては、現在供用中の富田、富洲原の2斎場の存続問題とも関連するところから、殊さら関心も高いところであります。このため、質問に当たりましては、北大谷斎場について若干触れながら、富田、富洲原斎場についてご質問させていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

昭和63年12月議会の質問で、私は市当局に対し、これまで大きな建設計画については計画が大部分決まってからでないかと議会に対し説明がないと苦言を呈しましたが、その後、この斎場建設計画では、担当常任委員会に先進地視察も含め、計画等について再三説明があったと聞き、また、先日、完成間近の新斎場を見て大変感銘を受けたものでございます。特に、高さ2.85m、幅4.7mの陶壁については、地場産業であります萬古焼作者に発注済みと聞いております。今まで市の建物にはない、建物全体とのバランスのとれた立派な陶壁になることでしょうか。普通、陶壁とか壁画は作者名だけが多いようですが、お聞きしましたところ、新大谷斎場の陶壁は、作者名安藤広重作、東海道五十三次のうち、風の四日市という題名でございまして、作者は陶芸作家の熊本幸平氏、製品は萬古焼等の説明を取りつけ、施設を利用される人たちにゆったりとくつろいでいただきながら地場産業の萬古焼の宣伝になろうかと思っております。これは、市長はじめ関係者の努力の結果、他都市のどこの斎場にも引けをとらない立派なもので、利用者の方々は、人生最後のお別れをする施設として満足していただけたらと思っております。この上は、業務運営面の向上に努力され、市民からよくなったと言われる斎場にしていだたくよう要望しておきたいと思っております。

私の住んでいる隣の川越町の住民からよく尋ねられるのですが、川越町の住民が北大谷斎場を利用する場合、四日市市では午前中の火葬しか受

け付けてもらえず、葬儀は早期に実施しなければならず、遠方の親戚が大変であるとよく聞きます。現在、広域行政が盛んに行われています菰野町、川越町、朝日町、楠町、近隣4町とは三泗農業共済事務組合をはじめいろいろの組合でご協力を願っております。市外といっても四日市市と隣接しております。私の町内には、川越町の親戚も知人も多く、なぜこのような取り扱いをしているのか、市民の方の火葬のないときは午後でも使用できるようにしたらいかがですか、これは要望しておきます。

また、昭和63年の議会では、富田、富洲原の斎場について、新しくなる北大谷斎場に統合されるのではないかと心配からお尋ねいたしました。そのときの答弁では、閉鎖は地元地区の方々の合意を得た後に斎場を取り壊し、墓地公園にしたいとのことでありました。本年6月末から7月上旬にかけ、火葬担当職員の病気により、一時閉鎖をするとの文書が、富洲原、富田の自治会長あてに出され、その文書には北大谷斎場職員も欠員状態で応援ができないとあったことから、地区では北大谷斎場の完成が近づくに伴い、閉鎖のうわさが飛び交っております。昭和16年、市町村合併により富田、富洲原が四日市市に編入され、両斎場がそれ以来、待合室や火葬棟の整備に続き、エアコンまで入れていただくなど、適正にきょうまで管理され、運営されてまいりましたことは、地区住民は感謝しておりますが、ここで特に申し上げておきたいことは、富田、富洲原地区での葬儀は昔から参列者が供花の花を持ち、斎場へ会葬に行き、火葬中の待ち時間に同敷地内にあるお墓のお参りをする風習が続いておりますところから、今回立派になります北大谷斎場ができて、地元地区の住民の方々は両斎場の存続を希望することが現実視されております。これらのことを勘案し、何とぞこの状態を踏まえ、できる限りの存続を要望するものでございますが、市当局の方針をお聞かせいただきたいと思います。

2番目の狭隘道路についてでございます。

私は、この問題につきましては、相当以前から非常に重要な問題である

と認識しており、議会活動でも取り組んできたところでございます。幅員4mにも満たない道路が市内各地にあり、日常生活を営むについても、車社会の今日、市民の皆様方は非常に不便を感じてみえます。また、日照や通風といった自然環境上も好ましくなく、万一火災等の被害が発生した場合、消火活動や緊急活動に支障を来し、大災害になるおそれも十分あると考えます。先日も防災の日ということで、市内各地でたくさんの市民の方が参加され、防災訓練が行われてきたところでありますが、道路問題等ハード面ではまだまだ遅れているところではないでしょうか。

平成元年の6月議会では、この問題につきまして、建築基準法では狭隘道路の中心から2m後退しなければ建築が認められないということを活用し、後退ぐいを設置し、確実にこの空間を確保するよう具体的に提案させていただきました。また、平成3年9月議会では、昭和45年に都市計画法の線引きがなされ、市街化区域はおおむね10年以内に市街化が促進されるべき地区であるにもかかわらず、家の建ち並びがない幅員4m未満の道路がたくさんあり、これらの道に面しては建築が認められないという矛盾について質問いたしました。特に、今年度、生産緑地法によりまして、市街化区域内農地の宅地化が進められることが明らかである中、この問題が放置されるようでは、市民の行政不信がつのる一方だと思っております。

しかし、私の長年の懸案が実り、この9月1日、四日市市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱が制定され、非常に喜んでいる次第であります。市街化整備の推進のためには、どうしても実施していただきたいと考えてきたところであり、長い時間を要しましたが、私の具体的提案も取り入れた形での内容と聞き及び、理事者の方々に敬意をあらわすところであります。ただ1点だけ問題が残っていると思います。無秩序な市街化を防止するため、建築基準法に基づく四日市市建築道路台帳（地図）を作成し、建築できる道を台帳上に指定するとありますが、赤道を含む道路台帳に適用されない土地について今後どのようなお考えで進まれるのでしょうか、お

伺います。

この事業は個人の権利にかかわるところが多く、それゆえ大変な事業であると思われます。実施するについて、スムーズに進展できるよう十分受け入れ態勢を確保していただくことが必要ですが、その点についても、また最も重要なことは、市民の方々や関係団体の理解と協力ではないかと思いますが、その具体的な内容について伺いいたします。

3番目の駐車場整備計画についてでございますが、昨日、野崎議員が質問いたしまして、重複するところがありますが、お許しいただきたいと思えます。

近年のモータリゼーションの進展により、自動車保有台数は増加の一途をたどっていますが、その結果、各都市で路上駐車が蔓延し、さまざまな問題が発生しております。路上駐車による交通容量の低下は、商業地区を中心に交通混雑の発生を招き、都市機能の効率を悪くするばかりでなく、交通の流れを乱し、交通事故の大きな原因にもなっています。本市におきましても、中心街の路上駐車、特に夜間の路上駐車は目を覆うばかりであります。一般通行者が路上駐車の間隙をぬって、戦々恐々と通行している姿を見るたびに、早急に駐車対策を講じなければならないと切実に思うのは私ばかりでしょうか。

こうした事態の主な原因の一つに、急増する駐車需要になかなか追いつかない駐車場の整備問題があります。無論、路上駐車は道路交通法の問題や自動車利用者のモラルの問題でもあり、違法駐車を取り締まりの強化とか、罰金または反則金の引き上げといった交通規制面からの指導も大切ではありますが、本問題を根本的に解決するには、やはり違法駐車を受け皿となる駐車場の整備計画が肝要であります。駐車需要に対応できる施設がなければ問題は解決できません。

資料によりますと、現在の主な公共駐車場の収容能力は約3,200台、今後、国道1号や中央通りの道路下や近鉄四日市駅西に建設予定の大型駐車

場の能力は約1,000台とのことでありますが、これだけの収容能力で将来、駐車需要に十分対応できるのでしょうか。また、何年ごろ完成予定なのでしょうか、伺います。

路上駐車を排除して人と車が安全で快適に共存できるゆとりあるまちづくりの実現のため、市当局におかれましては、今後どのような方針で駐車場の整備に取り組んでいくのか、ご意見を賜りたいと思えます。

なお、一つの参考例としてお聞きいただければ結構なのですが、私は常日ごろ、駐車場を随所に配置し、市民の皆さんが手軽に利用できるようにすべきであると考えております。この場合、たちまち起こる問題が用地の確保と建築費であります。例えば、タワー式立体駐車場を活用すれば、狭小な土地で済みますし、費用も4億円程度で100台ほどの収容能力を持つ駐車場が確保できます。このような駐車場を市の所有する遊休地に建設し、第3セクター方式で運用する方法はいかがでしょうか。このような拙案が今後の駐車場整備の推進の一助になれば幸いです。

次に、駐車場案内情報システムについて質問いたします。

せっかく駐車場を整備しても、駐車場の利用情報の不足は路上駐車を発生される大きな原因となりますし、駐車待ちの行列は交通渋滞の弊害を呼び、都市の機能に重大な支障を来します。私も3年ほど前に、甲府市、豊田市に視察に行きましたが、既に駐車場案内システムを設置し、駐車場情報、到達経路等を提供して、車両を円滑に駐車場まで誘導し、駐車場の効率的な運用に大きな効果を上げているとのことでした。昨日の野崎議員に対する答弁で、今年度中に駐車場案内システム整備基本計画を策定する予定とのことですが、私も効果的な駐車場利用促進、市街地の活性化、道路交通の円滑化、路上駐車防止、さらに本市のイメージアップを図るため、一日も早い駐車場案内システムを導入していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

最後に、水緑景観モデル事業及び交差点改良についてでございます。

四日市の北部の富田、富洲原地区は地盤沈下の影響も一因となり、降雨のたびに家屋への浸水が地区のあちこちで見られました。昭和34年の伊勢湾台風はもとより、特に昭和49年、51年の集中豪雨により大きな被害を受けたことは心の中に大きく残っています。以来、先輩議員の方々のご努力もありまして、事業が大きく進められましたことにつきましては、深い敬意をあらわすところであります。市では、富洲原、富田地区の雨水を排水するために公共下水道計画を立て、昭和51年度、52年度に事業の手始めとして塩役運河内に鋼矢板を打ち込み、幹線水路を完成させるとともに、昭和53年度に下流部のポンプ場建設に着手し、その後、富洲原運河下の管渠工事を行い、昭和63年度末までに完成させることができました。現在も上流の大矢知地域で幹線の延長工事が進められておりますが、浸水区域が大幅に減少したものと住民は感謝をいたしているところであります。

ところで、本題に戻り、第1点目の水緑景観モデル事業についてお尋ねいたします。

平成元年度と記憶しておりますが、富洲原地区市民センターにおきまして、富洲原連合自治会長はじめ地元選出市会議員の集まりました中で、雨水1号幹線工事で埋め立てられました旧海運橋南側の広場への公園整備の内容説明がありました。その内容は、被害時の避難広場を併せ持った公園で、海運橋のミニスケール、モニュメント等を配し、施行年度は平成元年度、2年度とのことでした。その後、東側石積みは完成しましたが、いまだ工事の資材置き場となっております。平成2年度末になり、昭和52年度に完成しました塩役運河を暗渠化し、その運河を含めて緑とせせらぎ、噴水等を配し、メインテーマを鈴鹿山脈から伊勢湾に注ぐ空間を建設することでした。しかしながら、その後、目に見えた変化はありません。海運橋南側を含めました水緑景観モデル事業の目的、内容、施行年度等をいま一度お聞かせいただきたいと思います。

2点目は交差点の改良であります。先ほどお尋ねしました海運橋の西側

は、県道四日市港松原線、桑名四日市線の交差点になっており、富田一色町の小学校、中学校の通学路にもなっておりまして、車の往来が激しく、交差点が変則になっておりまして、非常に危険な状態となっております。

6月29日、四日市北警察署幹部と地元自治会をはじめ各種団体代表と語る会が開かれました。その席上で、PTAの役員の方から、前々から富洲原連合自治会から信号機の設置の要望書を提出していますが、学童の安全のためにも、一日も早い設置を再度お願いしましたところ、北警察署長の答えは、今のままの交差点では信号機の設置は難しいとのことでした。根本的な交差点の改良には高潮の防波堤が支障となりますが、これを解決するにはかなりの時間を要するものと思われます。幸いにも、交差点に隣接して埋立地が存しております。これら埋立地を利用し、改良することによって変則交差点が改良され、信号機を設置することで児童、生徒が安心して学校に通えることと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 1点目の斎場の関係のご質問に対してお答えをさせていただきます。

北大谷斎場の改築事業につきましては、総合計画の第5次基本計画に基づきまして、21世紀を展望した都市施設として、周辺環境に調和した最新式の設備を備えた近代的な斎場建設を目指して、周辺住民の深いご理解とご協力を得て進めてまいりました。このたび、第1期工事といたしまして、平成元年度より建設を進めてまいりました火葬棟と待合棟が完成に近づき、竣工式をこの12月18日に、また、施設の供用開始を翌19日ということで予定するに至りました。また、第2期工事として、通夜、葬儀のできる葬祭棟の建設を平成6年度末の完成を目指して引き続き進めてまいりたいと、

このように思っております。新斎場の業務運営につきましても、新火葬棟の供用に合わせまして、事務部門のOA化を進め、使用手続を簡便にいたしますとともに、火葬時間につきましても、最新式の設備を導入し、待ち時間の短縮を図りたいと思っております。さらに、職員の資質向上にも一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

ご質問のございました富田、富洲原斎場につきましてでございますが、両斎場はご承知のようにかなり老朽化が進んでおりますし、その斎場周辺には随分と民家も建て込んでまいりまして、周辺環境が大分変化をしております。また、維持管理の面からも、このまま存続することは大変難しい状況になってまいりてきております。しかしながら、ご指摘もございましたように、両斎場の今までの経過を勘案いたしまして、当分の間、現状のままで運営をさせていただきたいというふうに思っておりますが、新北大谷斎場は、今後、葬祭棟も備えた施設となりますことから、このことも含めまして、両地区に対し十分ご説明を申し上げ、理解を得ながら、両斎場跡地の活用も含めまして、地域のコンセンサスを得て、近い将来、閉鎖の方向で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 2点目の狭隘道路について、3点目の駐車場整備計画については、私の方からご答弁申し上げます。

まず、狭隘道路につきましては、ご承知のとおり、幅員4m未満の道路に面して建築物を建築する場合、一般的にはこの道路の中心線から2m後退した線を道路の境界線とみなしまして建築を認めてきたところでございます。ところが、工事が完成した時点では建物の後退線を守って建築されておりますけれども、何年間か経過しますと、せっかく後退していただいた用地の部分の所有権や維持管理につきましては、建築主に委ねられて

いる、こういったことから、その後において、一部に門や塀や柵や石積み等がもとの道路境界線に築造されるケースがありまして、なかなか道路が広がってこない、こういった実情でありました。

そこで、市といたしましては、この解決を図るために、議員各位のこれまでのご提言を踏まえまして、慎重に調査研究を重ねまして、このたび建築主の皆様から、後退用地の所有権を市に移管していただき、道路空地を確保しまして、道路状に整備することを定めた四日市市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱を先ほどの議員さんのお話のとおり、この9月の1日に制定しまして、平成5年4月から後退用地の整備に着手してまいりて予定でございます。ご指摘のとおり、この事業は個人の権利にかかわるところが多く、建築主の皆様をはじめ、地域住民の方々、建築関係の設計事務所等、関係団体の方々のご理解とご協力がぜひとも必要であることは十分認識いたしております。したがって、来年4月までの間に、この事業につきましてのご理解とご協力を得るために、「広報よっかいち」やビデオ、パンフレット等による周知、自治会や関係団体への説明等、機会あるごとにご理解を求めるとともに、この事業にご協力いただく建築主の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、執行体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の四日市市建築道路台帳の対象となっていない1.8mの接道不良の道、赤道や農道といった土地の件につきましてでございますが、従来から、市街化区域の中で、道路等が未整備であるため、宅地化が進まない、こういった地区がございまして、この対策が大きな課題となっております。基本的には土地区画整理事業や地区計画のように土地所有者が共同して適切な土地利用の計画をつくってもらいまして、生活基盤整備を進めていかなければならないと考えておりますが、本年度、関係部署で構成しました市街地整備方針策定協議会、こういった協議会を設置しまして、良好な市街地形成を促進するための誘導策や整備手法、さらには官民の役

割分担を明確にしました市街地整備のための指針づくりに努めておるところでございます。今後、本指針に基づきまして、土地所有者の皆様のご協力を求めながら、良好な宅地化対策を進めていきたいと考えておりますので、ご了解を賜りたいと思います。

引き続きまして、駐車場整備計画についてご答弁申し上げます。

駐車場の不足問題は本市におきましても例外でなく、継続して取り組まなければならない重要な課題であります。そのために、駐車場整備のための協議会を組織しまして、駐車施設整備に関する基本計画を本年度中に策定することにしておりますが、この基本計画の中で、中心商業地につきましては、駐車場の重点整備地区として位置づけ、官民の役割分担を明らかにしながら、駐車場整備のための具体的目標を設定する予定でございます。ご提言いただきましたタワー式立体駐車場を第3セクターで運営してはどうか、こういったご意見につきましても、整備方法の一つの考え方として、この基本計画を検討する際に参考とさせていただきたいと考えております。

また、この駐車場整備に関する基本計画の策定に並行しまして、建築物における駐車施設の附置等に関する条例の駐車施設附置基準の見直しにつきましても検討してまいりたいと思っております。本件につきましては、平成5年3月議会でご審議をお願いする予定でございますので、よろしくお願いたします。

なお、中心市街地に今後建設される予定の大規模駐車場の建設予定でございますが、近鉄四日市駅西に設置される農協の駐車場につきましては、平成5年度に完成の予定と聞いておりますし、建設省によって設置される国道1号地下駐車場につきましては、平成8年度供用開始を目標に、本年度末着工の予定と聞いております。また、中央通り地下駐車場につきましては、現在、中央通り地下駐車場第3セクターの設立準備室を設置して検討中であります。

次に、駐車場案内システムの導入であります。このシステムは平成3

年12月末現在で全国37都市で導入されておりまして、とりわけ中心市街地での駐車場の利用の偏りをなくして、駐車場の効率的な利用を促進し、円滑な道路交通を確保する面では非常に有効な手段であると考えております。このような中で、昨日、野崎議員のご質問に対して、市民部長が若干のご答弁をさせていただきましたが、本年度、国庫補助事業の対象といたしまして、駐車場案内システムの導入の基本調査費が認められましたので、これに係る予算の計上をこの9月議会をお願いをしておるところでございます。調査に当たりましては、検討委員会を設置しまして、市内の駐車状況の実態を踏まえ、案内対象とする区域、案内表示の方法、道路情報の提供の方法、情報通信システムの構成、運営方法、導入時期、こういった問題についていろいろご意見を賜りながら、市としての駐車場案内システムの整備基本計画を策定する予定でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいまの宇野議員の水緑景観モデル事業につきましてお答え申し上げます。

ご質問にもございましたように、下水道工事の実施に伴いまして、埋め立てを行った海運橋付近から旧富田ポンプ場までの間につきましては、その場所が富洲原地区の三つの地区、すなわち松原地区、天カ須賀地区及び富田一色地区のちょうど真ん中に位置するところから、災害発生時などの避難場所としての機能も持った公園緑地として整備するべく、平成元年度に一部着工したところでございます。その後、この公園緑地の整備につきましては、鋼矢板水路として昭和52年度に工事が完了した塩役運河も含めまして、一体的に地域の皆様が憩いと潤いを求めて散策ができるような公園緑地として整備した方が、より一層親しまれ、利用されるものになるものとの考えから、この計画につきまして、建設省や三重県に陳情を重ねた

結果、平成2年度末に富田、富洲原雨水1号幹線水緑景観モデル事業として採択されたところでございます。

この事業の目的、概要につきましてでございますが、東富田町の本町通りから富洲原地区の海運橋に至る間、延長で約900mでございます。幅12mから33m、面積にいたしまして約1万8,000㎡の区域につきまして、現況の雑草と張りコンクリートの水路から、せせらぎと緑の水路へと整備するものでございます。整備のメインテーマは、鈴鹿山脈から伊勢湾に注ぐ水の流れを表現することといたしておりまして、その構想といたしまして、区域を各エリアに分け、上流から滝とか山とか森、あるいは運河とか海、それぞれの流れのイメージをせせらぎと緑で表現しようとするものでございます。

具体的には、現在の矢板護岸の中にボックスカルバートを布設いたしまして暗渠化し、その上にせせらぎをつくるとともに、水路の周辺に樹木を植栽したり、全区域にわたって散策路を整備し、各所に憩いの空間とか、またシェルターあるいはベンチを設置する予定でございます。また、エリアへの進入道路につきましては、兩岸で大体10カ所から12カ所設ける計画でございます。総事業費につきましては、約6億7,000万円程度と試算をいたしておりまして、既に平成3年度におきまして、測量、設計を行うとともに、一部材料、ボックスカルバートでございますが、これの購入を行い、平成4年度には上流部より約120mの間につきまして、ボックスカルバートの布設を行う予定でございます。来年度以降につきましては、基本的にはまずボックスカルバートの布設を完了させ、その上に修景施設の整備を行っていくものでございますが、先ほどご指摘のありました海運橋付近の整備につきましては、現在、付近の下水道工事に伴う駐車場や資材置き場などに一時的に使用いたしておりますが、過去の経過も踏まえまして、地元の方々の意見もよくお聞きいたしまして、来年度にも先行的に整備を再開してまいりたいと考えております。

また、この箇所での工期につきましては、おおむね2カ年程度を予定いたしておるところでございます。今後とも全体事業が早期に完成できるよう、国費の導入等につきまして強く国・県に働きかけてまいりたく考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の最後でございました海運橋西側の交差点の改良につきましてお答えいたします。

この交差点は県道四日市港松原線と県道桑名四日市線が交差しております変則的な交差点で、大変見通しの悪い状況であります。そこで、抜本的な改良をするためには、ご指摘のとおり長い時間を要するところでございますが、従来より地元自治会から信号機の設置の要望をいただいておりますが、まずは信号機設置を含む暫定的な交差点の処理を三重県公安委員会と三重県が協議をいたしまして、本年度中にできるように取り組んでいただいております。そのために、埋立地の用地が必要であれば、関係者のご理解を得て安全な交差点となりますよう、市といたしましても、関係各機関に積極的に働きかけてまいり所存でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 宇野長好君。

○宇野長好君 ご答弁ありがとうございます。お疲れのところ、1点だけ再質問させていただきまして、あとは要望とさせていただきます。

第1点目の富田、富洲原斎場につきまして、当分の間、現状のまま運営していくということで、心から御礼申し上げます。また、将来閉鎖する場合には、事前に言うのではなくて、前もって地元の方たちとよく話し合い、跡地の活用も十二分に話し合っていたいただきたいということを要望しておきます。

2番目の狭隘道路の問題でございますが、来年の5月に実施の予定と聞

き、その間、十二分に地元の地権者はじめ関係各位のPRに努めていただかないことには、きのうまで家が建たなかったところが、この要綱によってあしたから家が建つ、そういうような不満もあることだろうと思いますので、よくPRしていただきたいと思っております。また、実施されまじたら、時々この質問をさせていただきたいと期待しています。よろしくお願ひします。

駐車場の整備の問題でございますが、私たち先月、環境問題対策特別委員会、川崎市に視察に訪問した際、物すごく暑い日で、市役所から暑いなということで出てきたところ、前にお年寄りの方が両手にいっぱい荷物を持って、汗をかきながら歩いている姿を見まして、少し行くと、駅に通じる地下道がありまして、そこへ入りまして、非常にクーラーもきいて、そのおばあさんがほっとしたような顔をして歩いていきました。途中、地下道を利用し、駅の方へ歩いていきましたら、物すごくエアコンがきいて、僕らも快適であった。その中で皆さんと、四日市もこういうのがあったらいいんじゃないかなと話合ってきたのでございますが、そこで、今回、中央通りに計画しています駐車場を建設する際に、地下街とは申しませんが、せめて駅から市役所まで、四、五mの道路で地下通路があれば、雨の日も風の日も、寒い日も暑い日も、気分よく役所へ一般市民の方が用事を……。市役所まで連絡地下通路を併設した複合的な施設にすれば、道路用地の効果的な活用にもつながることになり、また市民の方も市役所に来るのが楽になり、市民サービスになると考えますが、いかがお考えですか、この1点だけ再質問させていただきます。

また、水緑景観モデル事業も平成元年度ということで大分遅れていますし、また、900mのうちの120mだけだということで、工事があり、駐車場とか荷物置き場にしなければならぬことはよく理解しておりますが、一日も早い実現をお願いしたいと思ひます。

それと、先ほど建設部長のお話どおり、今年度中に変則交差点を改良し、

信号機を設置するよう働きかけると、うれしいお言葉をいただきましてありがとうございます。この通りが事故の多発地であり、子供たちの通学路に非常に危険であると、PTAの方たちは毎日のように子供たちの登校、下校を当番制で見守っているという状況でございます。一日も早く設置をお願いします。中央通り地下駐車場の駅から役所までの通路についての質問だけで、あとは全部要望とします。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） ただいま議員の方から、中央通り地下駐車場に地下通路を併設してはというご提言をいただきまして、ありがとうございます。ご提言のありました地下通路を一般的に見ますと、今ご提言では市役所と近鉄四日市駅間というご提言でございますが、周辺には今現在再開発事業を進めている段階でございます。地下通路そのもの問題としては、まず防犯管理上の問題とか、いろいろ管理運営面でもございます。そういった問題もございまして、どこどこを連絡する地下通路にしたなら一番中心部の活性化にベターかということも併せて考えていかなければいけないと思ひしております。したがって、今後、現在周辺で計画中の再開発事業との絡みの中で研究していきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解していただきたいと思ひます。

○議長（水野幹郎君） 宇野長好君。

○宇野長好君 地下駐車場は大体1台1,000万円か2,000万円かかる。本来なら別個につくっていただきたいですが、近鉄四日市駅東商店街の活性化のためにするということで、せめて通路だけはぜひとも実現していただきたい、再度重ねてお願いします。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後2時3分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 初めに一言申し述べさせていただきますことをお許しいただきたいと思います。私は過ぐる21年余の間、日本共産党所属の市議員として活動してまいりましたが、いろいろ考えるとところあって離党し、去る8月18日以降、いずれの会派にも属さない無所属議員となりました。離党即議員辞職というのが一つの筋道であることは承知しておりますが、後援会をはじめご支援くださる皆様のご意見を伺う中で、あえて議員にとどまって市勢発展のために挺身する道を選びました。私は一市議員として微力ではありますが、地方自治の理念に基づく民主的な市政を確立し、市民福祉の充実した安全で住みよい豊かな四日市を実現するために、いささかでも貢献できるよう全力を挙げて頑張ったいと思っております。この場をおかりいたしまして、ご臨席の皆様をはじめこれまでにお世話になりました皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、これからもより一層のご厚誼、ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、通告事項について質問させていただきます。

まずは、障害者、高齢者をはじめ歩く人に優しい道づくりの積極的な推進についてであります。最近、私のところに障害者、高齢者、小さい子供を持つ親御さんから相次いで、市内の人の歩く道が大変歩きにくく危険なところが多いので、市に対して歩く人に優しい道づくりに真剣に取り組むよう求めてほしいとの苦情や要望が寄せられました。

そこで、ふだんはごく近いところへ行くにも自動車を利用して余り歩かないために、実情にうとくなっている私は、この際、自分の足で確かめてみよう、実際にあちこちを歩いて調べてみたわけであります。その結果、特に幅員が狭く、歩車道が分離されていない、しかも自動車交通の多い道路はもとより、車道と分離されている歩道でさえも通行に危険な状態が随

所に数え切れないほどあり、その対策、整備が急務であることを思い知らされた次第であります。

その幾つかの例として、東阿倉川5号線、三重橋垂坂線、西新地久保田線、さらに中央通りと三滝通りの交差点、いわゆるロータリー四方の横断歩道については既に市当局に調査と必要な対策の早期実施をお願いしているところではありますが、果たしてどのように取り組んでいただけるのか、お伺いをいたします。

ところで、さきに述べましたように、歩く人にとって危険な道路は今例示したところだけでなく、市内全域にわたって数多くあります。確かに近年、市当局は道路整備に努力され、道路舗装の積極的推進をはじめ、諏訪新道通り、新町通りの歩道、中央通りの一部歩道や国道筋の中央通りから柳通りの至る間の歩道の電気、電話のケーブル地中化を含めた整備の実現、さらには諏訪西通りのリニューアルプランの具体化など、景観形成と合わせて、歩きやすい道への整備に向けた努力も払われつつあります。

しかし、本市の道路行政は、全体的に見ると、国家的プロジェクトの第2名神、東海環状自動車道、北勢バイパス等への対応や、富田山城線の無料化、市内都市計画街路等の幹線道路の整備という、いわば自動車交通のための基盤づくりや深刻な自動車交通の渋滞解消が大きな課題となっていることとかかわって、そうした対策や事業に追われ、道路機能の一番の基本である歩く人に優しい道づくりに対する取り組みに大きな弱点があるのではないかと思われてなりません。

歩く人に優しい道づくりは、言うまでもなく、歩くことに種々のハンディを持つ障害者や高齢者あるいは小さな子供たちが安全に利用し、通行できるようにすることを基本に置かなければならないと思います。ことしはちょうど、国連障害者の10年の最終年に当たり、国の指導においても、障害者などハンディを持つ人たちの社会への完全参加と平等、移動の自由の実現のために、その重要な基盤の一つとしての道路やまちづくりについ

ても、今後より一層の施策の充実強化を図るよう求めてきているところ
あります。また、急ピッチで進行している高齢化社会への的確な対応とい
う面からも、高齢者が安心して歩ける安全で歩きやすい道づくりは、欠く
ことのできない、しかも差し迫った重要課題となっていると思います。こ
の際、本市が歩く人に優しい道づくりを道路行政の基本に据え、重点施策
として位置づけるとともに、これまでの施策と現状を総点検し、少なくと
もここ三、四年のうちに市内の主な道路、なかんずく幅員が狭く、歩車道
が分離されていない、しかも多数の自動車交通や人の通行がふくそうす
る道路や、既に車道と分離されている歩道をだれも安全で歩きやすいよ
うにするための整備を積極的に推進していただきたいと思いますが、市当局
のお考えはいかがか、お尋ねをいたします。

さらに、本市の福祉環境整備指導要綱の問題についてお尋ねをします。
本市の道路は同要綱の福祉環境整備指導基準にせきかく定められている基
準が守られていないところが多くあります。せきかくの福祉環境整備指
導基準を空文に終わらせず、同基準を厳守し、基準に合致しないところの改
良を行うとともに、同基準の道路等に関する一般構造には歩道のない道路
については何の定めもないことから、この点を見直し必要な基準を設け
ていただきたいのでありますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、市立羽津保育園問題についてお尋ねをいたします。

第1は、保育園児の送迎時における自動車の駐停車場の早急な確保につ
いてであります。市当局も既にその必要を認めておられると思うのであり
ますが、その実現について市当局はどのように対処しておられるのか、お
伺いをいたします。

第2は、保育室の増設と就学前の5歳児の4歳児との混合保育回避につ
いてであります。羽津保育園は毎年入園希望が多く、この数年来の措置率
は100%あるいはそれに近い率で、市立保育園全体の中でも最も高い状況
が続いております。羽津地区内では住宅建設が盛んであり、保育園入園希

望者の一層の増加が確実視されており、現に不足している保育室を常設す
ることが急務となっております。本年も保育室が不足していたがために、
就学前の5歳児45名のうち15名を4歳児と混合保育する措置をとったこと
から、入園した日に初めてそのことを知らされた父母たちが怒って、園、
市当局との間で紛糾したのであります。この事態収拾のときに、市当局は
父母に対して、保育室の増設の努力とともに、就学前の5歳児は4歳児と
混合保育とならないようにする旨の約束をされたと解しておりますが、以
後、その実現のためにどのような取り組みをしておられるか、お尋ねをい
たします。

第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第1点目のご質問の問題につきましてお答え
いたします。

ご指摘の三重橋垂坂線など既に歩道がございます道路につきましては、
歩道整備につきまして、歩道内に電柱があるところや、側溝ふたあるいは
舗装の悪い箇所が見受けられるところでございます。したがいまして、歩
道の有効利用を図りますよう、路面の整備、側溝ふたの改良、段差切り下
げ等につきまして、危険な箇所より順次整備し、電柱等につきましては、
今後、占有者と協議をいたしてまいる所存でございます。

次に、東阿倉川5号線など歩道のない狭隘道路の安全確保についてで
ございますが、側溝ふたの設置、電柱の移設等は考えており、地域の方々
と調整の中で歩行者の多い区間、交差点等危険箇所より、整備をしていき
たいと考えております。

既存市街地の中で特に人家が連檐しております狭隘な道路におきまして
は、歩道を設置するスペースの確保が不可能でございます。そういうこと
から、根本的にはこういった狭隘道路への車両の流入を緩和することが必

要であるかと考えるわけでございます。そういうことで、都市計画道路等の幹線の道路整備も進めなければならないと考えておるところでございます。また、道路を新設、改良する場合は、福祉環境整備指導要綱を適用して整備しているところでございますが、既存歩道の整備、修繕に際しましても、福祉部と協議、調整を図り進めておるところでございます。また、歩道のない道路の基準につきましても、今後福祉部と調整をしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、歩行者の安全確保につきましては、さきに述べましたように、それぞれの手法をもちまして、今後より一層整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、中央通り交差点の安全性につきましては、視覚障害者用の信号機の設置が一般的に考えられますが、現在の道路形態では信号機の設置は困難な状況であります。しかしながら、近くには老人福祉センターもあることから、この福祉センターを利用される方々とガイドヘルパー制度の利用などにつきましてご相談を申し上げますとともに、安全に渡れるような方策につきまして、関係者の皆様と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 羽津保育園につきましてお答えいたします。

年度当初、保護者の方々の考え方と園の決定について問題が生じましたが、その後5カ月を経過しました現在、園の方針に対しまして保護者も理解を示され、子供たちも楽しく園生活を送っているとの報告を受けております。クラス編成につきましては、年齢別最低基準の趣旨を十分尊重し、努力しておりますが、入園申し込み状況、措置状況等により、異年齢児とのクラス編成がやむを得ぬ場合もあります。このような場合には、事前に保護者の理解を得られるよう、手続をとってまいりたいと考えております。また、人口増に伴う施設整備につきましては、措置児童数と施設内容等、種々の条件を勘案し、対応してまいりたいと考えております。

次に、モータリゼーションの発達に伴いまして、保育園の送迎が現在ほとんど自家用車利用になっております。送迎用自動車の転回用地及び駐車場等に不自由を来している保育園も多くあります。羽津保育園につきましても、用地の確保等に困難さがありますが、今後その確保について努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 小井道夫君。

○小井道夫君 お答えありがとうございました。

歩く人に優しい道づくりの問題ですが、現在のそういう幅員が狭い、自動車交通や人の通行のふくそうするところの道路、あるいは既に歩道になっているところでも、実態がどうなっているか、それを整備することが急務であるのかないのか、根本的な認識はどうなんでしょうか。幾つかの路線の例を申し上げたわけですが、全市的にそういうところが非常に多いという私は認識であるとともに、道路行政の基本、道路づくりの基本は、やはり歩く人が歩きやすいように、とりわけ高齢者や障害者、小さい子供が歩きやすいようにすることが基本に置かれなければならない。この基本を置くということについて、十分踏まえておみえになるかどうか。現状を見ますと、大変歩きにくい、危険な道路がいっぱいある。この点の基本姿勢が弱いのではないか。現状もどれだけ認識してみえるのか。本当に人に優しい道をつくるということを基本姿勢に置いて、現状を見て大変だということを十分認識してみれば、従来の延長線上でのお答え、施策の対策のお答えではなしに、もう少し積極的な方向というものが、市の全体の問題箇所整備に向けて、全体の計画といいますか、構えといいますか、そういうものをお答えいただければいいかというふうに思いますが、その点、お聞きしておきたいと思っております。

それから、羽津保育園のことですけれども、保育室の不足の問題について、前向きに検討していただくんですか。どうも今のお答えでははっきり

しておりません。ですから、保育室の増設問題について、いまひとつ明確にお答えをいただきたい。もう既に保育園児の措置率の状況から、周辺の住宅建設状況から、保育室が足らなくなってきていると、こういうことは明らかなわけですか。その辺の認識はまだなさっていないでしょうか。もう少し明確に増設に向けた努力をどう考えておみえになるのか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） ただいま本市の道路施策として、国家プロジェクトの方に力を入れ過ぎではないかと、また生活の道路について配慮が足りないのではないかとというようなご質問と思いますが、本市といたしましては、こういう国家プロジェクトの道路も大変必要でございます。交流ネットワークの強化等の問題もありまして、これも必要でございます。また、ご質問にもございましたように、現在の四日市の道路状況は非常に悪い状況でございます。私どもも反省しなければならない点多々あるわけでございます。快適な生活環境の創造ということで、思いやりとゆとりのある道路、みんなが安心していける道路と、こういった面につきましても、今後とも力を入れてまいりたい、こう考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 保育室の増設につきましては、現在のところ年々、措置児童数申し込み状況等が変わっておりまして、その中で羽津地区におきます幼稚園、保育園との絡みがございまして、現在のところ考えておりません。

○議長（水野幹郎君） 小井道夫君。

○小井道夫君 歩く人に優しい道づくりに力を入れたいということですが、ぜひ入れていただきたいですが、ただ従来のような事業、予算の面一つとりましても、そのような枠の中では、言われることは具体的に進まないわ

けで、思い切ってこれを重点施策の一つにして、大きく前進させる、そういうものを特に3年ないし5年をかけた計画で全市的に是正をしていく、直していく、改良していく、こういう計画を具体的に打ち出すことによって、その力の入れぐあいを示していただきたいと思います。

それから、羽津保育園の保育室の増設問題は考えていないということですが、非常に残念です。今後、なおいろいろな機会を通して訴えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） これをもって一般質問を終了いたします。

日程第2 議案第86号ないし議案第113号

○議長（水野幹郎君） 日程第2、議案第86号平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第113号字の区域の変更についての28件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

この際、報告をいたします。小井道夫君から質疑を取り下げの旨の申し出がありましたので、ご了承を願います。

順次発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第97号四日市市の休日を定める条例の一部改正について並びに議案第98号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、関連してお尋ねをいたします。

完全週休二日制導入のための関係規定の整備を行おうとするものですが、先日来の答弁では、実施時期が明確にされておりました。議案を出すからには、実施時期は一定の目安を持って提案をされているのではないかと思います。いかがでしょうか、再度お尋ねをしたいと思います。

それと同時に、完全週休二日制実施について、人員は増やさない、経費は増やさない、サービスも低下させない、大変矛盾した三無主義で進められようとしておりますが、本当に完全週休二日制が実現可能なのでしょうか。必要などころには人員を増やして実現を図らなければ、過重労働やサービスの低下を招くのではないのでしょうか。人員の採用計画は一体どうなっているのでしょうか。あるいは、病院の病棟、保育園等において住民サービスに直接かかわる問題です。具体的にどう進められようとしているのか、お尋ねをいたします。

議案第 101号四日市斎場条例の一部改正についてお尋ねします。

今回、斎場が改築されたために、使用料の改定を行おうとするものですが、使用料が 2,000円から 5,000円に値上げされておりますが、根拠についてお尋ねをいたします。待合室と霊安室の使用料に消費税をかけようとしておりますが、一体消費税分は幾らになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） ご質疑にお答えをいたします。

今回の完全週休二日制の導入に対しまして、昨日来申し上げておりますように、市の基本的な方針といたしまして、人は増やさない、経費の負担増は伴わない、なおかつ行政サービスは低下させない、そういったことを基本として進めているわけでございます。いわゆる三無主義と、こういうことでございます。しかしながら、昨日も申し上げたように、そうは申しましても、勤務の実態から見て、極めて厳しい職場も幾つかあるわけでございますので、そういったところについて、現在、業務執行体制の見直しあるいは整備を該当の職場と調整協議を図っているところでございます。そういった結論がまとまれば、それなりの対応は考えていかなければならないのではないか、こんなふう考えておるわけでございます。

また、実施時期についてお話があったわけでございますけれども、今申し上げたように、一つは、業務執行体制の問題について鋭意検討を進めておるといふことと同時に、一方で、今後週休二日制を導入するに際しましては、住民の方々に対する理解と協力、そのことが極めて重要なことであるわけでございますので、そういった周知期間も大事なことでございますので、今申し上げたような諸条件を見きわめた上で実施をしていきたい、こう考えておるわけでございます。

なお、詳細につきましては、委員会の方でご説明を申し上げてご審査を賜りたい、こう考えておるわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 四日市市斎場条例の一部改正についてお答えを申し上げます。

かねてより建設を進めてまいりました新斎場につきましては、全国的にも、先ほど申し上げましたように、誇ることのできる立派な施設となり、工事費も第 1 期工事として火葬棟、待合棟などの建設段階でも既に 40 億円を超えておるといふような状況でございます。斎場の使用料というものは、単に受益者負担の原則から算出するものではないというふうに承知をいたしておりますが、諸物価が高騰する中で、昭和 57 年から現在まで、その観点の中で据え置いてまいったわけでございますけれども、基本的には使用料というものは時代に合った適正なものであるべきであるというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、今般お願いをいたしております使用料につきましては、新たに改築などをした県内外の斎場使用料を勘案いたしまして設定させていただいたものでございまして、おおむね燃料費相当となっておりますということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、会議室と待合室につきましては、今回、使用料をいただくことになっておりますが、火葬使用料には消費税は当然かけておりませんが、待合室につきましては、他の市の施設と同様の扱いとさせていただいておりますので、使用料に3%の消費税をかけさせていただいたということでございます。幾らになるかということにつきましては、今すぐここで計算できませんので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁をいただきましたけれども、議案第97号、98号に関しては、委員会で十分審査をしていただくということでございますので、ひとつ過重労働にならないように、あるいはサービス低下にならないように、そういう立場で審査をしていただきますようお願いをしたいと思います。

二つ目に、斎場の問題でございますが、斎場というのはだれしもが最後には必ず世話にならなければならないところですし、長らく四日市の市民として税金を納めていただいたということからするならば、値上げ分、私の試算では今年度で150万円ぐらい、通年でも540万円程度ということでございますので、使用料改定の論議の中で据え置きにするとか、そういった論議が検討されなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それと、消費税については内税にするとか、あるいは取らないようにするとか、そういう検討もなされなかったのかどうか。使われる方も大変少ないのではないかと、こう思うわけですし、その点についてお尋ねいたします。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 当然のことながら、こういう改正をさせていただくに当たりましては、火葬料金の適正料金、据え置きも含めまして、どれだけにしたらいいかというようなことは、先ほど申し上げたようなことも考えました。それから、消費税につきましても、ただ単に自動的にかけたわけではございませんので、いろんな検討の段階でそういう結論を得

たということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 議案第87号の平成3年度四日市市水道事業決算認定について、2点ほどお伺いをいたします。

1点目ですが、3年度の決算の結果、黒字として当年度純利益が8,371万6,156円計上され、前年度からの繰越利益剰余金の累積は3億4,000万円強となり、うち420万円を減債積立金にして、残る3億3,609万7,126円が翌年度繰越利益剰余金とされました。水道事業は公営企業ですから、この黒字分は適切な形で市民への還元を行うべき金額だと考えますが、なぜこれだけの黒字額を3年度は繰り越しにしたのか、お尋ねをいたします。

2点目ですが、決算書には500万円以上の工事請負契約が重要契約の要旨として82件記載されておりますが、このうち東海興業株式会社が5件の契約をしたと報告されております。ご承知のように、東海興業株式会社の代表取締役は本市議会の大谷茂生議員でありました。しかも、3年度は大谷議員が産業公営企業委員会に所属しておいて、水道事業の予算、決算及び諸施策を審議する立場にあったわけでありまして。そうしますと、私ども既に市長に申し入れをいたしました。地方自治法第92条の2、関係私企業の禁止制限条項や、同じく第117条の議員は議員の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない旨の条項にはっきりと抵触するのではないのでしょうか。市水道局の工事請負契約での指名入札発注の根幹にかかわる問題としてお尋ねをいたします。

○議長（水野幹郎君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 2点ほどご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、ご理解を深めていただきますために申し上げたいことは、水道事

業というものは、既にご承知おきいただいておりますように、現行の事業は平成2年度から平成5年度まで、この期間、4カ年の計画として事業運営がなされておるわけでございまして、これに基づきまして現行の水道料金に改定をさせていただいておりますことは既にご承知おきのとおりでございます。また、水道料金につきましては、消費税の問題等につきましても、転嫁を見送っておりますこと等から、財政計画そのものにつきましても、この期間中において、かなり最終的には多額の資金不足が生じることが当初予想されておる状況でございます。非常に厳しい状況であるということにつきまして、まずご理解をちょうだいいたしたいというところでございます。しかし、これまでの事業運営につきましては、平成2年度、さらには平成3年度の実績で明らかでございますように、給水需要が当初計画を大きく上回ったことによりまして、水道料金も大幅に増収したということ、さらには、高金利の料金、これも大幅に増収の原因ということになったわけでございます。

したがいまして、財政計画との関係におきましては、財政状況は確かにご指摘のとおり好転をしております。しかし、それでもなお、平成4年度の当初予算では、これまたご承知おきいただいておりますように、収益的収支におきまして約1億7,100万円の決算金の計上となっておりますところでございますし、4条関係、つまり資本的収支における資金の過不足につきましても、当該年度の内部留保資金で補てんしてもなおかつ約2億円の資金過不足が生じる、こういう状況にあるというところでございます。さらには、平成5年にいきますと、将来の負担の増高に対処するために、これまでに引き当ててまいりました退職引当金の一部も取り崩さなければ予算編成ができない、こういう極めて厳しい状況にあるということにつきまして、まずご理解いただきたいと思うわけでございます。

そこで、平成3年度の決算でございますが、ご指摘のように、8,371万6,000円の純利益決算となったわけでございます。これに前年度からの繰

越剰余金も加えまして、約3億3,600万円、これを翌年度へ繰り越しをするものでありますが、これも先ほど申し上げましたように、この企業会計というのは単に単年度の営業成績をもって判断するということではなく、一つの財政計画期間中における収支がどういうふうになるかということにつきまして、含めてこれをご配慮をいただきたいというところでございます。したがって、先ほどの受益者へ、もうかったんだから還元したらどうか、こういうご意見でございますけれども、極めて資金繰りが困難な状況にある、こういうことでひとつご理解をちょうだいいたしたいというふうに思います。

それから、2点目の問題でございます。これにつきましては、先ほど、議員の兼職禁止の問題、さらには議員の除斥の問題でのご指摘かと思うわけでございますが、私どもは一般論として申し上げますけれども、この二つの問題については、管理者として答えるべき、関与する問題ではないというふうに思っておるところでございます。水道局の公認業者としての扱いについては、正当に手続をされて入札に参加をしておる、こういうことでひとつご理解をちょうだいしたいというふうに思います。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 1点目ですが、一昨年の料金改定後の財政計画の進行状況、それから今年度あるいは来年度、赤字になっていくという見通しが厳しいということもよく承知しているわけでありまして、財政計画の中身で、これは所轄の委員会でもよく議論していただきたいわけですが、高い県水を受け入れている、そういう費用をそのままにしておく財政計画であるならばそうでありましょうし、赤字に対して一般会計からの繰り入れを全くしないということであればそうでしょうけれども、そういった問題を根本的に見直していく、あるいは県との交渉もありましょうし、内部での検討もありましょうけれども、そうすれば、当然財政計画の中身自体が変わってきて、赤字を克服できる条件も生まれてくるわけですから、そ

ういう推移をどうつくっていくのかということで、私はすぐに単純に市民にお金を返しなさいと言っているわけではございません。長期にわたって今の料金を維持していくということも、長い目で見て市民に還元していく内容になるわけですから、この黒字を生かしていかなきゃならぬ。今年度、来年度の赤字で消えてしまうような黒字では困る。せっかく水道局の職員の皆さんがご努力いただいた結果として出てきた黒字分でもあることはよく承知しているわけですから、そういう点、よく論議をしていただく、財政計画の検討にさせていただきたいということを問題提起しておきたいと思えます。

2点目は、今後こういった、地方自治法に抵触するのではないかなどと私が議会で取り上げなきゃならぬような、業者への厳正な対処を求めているいただきたい。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君に申し上げます。

発言が、議案質疑の範囲を越えておりますので注意いたします。

○橋本 茂君 以上で終わります。

○議長（水野幹郎君） これをもって質疑を終結いたします。

本件を、お手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第114号 工事請負契約の締結について及び議案第115号 工事請負契約締結について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、議案第114号工事請負契約の締結について及び議案第115号工事請負契約の締結についての2件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第114号及び議案第115号は、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、雨池2号幹線水路築造工事及び羽津污水1号幹線下水管渠布設工事についてそれぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

陳情につきましては、1件提出がございました。お手元に文書表を配付しておりますので、ご了承を願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月17日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後2時44分散会

会 議 録

第 5 日

(平成4年9月17日)

○議事日程第5号

平成4年9月17日(木) 午後2時開議

- 第1 議案第86号ないし議案第115号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 議案第116号ないし議案第118号 …………… 説明・質疑
討論・採決

議案第116号 教育委員会委員の任命について

議案第117号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第118号 人権擁護委員の推薦について

- 第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第4 発議第9号及び発議第10号 …………… 説明・質疑
討論・採決

発議第9号 国民の祝日「海の日」制定に関する意見書の提出に
ついて

発議第10号 第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書の提
出について

- 第5 発議第11号「道路整備の推進」に関する決議について…説明・質疑
討論・採決

- 第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

青山 弘 忠

小井 道 夫

石川 勝 彦

市川悦子
市川正徳
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大島武雄
大谷茂生
小川政人
小川村幸善
喜多野等
久保博正
桑原勇
坂口正次
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋
野呂平和
橋本茂
橋本増蔵

長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治
古市元一
堀内弘士
益田力子
水野和子
水野幹郎
毛利道哉
森真寿朗

小林博次

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
調	整	石川徹夫
市	長	鈴木一美
計	画	推進部長
馬	淵	則昭
総	務	部長
財	政	部長
市	民	部長
福	祉	部長
商	工	部長
農	林	水産部長
加	藤	鶴飼
佐	々	木龍夫
小	畑	廣次
大	井	一美
米	津	正夫
鎌	田	悟

環境部長	須原賢治
都市計画部長	山田稔
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
消防次長	谷口淳一
病院事務長	光本博之
水道事業管理者	栗本春樹
水道局次長	別所弘和

教育長	丹羽武
教育次長	服部美次

代表監査委員	樋尾裕
--------	-----

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
参事兼議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
主幹兼議事係長	玉田耕士
主幹	井上紀久夫
主幹	水谷正昭

午後2時2分開議

○議長（水野幹郎君） 議員の皆様方におかれましては、残暑大変厳しい折、大変ご苦労さまでございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事につきましてはお手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 議案第86号ないし議案第115号

○議長（水野幹郎君） 日程第1、議案第86号平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第115号工事請負契約の締結についての30件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いをいたします。

豊田忠正君。

〔総務委員長（豊田忠正君）登壇〕

○総務委員長（豊田忠正君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第88号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分及び議案第95号平成4年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）の2議案については、別段異議はありませんでした。

議案第97号四日市市の休日を定める条例の一部改正について及び議案第98号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正については、四日市市に完全週休二日制を導入するに当たり、関係規定を整備しようとするものでありますが、本件は市民生活に直接影響を与える重要な問題であるだけに、各委員から活発な意見が交わされたのであります。

理事者からは、「先進諸国から日本人は働き過ぎとの厳しい批判がある中で、我が国の国際的公約である総労働時間1,800時間の達成に向けて、昨年度の人事院勧告で国家公務員の完全週休二日制の早期実施を求める勧告が出されたことを受けて、国家公務員は本年5月から、三重県は本年8

月から既に完全週休二日制を実施している。制度の実施に当たっては、人員は増やさない、経費は増大させない、住民サービスは低下させないという、いわゆる三ない主義を原則としていくが、一部の部局において例外的に増員を余儀なくされることもやむを得ないと考えている。また、実施時期については今後詰めていくことになるが、市民への周知や関係部局との調整にも日時を要することから、現時点では本年12月実施を目標としている」との説明がありました。

これに対して委員からは、実施時における住民サービス全般にわたってまでは具体的な対応策が決まっておらず、また四日市地域内の事業所の実施率が25%程度にとどまっている中での完全週休二日制導入については、市民の理解も得られにくいのではないかと意見も出されたところですが、当委員会といたしましては、完全週休二日制の実施が世の中の大きな流れであるところから、その実施についてはやむを得ないものであると判断し、市民本位の行政サービスを維持していくことを大前提として、今後各職場において事務事業の徹底的な見直しを図る一方で、市立病院、消防、福祉部門等人員増の必要な職場にはその手当ををしていくとともに、特に窓口業務等における行政サービスについて早急に検討を行っていくよう強く要望した上でこれを了といたしました。

そのほか、休日に出勤した職員が振り替え休日を取った場合の時間外勤務手当について意見がありました。

議案第99号四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について及び議案第100号四日市市消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についての2議案については、国の消防表彰規程の改正に伴い、市職員と消防団員に支給する賞じゅつ金の額を引き上げようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第101号四日市市斎場条例の一部改正については、現在改築工事中の北大谷斎場が本年12月から供用を開始するに当たり、使用料の改

定等規定の整備を図ろうとするものでありますが、一部委員から、待合室・霊安室の使用料に対する消費税の転嫁について反対意見がありました。

議案第106号から議案第108号、議案第114号及び議案第115号の5議案については、いずれも工事請負契約締結議案であります。

他の工事に比べて入札に参加している業者数が少ない工事について、その理由を質したところ、理事者からは、「鉄道や企業隣接工事については特殊な技術を要するため、企業との工法協議の中で資格を有する業者が施工することを条件とされるケースもあり、当該工事については市の請負工事指名審査会で慎重に検討した結果、今回の指名業者を決定したものである」との説明がありました。

当委員会は、工事を施工する際の市側の立場は十分理解するものの、入札制度の公平性を堅持していくために、今後他の業者の技術力も十分調査した上で、指名競争入札への参加について検討を行っていくよう要望いたしました。

議案第109号動産の取得について、議案第110号動産の取得について、議案第112号字の区域の変更について及び議案第113号字の区域の変更について、以上4議案については別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、教育民生委員長にお願いをいたします。

田中俊行君。

〔教育民生委員長（田中俊行君）登壇〕

○教育民生委員長（田中俊行君） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第88号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分

のうち、歳出第3款民生費につきましては、老人保健施設建設費補助金の計上のほか身体障害者通所授産施設整備費の追加計上であり、別段異議はありませんでした。

次に、歳出第10款教育費についてであります。

学校週5日制の実施に伴い、児童生徒指導事業費が計上されておりますが、学校週5日制は、学校・家庭はもとより地域等社会全体のあり方まで見直しを迫られる一方で、児童・生徒にゆとりを持たせる中で自主性・主体性・創造性の育成を目指す教育改革でもあります。保護者をはじめ、児童生徒にとっては初めての経験であり、その円滑な導入が強く望まれるところであります。

当委員会といたしましては、制度の導入に当たって、子供たちの健全育成を第一義におき、学童保育事業や児童館・図書館等の一層の充実に努めるとともに、今後とも引き続き広報等を通じ、学校週5日制についての啓発に努め、保護者等の不安の解消を図っていくよう要望いたしました。

また、学校施設の一部開放に係る指導員の配置については、地域での受け入れ等今後の動向を見極めながら取り組んで行くよう要望いたしました。

議案第90号平成4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第94号平成4年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第102号四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、水沢市民広場の供用を本年10月1日から開始するに当たり、使用手続等を規定しようとするものでありますが、市民広場の専用許可については一般市民の利用に配慮するとともに適切な管理・運営に努め、市民に親しまれる施設となるよう強く要望いたしました。

議案第111号動産の取得につきましては、情報化社会に対応するため平成5年度より中学校技術家庭科においてパーソナルコンピューターに関する内容が位置づけられることに伴い、平成2年度より平成5年度を目標に

各校に順次配備しているところであり、今回6校分を購入しようとするものでありますが、早急に専用教室の整備を行うなどして有効な活用を図っていくよう要望いたしました。

また、パーソナルコンピューターの機種を選定について、多様化している現状にあわせ、検討すべきとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長(水野幹郎君) 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。長谷川昭雄君。

〔産業公営企業委員長(長谷川昭雄君)登壇〕

○産業公営企業委員長(長谷川昭雄君) 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第86号平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

平成3年度事業におきましては、事業収益104億2,879万2,208円、事業費用107億3,442万8,504円となり、差し引き3億563万6,296円の当年度純損失が生じております。

理事者からは「平成3年度事業においては、入院患者数は減少したものの、外来患者数が伸びたため、総収益は2年度に比べて増加しましたが、高度医療に対応した最新鋭の医療機械の導入や施設の整備、また、患者サービスの向上を図るための医療費システム導入の支出に加え、人件費をはじめとする義務的経費の増大により、純損失を生じた」との説明がありました。

全国的に自治体病院の多くが厳しい経営状況にある中で、平成2年度決算に引き続き純損失を生じていることから、今後の事業見通しと財政健全

化を中心に種々論議を行ったのであります。

この中で理事者からは「国の方針が医療費抑制にあることから、今後も工業収益の大幅な増収が期待できない状況にある一方で、公立病院の使命として高度医療を提供するため、医療機械等の一層の充実が求められている」との説明がありました。

当委員会は、病院を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあるため、これまで以上に企業としての採算性の向上や経費節減に取り組み、財政の健全化に格段の努力を行うよう強く指摘するとともに、今後とも地域の中核病院としてさらに信頼される病院とするため、医療サービスの一層の向上に努めるよう要望いたしました次第であります。

また、議案に関連して、過去の委員会において何度も論議されております駐車場問題について、スペースの有効活用を図るため、一部有料を含めた、より効率的な駐車場管理の方策を検討するよう要望いたしました。

なお、本件につきましては、一部委員から、消費税法の一部改正までの正常分娩費用等への消費税転嫁に対して反対意見がありました。

次に、議案第87号平成3年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成3年度決算は、事業収益66億2,387万839円、事業費用65億4,015万4,683円、差し引き8,371万6,156円の純利益を生じております。

理事者からは、「水道料金への消費税未転嫁による影響など厳しいものがあつたが、営業外収益等の増収もあつて純利益が生じた。しかしながら、消費税の影響を引き続き受けるなど、今後の水道財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しい状況にある」との説明がありました。

当委員会は、内陸部での開発行為等の進行により本市水源の大部分を占める地下水への影響が懸念されることから、既存水源の保全に格段の努力を払うとともに本市周辺での新たな水源確保に向けて積極的に取り組むなど、長期的な視野に立って、市民の飲料水確保に努めるよう強く要望をい

たしました。

また、現在国で行われている水質基準の見直しに合わせて検査体制の一層の強化を図り、水質管理に万全を期して、今後とも安全でおいしい水の供給に努めていくよう要望いたしました。

本件につきましては、一部委員から、県営水道事業からの受水に対して反対であるとの意見がありました。

議案第89号平成4年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）については、選手宿舍新築に伴う実施設計費が計上されております。

本件は、過去の委員会で再三にわたって指摘・要望してまいりました競輪場周辺の一體的な整備について、その先駆けとなる施設であることから、現段階での計画内容について詳細な説明を求めました。

理事者からは、「本来の目的である選手宿舍機能としての充実を図るとともに、競輪開催日以外には一般市民も利用できる施設として、アスレチックジムや多目的ホール、軽食喫茶室を併設するなど、市民が憩えて楽しめる場となるよう十分工夫を凝らしていきたい」との説明がありました。

今回の整備は、従来の競輪の持つイメージを払拭する絶好の機会であるだけでなく、周辺施設を含めたレジャーゾーンの拠点として、身体に障害を持つ人たちの利用にも配慮するなど市民に親しまれる施設となるよう、その機能についてさらに検討を加えていくよう要望をいたしました。

議案第88号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分について、議案第91号平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）、議案第96号平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第103号四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、認定及び可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、建設委員長にお願いをいたします。

野崎 洋君。

〔建設委員長（野崎 洋君）登壇〕

○建設委員長（野崎 洋君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第88号平成4年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第8款土木費につきましては、主に国庫補助金の内示に合わせたものでありますが、道路橋梁費に関連して、交通安全対策・交通渋滞の解消に向けて、道路利用の的確な把握に努めるとともに、関係部局との連携を密にして、その整備促進に当たるよう強く要望いたしました。

また、新開橋橋梁整備事業について、橋梁の拡幅計画と整合を持たせた道路整備事業を推進すべきとの意見がありました。

都市計画費につきましては、駐車場案内システムの基本計画を策定するための調査委託料が追加計上されておりますが、中心市街地における自動車交通の円滑化を図り、市民生活はもとより、商業、業務活動の健全な発展に寄与していくためには、何よりも駐車場の整備充実が不可欠であることから、駐車場と駐車場案内システムが相補完し、機能を発揮させていくことが望まれるところであります。

このため、「駐車場整備計画」を今回の「駐車場案内システム基本計画」とあわせて早急に策定するとともに、民間業者の駐車場建設に対する優遇策の導入を検討するなど、駐車場整備の推進に向けて特段の取り組みを要望いたしました。

なお、当委員会は、今回の土木費の補正予算に関連して、今般国において総合経済対策の実施が決定された状況にかんがみ、本市においても、道路事業、下水道事業等公共事業の進捗を期する上で相当の事業効果が期待できることから、国や県との連携を密にして、国の各種公共事業の導入に

積極的かつ適切に対応していくよう強く要望いたしました。

歳出第14款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

議案第92号平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、水洗化率の一層の向上を図るため、本年4月に施行された「四日市市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する制度」のPRに、引き続き積極的に取り組んでいくよう要望いたしました。

議案第93号平成4年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、末永・本郷土地区画整理事業の事業内に計画されている赤堀山城線の早期整備について意見がありました。

議案第104号市道路線の廃止について及び議案第105号市道路線の認定については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党市議団を代表して、今定例議会に提案された30議案のうち3議案について、問題があり反対をするものであります。

まず、議案第86号平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定につい

てであります。

平素から病院に勤務されている皆さん方が中核病院としての役割を果たされ、市民の生命と健康を守るために奮闘されていることに心から敬意をあらわすものであります。

しかし、病院経営の中で、消費税法が導入され、出産費用にも消費税がかけられてまいりました。私どもは、出産費用にまで消費税をかけるべきでないことを主張してまいりました。しかも、市民から出産費用にかわり徴収した消費税は、国への納税のときには簡易課税をかけるため、徴収した額より納税額が少なくなり、差益が生じることを指摘し、この消費税導入について反対をしてきたところであります。

国民の大きな消費税反対の世論により、平成3年の10月より出産費用にかかわる消費税は廃止されましたが、決算の中では6カ月分について消費税を徴収してきたことに反対をするものであります。

なお、一言付言いたしますならば、決算において赤字が生じておりますが、これは中核病院として市民に必要な医療を施すためのICUなどの不採算部門を抱えているためであり、職員の皆さんの経営努力ではいかんともしがたいものであり、この不採算部門に対する市の一般会計からの補助金の導入を検討されるよう強く要望し、反対討論といたします。

第2に、議案第87号平成3年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

市民に安全で安心して飲める水道水を日夜安定して供給されている皆さんの努力に敬意をあらわすものであります。

平成3年度決算においても、平成2年度決算と同じように、当初財政計画を大幅に上回った純利益を上げております。平成3年1月より22.23%もの大幅に水道料金が値上げされましたが、私ども日本共産党は、地域水源としての三重用水の受水をしなくても、既設の北勢用水の活用によって水需要に対応できることを指摘してまいりました。

平成3年度の決算を見ますと、総配水量は年間で4,608万7,434tで、平成2年度と比較しますと、年間で13万8,807tしか増えておりません。取水内訳を見ますと、受水量が昨年比では年間114万4,047t増えていますが、このうち三重用水の受水分が77万4,058tの皆増であります。木曾川系は37万2,989t増やしています。ところが、自己水源は100万8,240tも取水を減少させております。

水需要は水ものでわからない、地下のことは目に見えない、長く自己水源を活用できるようにしていきたいと言われることは一定理解をいたしましても、平成3年度の決算内容から見ますと、三重用水の受水の時期が適切であったのか、あるいはそれに伴う22.23%の値上げが妥当であったのか、指摘をせざるを得ません。

今後とも安い料金でおいしい飲料水を提供するために、既設の北勢用水の活用とともに、三重用水については県とも受水費についてさらに交渉もし、受水量についても適切な運用を図るなど一層の努力を要望しますと同時に、四日市の主要水源である地下水の確保のために、ゴルフ場開発などの山林原野の乱開発による地下水への影響を抑制するために、乱開発を規制したり、山林を守り、保水能力を維持するなどして、水源を守るために一層努力されることを要望いたします。

また、ゴルフ場などの農薬汚染や県の衛生研究所等による水質汚染から市民の飲み水を守るためにも、水源保全に関する条例化を含めて力を入れて取り組んでいただきたいことを強く申し上げておきたいと思っております。

次に、議案第101号四日市市斎場条例の一部改正についてであります。

斎場の改築に伴い、待合室及び霊安室の使用料に消費税をかけようとするものでありますが、消費税分が今年度分で約5万5,000円、通年にいたしましても約16万から17万円であり、わずかです。

葬儀の火葬に付すときの見送りに来ていただく方に利用していただく待合室の利用料に消費税をかけるなど、人生の最後の最後まで消費税に苦し

められることは認めるわけにいかず、反対をいたします。

○議長（水野幹郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第86号平成3年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、議案第87号平成3年度四日市市水道事業決算認定について及び議案第101号四日市市斎場条例の一部改正についての3件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定及び可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水野幹郎君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた27件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 議案第116号 教育委員会委員の任命についてないし議案第118号 人権擁護委員の推薦について

○議長（水野幹郎君） 日程第2、議案第116号教育委員会委員の任命についてないし議案第118号人権擁護委員の推薦についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第116号は、小菅弘正氏の辞職に伴い、現在欠員となっております本市の教育委員会委員として日比義也氏を任命いたしたいと存じ提案するものであります。

議案第117号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、境野良吉氏の任期が来る24日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任いたしたいと存じ提案するものであります。

議案第118号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、去る8月31日に任期満了となりました刑部昭三氏を引き続き推薦いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、各氏の経歴はお手元の履歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第116号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第117号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決

いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第 118号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員に同意いたしました各氏からごあいさつ並びに自己紹介がありますので、よろしくお願いをいたします。

〔日比義也氏、境野良吉氏、刑部昭三氏入場〕

○教育委員会委員（日比義也君） ただいま教育委員の就任につきましてご同意を得ました日比でございます。

私、教育行政ということは初めてでございます。多少戸惑いを持っておりますけれども、精一杯やってまいりたいと思います。

議会の皆さん方にもよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願いいたします。

（拍手）

○固定資産評価審査委員会委員（境野良吉君） 固定資産評価審査委員会の委員に再選いただきました境野良吉でございます。

引き続き職責を全うしたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

（拍手）

○人権擁護委員（刑部昭三君） 人権擁護委員にご同意いただきました刑部でございます。

引き続き頑張ってやりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします
（拍手）

○議長（水野幹郎君） ご苦労さまでございました。

〔日比義也氏、境野良吉氏、刑部昭三氏退場〕

日程第 3 委員会報告第 4 号 請願の審査結果について

○議長（水野幹郎君） 日程第 3、委員会報告第 4 号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査結果に対しご質疑がありましたら、ご発言をお願いします。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 日本共産党市議団を代表いたしまして、各請願に対する意見を申し上げたいと思います。

まず、請願第 2 号労働行政機関の増員を図る旨の意見書採択を求めることについてであります。

この請願は、四日市公共職業安定所や労働基準監督署など、地域で市民のための労働行政を一層向上させるために、関係職員を増員して充実を図る趣旨で出されたものでありまして、願意をとらえて採択すべきものだと考えます。

市内で多発する労使間のトラブルや労働災害などに対応する四日市労働基準監督署の監督官の行き届いた手厚い指導が、今必要になっております一例ですが、この春、松下電工の19歳の労働者が工場内で事故死をするという大変不幸なことがございました。関係者に聞きますと、その作業は、つい最近まで下請業者が通常の仕事として行っていた内容を、合理化によって本工がせざるを得ない作業だったと聞きました。職場への適切な立入調査を含む手厚い指導が監督署によって定期的に行われておれば、あたら若い命が奪われずに済んだとさえ言われております。

また、職業安定所の業務は、昨今不況が深まっていく中で、職を求める市民と地域の事業所との接点をあずかる仕事であり、きめ細かく進めていただく上で、増員による業務の充実が切に求められております。

以上の観点から、私どもは、四日市市民の命と安全を守り、雇用を安定させる上で、労働行政機関の増員と行政サービスの一層の向上が急務だと判断し、請願第2号は採択すべきだと主張するものであります。

次に、請願第5号第11次道路整備5箇年計画の策定についてであります。

国の第11次道路計画はまだ決定されておりませんが、その基本は幹線道路の建設整備が中心であり、地方の生活道路整備は軽視されている内容だと聞いております。

請願の第1項に総投資規模を大幅に拡大する旨が挙げられておりますが、中身を問題にせず額だけ増やせという指摘は、甚だ問題だと申し上げたいと思います。

2点目に、道路特定財源の充実に触れておりますが、道路特定財源制度は、その構成をなす揮発油税をはじめとして、各税率は新しい道路計画策定などに伴って次々に引き上げられ、道路整備予算の急激な拡大を支えてきた経過があり、私どもは、この制度によって国の道路投資の異常な伸びと自動車急増の悪循環を招いてきたと、従来から強く批判をしております。

第11次の計画を策定する際には、この制度を見直し、揮発油税などを一般財源化し、社会保障、福祉、生活密着型公共投資などにも使えるようにすることが必要であり、予算全体の中で道路とその他の社会資本との均衡ある整備を図っていくべきだと立場をとっています。

道路予算の充実を含め、真に国民に必要な社会資本を整備する財源は、軍事費の削減や大企業優遇措置の是正などで確保することができるという見地からこの問題をとらえるべきであります。

請願項目の3点目に関しては、自動車重量税は特定財源ではないこと。

それに、自動車重量税の一定部分が公害対策費に充当されることになっておりますので、これを全額道路特定財源に充当することといった措置には賛成できません。

日本の本格的な道路建設は1954年の第1次道路整備5箇年計画から始まり、一般国道の舗装率は11.6%から90%近くにまで進みましたが、地方の道路整備はおくれたままで、市町村の大部分を占める一般市町村道の舗装率はいまだに1割にも満たないお粗末な現状であり、自民党の高速道路優先の道路交通政策の結果が厳しく批判されねばなりません。

以上申し述べました諸点から、請願第5号について私どもは不採択にすべきだと主張するものであります。

なお、請願第3号と第4号については、願意を生かして採択することには賛成であります、一言申し上げておきます。

第3号の請願内容のうち、海の日を具体的に7月20日として定めているのは、この日がかつて明治天皇が船で初めて灯台を回った日である、そのことを記念しているとされておりますが、そんなことで7月20日をそのまま祝日に当てはめることには全く適当でないという意見を表明しておきます。

第4号の請願内容のうち、いまなお厳しい差別に多くの人が苦しんでいるという認識は、現状と大きく外れた認識だと指摘しなければなりません。

今日、特に戦後の民主的諸運動と国民的自覚の高まりの中で、部落差別克服の事業は大きく前進してまいりました。同和行政でも、特別対策の使命も終了に近づき、なお必要な行政対応は一般行政での対応に移行するのが当然の時期を迎えております。部落差別は、今やまさに基本的に解消の過程にあると断言することができるようになっております。

こうした現状認識をしっかりとって、本市での残事業や啓発活動に取り組むに当たって、市当局と関係諸団体の一層公正で民主的な対応を強く望むものであります。

以上をもって私どもの請願への意見表明といたします。

○議長（水野幹郎君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水野幹郎君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第9号 国民の祝日「海の日」制定に関する意見書の提出について及び発議第10号 第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書の提出について

○議長（水野幹郎君） 日程第4、発議第9号国民の祝日「海の日」制定に関する意見書の提出について及び発議第10号第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 発議第9号国民の祝日「海の日」制定に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

海は、古くから世界各国と我が国が交流するためのかけ橋の役割を果たしてきました。また、現在では海上輸送の大動脈として、あるいはマリーンレジャーをはじめとする余暇活動の場として、海は我々日本人の日常生活と深くかかわっています。

こうした海の恩恵に感謝するとともに、海に対する認識をより一層深めていく上で、7月20日の海の記念日を世界に先駆けて「海の日」として国民の祝日に定めることは極めて意義深いものがあります。

そこで、政府に対して国民の祝日「海の日」の制定を求めるため、お手元に配付しました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 発議第10号第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

道路は、豊かさゆとりの実感できる生活大国の実現を図る上で最も重要な役割を果たす施設であり、地域づくりの基盤として総合的な道路政策の展開が今後とも不可欠であります。

しかしながら、道路整備の推進を図るための予算の現状は極めて不十分であり、今後道路投資の拡大が図られなければ、本市における道路事業の進捗を期する上で重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、政府に対して、平成5年度を初年度とする第11次道路整備五箇年計画の策定に当たっては、関係予算を大幅に確保し、道路施策の強力な推進を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第9号国民の祝日「海の日」制定に関する意見書の提出についてを採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

次に、発議第10号第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本件は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水野幹郎君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

日程第5 発議第11号「道路整備の推進」に関する決議について

○議長（水野幹郎君） 日程第5、発議第11号「道路整備の推進」に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 発議第11号「道路整備の推進」に関する決議について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

道路は、活力ある地域社会の形成を図る上で最も重要な役割を果たしており、今日、道路の整備なくして都市の発展は望めないと申しても過言ではございません。

こうした状況下において、本市の道路は激しい交通混雑や渋滞が日常化しており、その影響は、市民生活はもちろんのこと、経済活動など都市機能全般にまで及んでおり、市民の道路整備を求める声はまことに切実なものがあります。

このため、市議会といたしまして、道路整備の推進が市政の喫緊の課題となっておる今日、状況にかんがみ、市民福祉の向上、さらには21世紀に

向かって都市基盤の強化を図るため、お手元に配付いたしました決議を行おうと提案するものであります。

どうかよろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 発議第11号の「道路整備の推進」に関する決議に反対するものであります。

この発議の基本になっている請願第5号についての問題点は、既に橋本茂議員が指摘をしたところであります。私は、四日市独自の問題として追加されている部分について問題点を指摘し、反対をするものであります。

私ども日本共産党は、北勢バイパスの建設について絶対反対の立場をとるものではありません。私どもは、この北勢バイパスのルート策定に当たっては、関係沿道住民の方々の意見をよく聞くこと、環境影響評価にかかわる詳細なデータをすべて公開すること、そして、騒音、振動、大気汚染などの公害に対する不安、批判に科学的にきちっと答え得る計画に見直しをすることなど、市民の納得と合意を得られる行政の対応を一貫して主張してまいりました。

その立場から、昨年6月議会において、北勢バイパスに関する決議を全会一致で賛成をしたわけではありますが、行政の対応は、昨年11月に三滝台住民に対して、この決議に反することをやってまいりました。このよう

なやり方でこの決議が理解され、利用されることを認めるわけにはいきません。

最近の交通事故は、交差点付近で弱者といわれる老人、子供の交通事故が増えておりますし、障害者も利用しにくい状況であります。先日の一般質問にもありましたけれども、老人や障害者に優しい道路行政を優先させるべきであり、このままの決議ではその願意が十分生かされていかず、不十分であり、反対をするものであります。

○議長（水野幹郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水野幹郎君） 起立所定数以上であります。よって、本件は可決されました。

日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（水野幹郎君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

次に、さきの6月定例議会から今定例議会までの各常任委員会の閉会中の調査結果についてお手元に報告書を配付しておりますので、これによりご了承を願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成4年9月4日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後2時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 水野幹郎

四日市市議会副議長 堀内弘士

署名議員 伊藤正巳

署名議員 田中武

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書・決議
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目
10. 議席表

平成4年9月定例会会期日程

9月2日(水)	午前10時開会 議案上程…説明
3日(木)	休 会
4日(金)	
5日(土)	
6日(日)	
7日(月)	午前10時開議 一般質問
8日(火)	午前10時開議 一般質問
9日(水)	午前10時開議 一般質問 議案質疑…委員会付託 追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
10日(木)	各常任委員会
11日(金)	産業公営企業委員会
12日(土)	休 会
13日(日)	
14日(月)	
15日(火)	
16日(水)	
17日(木)	午後2時開議 委員長報告…質疑、討論、採決 追加議案上程…説明…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(4. 8.26)

◎9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- (1) 一般質問 9月2日(水) 午後2時まで
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 9月7日(月) 午後4時まで
- (3) 請 願 9月7日(月) 午後4時まで
- (4) 議員提案による
意見書発議案 9月7日(月) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 9月16日(水) 正午まで

3. 発言順序

- (1) 一般質問
 - ① 緑水会 ② 政友クラブ ③ 市民クラブ
 - ④ 公明党 ⑤ 新風クラブ ⑥ 新政クラブ
 - ⑦ 日本共産党 ⑧ 清風会 ⑨ 無所属
- (2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

- (1) 一般質問(答弁を含む)
 - 政友クラブ 3時間20分 緑水会 2時間20分
 - 公明党 1時間40分 新風クラブ 1時間40分
 - 新政クラブ 1時間20分 市民クラブ 1時間
 - 清風会 1時間 日本共産党 1時間

* 小井道夫議員(無所属)の発言時間については、本定例会から平成5年3月定例会までを単位として、答弁を含め60分を配分する。

- (2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)

(3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)

(4) 討 論 15分以内

* 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。
- ② 各質問者は通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

* 関連質問の要領

- ① 一般質問に限る
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕 (33件)

議案名	議決結果
議案第 86 号 平成 3 年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第 87 号 平成 3 年度四日市市水道事業決算認定について	認 定
議案第 88 号 平成 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 89 号 平成 4 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 90 号 平成 4 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 91 号 平成 4 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 92 号 平成 4 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 93 号 平成 4 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 94 号 平成 4 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 95 号 平成 4 年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 96 号 平成 4 年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決

議案第 97 号 四日市市の休日を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第 98 号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 99 号 四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について	原案可決
議案第 100号 四日市市消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について	原案可決
議案第 101号 四日市市斎場条例の一部改正について	原案可決
議案第 102号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第 103号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について	原案可決
議案第 104号 市道路線の廃止について	原案可決
議案第 105号 市道路線の認定について	原案可決
議案第 106号 工事請負契約の締結について -三ツ谷污水 1 号幹線管渠布設工事 (第 2 工区) -	原案可決
議案第 107号 工事請負契約の締結について -午起ポンプ場築造工事 (沈砂池・ゲート室) -	原案可決
議案第 108号 工事請負契約の締結について -雨池 7 号幹線水路築造工事-	原案可決
議案第 109号 動産の取得について -高規格救急自動車-	原案可決
議案第 110号 動産の取得について -大型高所放水車-	原案可決

議案第 111号	動産の取得について －パーソナルコンピューター－	原案可決
議案第 112号	字の区域の変更について	原案可決
議案第 113号	字の区域の変更について	原案可決
議案第 114号	工事請負契約の締結について －雨池 2号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第 115号	工事請負契約の締結について －羽津污水 1号幹線下水管渠布設工事 (第 1工区)－	原案可決
議案第 116号	教育委員会委員の任命について	同 意
議案第 117号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意
議案第 118号	人権擁護委員の推薦について	同 意

〔議員提出議案〕（3件）

議 案 名	議決結果
発議第 9号 国民の祝日「海の日」制定に関する意見書の提出について	原案可決
発議第10号 第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書の提出について	原案可決
発議第11号 「道路整備の推進」に関する決議について	原案可決

〔請 願〕（4件）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
3	4.9.2 受理 国民の祝日「海の日」制定を求める意見書の提出について	四日市市千歳町5-2 全日本海員組合名古屋支部四日市連絡事務所 支部長 北山 等	採 択
	伊藤 正数 中森 慎二	総 務 委 員 会	
4	4.9.2 受理 人権都市宣言を求めることについて	四日市市赤堀三丁目10-2 四日市市四地区自治会連絡協議会 会長 宮崎 治 ほか13名	採 択
	森 真寿朗	総 務 委 員 会	
5	4.9.7 受理 第11次道路整備五箇年計画の策定について	津市西丸の内23-1 三重県道路協会 会長 岡村 初博	採 択
	伊藤 雅敏 野呂 平和	建 設 委 員 会	

(前回から継続のもの)

番号	件名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
2	4.6.15受理 「労働行政機関の増員を図る」旨の意見書採択を求めることについて	四日市市西浦一丁目1-22 四日市労働基準監督署内 全労働三重支部四日市基準分会 分会長 小林 寛 ほか1名	不採択
	橋本 茂 水野 和子	産業公営企業委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
(9月7日)	1 緑水会 市川正徳 (発言時間50分)	1 救急医療情報システムの概要について 2 四日市内農家の稲作反当たり数量の平均割当てについて 3 南部工業団地周辺の土地評価価格について	18
	2 緑水会 田中武 (発言時間50分)	1 「うるおいのある街づくり」 (1) 街路樹の管理方針 (2) 公衆トイレの整備 (3) 中央緑地の整備 (4) 市民の理解と協力 2 塩浜地区の問題について (1) 塩浜駅西口広場の整備	28
	3 緑水会 青山弘忠 (発言時間40分)	1 桜地区の諸問題について (1) 集中豪雨(8月11日~12日)の被害 (2) 鈴鹿山麓研究学園都市構想と流域河川災害 (3) 野性ザルの被害に対する取り組み	42

(9月8日)

4	政友クラブ 豊田忠正 (発言時間60分)	1 高齢化社会に対する対応について (老後の生きがい)	54
5	政友クラブ 日置記平 (発言時間60分)	1 休日の行政サービスについて 2 平成不況に対する中小企業経済特別対策について 3 磯津漁港の問題について 4 磯津海浜公園建設について	67
6	市民クラブ 土井数馬 (発言時間60分)	1 公園づくりと緑化に関連して 2 障害児対策について	86
7	公明党 市川悦子 (発言時間50分)	1 訪問看護ステーションの設置について 2 道路行政における通学路の点検・整備について 3 女性施策の推進について	105
8	公明党 益田力 (発言時間50分)	1 環境問題について(ごみ問題等) 2 福祉問題について(障害児(者)対策等) 3 学校5日制の導入について	123

(9月9日)

		4 非核平和都市宣言啓発事業について	
9	新風クラブ 野崎洋 (発言時間60分)	1 違法駐車防止条例の制定について 2 老人福祉の充実に関して (1) 寿楽園に併設の特別養護老人ホームの建設 (2) ボランティア切符制導入 3 学校教育に関して (1) 児童減少地区対策 (2) 校舎の建て替えと機能 4 地方拠点都市地域の指定について	142
10	新政クラブ 森真寿朗 (発言時間40分)	1 教育委員会の会議録について 2 市選管の管理する選挙の投票率の向上対策について 3 余暇行政について 4 婦人行政担当部署の整備について	163
11	新政クラブ 古市元一 (発言時間40分)	1 景気低迷の対応について 2 四日市北部地区の下水道計画について	180

12	日本共産党 橋本茂 (発言時間40分)	1 市民のくらしと中小企業・ 地場産業の経営を守る不 況対策について 2 保健予防事業を一層充実さ せるために	193
13	日本共産党 佐野光信 (発言時間20分)	1 アジア平和女性連合(=統 一協会)主催のチャリティ フェアへの市行政の対応 について 2 明るい選挙推進協議会の活 動について	207
14	清風会 宇野長好 (発言時間60分)	1 富田・富洲原斎場について 2 狭あい道路について 3 駐車場整備計画について 4 水緑景観モデル事業及び交 差点改良について	214
15	無所属 小井道夫 (発言時間20分)	1 障害者、高齢者をはじめ歩 く人にやさしい道づくりの 積極的な推進について(安 全で歩きやすい歩行者道に 整備を) 2 市立羽津保育園問題につい て	230

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 佐野光信	1 議案第97号 四日市市の休 日を定める条例の一部改正 について 2 議案第98号 四日市市職員 の勤務時間及びその他の勤 務条件に関する条例の一部 改正について 3 議案第101号 四日市市斎 場条例の一部改正について	237
2	無所属 小井道夫	1 議案第86号 平成3年度四 日市市立四日市病院事業決 算認定について 2 議案第98号 四日市市職員 の勤務時間及びその他の勤 務条件に関する条例の一部 改正について	(取 下 げ)
3	日本共産党 橋本茂	1 議案第87号 平成3年度四 日市市水道事業決算認定に ついて	241

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 88 号 平成 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第 2 款 総務費

第 4 款 衛生費

第 9 款 消防費

第 2 条 債務負担行為の補正

第 3 条 地方債の補正

議案第 95 号 平成 4 年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 97 号 四日市市の休日を定める条例の一部改正について

議案第 98 号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第 99 号 四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について

議案第 100 号 四日市市消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

議案第 101 号 四日市市斎場条例の一部改正について

議案第 106 号 工事請負契約の締結について
-三ツ谷汚水 1 号幹線管渠布設工事 (第 2 工区) -

議案第 107 号 工事請負契約の締結について
-午起ポンプ場築造工事 (沈砂池・ゲート室) -

議案第 108 号 工事請負契約の締結について
-雨池 7 号幹線水路築造工事-

議案第 109 号 動産の取得について
-高規格救急自動車-

議案第 110 号 動産の取得について
-大型高所放水車-

議案第 112 号 字の区域の変更について

議案第 113 号 字の区域の変更について

議案第 114 号 工事請負契約の締結について
-雨池 2 号幹線水路築造工事-

議案第 115 号 工事請負契約の締結について
-羽津汚水 1 号幹線下水管渠布設工事 (第 1 工区) -

○ 教育民生委員会

議案第 88 号 平成 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 10 款 教育費

議案第 90 号 平成 4 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 94 号 平成 4 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 102 号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 111 号 動産の取得について
-パーソナルコンピューター-

○ 産業公営企業委員会

議案第 86 号 平成 3 年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 87 号 平成 3 年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 88 号 平成 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第14款第1項 農林水産施設災害復旧費

議案第89号 平成4年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

議案第91号 平成4年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)

議案第96号 平成4年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第103号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

○ 建設委員会

議案第88号 平成4年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第14款第2項 土木施設災害復旧費

議案第92号 平成4年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第93号 平成4年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第104号 市道路線の廃止について

議案第105号 市道路線の認定について

国民の祝日「海の日」制定に関する意見書

四面を海に囲まれた我が国は、古来海を架け橋として諸外国と交流しながら我が国特有の文化を育んできました。

また、海は水産品の調達を通じて日本人の食生活を支え、海上輸送は国民生活に不可欠な物資の大動脈として貿易立国としての我が国を支えてきました。

さらに、最近ではマリレジャーを始めとする余暇活動の場として、我々の日常生活に深くかかわっています。

日本国民がこうした海の恩恵に感謝すると同時に、海に対する認識をさらに深めていくための契機とすべく、海が人類にとってかけがえのない環境、資源であることが再認識されつつある中で、7月20日の海の記念日を、世界に先駆け「海の日」として国民の祝日に定めることは極めて意義深いものと考えます。

よって、政府におかれては、7月20日を「海の日」として国民の祝日に制定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成4年9月17日

四日市市議会

議長 水野幹郎

関係省庁宛

(内閣総理大臣、農林水産大臣、運輸大臣、労働大臣、自治大臣)

第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書

道路は、活力ある地域社会の形成、豊かさゆとりの実感できる生活大国の実現を図るうえで、最も重要な役割を果たす施設であり、まちづくり、地域づくりの基盤として、総合的な道路政策の展開が必要となっています。

しかしながら、道路予算の現状は、こうした整備の推進を図るためには

極めて不十分であり、今後、道路投資の拡大が図られなければ、地域社会に及ぼす影響が強く懸念されるところであります。

とりわけ、本市の道路は、各所において激しい道路混雑や渋滞が日常化していることから、市民生活をはじめ経済活動、土地利用など都市機能全般にわたって深刻な影響を及ぼしており、道路整備を求める市民の声は誠に切実なものがああります。

このため、本市は、道路整備を市政の最重要課題として位置づけ、基本構想・総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、その事業進捗に取り組んでいるところであります。

よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1. 第11次道路整備五箇年計画の総投資額として、76兆円を確保すること
2. 道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等を確保充実するとともに、一般財源を大幅投入する等、道路整備財源の充実を図ること
3. 自動車重量税を含む道路特定財源は、全額道路財源に充当すること
4. 地方公共団体の道路整備財源について、一層の充実強化を図ること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

平成4年9月17日

四日市市議会

議長 水野幹郎

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、経済企画庁長官、自治大臣)

「道路整備の推進」に関する決議

道路は、活力ある地域社会の形成、豊かさとゆとりの実感できる生活大国の実現を図るうえで、最も重要な役割を果たす施設であり、道路の整備なくして都市の発展は望むべくもないことは、論を持たないところである。

しかしながら、道路予算の現状は、こうした整備の推進を図るためには極めて不十分であり、今後、道路投資の拡大が図られなければ、地域の住民生活や経済に及ぼす影響が強く懸念されるところである。

かかる状況下において、本市の道路は、各所において激しい交通混雑や渋滞が日常化していることから、市民生活をはじめ経済活動、土地利用など都市機能全般にわたって深刻な影響を及ぼしており、道路整備を求める市民の声は、誠に切実なものがある。

よって、四日市市議会は、市民福祉の向上と21世紀に向けて都市基盤の強化を図るため、自然と調和のもとまちづくりの根幹である道路整備の推進に全力を傾注して取り組む決意であり、その目的達成のため下記事項の実現を強く求めるものである。

1. 第11次道路整備五箇年計画の総投資額として、76兆円を確保すること
 2. 道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等を確保充実するとともに、一般財源を大幅投入するなど道路整備財源の充実を図ること
 3. 自動車重量税を含む道路特定財源は、全額道路財源に充当すること
 4. 第二名神自動車道、東海環状自動車道等の高規格幹線道路と北勢バイパス等の地域内幹線道路網の一体的な整備促進を図ること
 5. 中部新国際空港へのアクセス拠点ともなる特定重要港湾四日市港と鈴鹿山麓研究学園都市など本市の主要プロジェクト地域を結ぶ道路体系の整備促進を図ること
 6. 地方公共団体の道路整備財源について、一層の充実強化を図ること
- 以上決議する。

平成4年9月17日

四日市市議会

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成4年9月17日

総務委員長	豊田忠正
教育民生委員長	田中俊行
産業公営企業委員長	長谷川昭雄
建設委員長	野崎洋

四日市市議会

議長 水野幹郎 殿

総務委員会

○ 広報広聴活動について

地方自治体における広報広聴活動は、地方自治体側からの一方通行的な意思の伝達にとどまらず、住民要望をくみ上げて行政に反映させる手段として極めて重要な役割を担っている。

このため、本市の基本構想においても「広報広聴活動の充実」を市政の重要な柱として位置づけ、市民参加による開かれた市政の推進に努めながら諸施策が展開されている。

また、近年の社会・経済の急激な変動に伴う市民の価値観の多様化により住民が行政に期待する内容も著しく複雑・多様化してきており、本市がこれからの厳しい都市間競争を勝ち抜いていくためには、市政情報を正確・迅速に提供するとともに住民ニーズの変化を的確に把握するという、広報広聴活動が果たす役割は今後ますます大きくなっていくと思われる。

そこで、当委員会は本市の広報広聴活動の現状と今後のあり方について調査研究を行った。

1. 広報広聴活動の現状

現在本市が実施している広報広聴活動のうち主なものは次のとおりであ

る。

- (1) 各種広報紙の発行（「広報よっかいち」、地区広報等）
 - (2) 「ビデオ広報」の制作（年1～2本制作、本庁1階ロビー・市立病院・文化会館などで放映しており、無料貸し出しも行う）
 - (3) 地域情報の制作（CTYで毎日1回30分間放送、月2回更新）
 - (4) テレホンサービス（「健康だより」の放送）
 - (5) 報道機関との連絡調整（週1回、市政上の広報事項について定例記者会見を実施）
 - (6) 動く市政教室「施設めぐり」（年4回、バスで主要施設を案内）
 - (7) 地区交流懇談会の開催（年1回、23地区で開催）
 - (8) 市政モニター制度（一般応募と各地区推薦の40人に委嘱）
 - (9) 市政アンケート（年1回、市民1万人を対象に市民の意識と要望を調査）
2. 今後の広報広聴活動のあり方
- 現在実施している広報広聴活動の問題点について論議した結果、各委員からは次のような意見が出された
- (1) 「広報よっかいち」の内容の充実（記者のマンネリ化を防ぐための担当者の適切な人事異動、市民が要望している特集記事の掲載や活字を大きくするなど、もっと読まれるための工夫を）
 - (2) 市民の活字離れ対策としてグラフィック誌、写真ニュース、漫画などの導入及び「ビデオ広報」の充実（制作本数の増加、活用方法の検討、市民へのPRの徹底）
 - (4) 新聞・テレビ等マスコミの積極的な活用（大きく変貌する本市の姿を強くアピールするにはマスコミの力は不可欠）
 - (5) 動く市政教室「施設めぐり」の内容充実（開催回数、施設の説明方法の改善等）
 - (6) 情報の地域間格差を解消するためのCTYのサービスエリア拡大（企

業等が既に電波障害対策を実施した地域を含む)

(7) 本市を舞台にしたテレビドラマや本市の市政に関わる報道番組等が放映される際の市民へのPR

(8) 地区交流懇談会の夜間開催、フリートークの導入や懇談概要の広報への掲載

3. おわりに

以上、現在の広報広聴活動に対する意見を列挙してきたが、これら各委員から出された意見を十分参考にしながら、本市の広報広聴活動のさらなる改善に向けて創意工夫を重ねていくよう望むものである。

最後に、当委員会は本市の広報広聴活動の抜本的な改善策として、現在の「広報広聴係」を「広報広聴課」に昇格させたり、広報広聴部門全部もしくは広報部門のみの所管を市民部から市長公室へ移管するなどにより、広報広聴部門の組織をより一層充実・強化してはどうかと提案するものである。

そして、本市の広報広聴部門がさらに効率的かつ効果的な活動をするための組織として生まれ変わり、ひいては本市の一層の飛躍につながることを期待するものである。

教育民生委員会

○ 図書館の充実について

近年、国際化・情報化の進展等社会情勢の急激な変化に伴い、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習する「生涯学習」への取り組みが大きな課題となっている。

生涯学習時代を迎えるにあたって、市民の身近にあって、人々の学習を支援する図書館の整備・充実は不可欠であり、その充実に向けた積極的な取り組みが急務である。

こういった観点から、当委員会は本市の図書館の現状と今後のあり方に

ついて、市立図書館への視察も含めた調査研究を行った。

1. 現状

図書館は昭和25年に制定された図書館法に基づく社会教育施設であり、図書、記録、その他必要な資料を収集・整理・保存して地域住民に提供し、住民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設である。

本市の図書館は明治41年に創立され、以来幾多の変遷を経て昭和48年に現在の図書館が建設されており、2台の自動車文庫とともに貸出し・調査相談のサービスを行っている。

施設の規模は、敷地面積 4,738㎡、延床面積 4,147㎡で、このうち図書の開架スペースは734㎡、書庫スペースは623㎡である。また、駐車能力は60台である。

最近5年間の蔵書冊数、貸出し冊数及び図書資料費の推移をみると、いずれも年々増加しており、平成3年度末の蔵書冊数は228,755冊、貸出し冊数は522,000冊、また平成4年度の図書資料費は40,920千円となっている。

これを人口20万人台の全国の市・区と比較（平成2年度末）すると、42市・区の中、蔵書冊数は36位、貸出し冊数は34位、図書資料費は30位であり、あさけプラザ図書館を合わせた数値との比較においても、蔵書冊数が30位、貸出し冊数が21位、図書資料費が29位となっており、同格都市の水準を下回った状況にある。

2. 課題

図書館への視察等、調査研究の過程で、次のような課題が提起された。

- ・ 開架スペースが狭く、50,000冊程度しか開架できないため、利用者の便を欠いている。また、スペースの余裕がないためアメニティ感覚に欠けている。
- ・ 書庫の収容能力が16万冊程度であり、増大する図書及び資料の収蔵

に苦慮している。

- ・ 駐車能力が60台しかないため、土・日曜日を中心に来館者に不便を来している。
- ・ 施設面から新規事業（例えばビデオ、CD等）に取り組む余裕がない。
- ・ 分館が無いため、全市域に行き届いた図書サービスができない。
- ・ 開館時間が9時から17時であるため、昼間働いている市民の利用に対応できにくい。

3. まとめ

こういった現状と課題を踏まえ、各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ 現図書館は、開架スペース、書庫の収容能力等から見てかなり手狭になっており、また増築等のスペースもないことから、図書館施設の効果的活用を考慮し、施設の建て替え、移転等を早急に検討すること。その際には国際的・文化的な機能を併せ持った、個性と魅力ある施設となるよう配慮すること。
- ・ 図書館を移転する際には、交通の便のよい中心市街地（再開発予定地など）や自然環境に恵まれた郊外の広い場所等あらゆる面から検討すること。また現図書館については分館機能を持たせ存続させること。
- ・ 図書館の運営にあたっては、地域の実情に合った取り組みに留意するとともに、窓口相談等多様化する市民ニーズに対応できるよう、一層のサービスの質的向上を図ること。
- ・ 開館時間について、勤労者等の利用を考慮し、閉館時間の延長等弾力的な運用に努めること。

今後、高齢化の進展、余暇時間の増大等に伴い、市民の学習意欲はますます高まりをみせることが予想され、また本年9月より学校週5日制が実施されるなど、図書館の果たす役割は一層重要性を増してくるものと思わ

れる。

当委員会は本市が掲げる「豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくり」の実現に向けて、第6次基本計画の中で、だれもが自由に必要な時に必要な資料や情報を手にすることができるよう、蔵書資料の充実、相談サービスの向上、学習環境の整備等図書館の充実に積極的に取り組んでいくことを強く要望するものである。

産業公営企業委員会

○ バイオ技術による農業振興について

農耕が始まって以来、人々が願ってきたことは、それまで栽培していた作物と比べてより優れた特徴をもったもの、例えば病気や寒さに強いとか、実が沢山なるとか、美しい花が咲くとか、そういった性質を持った作物を大量に繁殖させることができないかというものであった。

そして、試行錯誤を重ねた末に挿し木や接ぎ木、株分けといった一般にもなじみの深い技術が考案され、更に工夫を重ねたものとして人工交配や突然変異の誘導による品種の改良が行われてきたが、これらの方法によって期待した作物を作り出すには多くの努力と長い年月を必要とした。

その後、「細胞は生命の構造的・機能的最小単位である」という考え方のもと、成長点など植物体の一部をガラス容器の中で育てる組織培養を経て、細胞の諸性質を決定する大もとの一つは遺伝情報を持つDNA（デオキシリボ核酸）であることに着目することによって、短期間に優れた形質を持った作物を大量に生産できる画期的な研究成果が得られたが、それが現在バイオ技術として脚光を浴びているものである。

本市の農業研究指導員においても昭和62年にバイテク実験室が整備されて、花き類を中心にした優良種苗の生産、研究を目的に、バイオ技術を利用した取り組みがなされていることから、当委員会はこれらバイオ技術導入による最新の成果、課題そして今後の農業振興に果たす役割について研

究を行った。

農業研究指導所の業務内容は自立経営農家を育成するために各種園芸作物の栽培、研究、調査及び農家への技術指導であり、バイオ技術の取り組み内容も、当時産地化されていた花き類等を対象にして、組織栽培によるコピー苗の大量生産技術の確立に向けて出発した。

そして、平成3年度に完成した新しい研究棟の稼働もあって現在では年間60,000株余りの観葉植物の培養苗を市内の生産者に供給しながら研究が続けられており、産地化に大きく貢献している。

また、出荷先の市場において産地としての評価を受け、消費者に好評を得ている本市のシクラメン・メロン・トマトなどについても、苗木生産や品種改良に向けての組織培養による試験研究が続けられているが、最終的には細胞膜を取り去った裸の細胞から植物体を再生させるプロトプラスト培養等の高度技術の確立が必要であり、現在、それを目指して順次基礎的研究が行われている段階にある。

このように、本市のバイオ技術研究は着実な成果を上げているものの、園芸作物については、近年他産地、特に大規模産地からの追い上げが激しいため、今後の本市の園芸農業にとっては質のそろった優良品の生産、他地域にない付加価値を持った作目の開発が重要であり、それらが可能となる高度なバイオ技術の確立が急がれるところである。

しかしながら、高度技術の確立には専門知識を持った何人かの研究スタッフが継続的に試験研究に取り組むことが必要であるが、現在バイオ技術の研究を担当している職員はわずか2名であり、非常に少ないのが現状である。

そのため、早急に研究スタッフの増員を行い、研究体制を強化するとともに昇格・任用等に配慮するなど担当スタッフが業務に専念して、十分に力量を発揮できるような条件整備に努めるべきと考える。

また、県をはじめ関係機関との技術交流による研究水準の向上を図って

いくとともに、ハード面においてもバイオ技術研究の進展に応じた関連施設の整備を順次進めていくことが必要である。

本市の都市近郊農業の大きな柱として成長した施設園芸は、消費者の需要が安定しており、今後も消費拡大が十分見込めること、また米作を中心とする既存農家の中から施設園芸への転換を図るケースが増えるものと予想されることから、農業研究指導所の果たす役割により大きな期待がかかる所であり、その機能の更なる充実、特にバイオ技術水準の向上に努め、一層の農業振興を図っていくよう強く望むものである。

建設委員会

○ 緑化推進事業について

都市の「緑」は快適な都市の形成を促進するとともに、レクリエーションの場の提供、安全性の向上に寄与するなど、市民生活の多様化に伴い、その果たす役割はますます高まっている。

しかしながら、近年の急速な都市化の進展によって、むしろ「緑」は減少傾向を示しており、このような状況に対処するため、地方自治体にとって、緑を「まもり」「つくり」「そだてる」「緑豊かなまちづくり」を進めることが重要な課題となっている。

本市の状況に目を向けて見ると、都市における緑化率の指標となる一人あたり公園面積は平成4年4月1日現在、6.8㎡と数字の上では全国平均をやや上回っているものの、憩いと安らぎの場としての機能を果たす公園・緑地の整備は十分とは言えず、また地区市民センター等公共・公営施設の緑化面積率についても伸び悩んでいるのが実態である。

当委員会は以上のことを踏まえ、緑化推進に向けて今後、本市が重点的に取り組むべき方策を体系的に整理し、「緑の保全」、「緑の創出」、「緑の啓発」の3つに焦点を当てて、調査・研究を行った。

調査・研究の過程で、各委員から出された主な意見は次のとおりである。

1. 緑の保全

- ・ 近年、本市においては開発等が急増していることから、建築行為及び開発行為等を許可するにあたっては、その周辺道路に「緑」を確保するよう指導を行うとともに、昭和55年に策定された「緑のマスタープラン」についても、実情に合わせた見直しを行うべきである。
- ・ 市民にとって身近な「緑」である街路樹や公園の維持・管理は主に生活環境公社などに委託されているが、適正な維持・管理が行われるよう市として指導を強化していくべきである。

2. 緑の創出

(1) 公園・緑地の整備

- ・ 他都市に誇れるような魅力ある公園づくりの推進になお一層の努力を払うべきである。
- ・ 市民公園は緑化推進のみならず、本市の玄関口として、良好な都市景観を形成していく上で重要な位置にあることから、まちづくりと一体的にその整備を図っていくべきである。
- ・ 公園への記念植樹に際しては、植樹を行う市民の意思を十分に汲み取るとともに、樹木の寄付の受入れも併せて、市の植栽方針を明確にする必要がある。

(2) 街路樹による緑化

- ・ 街路樹は日常生活における快適な道路環境を確保し、都市の良好な風致、景観を形成していく上で重要な役割を果たすことから、その植樹方法、樹種の選定、更に土質の調査結果等を踏まえたマスタープランを早急に策定すべきである。
- ・ 専門的な調査による樹種の選定のもと、市内の各道路に価値のある植木を植え、その名称を付すなど、親しまれる道路づくりに努めるべきである。

(3) 公共・公益施設の緑化

- ・ 市民の行う民有地緑化のモデルとなるべく、積極的に公共・公益施設の緑化事業を推進するため、「四日市市公共施設の緑化の推進に関する要綱」について、緑化率目標の引き上げ、植栽樹木の基準の設定など、抜本的な見直しを行うべきである。
- ・ 公共・公益施設の緑化にあたっては、緑化率目標の達成にとどまることなく、その地区ごとの特性に応じた施策の実施が求められることから、地区市民センター等公共・公益施設単位で、緑化推進の年次計画をたてるべきである。

(4) 民有地の緑化

- ・ 各家庭の生け垣化に対する助成制度は緑化基金による基金事業として計画されているが、当事業は民有地緑化を推進していく上で、必要不可欠な事業であることから、その早期実施に努めるべきである。
- ・ 都市緑化の推進を図るため、ビルの屋上緑化等に対する助成制度の導入について、検討する必要がある。

(5) 工場の緑化

- ・ 「四日市市工場緑化の推進に関する要綱」については、緑化率目標を引き上げるとともに、樹種の指定等の項目を設けるなど、総合的な見直しを行うべきである。
- ・ 市民の生活環境の保全及び快適な工場環境づくりを図るため、工場の緑化状況について早急に調査を行うとともに、各工場に対し、緑化計画の提出について協力を求めていくべきである。

3. 緑の啓発

- ・ 市の緑化行事の一つである緑化祭については、各地区ごとに樹木を植えて、その地域の特色を打ち出すなど、全市的なイベントとして取り組んでいくべきである。
- ・ 各種行事等における苗木・草花の種子等の配布にあたっては、市民の緑化意識の高揚を図れるような品種を選定すべきである。

- ・ 緑化基金の企業へのPRについては、商工会議所の四日市を美しくする会だけにとどまらず、今後は更に幅広く協力を求めていくとともに、その運用にあたっては、主要な協力者に適宜報告を行っていくべきである。

4. まとめ

以上のことから当委員会は、緑豊かな環境と市民生活との調和を目指し、効率的な土地利用を進めていくためには、都市構想の骨格となる緑化を確保することが何よりも肝要であると考え次第である。

このため、各委員から出された意見を十分に踏まえ、市民が身近にふれあうことのできる「緑」を公園・緑地といった個々のものにとどまらず、街路樹等により連続性を持たせて整備していくことを、今後のまちづくりの基本的方向として位置づけ、本市が基本構想に掲げる「快適で潤いのある生活のまちづくり」の実現に向けて、なお一層努力されるよう強く望むものである。

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	都市宣言のあり方について
教育民生委員会	障害者福祉について
産業公営企業委員会	各種イベントによる商業への波及効果について
建設委員会	道路景観について

議 席 表

森	古市
真	元
寿	一
朗	

大島	水野	伊藤	橋本	喜多野	野呂	川村	堀内
武雄	幹郎	雅敏	増蔵	等	平和	幸善	弘士

小林	坂口
博次	正次

(予備)	(予備)	小井道夫
------	------	------

毛利	益田	久保	野崎	谷口	大谷	豊田
道哉	力	博正	洋	廣睦	茂生	忠正

佐野	(予備)	(予備)
光信		

(予備)	(予備)	佐藤晃久
------	------	------

田中	青山	長谷川	伊藤	田中	宇野
武	弘忠	昭雄	正数	俊行	長好

水野	橋本	(予備)
和子	茂	

* 部分が変更後の議席

伊藤	市川	中森
正巳	悦子	慎二

藤井	市川	石川	桑原	日置
浩治	正徳	勝彦	勇	記平

小川	瀬川	土井
政人	憲生	数馬